

海外の宗教事情に関する 調査報告書

平成 20 年 3 月

文 化 庁

は し が き

本書は、文化庁が平成 16 年度から 4 年間にわたり実施してきた「海外の宗教事情に関する調査」の報告書である。

本調査では、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカを調査対象国として、宗教（団体）に関する法制度や、宗教と社会との関わりについて調査を行った。

この報告書は、宗務行政の参考に資するとともに、広く宗教界、宗教研究者及び関係各方面への一つの参考資料とするため、本調査の諸結果をまとめたものである。

本調査の実施に際しては、大石眞京都大学公共政策大学院教授を座長とする調査研究協力者会議において、調査方針・計画の決定、実施状況の確認を行うとともに、調査の実施を海外宗教事情調査委員会に委嘱して行った。ご協力いただいた先生方等については、以下のとおりである。

(五十音順。敬称略。肩書きは平成 20 年 3 月現在。)

海外宗教事情調査協力者

井口 文男	岡山大学教授
大石 眞	京都大学教授
駒村 圭吾	慶應義塾大学教授
初宿 正典	京都大学大学院法学研究科長
原田 一明	横浜国立大学教授

海外宗教事情調査委員会（報告書執筆時。上記調査協力者含む。）

井上 武史	京都大学助教
上田 健介	近畿大学准教授
岡田 順太	東北文化学園大学専任講師
片桐 直人	京都大学法学部助教
田近 肇	岡山大学准教授
横大道 聡	鹿児島大学専任講師

なお、稲葉実香四天王寺国際仏教大学専任講師、櫻井智章甲南大学准教授には、初年度の調査委員会のメンバーとしてご協力いただき、また、小谷順子静岡大学准教授には、スポット協力者として、現地調査および報告書の執筆を分担していただいた。

本報告書は、序論に続いて第1章からイギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカの各国における、政教分離、宗教団体に関する法制度、宗教団体に関する課税制度、宗教団体と社会活動などについて記載している。

海外諸国の宗教に関する状況は極めて多様であり、また、それぞれの国ごとに宗教をめぐる社会的、文化的伝統は異なっている。このため、各国の国家と宗教をめぐる関係を把握するに当たって十全を期することは極めて困難といわざるを得ず、現地調査や報告書の取りまとめに当たり、各先生方、関係者におかれては、多大なご労苦をおかけしたことと思う。

しかしながら、これまで海外諸国の制度や事情を紹介した書物が多々ある中で、宗教という特定の分野で、法律等を中心とした宗教と社会との関係を概観できるものは少ない。また、近年我が国においては、公益法人制度改革等をはじめとした行政改革や、宗教界における「宗教（団体）の公益性」についての関心の高まりなど、宗務行政を取り巻く社会情勢も変化してきている。そうした中において、我が国の宗教事情のみならず、諸外国の宗教事情を把握することは必要不可欠であり、また、関係各方面にとってもこのような書物の必要性は高いものと考えられる。本報告書が、各国の宗教事情に関心を持つ方々のより深い理解への手がかりとして、広く活用されることを望むものである。

最後に、この調査の企画や実際の調査に当たられた大石先生をはじめとする調査研究協力者、調査員、執筆者の諸先生方、調査にご協力をいただいた各団体等の関係者に厚く感謝する次第である。

平成 20 年 3 月

文化庁文化部長 尾山 眞之助

海外の宗教事情に関する調査報告書 目次

はしがき

目次

序論	大石 眞	1
第1章 イギリス	原田一明・上田健介	5
第1節 政教関係の概要		7
I 国教会制度		7
1. 国教会の独自の地位		7
2. 総会 general synod と「国教会制定法案」の制定権 Measures の制定権		9
II その他の宗教団体についての原則		11
1. 宗派間の中立性		11
2. 教会の承認 Recognition of Churches		12
III 98年人権法と宗教団体		13
1. 「国教会制定法」Measures と人権法		13
2. 人権法とチャリティ法		14
第2節 宗教団体制		17
I チャリティ改革と宗教団体		17
1. 2002年9月の『民間活動と公益—チャリティの再検討』		17
II 2006年チャリティ法改正への歩み		19
1. チャリティ法案の審議		20
2. チャリティ法の施行期日		21
3. チャリティ委員会による「公益通達案」の公表について		21
4. 今後の公益通達作成の予定		22
III 2006年チャリティ法の概要		23
IV 宗教団体の法的地位に関する問題点		29

1. 狭い「宗教」概念	29
2. 広い「宗教」概念	30
3. 何が問題か	30
4. 「宗教の促進」条項と公益性との連動	31
第3節 宗教団体税制	34
I チャリティに対する税制上の優遇措置	34
1. 所得税および法人税ならびにキャピタルゲイン税	34
2. 非課税の対象となる取引	34
3. 非課税の制限	36
4. その他の税金について	37
II チャリティ団体に対する寄付税制	38
1. ギフト・エイド	38
2. 届出	39
3. 取引子会社 (trading subsidiary company)	40
4. その他の優遇制度	40
第4節 宗教団体と教育・社会的活動	42
I 宗教団体と教育	42
1. 宗教教育についてのイギリスの議論の特色	42
2. 多様な宗教の承認と学校教育	42
3. 礼拝と宗教教育	42
II 宗教教育と宗教礼拝	43
1. 1944年教育法の制定	43
2. 宗教教育と宗教担当教員	45
III 教会の社会的役割	45
1. 婚姻と教会	45
2. 宗教放送	46
3. 施設つき聖職者	47
第2章 ドイツ	初宿正典・片桐直人 49
第1節 政教関係の概要	51
I はじめに	51

1. 概況	51
2. 国家と宗教	51
3. 歴史	52
II 現行憲法（基本法）における宗教に関する基本的枠組み	53
1. 宗教の自由	53
2. 連邦制	54
3. ヴァイマル憲法の編入	55
III 基本法下の諸制度	56
1. 公法上の社団	56
2. 公立学校における宗教教育	57
3. 教会税	58
IV 国家と教会を巡る近年の動向	58
1. イスラーム	58
2. イスラーム主義	60
3. エホバの証人	61
第2節 宗教団体制	62
I はじめに	62
II 基本法の態度	62
1. 宗教団体の地位の保障	62
2. 宗教団体の自律権	63
3. 法人格	64
III 公法上の社団たる宗教団体	64
1. 総説	64
2. 特権	65
3. 認可の要件	66
IV 私法上の法的地位を有する宗教団体	67
1. 総説	67
2. 民法上の登録社団の要件	68
3. 自律権と民法の適用	69
第3節 宗教団体税制	71
I はじめに	71

II	教会の財務	71
1.	総説	71
2.	教会の収入・支出と国からの援助	71
3.	財務の統制	72
III	教会税	73
1.	総説	73
2.	法的根拠	73
3.	教会税の種類	74
4.	教会所得税	76
5.	教会税の手続	77
IV	租税優遇措置と寄付税制	78
1.	総説	78
2.	公法上の社団たる宗教団体と税	79
3.	公益団体と租税優遇措置	79
4.	寄付税制	80
第4節	宗教団体と教育・社会的活動	82
I	はじめに	82
II	活動	83
1.	教育活動	83
2.	政治活動	83
3.	文化活動	84
4.	福祉・慈善活動	84
III	ドイツにおける教会系社会福祉活動団体の実際	85
1.	総説	85
2.	概要	85
3.	ドイツ・カリタス連合の組織	86
4.	ドイツ・カリタス連合の財務	88
5.	活動内容	88
第3章	フランス	大石 眞・井上武史 93
第1節	政教関係の概要	95

I	宗教事情の概観	95
II	政教関係の歴史	95
	1. 旧体制と革命期	96
	2. 公認宗教体制の成立	96
	3. 政教分離制への歩み	97
III	政教分離法とライシテの原則	98
	1. 政教分離法の概要	98
	2. 政教分離原則の変容	101
	3. ライシテ原則の現在	103
第2節	宗教団体制	106
I	総説	106
	1. 宗教団体の法的地位と法律関係	106
	2. 宗教団体制の基本的な枠組み	106
II	宗教団体に関する法制度	108
	1. 一般非営利社団	108
	2. 修道会	111
	3. 信徒会	113
III	政教分離法の改正問題	115
	1. 信徒会に対する規制の緩和	116
	2. 信徒会と一般非営利社団との関係	117
第3節	宗教団体税制	118
I	総説	118
	1. 概観	118
	2. 優遇措置の根拠に関する2つの視点	118
II	商業活動に関する課税制度	119
	1. 商業活動税に関する一般原則	119
	2. 個別的検討	122
III	その他の課税制度	123
	1. 団体財産に対する課税制度	123
	2. 宗教団体に対する寄附についての優遇税制	124
IV	宗教団体に関する補助金制度	125

1. 総説	125
2. 聖職者に対する補助金	126
3. 礼拝用建造物に対する補助金	127
4. 私立学校への補助金	129
5. アルザス・モーゼルの特例制度	130
第4節 宗教団体と教育・社会的活動	131
I 宗教団体の社会的活動	131
1. 法的枠組み	131
2. 現行制度の問題点	131
II 施設付司祭制度	132
1. 概説	132
2. 現行制度の運用	132
III 宗教団体と教育活動	133
1. 私学教育の担い手	133
2. 宗教教育への寄与	133
第4章 イタリア	井口文男・田近 肇 139
第1節 政教関係の概要	141
I イタリアにおける政教関係の特殊性	141
1. 聖座	141
2. 聖座とイタリアの関係	141
II 歴史的概観	141
1. 「ローマ問題」	141
2. ラテラノ協定 (Patti lateranensi)	142
3. カトリック以外の宗派	143
III イタリア共和国憲法における政教関係	144
1. 憲法の規定	144
2. カトリック教会との関係	145
3. カトリック以外の宗派	146
4. 宗派の自由の平等	147
5. 宗教団体の差別の禁止	148

IV 協約の改正	148
第2節 宗教団体制	151
I 法源	151
1. 政教協約・取極及びその施行法令	151
2. 認容宗派法	151
3. 民法典	152
II 法人格の承認	152
1. 「古来の身分占有」による承認	152
2. 立法行為による法人格の承認	153
3. 許可主義に基づく行政命令による法人格の承認	155
4. 認証主義に基づく行政命令による法人格の承認	156
5. 非承認社団	158
III 登記	159
1. 2000年2月10日共和国大統領令第361号以前の制度	159
2. 2000年2月10日共和国大統領令第361号以後の制度	160
IV 法人の管理・運営と所轄庁の権限	160
1. 民法上の承認社団	160
2. カトリック教・取極宗派の教会法人	161
3. 認容宗派	161
第3節 宗教団体税制	163
I 法人税制上の優遇措置	163
1. 非営利法人に対する課税制度	163
2. 公益非営利組織に対する優遇措置	164
3. 宗教法人に対する優遇措置	165
II その他の税制上の優遇措置	165
1. 相続税及び贈与税	165
2. 地方不動産税	166
3. 付加価値税	166
III 公益非営利組織監督機構	167
IV 宗教法人に対する助成制度	168
1. 寄附控除制度	168

2. 使途指定制度	169
第4節 宗教団体と教育・社会的活動	171
I カトリック教会と教育	171
1. 国立学校における宗教教育	171
2. カトリック系私立学校	174
II カトリック教会と社会的活動	175
1. カリタスについて	175
2. カリタスの組織	177
3. カリタスの活動	178
4. カリタスの財政	180
第5章 アメリカ……駒村圭吾、岡田順太、横大道聡、小谷順子……	185
第1節 政教関係の概要	185
I アメリカの宗教事情	185
1. 宗教意識に関する統計	185
2. 宗教団体に関する統計	186
II 政教分離と信教の自由	186
1. 憲法上の規定	186
2. 政教分離	187
3. 信教の自由	190
III 神と国家の不可分性？	193
第2節 宗教団体制	195
I 法人制度の概観	195
II カリフォルニア州における宗教団体制	197
1. 非営利法人法	197
2. 非営利宗教法人法の概要	198
3. 非営利宗教法人に対する司法長官の権限	200
III 1987年改訂模範非営利法人法典	201
1. 模範法典の意義	201
2. 模範法人法典の概要	202
第3節 宗教団体税制	208

I	総説	208
II	連邦レベルにおける宗教団体に対する優遇税制	208
	1. IRC 上の宗教団体の位置づけ	208
	2. 宗教団体の免税資格審査と申請手続	210
	3. 免税資格を喪失する行為	212
	4. 非関連事業所得税	214
	5. 「教会」に対する税務調査	215
	6. 慈善寄付	217
	7. その他	218
III	州レベルの宗教団体税制 —カリフォルニア州の場合—	218
	1. 財産税についての州憲法の規定	218
	2. 州憲法規定の州法による具体化 —財産税に対する免税措置—	219
	3. 財産税の免税措置を受けるための手続	220
	4. 免税を受ける財産を用いた非関連事業	221
	5. 宗教団体に対する州法人所得税の免税措置	221
	6. 州法人所得税についての年次報告書提出義務	221
	7. 州法人所得税の免税資格を喪失する可能性のある行為	222
	8. 慈善寄付に対する税控除	222
	9. その他の優遇規定	222
第4節	宗教団体と教育・社会的活動	224
I	概観	224
II	G.W.ブッシュ政権における信仰団体支援政策	225
	1. 思いやりのある保守主義	225
	2. 信仰・地域団体支援政策	225
III	サンフランシスコ市における事例	227
	1. 非営利団体と行政	227
	2. 市長室地域開発部による NPO 支援	228

序 論

大石 眞

1. このたび、文化庁宗務課から外国の宗教事情に関する調査を行うよう依頼され、私は、そのために設けられた「海外の宗教事情に関する調査協力者会議」及び「海外宗教事情調査委員会」の総括役を務めることになった。

その作業を間もなく終え、最終の調査報告書を編集するに当たり、この調査協力者会議と調査委員会を代表して、ここに私なりに多少の所感を書きとめておきたいと思う。

2. 現行の日本国憲法は、信教の自由を保障するとともに、政教分離の原則を採用している。この二つの原理は、今日、いわば政教関係における自明の公理として、宗教団体・宗教法人制度を語るときの大前提となっている感がないではない。

けれども、各国の宗教団体制の实情や背景などをよく検討してみると、法人法制・法人税制のいずれをとってみても、決して同じ様相を呈しているわけではないことが判明する。宗教団体をめぐる法制度は、各国それぞれの歴史・文化・政治のあり方と密接に関係しており、一義的な制度設計になじまない部分も多いからである。

この意味において、本報告書が、信教の自由を尊重するという普遍的な価値と精神を共有しつつも、各国それぞれの政教関係の下で形づくられてきた宗教団体をめぐる法制度のもつ共通点と多様性とを再認識するための一つの契機となれば、幸いである。

3. 今般の海外宗教事情調査は、平成 12 年度から 4 年間にわたり主としてアジア諸国を対象として行われたもの（これについては、平成 17 年 3 月に公にされた文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書』を参照されたい）とは異なり、とくに主要な欧米諸国における宗教団体をめぐる法制度のあり方に焦点を絞って実施したものである。

今回の調査期間は、3年前の平成17年度初めから今年の平成19年度末にいたるまでの3年間にわたったが、その主要な調査項目としては、(A)宗教団体に関する法制度と(B)宗教の公益性とに大別され、前者は、(1)政教関係、(2)宗教団体に関する法人制度等、(3)宗教団体に関する課税制度を、そして後者は、(1)宗教団体のおこなう公益的活動、(2)社会の側からの宗教への評価といった内容を含んでいた。

欧米諸国については、今回の調査以前にも、故阿部美哉博士の指導の下に同じような趣旨で調査が行われ、私も、かつてその一員として参加したことがある。その成果は、平成13年3月に文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書』として刊行されており、本報告書においても、『平成13年報告書』として引用するなどして、その内容を十分に活用させていただいた。

この4年前の報告書と比べると、今回の報告書は、調査対象国をアメリカ・イギリス・イタリア・ドイツ・フランスの五カ国に絞ってはいるが、調査内容の密度と叙述のスタイルにおける統一性と等質性をできるだけ確保するとともに、これら各国を通じて宗教団体をめぐる法制度のあり方を理解するのに必要な法令資料を格段に充実させたところに、大きな特徴をもっている。

4. 以上の5カ国をとくに取り出して調査の対象としたのは、これまでの研究動向からみて関係資料が比較的入手しやすいという事情を別としても、宗教団体をめぐる各国の憲法上の枠組みの多様性とこれに対応した具体的な宗教団体制のあり方との関連に注目したことによる。

すなわち、政教関係のあり方からすると、イギリスとイタリアは伝統的に国教制の代表として、また、アメリカとフランスは政教分離制の模範として、さらにドイツは公認宗教制を維持する国家として位置づけられる。これらの各国において信教の自由が確立していることを疑うものはないであろう。

しかし、その一方で、等しく政教分離制に類型化されながら、アメリカとフランスとでは具体的な分離制度のあり方はかなり異なっているし、通俗的には国教制と呼ばれるイギリスとイタリアの場合にも、これと同様な事情が見られるようである。ところが、こうした違いがあるにもかかわらず、例えば、宗教団体・法人に対する租税減免措置などをみると、ほぼ共通した傾向があるとい

う側面も見られるのである。

なお、アメリカとドイツの両国については、連邦制国家であることからくる特有の事情にも留意する必要がある。というのも、連邦全体を通じた制度として議論するのか、それともあくまで特定の州やラントを対象とし、一つの代表的な制度として説明するのかによって、具体的な宗教団体制の理解はかなり違ってくとも否定できないからである。これと同様に、他の制度と同じく宗教制度のあり方についてもイングランド・ウェールズ・スコットランドというように分権化傾向の著しいイギリスについて、同じような注意を喚起することが適切なのかも知れない。

いずれにしても、これらの5カ国は、先にも述べたように、信教の自由を尊重するという普遍的な精神を共有しながらも、それぞれの政教関係の下で形づくってきた宗教団体をめぐる法制度のもつ共通性と多様性をいわば模範的に示しているのであって、ここにそれらの国に焦点を当てた所以がある。

5. 先に一言したように、調査内容の密度と叙述スタイルの統一性と等質性及び関係法令資料の充実という点において、私としては、今般の海外宗教事情調査が、従来この種の調査に勝るとも劣らない成果を挙げた学術的・社会的意義を有すると自負すると同時に、この調査報告書が、それ自体として優れた学問的意義を有する共同研究書でもあると確信している。

もとより、こうした実りある調査を効率的に実施し、短期間のうちに均整のとれた報告書を纏めることができたのは、何より、はじめに述べた「海外の宗教事情に関する調査協力者会議」及び「海外宗教事情調査委員会」に参加してくださった協力者・調査委員各位のご協力とご理解のたまものである。それぞれのお名前は調査を担当された各章の冒頭に明記されているが、これらの各位には、公私ともに多用な時節であるにもかかわらず、総括役を務めた私や文化庁宗務課からの度重なる指示や注文に快く応じるとともに、まとまった報告書原稿をお寄せくださり、感謝の念に堪えない。

なお、調査の途中で調査委員を交替されたため、本報告書には直接お名前を記載していないが、フランス担当の稲葉実香氏（四天王寺国際大学講師）とドイツ担当の櫻井智章氏（甲南大学講師）には、ともに初年度に格段のご協力をいただいた。ここに特記して感謝の念を表したいと思う。

6. さて、最後になってしまったが、文化庁宗務課の職員各位には、調査の企画から完了に至る各段階で、いろいろとお世話になった。また、このような意義ぶかい、しかし地味な調査に対する理解を示していただいた財政当局に対しても、「海外の宗教事情に関する調査協力者会議」及び「海外宗教事情調査委員会」を代表して、篤くお礼を申し上げる次第である。

平成 20 年 3 月

イギリス

第1節 政教関係の概要

イギリスにおける教会・国家関係については、周知のように、今日におけるまで、イングランド教会が存在しており、わが国におけるような意味での政教分離原則は採られてはいない。こうしたイギリスの政教関係を国教制度（国家教会制度）と位置づけるか否かについては、ここではしばらく留保するとしても、広い意味での公認宗教制度をとる国として、宗教団体の位置づけや宗教教育・集団礼拝の在り方など、わが国とは異なる運営がなされてきたことを否定することはできない。とりわけ、宗教団体をチャリティと位置づけて、チャリティ委員会という第三者機関による公益性の認定に基づく登録制度を採用しているということなどは、宗教活動に対してある種の国家的な評価を前提とする法制度ということができ、その意味で、政教分離原則をとる国であれば、宗教的中立性との関係で問題となりかねない要素をかかえていることに留意が必要であろう。

I 国教会制度

1. 国教会の独自の地位

わが国の宗教法人制度については、信教の自由、結社の自由、さらには政教分離原則という憲法原則との関係から、法人制度に伴う民法上の法的枠組み（民法33条以下、43条）を前提にした上で、その検討がなされている。これに対して、イギリスにおいては、前述したような「国教会」制度が採られてきたことから、わが国とは、その出発点を異にする。そこで、以下では、はじめに国教会制度の特色を略述する。

- (1) まず、国教会の内部事項や宗教関連事項については、様々な議会制定法によって規定されていることが指摘できる。すなわち、イングランド教会は今日なおエスタブリッシュ・チャーチとして位置づけられ、教会と国家との緊密な関係が維持されていることから、国教会やその宗教事項に直接・間接に関連する事柄については議会制定法によって規定されている。マーク・ヒル『教会法 [第二版]』によれば、その例として、1949年の婚姻法 Marriage Act、1966年のイングランド教会会議法 the Church of England Convocation Act、1966年の教会建造物区分所有法 the Sharing

of Church Buildings Act、1996年の教育法 the Education Act 及び 1998年の学校基準枠組み法 the School Standards and Framework Act などが挙げられ、さらに、必ずしも直接的とはいえないが、重要な制定法として、1993年のチャリティ法 the Charities Act や 1984年及び 1998年のデータ保護法の一部の規定並びに 1999年の児童保護法なども挙げられている。これらから判断すれば、イングランド教会は、文字通りの意味における自発的な任意結社ということができないことはいうまでもないが、かといって、議会制定法によって創設されたという意味での国家教会 State Church であるということもできないと位置づけておくことが適当であろう。

(2) それでは改めてイングランド教会の「公定化」 established とはいかなる意味を有するのかについて言及しておこう。少なくとも、「公定化」ということが、その他の教会の自由を制限するという意味に用いられてきたのではないことははじめに確認しておかなければならない。「公定化」ということが有するニュアンスについては、むしろイングランド教会の組織・運営が様々な議会制定法や Measures と称される「国教会制定法」などの国家法的な枠組みによって拘束されていること（＝イングランド教会それ自身の「自由」が制限されていること）を第一義的には意味しているといわれてきたからである。具体的には、イングランド教会に対しては、次のような国家との関係（＝「制限」）が認められている。

- ① 国教会の内部事項を規定する「国教会制定法」Measure の制定に関する議会によるコントロールということが指摘され、その意味で、議会は現在においてもイングランド教会の「国王」であると位置づけられている。
- ② 国家、すなわち女王は首相の助言に基づいて国教会の大主教と各管区の主教を任命する権利を有している。
- ③ その他の点でも、国教会は様々な点で国家や国家事業と深く関係している。例えば、国王は、イングランド教会の「至上の支配者 governor」であり、国教会を信仰し、国王の戴冠式は国教会で執り行われることになっている。また、教会の上位職の任命については、政府による聖職者推挙権がかかわっており、さらに、現在では改革の動きがあるものの、26名の聖職者が上院議員に任命されている。

これに対して、その他の教会は、いわば任意団体として自律的な組織・運営を前提とする。教会の多くは、法人格を有しない団体であって、チャリティ法上の制約に服するほかは、その組織・運営について、原則としてそれぞれの宗教団体が自由に決定することができることになっている。

以上、述べたことから明らかなように、20世紀におけるイングランド教会の「公定化」ということの意味は、特権の付与というよりは、むしろイングランド教会の組織・運営の自由を制限するという側面が強く、公定教会の存在は、その他の教会を圧迫し、その自律性を損なうような取扱いを容認するものではない。イギリスにおいても、コモン・ロー上の宗派間の中立性の原則ということが強調されており、この原則は、個々の教会の承認された自律性を維持するために役立っていると考えられている。

2. 総会 general synod と「国教会制定法」Measures の制定権

1970年以降、総会 general synod には、1919年のイングランド教会全国会議（権限）法によって付与された、イングランド教会に関する一切の事項に係る「国教会制定法」（measures）を可決する権限が認められ、この「国教会制定法」は、議会制定法と同様の効力を有し、既存の制定法を修正または廃止することも可能である。したがって、「国教会制定法」は一般の議会制定法と同じく、国教会の内部的効力のみならず、広く一般人に対してもその効力が及ぶものとされている。

このように国教会には、「国教会制定法」という教会の内部ルール制定権が与えられているのであるが、議会にはむしろこれに関与し、コントロールすることが認められているのであり、教会の内部ルールの制定に対して議会が関与できる法構造がとられていることが重要である。すなわち、総会によって提出された法案が、国王の裁可を得るためには、議会両議院の議決がなされなければならない仕組みになっているからである。ただ、議会は法案を否決することはできる（ただ、そうすることはきわめて稀である）のであるが、原案を修正する権限は認められていない。なお、教会に影響を及ぼす立法については、現在でも憲法習律上、議会のどちらかの議院ではなく、まず総会に提出されることになっている。

* 議会は **Measures** を否決するか、可決して国王の裁可を求めるかのどちらかしか選択できない。その意味で修正権はもたないのであるが、法案が可分である場合には、その一方を可決し、他方を否決するという事も可能である。因みに、**Measures** の起案には、以前、立法担当局で勤務していた経験がある者などを含めて、国教会のなかに起草のための専門のチームが存在する。したがって、**Measures** の起案には立法担当局は関与していない(2006年9月25日、内閣府議会立法担当局 **Steph Laws** 氏からの聴き取り調査による)。

因みに、この総会は、26名の主教からなる会議(教義の問題に関して特別の権限をもっている)、牧師の会議および信徒による会議の3つの部会から成り立っており、牧師の会議と信徒の会議はそれぞれ、約250名の選出メンバーから構成されている。また、総会への提案には、3部会のすべてが同意しなければならない。つまり、信徒の代表者が「国教会制定法」の制定に全面的に参画しているということになるのである。

さらに、「国教会制定法」と議会の議決権との関係については、1994年の **The Church Society** 事件、すなわち、イングランド教会に女性聖職者を許容するか否かについての確認請求事案のなかで、イングランド教会における従来の原則を変更する「国教会制定法」の可決を阻止するという意図から、議会による「国教会制定法」の制定権を限定的に解釈すべきではないとの判断が示されている。本件で、原告は、女性の聖職者を認めることは、公定されたプロテスタントの改革宗教を国王が擁護すべきことを要求する国王戴冠式の宣誓に反していると主張した。この事案で、ライトマン判事は、「教会は歴史のある特定の時点でエスタブリッシュされたわけではなく、まさに、現在、エスタブリッシュされているのである。それゆえ、教会のあり方については、議会がその公定の中身を変更し、あるいは許容しうる範囲内での規定を定めることができるという自明の可能性が開かれている。」と述べている。すなわち、ここでは、議会は、あくまでもイングランド教会に対して「国王」であり続けているわけで、国王による宣誓が、イングランド教会の公定化のために援用されることに対しても否定的であることが確認されている。

この解釈は、1994年のウィリアムソン事件の控訴院判決でも踏襲され、控訴院長は次のような説示を付け加えている。**Measure** がいったん議会両院で適正に可決され、国王の裁可を得たならば、それは正しく議会制定法なので

あって、裁判所でその内容や手続を問題としたり、その解釈を超えて問題にすることはできない、と。ウィリアムソン事件の上告審では、マリOTT判事も、イングランド教会はこれまでも、そして、現在でも、一貫してエスタブリッシュ・チャーチであると言及した上で、次のように述べている。すなわち、これは原則であるが、政府はかつて、あるいは現在でも、法の適正な手続に依拠すれば、容易にこれを変更することは可能である。これらの議論は、要するに、女王が、万一、1993年の女性司祭承認 Measure への裁可を拒否するようなことを行えば、むしろこの女王の行為こそ、戴冠時の宣誓違反になるとの法的帰結を前提としていることになる。

II その他の宗教団体についての原則

1. 宗派間の中立性

イングランド教会以外の教会には、自律的な運営に関して、議会による、上で述べたような制限はない。また、国教会を含めて、イギリスにおける教会に対する国家の財政上の援助措置も非常に限られている（但し、歴史的建造物の維持については例外である。The Redundant Churches and Other Religious Buildings Act 1969）。すなわち、聖職者に対する給与・年金をはじめ、教会の運営費などについても基本的には国から財政的な補助を受けていない。すなわち、国からは何も助成されていないのであるから、その反対に、何らかの見返りを期待して自由が奪われることもない、と考えられてきたのである。

また、裁判所も、教会の内部管理や運営に介入しない姿勢を貫いてきた。裁判所は教会の内部事項については本質的に私的な事項であると看做している。この点に関連して、これまでの裁判例は大きく3つに分類することが可能である。一つは、教義が示されている文書を通じての信仰の公表 declaration については、世俗法はそこに立ち入るべきではないという考え方があり、次いで、典礼や礼拝による信仰の告白 expression については、法は、公共の福祉、健康、安全といった公共の秩序維持にとって絶対に必要な範囲内でのみ介入することができるという考え方が唱えられている。そして三番目に、例えば、学校や病院、その他の社会施設内での信仰に基づく発言については、国家はむしろその正当性に関心を有するとの見方が示されることも

あった。

実際、教会に関する法を考える場合には、裁判所は、スポーツ団体、法人格を有しない団体、あるいは会員制のクラブと同様な観点からのアプローチを行ってきたといわれている。しかしながら、このような類推は、1993年判決の中でホフマン判事によって明確に否定された。それ以前においても、イギリスの裁判所は、教会の内部紛争の裁定に介入することにはかなり控え目な傾向が見られたのであるが、ホフマン判事は、この裁判所の謙譲を、むしろ不介入原則へと高めたものと位置づけている。サイモンブラウン判事も、1992年の事案において、裁判所はその立場上本質的な宗教的機能が何であるかを線引きできないのであり、ある人が道徳的あるいは宗教的にその牧会的な役割を行うに適しているかどうかを決定することはできないと判断し、裁判所はこうした問題にはより慎重にならざるを得ない、と述べている。

また、裁判所は、多くの事案で、宗派間における中立性の原則について、繰り返し強調する。1931年の事案では、スクラットン判事が、裁判所は宗教問題について完全に中立であるという必要はないと思うと述べて注目されたが、1961年には、クロス判事が、異なる宗派間であっても、法は平等に適用される、と述べ、モリット判事も、チャリティ法はある宗教と別の宗教とを区別しないことが基本であるとの判断をしている。

2. 教会の承認 Recognition of Churches

このように、イギリスでは、宗派間の中立性が維持されてきた一方で、にもかかわらず、法が教会を承認するというのがなされている。上述したように、宗教組織の多くは、法律上は、法人化されていないボランティア団体 **unincorporated voluntary associations** として取り扱われている。したがって、その団体のメンバーは、あくまでも私的な合意に基づいて宗教を促進するという目的で集まっていると理解されてきたわけである。教会は国法上、その法適用が区別されるものではなく、法人として扱われるものでもなかった。したがって、訴訟の主体にもなれないし、本来は、財産を所有することもできない。しかし、実際には、教会内部の制度、例えば受禄聖職者 **incumbents**、主教、教区委員会 **parish council** などが、財産の法的主体となることで対応がなされてきたのである。

教会内部のルールは、制定法上は、メンバー間の契約として構成され、世俗裁判所によって強行されている。また、教会のルールの中には制定法上の承認がなされているものもある。1951年の **Baptist and Congregation Trusts Act** は、バプティスト・ハンドブックの中の「憲章」constitution を承認している。同様に、1976年の **Methodist Church Act** はメソヂスト教会の内部の「憲章」に制定法上の承認を与え、詳細な規定も定められている。

III 98 年人権法と宗教団体

イギリスには、成文憲法が存在しないことから、信教の自由についての正式な憲法上の保障はあり得ない。しかしながら、イギリスは、ヨーロッパ人権規約の最初の調印国の一つであり、1998年の人権法の制定によって、同規約をイングランドの国内法の一部とする対応が採られている。そして、1998年法では、イングランドの裁判所においても、人権規約9条の思想、良心、信教の自由を含め、国内法化された同規約によって保障された諸自由を依拠して、第一次立法の規定が人権規約と適合するか否かが判断され、不適合であるとされた場合には、「不適合宣言」がなされることになっている。したがって、この宣言がなされれば、関係大臣の命令によって是正措置が講じられることになっているのであるが、問題となった第一次立法が総会によって提案された「国教会制定法」である場合には、そこで必要な措置をとることができるのは総会のみに限られている（人権法10条6項参照）。

1. 「国教会制定法」Measures と人権法

上述の点に関連して、今日において重要な問題となるのは、いわゆる「国教会制定法」についてもヨーロッパ人権規約に適合するように読まなければならないという点である。総会によって制定される「国教会制定法」は、人権法21条1項の解釈規定により、第一次立法と同等のものと分類されている。したがって、人権規約は「国教会制定法」にも適用され、その解釈に際して、裁判所は規約上の権利に適合するように解釈することが求められている。その限りにおいて、裁判所が議会の意図について改めて審査する必要性は少なくなっている。人権法に関しては、同様の原則がすべての第一次立法並びに委任立法に適用されている。このことから、たとえ16世紀の法律

であっても（例えば、Ecclesiastical Licences Act1533）、1951年に調印され、1998年に国内法に編入された人権規約に照らして解釈されることになっている。

したがって、規約上の権利に関して生じた問題を決定するには、裁判所や審判所は、ストラスブールのヨーロッパ人権裁判所が下した判断を参照する必要がある。しかしながら、人権法に基づく争点を裁判所が判断する場合に、とりわけ宗教団体による信仰の自由に関する権利行使にかかわるような場合には、その権利の重要性に特に慎重な配慮が必要になる。これらの審査の結果、裁判所が、「国教会制定法」のある規定が規約上の権利に不適合であるとの結論に至った場合には、不適合宣言がなされることになるのであるが、この点で、立法に対しては、当該不適合宣言を受けて不適合を取り除くための大臣の命令による権利救済方法に関する規定（人権法 10 条 2 項、ただし、大臣はそうにすることが義務付けられるわけではない）が存在するのであるが、「国教会制定法」に関しては、政治が教会に介入しないとの原則から、前述したように、この規定は適用されないこととされている（人権法 10 条 6 項）。

2. 人権法とチャリティ法

チャリティ登録申請に関しては、特に平等原則との関係が問題になる。すなわち、登録により非課税等の優遇措置が与えられることから、その地位を否定する場合には、

- ① 申請者には、十分な説明がなされる必要があり、
- ② そのかぎりでは、チャリティ委員会や裁判所の裁量権は最小限に収縮されることになる。
- ③ 以上の前提からすれば、人権法上は、ある宗教団体と別の宗教団体とを区別することは本来難しいとの帰結が導かれている。

しかし、その一方で、人権法 9 条 2 項には、信教の自由に対する制限規定も用意されている。したがって、チャリティ委員会や裁判所は、公共の安全、公共の秩序、健康若しくは道徳の保護の観点から宗教団体に対して一定の制限を加えることも可能であると考えられている。

この 98 年人権法が国家教会関係のシステムに与えたインパクトについて

は、すでに多くの論者によって様々な分析がなされているが、ここでは、チャリティ法との関係、とりわけチャリティ目的のリストの中での宗教項目とのかかわりに限って概説しておこう。

- (1) チャリティ委員会が人権法 6 条に定められた「公当局」public authority の性質を有することに疑問の余地はない。したがって、チャリティ登録に関する登録申請にかかわる決定に際しても、ヨーロッパ人権規約の中に含まれている権利やストラスブルでの判断を十分尊重した判断がなされなければならないことになる。この点、チャリティ委員会自身、98 年人権法が施行される以前の 1999 年 11 月 17 日付けでなされた登録申請にかかわる決定の中で、次のような考え方を明らかにしている。

「委員会の結論としては、熟慮事項あるいは効力を有する慣行、間接的な法的な責務事項に関連して、委員会が現行法を適用する際にしばしば行使される裁量についても、チャリティ登録の際に考慮されるべきヨーロッパ人権規約の原理に適合し、あるいはこれに反しないように行使されなければならない。」

そこで、チャリティ登録に際して、公益目的として「宗教の促進」に該当するか否かを考慮する際に大きなインパクトをもつ、ヨーロッパ人権規約上の権利としては、9 条の宗教的自由及び 14 条の差別禁止条項が挙げられることになる。

- (2) チャリティ法における宗教的自由への権利がもつインパクトは、この権利だけを考えれば、大きいものとはいえない。宗教団体のメンバー及び宗教団体それ自身が有する宗教的自由は、彼らが属している宗派がチャリティの地位を認められるか否かということには全く関係しないからである。すなわち、宗教的活動や信仰告白をおこなうことは、チャリティ法上の公益団体でなければできないわけではないのである。
- (3) 宗教的自由への権利は、また平等原則とも関連する。平等原則とは、客観的、合理的な正当化事由の有無が、同様な状況下での異なる取扱いに対して求められるという原則である。この点で、人権規約 14 条は、公当局の裁量権から個人や団体を保障する重要な役割も果たしている。宗教団体からなされるチャリティ申請に際しては、チャリティ委員会の決定、国内裁判所の判決に当たっても、この平等原則との適合性は尊重されなければ

ならない。宗教団体に対してチャリティ法上の地位を否定する場合には、法的な根拠に基づいて正当化される必要があるのであって、正当かつ法的に確かな理由が示されなければならないと考えられている。チャリティ法上の優遇措置への接近は、すべての宗教団体に開かれていなければならないのではあるが、コモン・ロー上認められる「宗教」についての制限的な定義づけは、それ自体、ヨーロッパ人権規約に反するものではないと解されている。というのも、この定義には様々な例外（精神主義、仏教、ヒンズー教、ジャイナ教）が裁判所やとりわけチャリティ委員会によっても認められているからである。

しかしながら、人権規約との適合性を十分に尊重するためには、コモン・ローのなかで精練されてきた宗教に関する法的概念に必ずしも適合しない場合においても、ある種の宗教宗派がチャリティ法上の地位を獲得することができるのはどうしてか、そして、なぜ他のものが排除されることになるのかについて十分な説明がなされなければならない。このことからしても、チャリティ委員会や裁判所の裁量権は、その恣意的な行使ができないように最小限に収縮されなければならないと考えられているのである。

- (4) なお、人権規約 9 条 2 項は、宗教及び信念を表明する自由に対する制限規定である。前述したように、チャリティ法上、国内裁判所において、ある宗教団体と別の宗教団体との区別をすることは難しい。したがって、公益性を害するとしてなしうる唯一の議論のあり方は、当該宗教団体の原理があらゆる宗教に通ずるその根幹に反しているといえる場合、あるいは、すべての「道徳」上の徳目をその根底からひっくり返してしまうような意味を有しているという場合に限られるはずである。裁判所やチャリティ委員会が公益性の観点からチャリティの地位を否定できるのは、おそらく規約 9 条 2 項の保障に関連してなされる制約以外にはないと解されている。

第2節 宗教団体制

I チャリティ改革と宗教団体

そこで、まずは、近年のチャリティ制度の改革の具体的な内容について、2006年に制定されたチャリティ法の原型とも評される2002年に公表された政府報告書を手がかりに、その改革の柱について確認しておくことにしたい。

1. 2002年9月の『民間活動と公益—チャリティの再検討』

ブレア政権は、2000年の寄付税制改革に続いて、本格的なチャリティ改革に着手した。ブレアは2001年7月に内閣府の戦略ユニットに対して具体的検討を指示し、そのプロジェクトチームが、約一年後にまとめたのが、『民間活動と公益』と題するこの報告書であった。この中では、61項目に亘って改正のための諸提言がなされている。

(1) ここでは、まず、公益目的の類型が整理されたほか、公益性 **Public Benefit** の証明について注目すべき提案がなされている。すなわち、提言がなされた当時のチャリティ法制においては、教育振興や宗教振興などを目的とするチャリティについては、自動的に「公益性」があると推定されていたのに対して、それ以外を目的とするチャリティに関しては「公益性」の有無について申請時に改めて証明しなければならないことになっていた。

このことについて、報告書では、たとえ宗教振興などを目的とするものであっても、当然にチャリティの推定を受けるということは問題であるとして、その他の目的のチャリティと同様、申請の際に改めて「公益性」を証明しなければならないことが強調された。この提言が意図するところは、一部のパブリックスクールや大学、宗教団体が自動的に「公益性」があると推定されてしまうことに対する疑義から発しているといわれている。そして、この提言に関しては、パブリック・コメント集計以後に纏められた2003年7月の政府の基本方針『チャリティと非営利活動』においても受け継がれ、2005年5月に提出された「チャリティ法案」のなかでも、3条2項で「公益目的であるかどうかを判断する際には、特定の目的

について公益性を有するものとは推定しない。」と定められ、その法案に付された逐条解説では「本条により（従来の）推定を廃止し、すべての公益目的を同様に位置づけた」と述べられている。なお、私立学校などの対価を受け取って運営されているチャリティについては、定期的な公益性の審査が行われることとされて、授業料の金額、学校施設の一般への開放状況、地域との共同事業の態様など、当該地域社会一般に対する貢献度等が審査されることになっている。

- (2) 本報告書では、また、チャリティが行う非関連収益事業について現行制度を見直す趣旨の提案がなされたが、2003年7月の政府方針では、その具体化は見送られた。そもそも93年チャリティ法までの法制においては、チャリティがチャリティ目的関連事業を行うことまでは認められていたが、非関連事業については、新たに営利法人を設立して行われねばならないことになっていた。これに対して、チャリティ側からは現行制度のような子会社の設立には、事務的・経済的な負担が大きく、非関連事業についてもチャリティ本体で行うことができるようにしてほしい旨の要望が強く寄せられ、これらの要望を受ける形で、報告書の中でもその趣旨が掲げられたわけである。確かに、現行制度によっても、子会社は「ギフト・エイド」の制度を使って、その利益のすべてを親チャリティに寄付することが可能になっているなどの問題点が指摘されている。この点について、政府の最終的な判断としては、非関連事業をチャリティ本体で行うことに対しては、やはり社会的にみてチャリティと営利法人との区別があいまいになり、ひいてはチャリティへの信頼が損なわれることにもなりかねないなどと考えられて、その法案化は見送られることになった。
- (3) 2006年チャリティ法の制定以前において、チャリティが取ることができる法形式としては、信託、保証有限会社（チャリティ会社）、産業及び共済組合 Industrial and Provident Society、特許状により設立される団体、法人格をもたない団体の5種類であった。チャリティの多くは、法人格をもたない団体であるが、イギリスで近年新たに申請されたチャリティの約半数は、保証有限会社 Company Limited Guarantee という法人形態をとるようになっているといわれている。この法人形態は、もともと営利法人と変わらない取扱いを受けることから、チャリティ委員会による規制のほ

か、会社法による規制も受け、さらに EU 統一会社法の制定によって、イギリスで行われてきたようなチャリティへの会社法の準用ができるのかについても懸念されていたことから、報告書のなかでは、もっぱら「チャリティを対象とした公益法人」Charitable Incorporated Organization の新設が提案されていた。この提案については、チャリティ側からの強力な支持も表明され、特にサッチャー時代から始まった「公営事業の民営化」の流れは、ブレア政権においては「コンパクト」への合意という形をとり、チャリティ団体の自主性・独立性を尊重しつつも、地域社会活動や地域サービスの提供に積極的に関わるあり方への一形態としてより一層の展開がみられることになった。チャリティの法人化への動きは、このような政府による後押しと無関係であるということとはできない。なお、2006 年チャリティ法では、34 条を受けて、具体的には、附則 7 の中で前述の公益法人(CIO)についての詳細な規定が定められている。そこでは、多様な目的と規模を反映した柔軟な運営ができるしくみが目指されており、具体的には、定款を定めることが義務付けられ、解散の際などにおけるメンバーの責任が有限責任とされるほか、チャリティが財団形式 founding format、社団形式 membership format のどちらをも選択できることになっている。また、従来のチャリティ会社や産業及び共済組合からこの公益法人(CIO)に比較的容易に移行することも認められるなど、今次のチャリティ法の改正においても注目すべき制度改正の一つとなっている。

ここに述べた三点のうち、(2)を除く、その他の二点は、2006 年のチャリティ法のなかに取り入れられた。いずれにせよ、こうした提言を受けて、2004 年 5 月 20 日、内務大臣によって議会でチャリティ法案が提出された。議会両院にはチャリティ法案に関する合同委員会が設置され、2004 年 11 月 20 日には修正された法案が上院に提出されたが、2005 年 5 月 5 日の総選挙前までに裁可を得るにはいたらず、総選挙後の 5 月 18 日に再度上院に提出されて、漸く 2006 年 11 月 8 日に国王の裁可を得て、改正チャリティ法は成立した。

II 2006 年チャリティ法改正への歩み

チャリティ法の改正作業の概略は、上述したとおりであるが、ここでは、2004

年5月の法案提出以来、約2年半にわたるチャリティ法案の歩みについて、とりわけ、2005年総選挙後の法案の再提出後の法案審議における審議経過、チャリティ法の施行期日に関する留意点及び「公益指針」の公表という点に限定して、その議論を補足しておくことにしたい。

1. チャリティ法案の審議

まず、2005年5月以降の法案審議は、以下のように進められた。

上院審議

2005年05月19日	第一読会
06月07日	第二読会
06月28日	委員会審議
～07月12日	
10月12日	報告段階
10月18日	同上
11月08日	第三読会

下院審議

2005年11月09日	第一読会
2006年06月26日	第二読会
07月04日	委員会審議
07月06日	同上
07月11日	同上
07月13日	同上

2005年5月からの上院審議では、主として保守党や自由民主党からかなり多くの修正案が提示された。また多くのチャリティや関連団体からのロビイング活動も行われたが、とりわけ、「全国ボランティア団体協議会」(National Council of Voluntary Organisations)や「チャリティ法律家協会」などによって、公益テストに関して私立学校や私立病院などが新たな基準に適合するかどうかの問題とされ、チャリティ委員会が現在有している強行性に関する疑念などが提示された。

下院審議においては、特に第一読会がなされてから、第二読会が開かれるまでの間に、約6ヶ月間を費やすなど、公益性の認定をめぐる修正の動きも見られたが、委員会段階での修正を審議するための「報告段階」、第三読会を経て、結果的には、あまり大きな修正が加えられることなく、上院修正案が可決された。

2. チャリティ法の施行期日

ところで、2006年法の諸規定は、すべてが同時に施行されたわけではない。例えば、本法によって新設されたチャリティ法人制度 Charitable Incorporated Organisation や公共の場所での募金制度に関しては、その実施のための規則 regulations がチャリティ法の施行後に制定されることになっている。なお、2006年法を実施するための規則を制定する権限は、内閣府担当大臣に付与されている。

2006年法については、内閣府 Cabinet Office、第三セクター庁 Office of the Third Sector の命令によって、大きく三つの施行時期に区分されることになっている。すなわち、2007年の初めの時期、2007年の後半の時期、そして、2008年の初めのそれぞれの時期である。そこで留意すべきであるのは、チャリティについての新しい定義づけや公益要件についての1条、2条、3条及び5条、新設されるチャリティ審判所に関する8条及び附則3、4、さらにはチャリティ委員会に新たに付与される、チャリティ団体への監督権、受託者の職務の一時停止、チャリティの財産保持のための特別な指示が付与できる権限、チャリティ財産の利用についての指示権限、助言や通達の作成権限などの権限規定としての19条、20条、21条及び24条などの規定については先の第三番目のカテゴリに属するものとされ、その施行時期はすべて2008年とされている点である。

3. チャリティ委員会による「公益通達案」の公表について

2006年法によってチャリティ団体はすべて、チャリティ目的を有するとともに、公益目的ということが法的な要件と位置づけられた。そこでチャリティ委員会は2007年3月7日にすべてのチャリティに適用される一般原則である公益についての通達案を協議検討のためのたたき台として公表し、12週

後の同年 6 月 6 日にその縦覧期間を終えて、そこで寄せられた意見の分析が進められた。これを受けて、2008 年 1 月に「チャリティと公益」と題する公益通達が公表されている (<http://www.charity-commission.gov.uk> を参照)。

通達案に対しては、922 件の意見が寄せられたが、その内訳として目立つのは、宗教団体や宗教関連団体からの 524 件（全体の 57%）、続いて教育機関や教育関連団体からの 119 件（全体の 13%）の順となっている。

この数字からも窺われるように、2006 年法については宗教チャリティから強い関心が寄せられた。しかも、この宗教チャリティの内訳をみれば、主として支配的なキリスト教関係の団体を中心となっている。これらの意見の中では、どうすれば公益要件に適合することができるのか、とりわけ、現代的な諸条件に照らして公益性を判断するという表現が、伝統的な宗教チャリティにとって従来の公益性要件の適合資格に影響を与えることにならないか、つまり伝統的な信仰は、ある範囲において現代の世俗的な考え方や価値観とそもそも対立しうる性格を有しているものなのではないかといった疑問が寄せられた。

これに対して、チャリティ委員会は、通達案のなかにおいて、現代的社会的諸条件を踏まえて決定を行うことが必要であるということの意味は、その信仰や実践についてその現代化を求めることを含意するものではない、とある程度明確な説明を行っている。ただ、より詳しい解説は 2008 年 7 月以降に公表される予定の「宗教チャリティに関する公益通達」の中で定められることになっている。

4. 今後の公益通達作成の予定

因みに、今後の諸通達の作成予定は以下のとおりである。

2008 年 1 月	すべてのチャリティについての一般的公益通達の公表
同年 1 月～2 月	以下に掲げるチャリティ団体の公益に関する補足通達案に関する 3 ヶ月間の縦覧の開始
	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の保護及び救済のためのチャリティ ・教育促進のためのチャリティ

	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教促進のためのチャリティ ・手数料を課すチャリティ
同年3月下旬	2006年チャリティ法の公益関連規定（1条、2条、3条及び5条）の施行
同年7月～12月	公益に関する補足通達の公表
2009年3月下旬	この年度からチャリティ委員会へ提出する年次報告書の一部としてチャリティ団体は公益に関する報告を行うことになる。

Ⅲ 2006年チャリティ法の概要

- (1) **チャリティ目的** 2006年法では、チャリティ目的として、13項目が掲げられている。第1章「チャリティ及びチャリティ目的の意味」の冒頭の1条及び2条は、2006年法における全くの新設規定である。1条では、チャリティとは、チャリティ目的のためだけに設立され、チャリティに関する管轄権の行使に際しては高等法院のコントロールに服するとされた団体 *institution* を意味すると定められ、同条2項で、1項に基づくチャリティの定義は、別の法によって別の定義がなされている場合にはその法の目的については、適用されないと規定されている。2条では、チャリティ目的の意味が定められ、1項の(b)では、チャリティ目的が公益目的であると定められ、2項では、貧困の予防及び救済、教育の促進、宗教の促進などの13項目が列記されている。ただ、この目的のはじめの3項目は、1601年の制定法以来、維持されてきたものであって、400年の歴史に支えられており、宗教チャリティもその一つとされていることは留意されるべきであろう。
- (2) **「宗教の促進」の内容** この点については、新規のチャリティ登録を却下した1999年のチャリティ委員会の判断の中で、「宗教」について、次のような二つの要件が提示されていた。
- ① 至高の存在への信仰であること。
 - ② 礼拝を通じての至高の存在への信仰の表現であること。
- 上記の要件を前提とすれば、仏教のような無神的なものやヒンズー教のような多神的なものについて登録を認めることは難しいのではないかと

考えられてきた。例えば、仏教系の団体については、仏陀の教えを広めることを目的とする教育上の団体として登録をせざるを得ない団体も出てくるのではないかとの見解が紹介されている。

そこで問題となるのは、1998年の人権法に適合するためには、世界の主要な宗教が一応すべてチャリティ法上の定義に含まれていることが必要とされたことである。このことを受けて、チャリティ法では、宗教に関する定義付けがなされている。すなわち、2条3項の(a)では、宗教の意味が定められており、そこでは、一神教のみならず、多神教及び無神教的な信仰（キリスト教的な神とはいえないものへの信仰）も含まれると規定されている。本条については当初は政府によって反対がなされたにもかかわらず、上院の合同委員会によって挿入されたという経緯がある。その意図するところは、あくまでも、前述の1999年のチャリティ登録拒否事件での基準を変更するものではなく、これまでにチャリティ委員会によって積み重ねられてきた判断を前提とするものであると考えられ、それに沿ったものであると理解されている。しかし、議会審議の中では、無神教的な宗教が至高な存在を礼拝するという基準に適合するか否かを一体どのように判断するのかをめぐっていささか議論の混乱も見られた。確かに、チャリティ委員会はすでに至高の存在ということについて、一神、多神、神がないこと（無神）を含めて広く解釈している。しかし、この線引きは明らかに難しい判断を伴うものであって、その団体が宗教団体であるが故にチャリティであるということができるのか、あるいは、ライフスタイルに係る団体であるから、チャリティとはいえないのかについては、なお議論の余地が残されている。

政府は法案提出の当初から宗教の定義づけを拡大することには反対で、内閣府のミリバント大臣も2006年7月4日の常任委員会審議での答弁において、「わたしはこの法案はチャリティ委員会によって適用されてきた宗教の定義を根本的に変更するものではないものと理解している。」と述べている。

- (3) **公益性 public benefit** 3条は「公益テスト」について規定する。公益性はすべての場合に示されなければならないとされている。ただ、この点は2006年

法案の審議過程においても、議論が闘わされた。とりわけオペラハウス、パブリックスクール、私立病院のように、必ずしも国民全体の利益のために運営されているとはいいがたく、むしろ高い料金を負担した人々のためだけの限定された組織であるにもかかわらず、政府は継続してチャリティ委員会へ公益許可を得ることを求めており、この結果、チャリティ委員会がこれらの団体に対する公益判断を行う責任を負っていることなどが議論となった。

また、チャリティ・テストは登録時にだけ適用されるものではなく、存続するすべてのチャリティによって、日々の活動の際に遵守されなければならない継続的な義務であるともされている。一般的に言えば、すべてのチャリティは、それらに与えられた租税の優遇措置を受けるために、公益のために活動すべきであるといわれることになる。しかし、このような要件が明確に規定されたのは、2006年法が初めてのことである。

4条では「公益要件の運用に関する通達」についての規定が設けられている。この規定は、2004年にチャリティ法案が提出された当初の段階では規定されておらず、再度提案された段階で新たに追加されたものである。そこでは、その通達（指針）は、イングランド及びウェールズのチャリティ委員会が提示することになっており（1項）、これは適宜、委員会によって改正され（3項）、通達を公表する前に公聴会を開催することが義務付けられている（4項）。なお、この通達は、2008年1月に公表されている。

- (4) **チャリティ法人の創設** すでに前述したように、チャリティのための新たな法形態が創設された（charitable incorporated organization）。これは有限責任の会社組織をチャリティ団体に認めるための法的形式として導入されたものである。
- (5) **新チャリティ委員会** 委員会は1853年の創設以来、92年法、93年法によって部分的な改正が行われてきたが、2006年法によって、公益性判断、委員会の審査対象、委員会の政府からの独立性について、6条以下で大きな改正が行われた。また、委員会の業務運営の効率化がはかられ、コミッショナーの人数は、5名から9名に増員され、職務分担も明確にされている。

さらに、前述したように、チャリティ委員会によって公益判断の基準が

公表されることになっている。チャリティ委員会は、一般的に受け入れられる基準を確立することを検討しており、チャリティ団体が自分たちの構成員のための利益を超えて一般的な公益に関与することを積極的に促進するような働きかけも行っている。というのも、委員会はこのようなチャリティ団体に登録手数料を課すことができるようになっているからである。

- (6) **チャリティ委員会の役割** 2006 年法にも委員会の役割が再度書き込まれた。そこでの重要なポイントは、委員会は依然として、規制権者であるとともにチャリティ団体に対する助言者でもあると位置づけられていることである。委員会の役割としては、引き続き、チャリティの公的信託にかかわる役割とともに、次第に拡大しつつあるコンプライアンスや説明責任をも含むものとなっているが、現在ではさらに、公益性についての理解を促進するための啓発的な役割も含まれるようになっている。しかしながら、2004 年 5 月の法案提出時においては、チャリティ団体が中央政府による過大な関与に先手を打って、チャリティ自身による社会的経済的インパクトを最大にすべきであるという主張に委員会も共鳴していたのであったが、現在では、単にチャリティのための諸手段の効果的な利用・促進という点への関心に止まっている。

こうした委員会の新たな役割に加えて、2006 年法は、6 つの一般的役割とそれを実施するための 6 つの委員会の責務を規定している。

法令順守の役割を促進するために新たに委員会に付与された権能には、チャリティや公益信託が、行政上又は憲法上の違反行為によって判断を誤った場合には、これらのチャリティが迅速に望ましい運営を取り戻すことができるようにすべきとの責務も含まれている。

- (7) **委員会の政府からの独立** チャリティ委員会は、2006 年法以前においても、政府から独立した存在であるとされてきた。しかし、しばしばチャリティの側からは、委員会の個々の決定に対して批判が加えられ、その廃止すらも主張されてきたのであるが、委員会の規制権者としての役割は、政府によるチャリティへの政治的コントロールを阻止するうえでも、依然として重要であると考えられている。

- (8) **チャリティ審判所の創設** 2006 年法の審議に際しては、審判所は実際ど

のように活動するのか、チャリティが審判所に申立てをした場合に、法的助言が受けられるのかどうかなどが議論された。重要な問題については法務総裁によって審判所に事案が付託されることになるのであるが、その法的費用に関する扶助制度は存在しない。さらに、審判所は、訴権の濫用とみなされて適切とはいえない申立てに対してはその費用を賦課・徴収する権限も有している。審判所を創設した第一の目的は、今後の委員会決定を明確なものとすることであり、準司法的な機能を審判所に移して、委員会決定が頻繁に審判所での審査にかけられないようにするとの意図も含まれている。(なお、審判所については、2006年法8条を参照。)

(9) **チャリティ登録** チャリティ登録については2006年法3A条により、93年法の附則2に列挙された住宅組合や大学などの免除チャリティや時限的なチャリティで収入額が10万ポンド以下のもの、収入額5000ポンド以下の小規模チャリティを除いて、すべて登録が義務付けられることになった。この結果、従来その特殊性から「登録から除外されていた」宗教団体や、ボーイスカウトやガールスカウト、軍関係の団体などの **Excepted Charities** についても、10万ポンドを超える収入を有するチャリティは、登録が必要とされることになった。すなわち、ここでは、大きなチャリティに対しては、今後は規制をかけてゆこうとする姿勢が示されたのに対して、比較的小規模なチャリティには、規制という負担を軽減してゆく方向が目指されている。この点、2006年法では次のように規定されている。

- ① 強制的に登録を有する収入額を1000ポンドから5000ポンドに引き上げた。この結果、それ以下のチャリティについては、登録するか否かは任意となった。
- ② 委員会によって登録が免除されるという考え方を段階的に廃止する。
- ③ 大学のような免除チャリティに対しても第一次的規制権者という考え方を導入する。
- ④ 第一次的な規制者が設けられないチャリティについては登録免除的な地位は認めない。

(10) **免除チャリティに関する改正** 93年法の附則2では28種類の免除チャリティが列挙されていた。ケンブリッジやオックスフォードのような大学(女王によって設立された大学で免除を望めば免除チャリティになる)、ヴ

イクトリア・アルバート美術館のように国家的に重要な美術館、全国宝くじチャリティ委員会等は免除チャリティであり、ウィンチェスター・カレッジやイートン・カレッジも免除チャリティとされている。免除チャリティは、別の機関、例えば国の省庁や自治体によってすでに監督されていることを理由に登録が免除されてきた。ただ、これらの団体もチャリティ団体としての地位を有し、他のチャリティ団体と同様な財政上の優遇措置を受けることになっている。原則として、免除チャリティはその他のチャリティと法の適用においては同様であるが、93年法に基づくチャリティ委員会によってなされる権限のうちの若干が登録チャリティにのみ適用されることになっている。また、登録チャリティと比べて、免除チャリティは透明性や説明責任の点で劣ると考えられる傾向がみられたが、現在でも、約1万団体が免除チャリティである。

これらの免除チャリティをめぐっては、チャリティ法との関係で、監視や法令順守の方法がない上に、チャリティの地位を獲得することで財政上の優遇措置を受けることに対して時に国民からの疑惑の目が向けられてきた。そこで、免除チャリティの規制のあり方を改正することによって、これは第一次的な規制機関からの要請に基づいてということになるのであるが、内務省によれば、約7800団体をチャリティ委員会の調査権の対象に取り込むことができると概算されている。

- (11) **免除チャリティへの規制の拡張** 93年法18条はチャリティ委員会の調査権について規定する。本条に基づいて、委員会はチャリティの保護のために命令を発する権限を有するものとされてきた。そこでは銀行預金の凍結、受託者の職務の執行停止又は罷免、契約行為の停止又は暫定的な管理者の選任などが定められているが、これらの規定は93年法18条16項によって免除チャリティには適用されないことになっていたが、2006年法により、免除チャリティにも適用されることに改められた。しかしながら、これらの権限のほとんどは、93年法8条に基づくチャリティへの一般的・個別的な調査という文脈では、とりわけ、免除チャリティについては、第一次的な規制権者からの事前の要請が必要とされている点に注意が必要である。また、免除チャリティが訴訟を提起する場合には2006年法によって改正された93年法33条に基づいて、委員会からの承諾が必要になっ

ている。

(12) **委員会の助言・監督権** この点に関する 2006 年法による変更点としては次の 2 点が挙げられる。

① **公益信託の受託者の職務執行停止又は罷免権** 93 年法 18 条は、新法の 18A 条に置き換えられた。チャリティ委員会は、調査後に、いつでも、次に掲げる場合には、措置をとることができることとされている。すなわち、第一に、チャリティの管理運営上の違反行為や運営の誤りがある場合、第二に、当該チャリティ財産の保護のために必要または望ましい場合、チャリティに帰属する財産の適正な利用の場合。これらの場合に委員会は、自らの動議によって、様々な活動がおこなえるよう命ずることができることになっている。ただ、2006 年法以前は、職務執行停止や罷免された者は、依然として当該チャリティの構成メンバーとしてとどまることができたが、2006 年法 18A 条では、委員会はこのような者のチャリティ構成メンバーとしての資格を一時停止することもできるように改められた。

② **チャリティ保護のための特別な指令をなす権限** 2006 年法 20 条には、93 年法に 19A 条が挿入された。新たな条項は、チャリティへの 8 条調査が行われた後にだけ適用されることになっている。新条では、チャリティ委員会に対して、新たな受託者や管理者が任命されていないような状況においても、指令を出すことが認められた。ただその命令は議会制定法によって明示的に禁止されているか、チャリティ信託において明示的に禁止しているような方法では、人に何事かを命ずることはできないとされている。また、委員会は、チャリティの目的に適合しないような方法で人に何事かを行わせるよう要求することもできないとされている。

IV 宗教団体の法的地位に関する問題点

1. 狭い「宗教」概念

従来、宗教団体の法的地位をめぐる紛争としては、宗教団体と称する特定の団体がチャリティ法上の「宗教」に該当するかどうか、をめぐる争われてきた。その際の争点は、そのチャペルが宗教的な礼拝所といえるか否かで

あり、「礼拝」の意味にかかわっていた。このことに関連して、デニング卿は、1969年の判例の中で、当該団体の信条は、宗教というより、人間と生命の存在にかかわるより哲学的なものである、そこには神や創造主に対する崇敬の念は見られず、単なる哲学上の教えが存するに過ぎない、と述べて、宗教概念に関する一つの考え方を示している。

2. 広い「宗教」概念

これに対して、宗教とは、広い意味での精神的な教義の促進及びそれに依拠する原理の維持のように考える見解もある。チャリティ委員会では、宗教チャリティの登録の際に、それが有神論的なものであるか否かにかかわらず登録を認めてきたとされており、近年では、1998年の人権法の適用に際しても、従来の有神論的な狭い宗教の概念を用いることを回避しているとみなされた。

3. 何が問題か

前述したように、2006年チャリティ法では、宗教について、多神論的なものから、例えば仏教のように一神的な神が存在しないものまでを、宗教に含める広い宗教の定義を明文で定めた。この点に関連して問題となるのは、従来、チャリティ委員会や裁判所によって、絶対的な至高な存在としての神の要素を欠いているために宗教チャリティと認められなかった団体への対応が今後変更されることになるのかどうかという点であろう。

この問題を考えるための前提として、宗教団体は1601年法以来、チャリティとして認められてきた伝統があり、公益目的としての宗教への配慮が広く承認されてきたことはまず確認しておかなければならない。

ところが、2006年法は、これまでにおいては登録が除外されてきたような宗教団体についても、新たに登録を行うようにその方針が変更された。そこで、改めて、チャリティ法上の「宗教の促進」ということの意味が問題とされることになる。ところが、この点についてはすでに確認したように、人権法のもとでの、宗派間の寛容あるいは中立性の要請ということを前提とすれば、原則として例外なしにすべての「宗教団体」の目的は宗教の促進とならざるをえない。

加えて、こうしたことが紛争になった場合には、宗教概念を示すことによってチャリティであるか否かを判断せざるを得ないことになるが、そこでは、宗教の本質的要素として「礼拝」という要件が強調されてきたということのを忘れるわけにはいかない。

これに対して、2006年法では、まず、1条のチャリティの定義において、チャリティ目的のための団体であることが確認され、3条では神の有無にかかわらず広い宗教の定義規定が置かれている。しかし、「宗教」概念を明確にするとして広い宗教概念を前提とした「宗教の促進」という目的から、チャリティか否かを限定することは難しい。そこで、チャリティ目的を公益性判断に連動させながらも、その公益性を人権法9条2項を参照して公共の秩序維持的な要素に依拠しながら読み替えつつ、判断せざるを得ないということになっているのである。

4. 「宗教の促進」条項と公益性との連動

(1) 宗教の促進の意味

宗教への積極的な評価はチャリティ法の中にも存する。しかし、これは宗教それ自体の評価でないことに注意すべきである。裁判所は、宗教的性質を持つ団体やその法的な行為について、その目的が宗教の促進でありさえすれば、チャリティであるとみなしてきた。そして、この文言の範囲については、以下のような様々な事件の中で、裁判所による判断が積み重ねられてきたことになっている。

① 最初の事例は、1931年の *Keren Kayemeth Le Jisroel Ltd v Inland Revenue Commissioners* 事件の中での次のような説示である。「宗教の促進とは、広い意味では、精神的な教化 *spiritual teaching* の促進を意味するし、さらにそれが依拠する原理の維持やそれを促進し、明らかにする慣例をも意味する。」

② より詳細な見解は、1957年の *United Grand Lodge of Ancient Free and Accepted Masons of England v Holborn Borough Council* 事件判決で示された。「宗教を *advance* するということは、それを *promote* することであり、人間の間にそのメッセージを普及し、宗教的な考えを維持し拡張するためのある種の積極的な段階にいたることを意味する。そ

して、これらのことは、牧会や伝道として包括的に表現されるような様々な方法で行われることになる。」

- ③ 次に、1954年の *National Deposit Friendly Society Trustees v Skegness Urban District Council* 事件のデニング卿の判断も引用しておこう。「チャリティの対象をその他のすべてから区別する唯一の事柄は、それらが当該コミュニティーにとって有益であるかということである。すなわち、私益ではなく、公益に資するということである。宗教の促進とは精神的教化により、又は牧会活動や伝道活動により一つの集団の外の別の集団の中に宗教を普及することを意味している。人が自分の寝室で私的な事柄を祈っている場合に、彼は確かに宗教に関連していることができるのかもしれないが、宗教を促進しているということとはできない。」

以上からは、「宗教の促進」について考えることは、チャリティ目的を追求するすべての団体によって達成されなければならない本質的な要件である「公益」を考察するにほかならないというチャリティ目的と公益性とが相互に連動しているという側面が垣間見られることになる。

(2) 公益

チャリティを促進する地位を持つためには、その活動や目的が必ず公益とならなければならない。この点について明確に述べているのは、1945年の *Re Compton* 事件である。そこでは、そのコミュニティーのための利益という要件が提示されたが、これがチャリティ目的の同定と同様、問題である。公益という表現は、漠然とした法的概念である。これは、制定法のなかでの定義づけを欠き、その決定は個別事案毎の論点に基づいて、裁判所によって行われることになっている。このために、その適用は、ペムセル事件 (*The Special Purposes Comrs v Pemsel* [1891]) で列挙された四つのチャリティ目的と同じ解釈指針とはならない。宗教の促進ということについては、貧困の救済や教育の促進も同じであろうが、反証がなされないかぎり、宗教は当該コミュニティーのための利益をもたらしていると推定されてきた。しかし、このコミュニティーのための利益がそれぞれの個々のケース毎に存在するかどうかは問題である。このことに関連する判例法は膨大であり、裁判所は時にキチンとした基準とはいえないものに依

拠して判断をしていると批判される。勿論、この問題に関する一般原則を確立することは容易なことではないが、コミュニティが、直接・間接に宗教活動やチャリティの特質をもつことに参加する機会をもつ場合に、公益の存在が認識されるといわれることになる。このような参加がどの程度現実的であるかが問題であり、社会に対してその宗教的な活動がどの程度具体的なインパクトを与えることになるのかが問題とされることになる。

第3節 宗教団体税制

I チャリティに対する税制上の優遇措置

1. 所得税および法人税ならびにキャピタルゲイン税

チャリティには、会社形態のものや法人化されたものには法人税が、法人化されていないものには所得税が課されるが、一定の要件を充たす収入は、所得税および法人税が非課税（*exemption*）となる。収入が非課税の対象となる要件は、1988年所得税及び法人税法（*Income and Corporation Taxes Act 1988: ICTA1988*）505条に定められている。その内容を纏めれば、収入が①土地からの収入、②同法附則D第3ケースで評価可能な収入、具体的には預金利息、ギフト・エイドに基づく寄付といった「毎年の支払い（*annual payments*）」および配当金その他の分配金、または、③一定の要件を充たした取引（*trade*）による収益であること、およびこれらの収入がチャリティ目的（*charitable purposes*）に使用されることである。

また、キャピタルゲイン税についても、1992年収益課税法（*Taxation of Chargeable Gains Act 1992*）256条によれば、キャピタルゲインがチャリティ目的に使用される場合には非課税となる。もっとも、チャリティの信託（*trust*）が課税回避の目的で利用されるのを防ぐため、同法256条2項は、チャリティに信託されていた財産がチャリティ目的に服するのを止めたときには、非課税を取りやめ、その時点において市場価格で売却したと仮定して収益見込額に対してキャピタルゲイン税を課す旨を定める。

2. 非課税の対象となる取引

非課税に関して最も問題となるのは、取引（*trade*）による収益の取扱いである。原則として、取引による収益は、その取引の動機や、その収益の使途の如何にかかわらず、課税の対象となる。

もっとも、1988年所得税及び法人税法505条1項e号は、次の要件のいずれかを充たす場合で、かつその取引による収益が「もっぱら当該チャリティの目的に（*solely to the purposes of the charity*）」充てられる場合に、これを非課税としている。

- (i) 取引が、チャリティの第一次的な目的を現実に実行する過程で行われること
- (ii) 取引に結びつく仕事は、主にチャリティの受益者により実行されていること

前者の典型例は博物館、動物園、美術館の入館料、宗教チャリティによる聖書の販売であり、後者の典型例は、障がい者を雇用してその制作物を販売する場合である。もっとも、内国歳入庁は、前者の要件を付随的な活動（ancillary activities）まで拡大して解釈しており、例えば、美術館や劇場のカフェテリアやバーでの利用者に対する飲食物の販売、大学や学校におけるテキストや過去問題集の販売といったものまでが非課税とされている。

さらに、1988年所得税及び法人税法 505 条 1 項 e 号による非課税とは別に、2000年財政法 46 条で、少額の取引について非課税が認められることとなった。すなわち、①取引による売上げが年間 5000 ポンド以下、または売上げが年間 5000 ポンドを超える場合でも取引による売上げがチャリティ全体の収入（ただし 50000 ポンドを上限とする）の 25 パーセント以下であって、かつ②収益がもっぱらチャリティ目的に使用される場合には、取引の収益に対する課税が免除される。

また、上で説明した法律上の非課税とは別に、制定法外の特例（Extra-Statutory Concession）として、資金募集活動（Fundraising Activities）による収益は非課税とすることとされている。すなわち、a)当該事業（event）が 1994 年付加価値税法附則 9 条 12 グループに基づく付加価値税の免除を受ける種類のものであって、b)その収益がチャリティへ移転されるかまたは「チャリティ目的」で使用されるものである場合には、その収益へは課税されない。

具体的にいかなる活動が特例として認められるかは内国歳入関税庁が決定するが、例として球技、コンサート、映画上映、芸術等の展示、バザー、オークションなど 14 項目が内国歳入関税庁によって挙げられている。なお、特例として認められる活動は、1 つのチャリティ（子会社も含む）で同種の活動につき 1 年間に 15 回までとされている。これは、同種の活動を行う他のサービス提供者で、非課税とならない者との関係で競争を歪めないためであるとされる。16 回以上行った場合には、そのすべての事業が特例として認

められないこととなる。もっとも、一週間に売上げが 1000 ポンドを超えない小規模の事業は、この 15 回までという回数制限にはカウントされない。

3. 非課税の制限

1. でみたように、非課税を受けるには、当該収益がチャリティ目的に使用されなければならない（1. でみた非課税の対象となりうる収益以外の財源の使途は問題とならない）。支出が完全に非チャリティ目的でなされる場合のほか、一部がチャリティ目的で、一部が非チャリティ目的でなされる場合や、チャリティが非チャリティの支出を行っているときみなされる場合には、当該支出分の金額は「非チャリティ支出 (non-charitable expenditure)」として非課税の対象から除外される。

ここにいう「チャリティ目的」について、従来、制定法上の定義はなされておらず、これを貧困の救済、教育の促進、宗教の促進および共同体にとって有益なその他の目的と要約する判例 (*The Special Purposes Comrs v Pemsel* [1891]) が参照されてきたが、2006 年チャリティ法 2 条に定義規定が置かれたので、今後はこの定義によることとなる。なお、「チャリティ目的」での使用には、チャリティ目的の金銭の授与 (charity grant) のみならず、チャリティの管理費が含まれる。もっとも、管理費は、ある程度までは間接的に「チャリティ目的」として使用されているものと認められるが、過度なものは認められない。投資や貸付は「チャリティ目的の使用」には含まれない。非適格の (non-qualifying) 投資や貸付は、この後に述べる非課税額の計算の際に「非チャリティ支出」とみなされる点に注意が必要である。これに対し、貯蓄 (accumulation) や資本への留保 (reserve) は、実際には金銭の支出はないが、「チャリティ目的の使用」と認められることがある。また、取引子会社 (II 3. を参照) に対する投資も、それがもつばらチャリティ目的であって、チャリティの利益となり、かつ租税回避に当たらないとされるときには、「チャリティ目的の使用」と認められることがあるようである。政党や政治活動への支出は、「チャリティ目的」とは認められない。

具体的な非課税の制限の方法は、2006 年 3 月 22 日以降に開始する会計期から変更されている (2006 年財政法 55 条 1 項)。その計算方法は以下のとおりである。①「非課税の対象となる収益」(relievable income and gains)

を算出する。「非課税の対象となる収益」とは、1.でみた非課税の対象となる収益（ギフト・エイドに基づく寄付や預金利息など）の合計額である。②「非チャリティ支出」の金額を合計し、これを①の合計額から控除する。③残余額が非課税の対象となる（2006年財政法 55 条 1 項によって改正後の 1988 年所得税及び法人税法 505 条 4 項）。様々な収入のうちどの部分を「非チャリティ支出」に充てたとするかは、チャリティが選択することができ、内国歳入関税庁（HM Revenue & Customs）へ申告しなければならない。この申告がないときには、内国歳入関税庁が割当てを決定する（同条 7 項）。④「非課税の対象となる収益」より「非チャリティ支出」が大きい場合には、はじめに、「非チャリティ支出」を控除する元をチャリティの全収益にまで拡げ、それでも「非チャリティ支出」の額が大きい場合には、差額を過年度まで遡及させて過年度の「非チャリティ支出」として非課税の算出をやり直す（同条 5 項、6 項）。その結果、税額の補正が行われることもある。この遡及は 6 年前まで可能である（同条 6 項但書き）。

4. その他の税金について

その他の税金についても、チャリティには各種の減免が適用される。このうち重要なのは 2 つある。第 1 は、相続税である。贈与を受けた財産のうち一定のものは 10 年に 1 回、課税がなされるようである（charge at ten-year anniversary）（相続税法 64 条）が、チャリティ目的で保有している財産については、その対象から外される（同法 58 条 1 項(a)号）。第 2 に、印紙税（stamp tax）である。印紙税は、土地や建物の取引の際に課される取引税で、多くの場合は取引額の 4 パーセントが課されるものであるが、チャリティが取引を行う場合にはこれが免除される（1982 年財政法 129 条）。これらの他にも、チャリティは、富くじに対する掛け金税（pool betting duty）を免除される（1995 年財政法 138 条による 1988 年所得税及び法人税法 505 条 1 項への (f) 号の挿入）といった特典を受けている。

地方税に関しては、大きく事業税（business rates）と固定資産税（council tax）とに分けられるが、事業税については、80%の減額が認められ、それ以上の減免についても各自自治体の判断により認められる。固定資産税については、チャリティは特別の部分的な免除を受ける。宗教チャリティの場合、

修道院や教会建物がその対象に該当するようである。

II チャリティ団体に対する寄付税制

1. ギフト・エイド

ギフト・エイドとは、個人や会社からチャリティへの寄付を促進するための制度である。この制度は、次のような仕組みをとって、個人や会社に寄付のインセンティブを与える。まず、個人については、実際にチャリティへ寄付されている額は、寄付金の総額から基本税率で算出した所得税額を控除したものとみなす。個人の寄付者は、チャリティへ実際に寄付する額とは別に、これをもとに基本税率で算出した所得税額を国へ納めなければならないが、基本税率よりも高い税率で所得税を課される者にとっては、差額分の節税効果があることになる。この場合、チャリティは寄付者がいったん国へ納めた所得税の払戻しを請求することができる。

次に、会社については、実際にチャリティへ寄付されている金額が、法人税を算出する際に損金として算入される。そのため、会社にとっては大きな節税効果が上がることとなる。この場合、チャリティにとって、会社からの寄付金は「毎年の支払い」（I 1.参照）として取り扱われ、非課税となる。しかし、個人の場合と異なって、チャリティが国へ法人税の払戻しを請求することはない。

現在のギフト・エイドの枠組みは、1990年に導入されたものであるが、2000年財政法により大きな変更を受けている。第1に、当初は最低寄付額が250ポンドだったが、2000年法によって最低額の定めが廃止された。第2に、個人の寄付は2000年4月6日以降、会社の寄付は4月1日以降、個別約款捺印証書（deeds of covenant）による寄付に対して設けられていた非課税の制度が廃止され、すべてをギフト・エイドの枠組みのもとで行うこととされた。第3に、個人の場合、寄付者は、ギフト・エイドの届出を、郵便、ファックス、電話やインターネットでもできるようになった。

ギフト・エイドの制度を用いるためには、いくつかの要件を充たす必要がある。第1に、寄付は現金（またはそれに準じるもの）での支払いに限られる。第2に、寄付は原則として無償でなされなければならない。もっとも、チャリティには限定された規模の便益を寄付者に提供すること（例えば、チ

チャリティの第1の目的が財産や野生生物の支援である場合に、寄付者に対し当該財産や野生生物の見学を無料としたり割引したりすることが許されている。そこで許容される便益には、これを金銭の価値で示した上限の基準がある。寄付額が100ポンド以下であれば寄付額の25パーセントが上限、101ポンドから1000ポンドであれば25ポンドが上限、1000を超える場合には寄付額の2.5パーセントが上限（ただし、最大250ポンド）とされる。この基準を用いるさいには便益を一年間のものに換算する（annualise）必要がある。もっとも、寄付者が受ける便益がこの上限を超える場合であっても、「分離支払い（split payment）」という、寄付者がその寄付の一部を便益に対する代金とし、差額を寄付とする技術を利用して、ギフト・エイドの制度を用いることが可能である。

2. 届出

(1)でも触れたとおり、個人が寄付者の場合、寄付者はその寄付がギフト・エイドの制度に則った寄付である旨の届出（declaration）をすることが必要となる。もっとも、届出を行う時期は寄付時に限定されておらず、寄付の前後でも可能である。また届出は、一回の寄付についてであっても、一連の寄付をまとめてであっても可能である。さらに届出は、書面に限らず口頭でも可能であり、インターネット、E-メール、ファックスといった電子媒体によっても行うことができる。

書面での届出には、①寄付者の氏名及び住所、②チャリティの名称、③届出に関わる寄付の特定、④当該寄付をギフト・エイドの寄付として取り扱う旨の届出、の四点が少なくとも含まれていなければならない。また、これとは別に、⑤寄付者はチャリティが払戻しを受ける額に等しい所得税およびキャピタルゲイン税を支払わなければならない旨の注意書を書面に記載しておかなければならない。なお、署名は不要とされているので、上記の事項をすべて記していれば、チャリティの側で届出書を作成することも可能である。

口頭で届出を受けた場合、チャリティは寄付者に、口頭で届出を行った旨の書面の記録を送付しなければならず、書面の記録が送付されなければ、届出は有効とならない。その記録には、①寄付者が届出した内容（氏名、住所

等)、②寄付者はチャリティが払戻し請求に見合うだけの税金を支払わなければならない旨の注意書、③30日以内であれば寄付を取消しできる権利がある旨の注意書、④届出した日付および書面での記録を発行した日付が含まれていなければならない。

3. 取引子会社 (trading subsidiary company)

チャリティは、事業を行う子会社を設立し、その収益をギフト・エイドの枠組みを用いてチャリティに寄付させることによって、会社は寄付金を損金算入し、チャリティも寄付金を「毎年の支払い」として非課税の対象にすることで、課税を回避することができる。チャリティが自ら事業を行う場合には、取引による収益は、I 2.で見たように一定の要件を充たさない限り課税の対象となるので、ここにチャリティが取引子会社を設立するインセンティブが働くこととなる。

4. その他の優遇制度

(1) 天引きによる寄付 (Payroll Giving)

イギリスでは、寄付を促進するため、被用者が、給与から天引きするかたちで、社会保険料の控除後、所得税を控除する前にチャリティへ寄付を行うことを認めている。これを **Payroll Giving** という。この枠組みの要点としては、第1に、控除は1986年チャリティ控除(承認スキーム)規則 (**Charitable Deductions (Approved Schemes) Regulations 1986**) に基づき国内歳入庁の承認した枠組みに従うこと、第2に、支払いはエージェントの役目を果たす認可チャリティ (**approved charity**) を通じて行われなければならない、認可チャリティは、被用者の選択に従って1または複数のチャリティへ天引きした金額を60日以内に支払わなければならないこと、第3に、控除は被用者からの依頼に基づかなければならず、雇用者による強制は認められないこと、が挙げられる。

(2) 株式・有価証券・土地の寄付

2000年財政法43条によって、2000年4月1日(会社については4月6日)から、一定の株式および有価証券をチャリティに寄付または市場価格より低い価格で売却する場合には、寄付者は所得控除を受けられることと

された。所得控除される金額は、寄付または売却した時点での株式等の市場価格に、寄付または売却に伴う費用（手数料等）を加えたものから、当該寄付または売却によって寄付者側が受けた利益（イベントの入場券や本など、少額の利益をチャリティから受けることは認められている）を引いて算出する。

同様の所得控除は、2002年財政法97条によって、2002年4月1日（会社については4月6日）から、土地または建物の贈与にも適用されるようになった。

(3) 相続税

チャリティへの財貨の移転は、生前贈与であれ遺贈であれ、贈与が絶対的なものである場合には相続税が非課税となる（1984年相続税法23条）。贈与は絶対的なものでなければならないので、たとえば、贈与が取消し可能なものであったり、贈与者またはそれに関連する者が当該財産に何らかの利益を持ち続けるものであったりする場合には、非課税とはならない（同条2項c号、4項など参照）。

第4節 宗教団体と教育・社会的活動

I 宗教団体と教育

1. 宗教教育についてのイギリスの議論の特色

「宗教教育を提供する自由」は「宗教の自由」の中で扱われる。市民的及び政治的権利に関する人権規約（B規約）18条（思想・良心・宗教の自由）4項では親が自己の信念に従って宗教的及び道徳的教育を確保する自由が明記されている（なお、「宗教の自由」からの議論として、Paul M.Taylor , *Freedom of Religion*, 2005, pp.178-182.参照）。

また、国家には宗教学校を設立する義務はないが、設立の決定を行う場合には、差別なく行われなければならないとされている。例えば、ある地域では公教育についてカトリックを保護するという伝統的になされてきた区別に依拠して、カトリック学校に対して与えられてきた優遇的な取扱いを正当化することは、B規約 26条の平等原則との関係で問題となることもありえる。

2. 多様な宗教の承認と学校教育

さらに、イギリスにおいても、学校での宗教の位置づけが広く議論されるようになることに伴って、社会のなかに様々に存在するそれぞれの宗教が果たす役割やその効果への関心が高まっているとの指摘がある。しかしながら、学校教育のなかで、それら多様な宗教教育を行うことがどの程度可能であるかについては、結局のところ、それらに対応することのできる優秀な教員をいかに確保できるかが鍵であるとも言われている。

3. 礼拝と宗教教育

地方教育当局、学校理事会、校長は、1998年の学校基準枠組み法に基づいて、地域学校、地方補助学校、有志立学校に通学するすべての生徒が各授業日毎に集団礼拝に参加することを確保することを義務付けている。これはすべての生徒による単一の集団礼拝である場合も、異なるグループ毎の礼拝である場合もありうる（98年法附則 20 2節(2)参照）。宗教的性格を持たない

地域学校や有志立学校においても、礼拝は、特定宗派の特徴を持たないというものの、広い意味でのキリスト教的な性格を有しなければならないとされている（98年法附則20 3節(3)参照）。そこに、キリスト教でない子供が参加することは、問題とはならないと考えられている。宗教的性格を有する地方補助学校や有志立学校では、集団礼拝は、信託詔書によって、あるいは特別の宗派の經典によって行われている（98年法69条4項、附則20 5節）。両親にはこうした礼拝や宗教教育を自分の子供に受けさせない絶対的な権利が付与されている（98年法71条1項）。さらに、両親の間で宗教教育を受講させるべきかどうか合意に至ることができない場合には、裁判所が1989年子供法1条3項のチェックリストに基づいて判断することができると定められている。

II 宗教教育と宗教礼拝

1. 1944年教育法の制定

イギリスでは19世紀に入ると、学校施設の十分な提供という国民からの要求と宗教に対するコントロールの要請という二つの問題への解答として、国と教会の両方に学校の設立を認める二元的な学校制度が実施された。この結果、教会は自らのコントロールによって宗派教育を提供するボランティア・スクールを自由に設立・運営することができることになった。と同時に、政府としては、これらのボランティア・スクールに対しては、その世俗教育をコントロールするという名目で、国がこれらに助成するという仕組みが作り上げられてきた。1870年初等教育法は正しくこの考え方に基づいて制定され、学校教育の世俗化が図られた嚆矢と位置づけることができる。新たに国家からの助成を受けて設立された学校においては、世俗的な教科と宗教科目との区別がなされ、さらに、生徒の両親には自分の子どもが宗教科目を受講しないことを認める「保護者条項」も定められた。

その後の1944年教育法によって教育の現代的体系化の基礎が形作られた。当時のイギリスは、膨大な戦費の調達をはじめとする国家財政の逼迫を受けて、政府としても宗教団体による自発的な財政上の基金制度の支えなくしては、初等中等の義務教育のために十分な学校制度を用意することすら不可能な状況に追い込まれていた。こうした状況において、国教会およびローマ

ン・カトリックとの間で協議がなされ、その後、両者間の妥協が成立し、44年教育法が制定されるに至ったのである。すなわち、44年法制定の過程で、国教会及びカトリック教会の双方は公費で運営されるすべての学校の義務教育の中で日常的な礼拝や宗教科目が配置されるよう強く働きかけ、非国教徒からの強い反対にもかかわらず、政府との間での合意に至ったわけである。この合意の背景には、当時のイギリスが戦時国家であり、家庭内での結束がより強く求められていたこと、異なるキリスト教の教派間での関心が一致したことなどがその要因として挙げられている。この結果、44年法の中では、特定の宗教宗派の特色を持たない「宗教礼拝」の規定が定められたのである。

44年法の考え方やその目的は、1988年教育改革法及び1993年教育法が制定されるまで、維持され続けた。確かに、この44年法が教育法制全体に与えた影響は重大であったが、とりわけ集団礼拝や宗教教育の規定が教育法のなかに明確に定められたことは特筆に値する。その後の1988年教育改革法では、44年法によって導入された宗教科目関連規定がさらに拡張されている。つまり、88年法では、宗教教育は基本カリキュラムの一部と位置づけられ、イギリスの宗教的な伝統が主としてキリスト教であるという事実を反映しなければならないと明確に定められたからである。また、宗教教育は両親のこれを受けさせない権利を条件として認められ、日々の集団礼拝行為、これも生徒の両親による受けさせない権利を留保することになるが、公立学校での礼拝行為も全体あるいは一部がキリスト教的なものでなければならないと定められている。

その後、1998年の学校基準枠組み法では、宗教教育については、69条で「宗教教育の適正な提供を確保するための責務」として両親の拒否権が留保されたうえで、地域学校、地方補助学校、有志立学校の公営学校においては、地方教育当局、学校理事会、校長らに対して、96年教育法に基づく学校の基本カリキュラムの中に編入する形で宗教教育がなされるよう義務付けられるに至っている。因みに、98年法では、70条によって、生徒は、親の拒否権が留保されるものの、集団礼拝に参加しなければならないと規定されている。

2. 宗教教育と宗教担当教員

1998年学校基準枠組み法 58条2項は次のように規定している。すなわち、宗教的性質を有する地方補助学校あるいは有志立管理学校では、2名以上の教員を配置し、同法別表19の3(3)に基づいて宗教教育を行う適格性と能力を有する教員をその中に含めなくてはならないとする。これらの学校の運営機関には、各学校に適した宗教教育が行われるようにすることが求められている。これらの宗教教育担当のスタッフは、**reserved teachers** と称され、その教員は校長を含めてその学校の全教員の5分の1を超えてはならないと定められている。また、校長は在任中に、この **reserved teachers** になることはできないとも定められている。

地方教育当局は、この「補助教員」を任命する前に、基金管理者に諮問しなければならない。基金管理者がその者についての宗教教育適格性を認めない場合には、担当教員として任命することはできないことになっている。基金管理者が、98年法別表19の3(3)の方式で宗教教育を行うことができないと判断した場合には、地方教育当局にその者の解雇を求めることができ、雇用契約の形態をとっていない場合には、その雇用の打ち切りを学校の運営主体が地方教育当局に求めることになっている。98年法58条7項は、有志立補助学校に適用され、宗教教育のために任命された教員が有効・適切にそれを行うことができない場合には、地方教育当局の同意なしに運営主体の判断だけでその教員を解雇することができることになっている。

III 教会の社会的役割

イギリスにおける教会の社会的な役割を考えるための素材として、以下では、婚姻制度への教会のかかわり、宗教放送のあり方、さらに施設つきの聖職者の役割について言及しておく。

1. 婚姻と教会

イギリスでは、婚姻は、宗教的儀式によるか、登記所またはその目的のための許可を受けているその他の場所（ホテルなど）で国から任命された結婚登録官によるか、そのどちらかの方法で行われることになっている。イングランド教会およびウェールズ教会での婚姻の場合には、予告と免許に関する

準備段階を含めたすべての手続が教会によって行われる。両教会以外の場合には、宗教的儀式には民事的ないくつかの準備手続が求められ、通例は 21 日前に告知が行われた後に「登記所長 (superintendent registrar) の証明書」の交付が必要とされている。イングランドにおいては (スコットランドには別の規定が適用される)、国教会以外の宗教的儀式は登録済みの建物 (または歴史的な理由から、ユダヤ教のシナゴークもしくはフレンド派の会館) で行い、聖職者にその権限が付与されていればその聖職者によるか、または結婚登録官によるかのいずれかによって登録されることが必要であるとされている。現在では、関係法律が改正されて、結婚の準備手続 (現在は、教区の教会で 3 回の日曜日にもわたって告知される「結婚予告」によって行われることが通常である) はすべて、性質上、私法上のものとされているのであるが、近年では、次第に、婚姻儀式的あり方が、登録されている建物内で行われるというイングランドの慣習に基づく形態から、認可を得ている儀式の主催者によって執り行われるというスコットランド方式へと移行すべきであるとの議論もなされている。

ローマ・カトリック教会は婚姻の無効についての審理を行う管区審判所の制度を維持しているが、この審判所の決定は、イングランドの法律上は何ら法的効果を有するものではない。というのも、イングランドの法律制度の一翼を担っている国教会の教区裁判所 (Consistory court) には、世俗裁判所がこの役割を引き継いだ 1857 年以降、婚姻に対する裁判権は認められていないからである。

諸教会、特にイングランド教会には定期的に、家族法関連の問題についての相談窓口が開設されている。なお、婚姻法に関する重要な法改正が行われる前には国教会の内部でも通例は熱心な議論がなされるのであって、法律案が提出される前には、国教会はカンタベリー大主教宛ての報告書を作成し、それを大主教が公表するなどの対応がとられている。

2. 宗教放送

公共放送であるイギリス放送協会 (BBC) は、長年にわたって宗教放送に対する大きな役割を演じてきた。平日は毎朝礼拝放送を行っており、テレビでは宗教に関するレギュラー番組の時間も設けられている (他のテレビ放送

においてと同様)。また、全国放送、ローカル番組を問わず、ラジオ・テレビの各局には、それぞれに関係する地域の主要教会の代表者から構成される宗教諮問委員会が設置されることになっている。なお、この委員会は、従来からの慣行に基づいて設置されている。

しかしながら、その他のラジオ・テレビ、および文字多重放送の運営免許に関しては、2003年通信法によって、その目的が宗教的性質を有する団体に対しては特定種類の免許（全国的な音声放送や公共の文字多重放送サービスなどの免許）を与えることを禁止しており、さらに、このような団体が通信法によって設立された放送局（「OFCOM」）の許可を受けたことのみによって、その他の免許の保有までを認めることも禁止されている。なお、OFCOMには、適用する判断基準を示すガイドラインの提出が義務付けられている。

3. 施設つき聖職者

軍隊、国民保健サービス（NHS）、および刑務所には、施設つき聖職者が雇用されている。NHSには、約5000名のチャプレンが従事しているとされ、そのうちの約3500名が聖職者で占められている。聖職者は様々な宗派の叙任を受けた聖職者から採用されているが、NHSと刑務所の場合は多くは非常勤によって担われている。また、軍隊つきのチャプレンは、そのほとんどがキリスト教の聖職者であるといわれている。

正規職員である施設つき聖職者の俸給（および非常勤の場合の料金）は、雇用者である公的機関によって支払われるが、派遣される聖職者についての当初の養成費用などはもちろん各教会によって支出されており、各教会はその司牧業務に対する様々な形での監督も行っている。

【参考文献】

第1節、第2節及び第4節に関連する文献

- Picarda, *The Law and Practice Relating to Charities*, 3ed.ed., 1999
- P. Luxton, *The Law of Charities*, 2001
- Stephen Lloyd, *Charities – The New Law 2006*, 2007
- M. King = A. Philips, *Charities Act 2006*, 2007
- A. MacLennan, *Blackstone's Guide to The Charities Act 2006*, 2007
- O' Dair = Lewis, *Law and Religion*, 2001
- M. Hill ed., *Religious Liberty and Human Rights*, 2002
- M. Hill, *Ecclesiastical Law*, 2ed. ed., 2001
- N. Doe, *The Legal Framework of the Church of England*, 1996
- G. Robbers ed., *State and Church in the European Union*, 2ed. ed., 2005
- G. Robbers ed., *Church Autonomy*, 2001
- P. Taylor, *Freedom of Religion*, 2005
- O. Hyams, *Law of Education*, 2ed. ed., 2004
- R. Clayton = H. Tomlinson, *The Law of Human Rights*, 2000

第3節に関連する文献

- Con Alexander = Jos Moule, *Charity Governance*, 2007
- Robert Vincent = Amanda Francis, *Charity Accounting and Taxation*, 4th ed., 2004
- David Chitty, *Charities: An Industry Accounting and Auditing Guide*, 2005.
- HM Revenue & Customs' Guidance Note
(<http://www.hmrc.gov.uk/charities/guidance-notes/intro.htm>)

ド イ ツ

第1節 政教関係の概要

I はじめに

1. 概況

ドイツにおいては、現在でも、総人口約8,250万人のうち、約7割の人がキリスト教の諸宗派を信仰している。そのうち、最大の規模を誇るのが、ローマ・カトリック教会と福音主義教会の二大教会であり、前者の信者が約2,572万人、後者の信者が約2,538万人いるといわれている。福音主義派はそれぞれの地域を基盤とし、互いに独立した各ラント教会が、全体として福音主義教会（EKD）を構成している。そのほかにもこれとは別の小さな福音主義の教会（自由教会など）がある。東方正教会の信者も相当数（約120万人）存在する。

また、ドイツ国内では、1940年代にナチス・ドイツによって欧州で数百万人のユダヤ人が殺されたことに関して、ユダヤ教団に対して、信者数は少ない（約10万人）ながらも、社会的に非常に重要な地位が与えられている。

さらに、近年では、その他の非キリスト教系の宗教や新興宗教（Jugendreligion＝「若者宗教」と呼ばれる）を信仰する者も多いし、いかなる信仰も有しないあるいは無神論だという人も増えてきている。代表的な例は、イスラーム教徒（約320万人）であるが、このような現象の背景として挙げられるのは、旧東独の諸州（旧東独は教会に対して敵対的な姿勢をとっていた）ではキリスト教諸派を信仰する人が少ないことや、トルコ人を中心とした移民の増加などが挙げられよう。現在、ドイツにおいては、これら近年の動向にどのように対処するかが喫緊の課題となっている。

2. 国家と宗教

後述するように、ドイツにおいても、信仰・良心の自由が憲法上保障されており、宗教団体の活動もまた保障されている。しかしながら、その保障のありようは、わが国やフランスのように、「国家と教会」あるいは「政治と宗教」を分離せしめる「政教分離」のそれとは大きく異なっている。すなわち、ドイツにおいては、国教会は存在しないという意味で政治と宗教の距離

をとりつつ、同時に、国家と教会との間に一定の協力関係（パートナーシップ）が存することを憲法上保障しているのである。このような協力関係は、現在でも、社会福祉などの分野におけるニーズが教会を通じてまかなわれているということから、肯定的に捉えられている。この協力関係の現われとしては、ドイツの憲法たる基本法が、①宗教団体が、従前から公法上の社団として認められていた場合には、その地位を保障し、②公法上の宗教団体が徴収する教会税の徴収を国が代行し、③公立学校における宗教の授業を正規の科目とする旨定めていることなどが挙げられよう。

加えて、ドイツの制度を日本のそれと比較してみる場合に注意しなくてはならないのは、ドイツが連邦国家であるのに対し、わが国はそうではないという点である。つまり、如上のパートナーシップという点だけでなく、連邦制という国家形態を採用していることから、ドイツの宗教制度は、わが国の制度とは異なる点が観察できる。すなわち、宗教、教会、宗教教育といった宗教に関連する事項については、原則としてすべてラント（州）の管轄に属しており、連邦はこの点に関する権限を有していないのである。それゆえ、教会税の徴収や宗教教育などはすべてラントの責任において行われる。

3. 歴史

このようなドイツの宗教事情は、当然のことながら、歴史的な影響を強く受けている。1517年の宗教改革はプロテスタントを生み出し、宗派間に激しい対立が起こった。このうち、ルター派の信仰は、1555年のアウクスブルク宗教和議において、カトリックの信仰と本質的に同等の権利を持つことが確認されたが、それと同時に、領邦教会制が成立した。領邦教会制の下では、一つの領邦に属する者はすべて、その地の領邦教会に属する（*quius regio, eius religio*）こととされていた。今日の宗教共同体の地域的分布や福音主義ラント教会の存在は、これらの出来事に規定されている。また、領邦教会の司教が領邦君主であることもしばしばであり、世俗権力と宗教権力はきわめて密接な関係にあった。

一方のローマ・カトリック教会も、中世以来、多くの世俗的な統治権力を有していた。トリアー、ケルン、及びマイントの大司教たちは神聖ローマ帝国の選帝侯でもあり、彼らの世俗的権力は他の選帝侯とさして変わるところ

がなかった。

こうした聖俗の緊密な関係は、19世紀には徐々に弱まっていくことになるが、決定的な転機を迎えるのは、1918年11月の共和制宣言によるビスマルク帝国の崩壊と1919年のヴァイマル憲法の制定の時である。すなわち、1919年8月11日のヴァイマル憲法は、国教会が存在しないことを明言し（第137条1項）、宗教団体設立の自由を保障するに至ったのである（同2項）。さらに、すべての市民に完全な信仰及び良心の自由と宗教実践の自由が保障され、自己の宗教上の信念の告白や、宗教上の行為や儀式への参加などが強制されることもなくなった。こうした点からみれば、ヴァイマル憲法において、近代立憲主義的な宗教の自由の保障が確立したといえよう。

しかしながら、ヴァイマル共和国において、いわゆる「政教分離」制度が採用されたわけではないことには、注意が必要である。つまり、従来、公法上の社団とされてきた主な教会は、引き続き公法上の社団とされたし（第137条5項）、これらの教会は、市民租税台帳に基づいて教会税を徴収する権利を有していた（同6項）のであり、いわば、従来の主な教会の特権的な地位は、憲法上、そのまま保障されることとなったのである。また、公立学校における宗教の授業は、世俗学校を除いて、原則として正規の授業科目とされた（第149条）。

すぐ後でもみるように、現在の憲法（基本法）下における宗教にかかわる諸制度は、このヴァイマル憲法の教会条項をほとんどそのまま承継するものである。その意味では、国家と教会の関係について、現在においても、従前の制度がそのまま維持されているといつてよい。

II 現行憲法（基本法）における宗教に関する基本的枠組み

現行憲法（基本法）における基本的な枠組みは、上述のように、①宗教の自由の保障、②連邦制原理に基づく、連邦=州間での宗教的事項の管轄権の配分、③ヴァイマル憲法の政教関係の原則的維持から成る。

1. 宗教の自由

基本法第4条は、「信仰、良心の自由、並びに宗教上及び世界観上の告白の自由は不可侵である」とし（1項）、妨げられることなく宗教活動を行うこ

とを保障している（2項）。また同条3項は、「何人も、その良心に反して、武器を持ってする軍務を強制されない」と規定して、いわゆる「良心的兵役拒否」の自由を憲法上の権利として保障している。兵役拒否をした者は、「武器を持ってする軍務」に代わる役務（代役）を行うことになっているが、この点の詳細は連邦法律が規律している。ちなみに、代役を選択した者の多くは、社会福祉分野での役務に従事しており、教会系の福祉団体（カトリック系のカリタスや福音主義系のディアコニー）などが、その受け皿として機能している（後述の第4節参照）。

さらに、基本法は、法の前での平等を定める第3条において、信仰や宗教上の見解のゆえに不利益を受けたり優遇されたりすることはない旨を定めている（3項）。

ドイツは連邦国家であるから、構成国たる各ラントにも憲法典があり、そのほとんどがこれと同様の基本権を保障している。

また、基本法は、宗教団体にも様々な権利を保障している（その内容については第2節参照）。その結果、宗教団体には、結成の自由や団体の自律権、権利能力の取得、所有権などが保障される。ただし、このような宗教の自由を基礎とした特別の保障が及ぶのは、あくまでも、団体が宗教的目的を有し、もっぱらそのための活動を行っている場合である。ドイツにおいては、新興宗教が、宗教を隠れ蓑にしながら、その実、経済的な活動を行っていると判断されることがある（いわゆるセクトとか「若者宗教」と呼ばれる団体）。このような団体は、そもそも、宗教団体として認知されず（『平成13年報告書』175頁、208～216頁参照）、結果として、宗教団体としての基本法上の保障は及ばない。

なお、宗教団体にも憲法上の保障が及ぶといっても、一定の限界があり、宗教団体の目的若しくはその活動が刑事法律に違反するもの、又は憲法的秩序若しくは諸国民のあいだの協調の思想に反するものは、禁止されることとなる（基本法第9条2項）。

2. 連邦制

連邦制を採用するドイツにおいては、基本法上、連邦とラントの管轄事項が定められており、宗教を含む「文化」（Kultur）にかかわる問題は、原則

としてラントの管轄であるとされている（ラントの文化高権＝Kulturhoheit der Länder）。つまり、基本法によれば、国家の権能の行使及び国家の任務の遂行は、基本法が別段の定めをなさず又は許していない範囲で、ラントの責務とされ（第 30 条）、ラントは基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度で、立法権を有するとされる（第 70 条 1 項）。そして、連邦が立法権限を有する領域が列挙されているが（第 73 条以下）、その中に宗教を含む文化にかかわる事項は存在せず、したがって、文化に関する事項は、ラントの管轄に属するというわけである。むろん、各ラントにおける状況について、連邦が統計資料を作成したり、連邦法律によって連邦が権限を有している事項について指導や監督をすることはある。この好例が、後に述べる結社解散の場合（結社禁止の発令に関して管轄を有するのは、1 つのラントを越えて活動する結社の場合には連邦内務大臣、活動が 1 つのラントの領域内に限られる結社の場合には当該ラントの内務大臣である）であるが、いずれにせよ、連邦が管轄を有するのは例外にとどまる。よって、ドイツにおける宗教制度の実際を理解するためには、各ラントの法制度を調べなければならないということになる。

3. ヴァイマル憲法の編入

先にも少し触れたように、ドイツにおける国家と宗教（団体）との関係は、ヴァイマル憲法によって確立したものが、現在も存続しているといつてよい。すなわち、公立学校における宗教の授業に関する規定を除けば、現行基本法は新たな規定を用意せず、ヴァイマル憲法の一部を編入するという方法を採用している。基本法第 140 条は、「1919 年 8 月 11 日の憲法〔ヴァイマル憲法〕の第 136 条、第 137 条、第 138 条、第 139 条及び第 141 条の規定は、この基本法の構成部分である」としているのである。

また、国家と教会の関係については、教会との間で締結される条約（政教協約＝Staatskirchenvertrag）によっても規律される。国際法上の主体として条約を締結することができるのはローマ・カトリック教会（ヴァティカン公国）であり、政教条約（Konkordat）と呼ばれる。しかしながら、ドイツにおいては、連邦及びラントともに、ローマ・カトリック教会以外の教会や宗教団体ともこの種の協定を結んでいる。これらは、教会協約

(Kirchenvertrag、福音主義教会との協約に主につけられる名称) や国家協約 (Staatsvertrag、ユダヤ団体との協約につけられる名称) などと呼ばれる。歴史的に見て、多くの政教協約が締結されてきた。現在も効力を有するもののうち最も古いものは、1924年に締結されたバイエルンとローマ・カトリック教会の政教条約である。また、カトリック教会が1933年に当時のドイツ国との間で締結した政教条約 (Reichskonkordat) も現在でも効力を有している。戦後、多くのラントは、ローマ・カトリック教会や福音主義教会、ユダヤ団体などとの間で協定を交わしている。福音主義教会との間では、1955年にニーダーザクセン州とそのラント教会との間で締結されたロックム条約 (Loccumer Vertrag) が模範とされ、(旧東独5州を除く) 多くのラントでこれに倣った協約が締結されている。

これらの政教協約は、聖職者及び教会の地位や、宗教教育などの事項について規律している。

Ⅲ 基本法下の諸制度

以上述べてきたような基本的枠組みに従って、基本法は、いくつかの宗教に関する制度を用意している。その特徴的なものとしては、①公法上の社団としての宗教団体の存在、②公立学校における宗教の授業、③教会税が挙げられる。

1. 公法上の社団

まず、基本法第140条によって編入されるヴァイマル憲法第137条第5項は、「宗教団体は、従来公法上の社団であった限りにおいて、今後も公法上の社団とする。その他の宗教団体は、その根本規則及び構成員数からみて存続することが確実である場合には、その申請に基づいて、同一の権利が与えられるものとする」とし、ローマ・カトリック教会などの伝統的な宗教団体に「公法上の社団」としての地位を保障した。また、新しい宗教団体も一定の要件の下に同様の地位を与えられるとされ、実際、エホバの証人のようにごく近年になって公法上の社団と認められつつある事例もある。ただし、具体的にどのような宗教団体にそうした地位を与えるかは、各ラントに委ねられており、ほとんどのラントの憲法は、ヴァイマル憲法の規定に類似した規定を置いている。

公法上の社団たる宗教団体は、ドイツ全体で見れば、ローマ・カトリック教会や福音主義ラント教会、ユダヤ教会をはじめ、メソヂスト派やモルモン教、エホバの証人など多数にわたる。ただし、これらの団体すべてが、すべてのラントにおいて公法上の社団として認められているわけではないことには注意を要する。あくまでも、各ラントがそれぞれに判断しているのである（もちろん、ローマ・カトリック教会や福音主義ラント教会のようにすべてのラントで公法上の社団とされるものもある）。

後述するように、公法上の社団たる宗教団体はさまざまな特権(Privilegienbündel)を有することとなる。

2. 公立学校における宗教教育

基本法第7条は、1項で「全学校制度は、国の監督の下にある」と定め、同条3項で「宗教の授業は、無宗教学校を除く公立学校において、正規の授業科目である。国の監督権を害さない限りにおいて、宗教の授業は、宗教共同体の原則に合致して行われる。いかなる教員も、その意思に反して宗教の授業を行うことを義務づけられない」と定めている。1項にいう「国」とは、ここでは「連邦」のことではなくラントのことを意味し、連邦は、教育問題については、ラントの協力に基づいて、教育計画についてラントに協力することしかできない(第91b条)。よって、学校制度及びそこにおける宗教の授業等については、各ラントの憲法以下の諸法規によって規律されるので、一般に論じることはできない。ただし、基本法はそのような教育制度について、第7条3項によって、一定の枠付けをしているのである。多くのラントにおいても、憲法上、これと同様の規定を用意している。

ただし、ブレーメン州のように、一定の歴史的な背景に鑑みて、基本法上、例外を認められたラントもある。すなわち、第141条によれば、「第7条第3項第1文は、1949年1月1日時点でラントの法による別段の規律が存在していたラントにおいては、適用しない」とされている。従来、これに該当するのは、ブレーメン州しか存在しなかったため、ブレーメン条項と呼ばれてきたが、統一後、旧東独時代から宗教教育に代わる新たな教育(いわゆるLER:生活形成—倫理—宗教知識教育)が行われたブランデンブルク州にも適用されるかが問題とされた(なお、この問題については、『平成13年報告

書』193頁及びそこに挙げられている参考文献参照)。

ドイツの学校では、通常、週に1～2時間程度の宗教の授業が行われる。この授業については、学校の正課の授業として実施されるものの、その内容は教会が決定することができ、親(一定の年齢に達した者については生徒本人)が授業を受けるかどうかを決定することができる(基本法第7条2項)。また、公立学校教師は、その意思に反して宗教の授業を行う義務はない(同条3項)。これらの詳細は、各ラントの法律や政教協約によって規律される。

3. 教会税

ヴァイマル憲法第137条6項は、さらに、「公法上の社団たる宗教団体は、市民租税台帳に基づき、ラントの法の定める基準に従って、租税を徴収する権利を有する」と定め、いわゆる教会税の課税権を保障している。教会税の具体的な制度については、第3節で概観するが、簡単に触れると次のようになる。教会税の徴収は、もっぱら、各ラントにおいて公法上の社団として認められている宗教団体から、ラントの財務当局や税務署に委託されている。すなわち、各ラントは、租税法律主義の原則に則り、法律によって、徴収される税の種類及び手続きを決定する一方、各教会は、ラントの定める法律の範囲内で、教会税額を決定する。ラントの税務署は、それに基づいて、住民から税を徴収し、各教会に納める。集められた教会税は、教会の活動資金になるほか、社会福祉事業にも使用されており、社会的な意義も大きい。

IV 国家と教会を巡る近年の動向

ドイツにおいても、諸外国と同様に、グローバル化のもとで、宗教事情の変化が見られ、新たに対処しなければならない問題が浮上している。そのうちの代表的な例につき、いくつか触れる。

1. イスラーム

まず指摘できるのは、ドイツ国内において、いまや320万人に膨れ上がったイスラーム教徒の統合の問題であろう。ドイツ連邦政府は、イスラーム教(宗教としてのイスラーム: Islam)とイスラーム主義(原理主義的なイデオロギーとしてのイスラーム: Islamismus)を区別し、前者とドイツ及び他宗

教・宗派との統合（Integration）を進めている。このような統合に際しては、イスラーム教は、その構造からして、誰を交渉のカウンター・パートとするかを決定しにくいという問題があるようである。例えば、イスラーム団体をドイツの政教関係の枠内へ組み込もうとする際には、宗教教育や聖職者の待遇、税の優遇をどうするかを決定しなければならない。ところが、そもそもカウンター・パートが誰かが決まらないので、政府の側も誰と交渉してよいのかがわからないということになる。そこで、この点を克服するために、政府は、たとえば、「ドイツ・イスラーム会議」（DIK）を開催し、これらの問題に対処しようとしている。このような活動を通じて、イスラーム教徒の団体もいくつか結成されている。ただし、これらの団体が宗教団体なのか、また、イスラーム教における指導者（イマーム）をキリスト教などにおける聖職者と同じように扱うべきなのかなど、問題は尽きない。

むろん、そのような流れの中で、いくつかの対立的な事件は起こっている。その代表的な例が、いわゆるスカーフ問題であるが、中でも特に注目されたのが「ルディン事件」であった。ルディン事件とは、アフガニスタン出身の女性教員が、スカーフ（ドイツ語では *Kopftuch* [頭巾] と呼ばれる）を着用して授業を行いたいとしたところ、任用を拒否された事件である。連邦憲法裁判所は、当該任用拒否は、十分な法律上の根拠が欠けているがゆえに違法であると述べ、事件はこの女性教師の勝利に終わった。しかしながら、これを契機として、一部ラントが立法により「十分な法律上の根拠」を確立する動きを見せ、実際に、公立学校においてスカーフの着用を禁じるラントも現れている。イスラーム教徒のスカーフの問題は上記のルディン事件にとどまらないが、これをとってみても、イスラームの統合の問題が、ドイツにおいて今後の大きな課題となっていることをうかがい知ることができよう。また、ルディン事件そのものは、公教育における宗教の取扱いを巡る問題が、わが国のみならず、ドイツにおいてもまた、さまざまな困難を抱えていることを示すものだといえよう（なお、この点に関連して、従来、キリストの「磔刑像」（Kruzifix）を巡る問題が議論されてきた。『平成 13 年報告書』194 頁参照）。

2. イスラーム主義

上述のこととも関連するが、イスラーム教（徒）の統合と並んで、ドイツで重視されているのはイスラーム主義から国内の安全をどのように守るか、という点である。この点に関しては、2001年に行われたいわゆる「結社法」の改正（BGBl. I S. 3319）が注目される。すなわち、基本法第9条2項は、「団体のうちで、その目的若しくはその活動が刑事法律に違反するもの、又は憲法的秩序もしくは諸国民のあいだの協調の思想に反するものは、禁止される」と定めるが、これを具体化した1964年8月5日の結社法は、「公の安全又は秩序を維持するため」に結社に対して干渉することを根拠付け、行政庁が解散命令を出すことができる旨を定めている。この結社法は、従来、宗教団体の自由の観点から、宗教団体に対する適用が除外されており（改正前の結社法第2条2項3号。『平成13年報告書』233頁参照）、それゆえに宗教団体は結社法上特権的な地位を有していた（宗教特権）。しかし、上述の改正により、宗教団体を除外していた第2条2項3号が削除されたため、現在では、行政庁が宗教団体に対しても解散命令を出すことができるようになっている（ただし、この場合の宗教団体に公法上の社團たる宗教団体は含まれないようである）。

このような解散は、上記基本法第9条2項の枠内で許される範囲で正当化される。すなわち、宗教団体及び世界観団体は、基本法第4条によって信仰・良心の自由が保障されてはいるものの、第三者の競合する基本権又は憲法ランクの法益を保護するためには、一定の制約が限定的に許されるわけである。

ただし、結社法改正以後、実際に解散命令が出された宗教団体は少なく、イスラーム系のいわゆる“Kalifatsstaat”及び計35の地方組織が、とりわけ憲法的秩序及び諸国民の協調の思想に反するという理由で、宗教特権の廃止直後の2001年12月12日に禁止されたのを挙げることができるだけである。このほかにも、HAMASに対する資金援助を理由に解散された団体の例などがあるものの、これらの団体はドイツ国内では宗教団体としては認識されていないようである。

3. エホバの証人

イスラーム教あるいはイスラーム主義以外の問題として、注目されるべきものに、「エホバの証人」に対する公法上の社団としての資格の付与の問題がある。公法上の社団として認定される基準などについては、第2節で概観することとして、ここでは、この問題の経緯について若干触れておく。

エホバの証人が1991年に公法上の社団としての申請をベルリン州で行ったところ、ベルリン州がこれを1993年に却下したため、これを不服としたエホバの証人側が裁判所に提訴した。1997年に連邦行政裁判所は、エホバの証人が公法上の社団としては認められないとの判断を示した。これに対して、連邦憲法裁判所は、連邦行政裁判所の判決が、エホバの証人について、宗教の自由（基本法第4条）及び平等原則（第3条）を侵害していると認定し、連邦行政裁判所に破棄差戻した（BVerfGE 102, 370 ff.）。最終的に、連邦行政裁判所は、エホバの証人に公法上の社団としての地位を認めた。これ以後、各ラントにおいて、順次、公法上の社団としての資格が認められつつある状況である。

第2節 宗教団体制

I はじめに

ドイツにおいては、宗教団体を結成するのに国の許可を必要としない。ただ、社団登記や租税優遇の際に、一定の認証が必要となるにすぎない。それゆえ、いかなる宗教団体であっても、法人格を取得し、団体として法律上の行為を行うことができる。

ドイツの宗教団体がどのような法人格を有して活動しているか、という点については、①公法上の社団、②民法その他の法律による私法上の法人格を有する社団、③法人格を持たない宗教団体（権利能力なき社団としての宗教団体）に大別することができる。いずれの団体も宗教団体である限り、基本法第4条などで保障される宗教の自由を（宗教団体の自由まで含めて）享有することが妨げられないとはいえ、有している法的権能は異なる。

ところで、公法上の社団たる宗教団体はさておき、ドイツには、いわゆる「公益法人」なる法人格はないことに注意が必要である。すなわち、ドイツでは、団体が公益性を有しているかどうかは、もっぱら租税優遇の問題として扱われ、公益性の判定をするのも税務当局である。

II 基本法の態度

すでに第1節でも簡単に触れたように、宗教団体に対する基本法の態度は、ヴァイマル憲法の関連規定の編入という形で示されている。以下、主な点を挙げておこう。

1. 宗教団体の地位の保障

まず、国教会は存在せず（ヴァイマル憲法第137条1項）、宗教団体を結成する自由が保障される（同条2項）。この点について、基本法は、第9条で結社の自由を保障しているが、それとは別に、宗教的結社の自由を保障していることになる。また、宗教団体が有する、礼拝、教育及び慈善の目的に供する営造物、財団及びその他の財産に対する所有権及びその他の権利（第138条2項）や、礼拝及び司牧の必要が、軍隊、病院、刑事施設などの公共

営造物内で認められる場合に宗教的行事を遂行すること（第 141 条）が保障される。

2. 宗教団体の自律権

そのうえで、宗教団体は各々、すべての者に適用される法律の制限内で、独立してその事務を処理し管理することができる（ヴァイマル憲法第 137 条 3 項）。この規定によって、宗教団体はいわゆる「自律権」を有することとなる。このような自律権は、ドイツ連邦共和国において宗教団体の法的及び社会的存在のために非常に重要な役割を有している。それぞれの教団は、一般的に妥当する法律の制限の中で、自律的に自らの問題を秩序付け、管理するので、それぞれの宗教団体は、自らに固有の事柄を、その法人格とは無関係に、自律的に規律することができる。このような自律性は、宗教上の教義、聖職者の任命、礼拝に限らず、さらに自らが行う慈善・社会奉仕活動の組織、自らが雇用する者との労働関係の重要部分の具体的内容形成、情報保護などに適用される。

ただし、自律権は、まったく無制限なのかというところではない。この点、連邦憲法裁判所は、自律権は、公共の福祉にとって特別重要な規定を定めている一般法に優先され得ないと判断している（BVerfGE 42, 312 [334] 及び BVerfGE 66, 1 [20]）。もっとも、この点については、教会の自己認識が非常に大切にされているという点に注意する必要がある。何が宗教団体の固有の問題であるかは、ラントの裁判所が憲法を基礎として最終的に決定する権限を有してはいるが、基本的には、宗教団体が何を自らの問題とみなすかによっても決まってくる。

宗教団体の自律権は、狭い意味での宗教団体の固有の活動領域にのみ限定されるものではなく、教会が、病院、幼稚園、老人ホーム、私立学校や大学の運営など、宗教的目的に基づき特別に活動している領域においても、教会の自律権を維持することにもつながる。後に見るように（第 4 節）、ドイツにおいては、大きな教会は、社会福祉事業の大切な担い手である。こうした活動もまた、教会の宗教的活動と一体的に理解され、自律権は、この領域とそこで活動する施設にも及ぶと考えられている。

このような自律権の下で、ドイツの大きな教会は、教会内部の膨大かつ詳

細な法規（教会法）を制定して、内部自治を図っている。このような例として、教会固有の情報保護法が挙げられる。また、自律権の枠内には、教会固有の裁判権もある。このような自律権が実体法上通用する限りにおいて、教会裁判権は、排他的に、自らに固有の問題に及び、教会裁判所の下す判決は、国の裁判所によって審査されないこととなっている。

3. 法人格

基本法はさらに、宗教団体の法的地位についても一定の保障を及ぼしている。すなわち、先にも述べたように、ヴァイマル憲法第 137 条 5 項は、「宗教団体は、従来公法上の社団であった限りにおいて、今後も公法上の社団とする。その他の宗教団体は、その根本規則及び構成員数からみて存続することが確実である場合には、その申請に基づいて、同一の権利が与えられるものとす」と定め、一定の要件を充たす宗教団体について、公法上の社団としての資格を認めることになった。

また、公法上の社団たる地位を有しない、その他の宗教団体についても、基本法は、「宗教団体は、民事法の一般的規定により権利能力を取得することとしたヴァイマル憲法第 137 条 4 項を編入し、権利能力を有することを認めている。

Ⅲ 公法上の社団たる宗教団体

1. 総説

宗教団体は、①ヴァイマル憲法発効時に公法上の社団であった場合、または、②その他の宗教団体でその根本規則及び構成員数からみて存続することが確実である場合に、公法上の社団としての地位を有する。公法上の社団としての宗教団体は、市町村のような地方公共団体などと異なり、国家任務を遂行するわけではないし、国家組織に組み込まれるわけでもない。「公法上の社団」としての地位は、むしろ、憲法上認められた固有の法人格として理解するのが適切である。すなわち、公法上の社団たる地位を付与することを基本法が認めているといっても、教会と国家を同一化することを意図しているわけではなく、むしろ、宗教団体が公共生活にとって重要であることを承認したものだと言えよう。それゆえ、公法上の社団は、3. で述べるような一

定の法的枠組の中で規律される以外には、国家の監督を受けることもない。

公法上の社団としての地位を有する宗教団体は、各ラントで異なるものの、ローマ・カトリック教会や福音主義教会、自由教会はもちろんのこと、モルモン教やエホバの証人などが公法上の社団として認められているラントもある。また、将来的に、イスラーム教の団体に対して公法上の社団としての地位を認めうるのかどうかも議論されている。

2. 特権

公法上の社団としての宗教団体は、様々な特権を有することになる。これらの特権には、基本法上（明文で、または解釈上）与えられているものと、個別の法律で与えられているものがある。以下ではそのうちのいくつかを概観する。

① 基本法上保障された権限

基本法上保障される特権のうち、最も重要なのは、教会税の課税権であるが、この点については、第3節で述べる。

その他公法上の社団は、公務員を雇用できる資格 (*Dienstherrenfähigkeit*) を有し、公法上の社団たる宗教団体に勤務する聖職者等の人々は、公務員と同様の待遇を受ける。

また、先にも述べたように、宗教団体は、広く組織権及び自律権を保障されている。公法上の社団もまた、組織権及び自律権を有するが、特徴的なのは、公法上の社団は、公法上の下部組織または機関を設立、設置、廃止することができる点である。さらに、公法上の社団は、構成員に関して、公法上の規律を及ぼすことができる。

さらに、公法上の社団としての性格から直接に、破産法の適用が除外される (*BVerfGE 66, 1 [17 ff.]*)。

② 個別の法律で与えられる特権

公法上の社団たる宗教団体は、上記の権限のほかに、個別の法律で様々な特権を有する。代表的なものは、租税及び公料金等に関する特例、社会法及び労働法上の特別規定、不動産取得等に関する特例、宗教団体の所有権に対する特別の保障、情報保護法上の特権、メディア特権などである。

3. 認可の要件

宗教団体は、先にも述べたように、ヴァイマル憲法発効時にすでに公法上の社団であったものだけでなく、その他の宗教団体で、根本規則及び構成員数からみて存続することが確実である場合に、申請に基づいて、公法上の社団としての資格を付与される。

従来、宗教団体を公法上の社団として認める要件は、各ラントの実際の事務に関わる部分が大きく、一定の傾向が見出せるのみであったが（『平成 13 年報告書』172 頁参照）、第 1 節で簡単に触れたエホバの証人に対する公法上の社団としての資格付与が争われた事件で、連邦憲法裁判所は、基本法の規定を補充する一定の方向を示した（BVerfGE 102, 370 ff.）。

連邦憲法裁判所によれば、公法上の社団になろうとする宗教団体は、その根本規則（Verfassung）と構成員数によって、団体が将来にわたって確実に存在することを証明しなければならない。ここにいう根本規則には、定款のみならず、財政状態や最低存続期間、宗教生活の強さなどの間接的な事実も含まれ、その点についても公法上の社団の地位を付与するに際しては考慮されなければならない。けれども、国家の中立性の要請から観て、評価すべきではない事情は判断に影響を与えてはならない。

このような連邦憲法裁判所の判断は、後述の各ラントの行政実務の実態に即しており、学説上もとくには異論がなかった点である。ちなみに、エホバの証人の事件では、民法上の社団としての活動実績の短さやその教義を理由として、存続性を証明できないとの主張もなされたが、連邦憲法裁判所は、このような「総合評価」を用いて存続性を認めている。

加えて、連邦憲法裁判所は、如上の基準のほかに、基本法上、明文では明らかでない「不文の基準」があることも指摘する。すなわち、宗教団体が公法上の社団になれば、私法上の組織を有する宗教団体以上の特別な法的地位と社会的地位を獲得することになる。そこで、公法上の社団になろうとする宗教団体は、法に誠実であること（Rechtstreue）と、根本的な憲法原理や第三者の基本権、自由な国家教会法の基本原理を危険にさらさないことが求められる。ここにいう「法に誠実であること」とは、国家が宗教団体に委ねた権限（高権）を行使する際には、憲法・法律に従うこと（法治国原理）を、また、それ以外の領域においても原則として法を遵守することを意味す

る。

ただし、高権的権限を行使する以外の場合においては「原則として」法の遵守が求められるのであり、宗教的理由に基づく法的義務の拒否の可能性が一定程度残されており、細かな法違反を取り上げて公法上の社団の地位を否定してはならないとされることには注意しなければならない。また、国家の中立性の原則によって宗教団体の信仰内容の評価が禁じられているため、公法上の社団の地位の付与の際には、宗教団体の外面的な活動を評価することになるし、公法上の社団の地位が認められたからといって、「国家への忠誠」が求められるわけでもない。

宗教団体に公法上の社団としての資格を付与する権限は、各ラントに属しており、各ラントは、実務上、上述の連邦憲法裁判所の判例と同じような基準を採用しこれを具体化している。形式的・画一的な基準は、各ラントによって異なり、また、個別の事例ごとに総合判断が行われるので、存在しない。ただし、一般的に、①人間の生の意味や生き様に全般的な宗教的解釈を与えるような人的結合という意味での宗教団体であること、②少なくとも民法上の登録社団に要求される程度の定款や根本規則があること、③公共生活上、重要な意義を有するであろうと思われる構成員数（ラント人口の 0.1～0.2%）、④活動期間（通常、30 年）、⑤十分な財政基盤があることが判断の基礎として用いられているようである。資格付与の法形式についても、各ラントごとに異なっており、制定法、法規命令、州政府の決定、文部大臣の決定などがある。

IV 私法上の法的地位を有する宗教団体

1. 総 説

公法上の社団たる地位を有しないその他の宗教団体についても、基本法は、「宗教団体は、民法法の一般的規定により権利能力を取得する」こととしたヴァイマル憲法第 137 条 4 項を編入し、権利能力を獲得することを認めている。宗教団体が、このような私法上の法的地位を利用する例は多数見られる。たとえば、構成員数が公法上の社団として認められるのに足りない場合には、民法上の登録社団としての資格を取得するものがある（仏教やヒンドゥー教など）。また、あるラントでは多数の構成員を有し公法上の社団と

して認められていても、別のラントでは構成員数が少なく民法上の登録社団の地位しか有しない宗教団体もある（ロシア正教会など）。

また、宗教団体が社会活動を行う上でこうした私法上の法人格を活用する場合もある（いわゆる宗教的団体）。このような例として、ローマ・カトリック教会やプロテスタント系の慈善団体（カリタスやディアコニー）のほか、教会系の学校、病院、出版社など様々な関連団体が民法上の登録社団の地位を有する。また、教会やカリタスのための銀行組織（パックス・バンクなど）のように協同組合として活動しているものもある。これら宗教的団体と宗教団体との関係は、内部規律に基づき、特に、宗教的団体の定款によって明示されることが多いようである。宗教団体の自律権の保障（ヴァイマル憲法第137条3項）は、宗教団体そのものと当然に一体視される部分だけではなく、宗教団体の目的遂行上関連する団体・組織（いわゆる宗教的団体）にも及ぶ（BVerfGE 70, 138[162]）。また、前述したように、公法上の社団たる宗教団体には破産法の適用が除外されるが、このような宗教団体の関連団体もまた破産法の適用が除外されることがある（BVerfGE 66, 1 ff.）。

さらに、宗教団体は、このような私法上の法的地位を取得することなく、権利能力なき社団として活動する場合もある。この場合にも、宗教団体の有する基本法上の権利は保障されるし、第3節で述べる租税上の優遇措置を受けることができる。

以下では、典型的な事例として、宗教団体そのものが民法上の登録社団として活動する場合を取り上げる。

2. 民法上の登録社団の要件

ドイツ民法典(BGB)は、社団(Verein)を「非経済的社団」(Nichtwirtschaftlicher Verein) (BGB 第21条)と「経済的社団」(Wirtschaftlicher Verein) (第22条)とに分けている。この二つの社団の違いは、「営業を目的とする」かどうか存する。宗教団体は、「宗教目的」を有する団体であるから、通常、第21条の非経済的社団たる資格を有することとなる。ただし、後述するように、団体が自らを宗教団体であると主張しても、その外形から、経済的団体として把握され、非経済的社団としての登記が認められない場合もある。

非経済的社団としての法人格は、団体が、社団としての一定の実体を形成

し、登記をすれば承認され、その団体は権利能力を獲得する（BGB 第 21 条）。法人格の承認に際しては、準則主義が採用されており、民法の規定に従った要件を具備している限り当然に認められる。社団登記は、区裁判所に設置される社団登記簿（Vereinsregister）に登載されることにより行われる（第 21 条）。団体が登記を行うには、①社員が 7 名以上であること（第 56 条）、②社団の目的・名称・住所が記載されている定款を作成すること（第 57 条）、③定款に社員の加入・脱退の定めその他、社員の出資の有無及び額、理事の設置、社員総会の招集・招集の方式・決議の議事録に関する規定が記載されていること（第 58 条）、④申請書類に必要書類（定款の原本と謄本、理事就任承諾書の謄本）を添付し、定款に 7 名以上の社員の署名と書類作成日の記載があること（第 59 条）が必要である。裁判所は、登記の申請がこれらの要件を充たしていない場合には、理由を付して当該申請を却下することとされている（第 60 条）。

登記の際、裁判所は形式的な審査をするだけであるが、定款の目的が公序良俗に違反していないかなどについては（例えば犯罪行為目的など）実質的に審査を行う場合がある。宗教団体について、特に重要な点を挙げれば、団体自身は、宗教目的を有すると理解しているものの、その活動実態等の外形から、経済的営業活動を目的とすると認定され、非経済的社団としての登記を行えない場合がある点である。このような団体は、権利能力なき社団として活動するか、その他の法人格を取得することになる。

3. 自律権と民法の適用

これまで確認したように、宗教団体には一定の自律権が基本法（ヴァイマル憲法第 137 条 3 項と結びついた基本法第 140 条）によって保障されている。一方、民法典は社団内部の規律についても規定を有している。そこで、宗教団体の内部規律（組織法）と民法の規定が抵触する場合の処理が問題となる。すなわち、ヴァイマル憲法第 137 条 3 項は、宗教団体は各々、すべての者に適用される法律の制限内で、独立してその事務を処理し管理することとしているが、この場合の「すべての者に適用される法律」の範囲が問題となる。

この点、連邦憲法裁判所は、ある教団が、定款上、自らの上位に位置する団体に従属し法的独立性が弱いことを理由に社団登記が認められなかった

事件（いわゆるバハイ教団事件、BVerfGE 83, 341 ff.）で、この範囲につき一定の基準を示している。連邦憲法裁判所によれば、宗教的結社の自由は民法典の社団に関する規定の解釈・運用に際して特別の顧慮を要求しており、法的取引の安全や他者の権利への必要不可欠な配慮は欠かせないものの、宗教団体の内部組織を理由として、一般的な法的取引への参加から完全に排除したり、過重な要件のもとでのみ参加を認められるようなことは許されない。また内部組織のあり方についても、ある程度社団自治の原則を弾力的に運用することが要請され、宗教的社団の構成員の自律的意思によって社団自治に制限が加えられたとしても、「社団がもはや主としてその構成員の意思によって担われているということができず、他者の単なる業務執行単位もしくは他者の単なる特別財産になってしまう」程度でなければ、そのような制限は許容されなければならない、とされる。

具体的には、宗教団体に適用される「すべての者に適用される法律」として、登記の際の最低構成員数（BGB 第 56 条）、登記後の最低構成員数（3 名）（第 73 条）、定款の必要記載事項（第 57、58 条）、社団からの脱退に関する規定（第 39 条）、団体の法律行為の代理（第 26 条）、分担金規定の公示（第 58 条 2 項）などがある。

第3節 宗教団体税制

I はじめに

ドイツにおける宗教団体に関連する税制は、教会が構成員に対して課税する教会税の制度があるため、他の国と状況が大きく異なる。すなわち、ドイツにおける宗教団体に関連する税制について概観する際には、国家が団体にどのような税を課しているか、という点だけでなく、教会が構成員にどのような税を課しているかという点もあわせて考察しなければならない。

ところで、教会税の制度は、たしかにある種の税制ではあるけれども、それが宗教団体の主たる資金源となっているという意味で、宗教団体の収入の一種でもあり、宗教団体の財務と関連して把握する必要がある。そこで、以下ではまず、宗教団体の財務について概観する。ただし、本報告では、代表的な例として、主にいわゆる二大教会（ローマ・カトリック教会と福音主義教会）を念頭においている。

II 教会の財務

1. 総説

ドイツにおいて、教会は、固有の公共生活上の重要性を有すると考えられている。それゆえに、ドイツは、国家として、教会の収入に対し一定の配慮をしている。すなわち、教会の主な収入源として、教会税を徴収することを認めるだけでなく、その他の国家給付もまた行っている。このことは、教会の独立性や国家の中立性といったドイツの政教関係の原則と矛盾するものではなく、むしろ、社会的文化的国家として、教会の活動を一定程度必要としている以上当然のことであると理解されているようである。

2. 教会の収入・支出と国からの援助

教会の主な財源は、まず、（関連団体の会費を含む）教会税による収入とその他の収入（税外の収入）に分けられる。福音主義教会を例に挙げると、2000年度の収入99.5億ユーロのうち、40.3億ユーロ（40.5%）が教会税収入となっていて、最も大きな割合を占める（ただし、教会税が教会収入のう

ち占める割合は、教会ごとにかなり異なっているようである)。

その他の収入には、国からの給付金、寄付金ならびに献金及び教会の事業並びに財産からの収益がある。このうち、国からの給付金はさらに、憲法上ラントから支払わなければならないとされているもの(国家給付=Staatsleistung)と、それ以外の助成金(Fördermittel)・補助金(Zuschüsse)とに分類することができる。このうち前者の国家給付は、「法律、条約又は特別の権原に基づいて宗教団体に対してなされる国の給付は、ラントの法律制定によって償却する」と定めたヴァイマル憲法第138条1項を基本法が編入していることに基づいて支払われるものである。ここにいう「法律、条約又は特別の権原」とは、通常、1919年以前に没収された教会財産の補償について定めているものを指す(古くは、1648年のヴェストファーレン条約による教会財産の世俗化=Säkularisationや1801年のリュネヴィル条約にまで遡る)。先の福音主義教会の場合、このような国家給付は、約2.2億ユーロ(2.2%)を占めている。また、後者の助成金及び補助金は、聖職者の扶助や教会建物の維持等、教会の事務全般に対してなされる国家の助成である。このような助成金は、ラントや市町村などから行われるほか、年金保険など他の公法人から行われることもある。1945年以降締結された政教協約には、この種の補助金を国に義務付けるものもある。福音主義教会の場合、この種の助成金は17.8億ユーロ(17.9%)を占める。

教会の事業や不動産からの収入は、福音主義教会の場合、20.6億ユーロ(20.7%)を占めている。事業からの収入は、保育園(全日制託児所=Kindertagesstätte)、医療保健施設(Gesundheitswesen)、学校などの利用料からなる。寄付金などからの収入は、福音主義教会の場合、約3億ユーロ(3.0%)となっている。

これらの収入は、教会が必要とする様々な支払いに充てられる。福音主義教会の場合、支出のうちの4分の3が教会自身の活動に充てられ、中でも、人件費がもっとも多く、その7割を占める。また、教会の土地や建物の維持費も少なくない。

3. 財務の統制

以上に示した収入と支出は、いわゆる予算(Haushaltsplan)によって統

制される。福音主義教会やローマ・カトリック教会では一年あるいは二年ごとに予算が作成され、教会構成員の代表機関あるいは教会会議で議決・承認され、教会公報に登載される。支出は、独立の会計監査を担当する部局で監督され、透明性の確保が図られている。

III 教会税

1. 総説

基本法第 140 条によって編入されるヴァイマル憲法第 137 条 6 項の規定は、「公法上の社団たる宗教団体は、市民租税台帳に基づき、ラントの法の定める基準に従って、租税を徴収する権利を有する」こととしている。これによって、公法上の社団たる宗教団体は、構成員から教会税を徴収している。教会税を徴収する団体は、通常、各ラントの行政に税徴収事務を委託する。

このような教会税制度は、先述したように、教会の資金調達を保障したものであり、教会の大きな収入源となっている。また、このような「税」という形態での資金調達は、構成員から会費を調達する制度に比べて、不払いの際のリスクと費用を圧倒的に軽減し、安定的な資金調達を可能にしている。ただし、近年では、教会構成員数の減少（中には教会税を支払いたくないために、わざわざ教会を脱退する者もいる）や、教会税が所得税などの税額に結びついているために景気に左右されやすいことなどが問題視されているようである。

なお、今回の調査にあたって、ラインラント=プアルツ州においてヒアリングを行った関係上、具体的な事例は当該州のものである。

2. 法的根拠

ヴァイマル憲法第 137 条 6 項は、教会税をラントと教会の共管事項として定めているが、これに基づいて、各ラントの法律（教会税法と呼ばれる）が、そのラントにおける枠組みを定めており、それゆえに、教会税法は、大綱法律（Rahmengesetz）的性格を有しているといわれる。教会税法においては、教会税の種類、最高税額、徴収手続等が定められている。教会は、教会税法の枠内で、必要な諸法規（教会税規則及び教会税決定）を定める。その年に具体的にどのような額を徴収するかは、教会税決定が定めている。教会税決

定は、教会が決定し、ラント議会の同意（Genehmigung）を受け、ラント及び教会の公報に登載される。また、教会税は、政教協約によっても規律される。政教協約においては、教会の課税権を認める条文を持つものが多かったが、近年の傾向として、教会税の種類及び税額についての規定も含まれる場合がある。さらに、構成員の支払い義務などについては、教会法に根拠を有する場合もある。

教会は、教会税以外の方法で、あるいは教会税と並んで、教会構成員に一定の金額の支払いを義務付けることも法的には可能である。ただし、このような金銭を強制的に徴収しようとする、教会税とは異なり、裁判所による強制執行令状を必要とする点でコストがかかるという指摘もあるようである（裏を返して言えば、教会税の場合は、行政的手続のみで徴収できる点にメリットがあると理解されているようである）。

3. 教会税の種類

ラントの教会税法は、徴収できる教会税として、所得に対する教会税、財産税に対する教会税、土地税査定基準額に対する教会税、一般教会金、特別教会金を認めている。ただし、このうち、各ラントで共通に徴収されているのは、所得に対する教会税のみであり、それ以外については、ラントごと、あるいはラントの中でも地域ごとに対応が異なっている。また、財産税に対する教会税は、財産税そのものが連邦憲法裁判所によって違憲とされた（BVerfGE 93, 121 ff.）ため徴収されていない。また、一般教会金は、教会構成員の負担金であって、直接にそれぞれの教会団体に納められており、国の税金とはされていない。それゆえ、厳密な意味で（狭義）の教会税とは呼べず、広義の教会税に含まれる。なお、ラインラント＝プアルツ州で一般教会金を徴収しているのは、たとえば、ローマ・カトリック教会リンブルク司教区、ラインラント福音主義教会、プアルツ福音主義教会などである。一般教会金の額は、所属している教会、地域によって異なるが、プアルツ福音主義教会の地区では、多くの市町村で 24 ユーロまでの一定の教会金が毎年徴収されるほか、市町村の所得に基づいて、24 ユーロ、48 ユーロ、72 ユーロの三段階の累進的な教会金が徴収されている市町村もある。

狭義の教会税のうち、主に徴収される教会税は、所得に対するものである。

その実際の運用は後で詳しく見るが、バーデン=ヴュルテンベルク州及びバイエルン州では所得税の 8%まで、その他のラントでは 9%までを教会税として徴収することを認めている。各教会はこの枠の中で税率を決定するが、実際には、上限一杯に設定しているようである。ラインラント=プアルツ州の場合、所得に対する教会税を徴収しているのは、ローマ・カトリック教会の各司教区、福音主義の各ラント教会、古カトリック派教会、コーレンツ・ユダヤ信仰団体、マインツ自由宗教団、プアルツ自由宗教団、アルツァイ自由宗教団である。

土地税算定基準額に対する教会税は、土地税が市町村税であることから、土地税とともに市町村によって徴収される。ただし、ラインラント=プアルツ州の場合、すべての地域において徴収されているわけではなく、限られた地域でのみ徴収されているようである（リンブルク及びシュパイヤーのローマ・カトリック教会司教区、プアルツの福音主義教会、ラインラントの福音主義教会など）。税率は各教会が決定する（シュパイヤー司教区の場合 10%）。

特別教会金は、夫が教会構成員ではなく、妻が教会構成員であるような場合で、この妻に固有の収入が存在しないような場合に関係する。妻に固有の収入が無いか、またはあってもわずかな場合には、妻は夫とともに所得税の算定を受ける（いわゆる合算査定）。この場合に、夫が教会に所属していなければ妻の教会税も徴収されることはなくなってしまう。特別教会金は、このような不都合をなくするため、教会構成員たる妻が夫の所得から得ている経済力を定型的に把握し（いわゆる典型生活費）、それを基礎に、教会に納めるべき金額を決定し徴収する制度である。特別教会金を徴収しない宗教団体の場合、夫だけが教会から故意に脱退してしまい、夫婦とも教会税を徴収できなくなる事例があるようである。特別教会金は、ラインラント=プアルツ州の場合、福音主義の各ラント教会、ローマ・カトリック教会の各司教区（ケルン司教区を除く）、マインツ自由宗教団が徴収している。その額は、13 段階の表に基づいて累進的に定められており、第 1 段階は、ともに課税される配偶者の所得が 30,000 ユーロから 37,499 ユーロまでの場合に適用される。この場合の特別教会金は年額 96 ユーロである。最後の第 13 段階は、配偶者の課税される所得が 300,000 ユーロ以上の場合に適用される。この場合には、特別教会金は、3,600 ユーロになる。〔図表 1 参照〕

〔図表 1〕 特別教会金の段階表

	Bemessungsgrundlage (Gemeinsam zu versteuerndes Einkommen nach § 2 Abs. 5 EStG)	jährliches besonderes Kirchgeld
Stufe	EURO	EURO
1	30.000 - 37.499	96
2	37.500 - 49.999	156
3	50.000 - 62.499	276
4	62.500 - 74.999	396
5	75.000 - 87.499	540
6	87.500 - 99.999	696
7	100.000 - 124.999	840
8	125.000 - 149.999	1.200
9	150.000 - 174.999	1.560
10	175.000 - 199.999	1.860
11	200.000 - 249.999	2.220
12	250.000 - 299.999	2.940
13	300.000 und mehr	3.600

出典：Kirchensteuerordnung für die Evangelische Kirche in Hessen und Nassau im Bereich des Landes Rheinland-Pfalz (ヘッセン及びナッサウ福音主義ラント教会のためのラインラント＝プアルツ州における教会税規則) の別表。

4. 教会所得税

上述したように、教会税のうち、最も主要なものは所得に対する教会税(教会所得税)である。このように教会税を所得税と連動させて算定する制度は、古くは、20世紀初頭のハノーファーに遡ることができるようである。所得税は、各人の支払能力に応じた負担を求めることができ、その意味でも、教会所得税は優れていると考えられているようである。

教会所得税を納付する義務がある者は、その地域に居住する教会構成員である。国籍に関係なく、教会の構成員であれば納付義務が生じる。教会税の納税義務は、教会の構成員として登録され、当該課税団体の領域内に転入した月の初日に始まる。納税義務は、その者の死亡、領域外への転出、宗教団体からの脱退によって終わる。宗教団体からの脱退はラントの教会脱税法の適用を受ける。ラントによって、脱退を届け出る先が異なるが、通常は、区裁判所か戸籍役場のどちらかであり、脱退の宣言が行われたその月もしくは翌月に教会税納付義務は終了する。

全教会税納税義務者のうち約 62%が二大教会に所属している。福音主義教会の場合、全構成員のうち、約 50.2%が納税義務者である。独身者の場合、月収のおよそ 0.12%から 1.88%ほどを教会税として納めることになる。

教会所得税が所得税と連動していることにより、所得が低く所得税が非課税の者については、教会税を算定する基礎となる所得税額が存在しない。所属している教会や住んでいるラントによっては、このような場合に、約 2~4 ユーロほどの最低額教会税 (Mindestbetrags-Kirchensteuer) と呼ばれる教会税を課す場合がある。

一方で、所得税と連動する結果、当然、所得が高くなればなるほど教会所得税の額も高くなる。そこで、各ラントは一定の場合に教会所得税の上限を定めている。具体的には、所得の一定の割合 (ラントによって異なるが、3%~4%) が限度とされ、教会所得税額がそれを超えることはない (Kappung der Progression)。

また、所得税と連動していることにより、夫婦の場合の教会所得税の算定にも工夫が施されている。すなわち、夫婦はその収入を合算して所得税が算定される (合算査定) ため、夫婦間で宗派が異なったり、信仰が異なったりする場合の算定方式が工夫されている。まず、夫婦ともに教会税を課税する団体に所属している場合 (いわゆる「宗派の異なる夫婦」) には、夫の教会の教会税の半額と妻の教会の教会税の半額をそれぞれ徴収する。また、夫または妻のみが教会税を徴収する教会に所属している場合 (いわゆる「信仰が異なる夫婦」) には、個人単位で税額を確定する (ただし、先述の特別教会金が徴収されるケースは除く)。

5. 教会税の手続

教会税法は、教会が、ラントまたは市町村の税務当局 (通常は税務署、バイエルンでは、1942 年に創設された教会税庁) に教会税の賦課徴収事務を委託することを認めている。通常、教会は、とくに教会所得税について、ラントの税務当局に事務を委託している。ただし、先にも述べたように、一般教会金は教会が自ら徴収しているし、教会所得税のうち、賃金税に基づくものは、雇用者によって源泉徴収が行われる。

ラントや市町村の税務当局は、委託を受けて、一般の租税と同様、法律に

則って賦課徴収を行う。教会税の免除や猶予に関する決定は、原則として、教会に留保されているようではあるが、教会税は、国税に結びついているために、税務当局が税の免除や猶予を行った結果として、教会税も免除されたり猶予されたりする場合はほとんどである。ラントはこれらの事務の手数料として、若干の手数料（ラインラント=プアルツ州では4%）を受け取っている。集められた教会税は、すぐに、教会に渡されるとのことである。

教会税を巡る紛争は、基本的には、ラント法に定めがある場合には財務裁判所に、その他の場合には行政裁判所へ出訴することができる。ただし、ラインラント=プアルツ州財務省の担当者によれば、教会税は、基礎となる税額が決まれば自動的に税額も決まってしまうため、税額算定を巡る紛争は構造的に起こりにくい（すなわち、税額算定を巡って紛争が起こるのは基礎となる税の税額算定の際であり、教会税の税額の算定については構造上起こらない）とのことであった。

IV 租税優遇措置と寄付税制

1. 総説

宗教団体に対しては、公法上の社団としての資格を有するものもそうでないものも、国税の上で、一定の優遇措置（租税優遇措置）がとられている。公法上の社団たる宗教団体に対するこの種の優遇措置は、一種の国家給付であると解されている（消極的国家給付=negative Staatsleistungen）。

ただし、宗教団体が公法上の社団たる資格を有しなければ、この種の優遇措置を受けられないか、というところではない。後にみるように、宗教団体の法的資格（公法上の社団か、それ以外か）によって法的根拠と優遇される範囲が異なっているものの、公法上の社団ではない宗教団体に対しても同程度の租税上の優遇が認められている。

もっとも、公法上の社団以外の宗教団体に対する租税上の優遇措置は、もっぱら宗教団体にも向けられているというわけでもない。どのような団体であれ、税法上定める一定の要件（公益性=Gemeinnützigkeit の要件）を充たす団体（公益団体=Gemeinnützige Vereine）については、すべて、租税優遇措置が認められるのである。宗教団体が租税優遇を受けられるのは、それが「公益団体」とみなされるからであり、公益性の要件を充たせないよ

うな場合には、宗教団体であっても、租税優遇措置は受けられない。

ところで、ドイツが連邦制を採用していることと関連して、租税に関する権限配分が非常に複雑に定められていることには注意が必要である。すなわち、税ごとに、立法権限、行政権限、収益権が連邦・ラント・市町村の間で細かく分配されている。

2. 公法上の社団たる宗教団体と税

公法上の社団たる宗教団体は、他の公法上の社団同様、営利事業を営まない限り、法人税が非課税となる（法人税法第1条1項6号）。また、売上税も営利事業を行わない限りで非課税となる（売上税法第2条3項）。ここにいる営利事業とは法人税法第4条の定める要件を充たすものをいうが、具体的には、宗教団体の行う有料での施設見学などが該当し、学校や慈善施設の経営については営利事業に該当しないとされる。また、公法上の宗教団体には相続税・贈与税（相続税法第13条1項16号a）なども非課税とされる。

このほか、公法上の社団たる宗教団体の所有する土地等も非課税となる（土地税法第3条1項）。ただし、土地が住居や農林業に使用される場合には課税される（同法第5条、第6条）。

また、病院、老人ホームなどを経営する場合の営業税や売上税（営業税法第3条20号a、売上税法第4条16号a）、講演などの売上げに対する売上税（売上税法第4条22号）、教区・司教区の境界変更を原因とする不動産所得に対する不動産取得税（不動産取得税法第4条1号）などが非課税とされている。

3. 公益団体と租税優遇措置

公法上の社団とは異なり、私法上の社団は、権利能力なき社団も含めて、原則的にすべての収入に法人税が課せられる（法人税法第1条第1項1号～5号）。しかし、私法上の社団が、定款（規約）及び実際の事務遂行からして、租税上優遇される目的を非私益的、排他的かつ直接的に振興している場合には、その団体は法人税を免除される（法人税法第5条第1項9号、租税通則法第51条～68条）。

租税通則法は、租税優遇目的として、公益、慈善又は教会目的（第51条）

を挙げており、宗教の振興（第 52 条 2 項 2 号）は「公益目的」に、また、公法上の社団たる宗教団体の支援（第 54 条）が「教会目的」に該当している。

団体が、租税優遇措置の受けられる公益性の認定を受けようとする際には、租税優遇目的や非私益性、排他性、直接性が明確に把握できる定款とその定款に沿った活動が必要となる。特に重要なのは、定款の規定で、税務当局は団体が租税優遇を受ける要件を充たすかどうかを、基本的には、定款に基づいて審査している（形式的定款審査）。

このような租税優遇は、宗教団体以外にも広く認められており、ラインラント＝プファルツ州内だけでも、約 3 万団体あるようである。主なものは、スポーツ振興団体や音楽サークル、高齢者援助団体などである。これらの団体と宗教団体とが租税上異なる取扱いを受けることはない。

実際にどのような活動にどのような税が課されるのかについては、概念上、団体の活動を、非営利領域、財産管理領域、経済事業領域、目的営業領域に区別することが有益である。まず、非営利領域は、定款目的を実現するために必要な収入（例えば、会費、寄付、公的助成金）が妥当し、法人税、営業税、売上税が非課税となる。財産管理領域は、土地などの資産からの収入がこれに妥当する。この領域においては、法人税及び営業税は非課税となる（ただし、売上税は、7,500 ユーロ以内は非課税だが、それを超える場合には、全額に 7% の優遇税率が適用される）。経済的活動（営利事業）は総額が 35,000 ユーロを超えると全額課税されるが、営利活動であっても、租税通則法に定められている一定の事業（目的営業）については、法人税、営業税は非課税とされ、売上税についても 17,500 ユーロまでが非課税に、それを超える場合にも優遇税率（7%）が適用される。

4. 寄付税制

個人から団体に行われる寄付については、寄付金や分担金と教会税とを分けて考える必要がある。教会税は特別控除として所得税から全額控除される。寄付金と分担金については、収入の 20% までが控除されることになる。なお、後者についてはこれまで、5% の控除が認められるだけであったが、法改正が行われ、20% になった。

寄付を行う際には、定められた書式があり、そこに、管轄の税務署と税務署に登録している納税者番号を記入しなければならない。

寄付金を受ける限度額はないが、受けた寄付金は全額その目的のために使用しなくてはならない。団体が寄付金によって財産を増やすことは認められない。

ラインラント=プファルツ州では、どの団体が寄付金を集めているかについて、財務省が、収支決算を3年に1度確認することによって、把握しているようである。調査によって不正が発覚した場合は、公益性認定が取り消される場合がある。取消しの効果は、最高10年遡及する。

第4節 宗教団体と教育・社会的活動

I はじめに

ドイツにおいて、宗教団体が行う「社会的活動」を考えると、そもそも「社会的」活動とは何かを明確に定義することは難しい。たしかに、ドイツにも社会サービス＝**Sozialer Dienst** という概念があり、多くの場合、ボランティアなどのいわゆる社会福祉活動を意味する。しかしながら、このような活動が、宗教団体の行う宗教的活動以外のものをすべて包摂するわけではない。

そもそも、ドイツにおいては、活動ごとに宗教活動か否かを明確に分類しているわけではなく、むしろ、当該宗教団体がその活動を「宗教的目的」に照らして自らの活動とみなしているかどうか重視されているようである。宗教団体は、そのような関連付けをすることができる活動を、自らの目的を達成するために必要な活動として位置づけ、国家・社会もまた、そのような宗教団体の自己理解を尊重しているのである。これもまた宗教団体の自律権が保障されていることの結果であるといえよう。

そこで、本報告では、ここにいう「社会的活動」を、宗教団体以外の団体でも行いうる、言い換えれば、その他の団体と競合する活動と広く把握することにする。このような観点からは、ドイツの主な宗教団体（とりわけ二大教会）の社会的活動は、①教育活動、②政治活動、③文化活動、④福祉・慈善活動などに分類することができる。

ただし、このような活動は、教会が自ら行う場合と、別の団体を作り（それゆえ、法形式上、教会とは別の法人格を有する）、その団体が行う場合があることには注意が必要である。しかも、団体が有する法人格も、民法上の非経済的の社団に限られるわけではなく、公益有限責任会社（gGmbH）などが用いられる場合がある。また、いくつかの教会が集まって、そのような団体を組織することもある。このような独立の組織を作る理由としては、カリタスのように、歴史的に教会とは異なる独自の活動を展開してきたことや、経済的活動に限りなく近いために別の団体としておいたほうが（とりわけ税制上）有利なことなどが挙げられるようである。

II 活 動

1. 教育活動

ドイツでは公立学校で宗教の授業を正規の科目として行うことが基本法上保障されていることについてはすでに触れたが、教会はそこで行われる教育の内容を決定している（第1節参照）。

また、教会は、自ら多数の私立学校を営んでおり、その大多数は公立学校に代わるものとして認定されている。私立学校もまた、公立学校と同様の種々の重要な規定に服しており、教会立の学校であっても基本法第7条第1項に基づき、国の監督を受ける。一方、私立学校を運営する組織は公的助成を受けているが、この点についても、教会立の学校であるからといって変わるところはない。

さらに、政教協約に基づいて、多くの公立大学に、宗派に基づいた神学部が設けられている。教会は、講座の設置、教育計画や試験の具体的形成に対して協働して決定する権利を有している。加えて、大規模な教会が、独自の神学部を設置する場合や自ら総合大学及び単科大学を運営する場合もある。このほか、教育事業として、成人教育施設や、多数の幼稚園・保育園を運営している。

2. 政治活動

日本国憲法は、宗教団体が政治上の権力を行使することを禁止したり、「国及びその機関」が宗教的活動を行うことを禁止している（第20条）が、ドイツ基本法にはこれと同様の規定は存在せず、従って、宗教団体が政治に影響力を及ぼすことがありうる。

実際、ローマ・カトリック教会や福音主義教会は、政治部門とのアクセスを確保する部局を有しており、ここを通じて、連邦・ラントの各レベルで盛んなロビー活動が行われている。また、連邦・ラントもまた、教会や宗教に関連する法案について、これらの部局を通じて、教会に意見を求めることがある。中絶や脳死・臓器移植の問題、労働法上の問題、あるいは市民の社会的活動への参加の問題などについて、教会は積極的に発言している。

3. 文化活動

教会は、芸術、文化、メディアといった領域でも活動している。たとえば、音楽の領域では、典礼の際の音楽の演奏家などの育成を行う施設や合唱団などがある。他にも、教会の所蔵する美術品を展示する美術館などの運営、市民の芸術活動に対する表彰なども行っている。

大規模な教会は、その公的性質から、テレビやラジオの番組において放送枠を与えられている。大規模な教会はまた、公法上の放送局の放送委員会に代表を派遣する場合もある。この種の放送委員会には、民間のテレビ・ラジオ局に対する監督委員会や青少年視聴者にとって有害な番組や映画を評価・分類する委員会も含まれる。歴史的、文化的な影響力に鑑みて、ユダヤ教団もこうした団体に代表を出すことができるのが通例である。

このほか、ローマ・カトリック教会や福音主義教会は、独自の出版社や映画会社なども運営している。

4. 福祉・慈善活動

基本法は、第 20 条 1 項及び第 28 条 1 項において、いわゆる社会国家たることを標榜している。教会は、この「社会国家」を実現する重要な担い手であると認識されている。教会自身もまた、社会国家の実現を自らの教義と結びついた重要な任務であると理解している。

具体的な取組みとして注目されるのが、カリタスやディアコニーと呼ばれる社会福祉活動（Freie Wohlfahrtspflege）である。通常このような活動は、教会の関連団体が主体となって実施している。この種の団体は地域ごとに多数あるが、連邦レベルの上部団体がその利害代表及び意見集約を行うのが通例である。そのような上部団体として、ローマ・カトリック教会系の「ドイツ・カリタス連合」（Deutscher Caritasverband 本部：フライブルク）、福音主義教会系の「ディアコーニシエス・ヴェルク」（Diakonisches Werk 本部：シュトゥットガルト）、ユダヤ教団系の「ドイツ・ユダヤ人中央社会福祉局」（Zentralwohlfahrtsstelle der Juden in Deutschland 本部：フランクフルト）がある。これらの団体は、「労働者福祉団」（Arbeiterwohlfahrt 本部：ベルリン）、「ドイツ無宗派社会福祉連盟」（Paritätischer Wohlfahrtsverband 本部：ベルリン）、「ドイツ赤十字社」（Deutsche Rote

Kreuz 本部：ベルリン）とともに、六大社会福祉団体と呼ばれている。

これらの団体によって行われる活動は、保健衛生、高齢者援助、障害者援助、依存症患者援助、家庭問題や女性・若者に対する援助、労働者・失業者援助、移民援助等多岐にわたる。

III ドイツにおける教会系社会福祉活動団体の実際

1. 総説

上述のように、ドイツにおいて、社会福祉分野で教会が果たす役割は少なくない。特に、二大教会系の社会福祉団体であるドイツ・カリタス連合やディアコーニシエス・ヴェルクを構成する団体は、そこに加盟する団体・施設、そこで働く人、利用者の数も多数にのぼっており、このことから、ドイツにおけるその地位の重要性をうかがい知ることができる。

ただし、これらの団体は、法的には、教会とは別個の組織になっており、通常、民法上の登録社団として活動している点に注意が必要である。また、それゆえに、租税優遇を受けられる公益団体としての地位についても、団体ごとに承認を受けているようである。

以下では、ヒアリング調査を行ったドイツ・カリタス連合の事例を中心に実際の活動を概観する（この点、福音主義教会系のディアコーニシエス・ヴェルクの詳細については、『平成 13 年報告書』200 頁～202 頁を参照されたい）。

2. 概要

ドイツ・カリタス連合は、1897 年にローレンツ・ヴェールトマン（1858-1921）によって、ケルンで創設された「カトリック・ドイツのためのカリタス連合」（Caritasverband für das katholische Deutschland）が基になっている。1903 年には本部を現在のフライブルクに移転し登録社団として登記を行った。1916 年にはドイツ司教協議会によって、各司教区カリタス（Diözesan-Caritasverband）を統括する機関として承認された（なお、司教区カリタスは 1922 年までにすべての司教区に設置されている）。

現在、ドイツ・カリタス連合は、27 の司教区カリタス及びカリタス連合が承認した専門施設団体（Fachverband）の上部団体である。司教区カリタス

はさらに各司教区の地区カリタス等の上部団体として活動している。これらの諸カリタス団体の間の関係は、連邦制的 (föederal) であるといわれ、各団体はそれぞれ、ゆるやかな連帯を維持しつつ独立して活動を行うこととなっている。これらの各カリタスは、それぞれ独立した法人格を有している (通常は民法上の登録社団たる地位を有している) 一方で、上部団体たる司教区カリタスやカリタス連合の構成員になっている。また、各団体間の権限配分は、いわゆる補完性原理に基づき、上部の機関は全構成員にとって必要な連邦レベルの施策を、下部の機関は具体的な事業遂行を任務の中心とすることになっている。また、ドイツ・カリタス連合を通じて、カリタス・インターナショナルの一員として、国際的援助なども行っている。

3. ドイツ・カリタス連合の組織

ドイツ・カリタス連合は、司教区カリタスとその構成員及び構成団体、専門団体とその構成員及び構成団体、司教区を超えて活動するカリタスを行う団体とその構成員、司教区を越えてカリタス活動を行う修道会などから構成される (定款第7条、第8条)。[以下、図表2参照]

これらの構成員及び構成団体は、定款に従って、代議会 (Delegiertenversammlung=任期6年) を形成する (第11条)。代議会は、カリタスの基本的な問題を議論し決定すること、とくに、総裁の選出、カリタス評議会の議員の選出、規則の制定などをその任務とする (第12条)。

代議会によって選出されたカリタス評議会 (Caritasrat=任期6年) は、代議会が決定した基本方針の枠内で、カリタス連合全体に関わる問題や、政治的・専門的問題について議論をするほか、理事会の構成員の選出、監督、統制を行う (第15条)。カリタス評議会の内部に財務委員会 (Finanzkommission=7名、任期6年) が設置され、理事会の監督・統制を補助している (第17条)

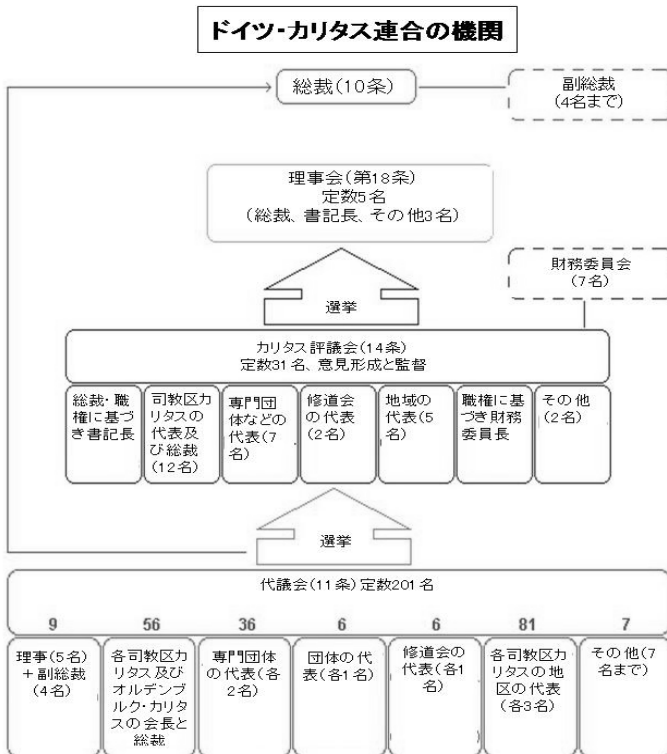
業務を執行する機関として、理事会 (Vorstand) が設置される。理事会は、総裁、カリタス評議会によって選出される書記長、及び理事から構成される (第18条、19条)。

総裁 (Präsident=任期6年) は、代議会によって選出され、カリタス連合の代表者として活動する。総裁は、理事会やカリタス評議会に議席を有し、

種々の決定を行うほか、ドイツ司教協議会に対して、カリタス活動の責任を負う（第10条）。

このほか、カリタス連合は、構成員・構成団体のための事務を行う組織として、事務局（Verbandszentrale）を設置している。事務局の下には、さらに、社会・保健・衛生局、社会政策・広報局、カリタス・インターナショナル局、財務局、人事局などが設置されている。また、ベルリン、ミュンヘン、及びブリュッセルに代表部（Hauptvertretung）が置かれている。

〔図表 2〕



* 条文番号は定款のもの（2007年現在）

（出典） Deutscher Caritasverband, Einblicke in die Arbeit des Deutschen Caritasverbands, 2006, S. 41 及びドイツ・カリタス連合 HP の資料 (<http://www.caritas.de>) から作成。

4. ドイツ・カリタス連合の財務

ドイツ・カリタス連合は、主に、補助金、寄付金、資産収入に基づいて活動している。2006年度には約14,000万ユーロの収入があったが、その内訳は、補助金が約7,100万ユーロ(51.5%)、寄付金が約2,110万ユーロ(15.3%)などとなっている。このうち、主要な財源は、全体の半分以上を占めている補助金であり、逆に、構成員が納める会費は少なく、200万ユーロほどしかない。

補助金の内訳は、教会からのものが880万ユーロ、EUからのものが370万ユーロ、ドイツ(連邦)からのものが4,280万ユーロなどとなっている。これらの補助金は、具体的な任務やプロジェクトに直接に結びついており、たとえば教会からの補助金は、カリタス連合事務局の経費(約400万ユーロ)とカリタス・インターナショナルを通じて行われる援助プロジェクト(約480万ユーロ)に用いられている。また、連邦からの補助金は、事務局経費として約420万ユーロ、国内の兵役代替任務や障害者福祉などの経費として約3,860万ユーロが用いられている。

このようなカリタス連合の財務の構成は、カリタス連合が行っている業務と密接な関連を持つものである。それゆえ、その他のカリタス団体や専門団体についてはそれぞれ大きく異なっているようである。

5. 活動内容

カリタス団体の活動は、ローマ・カトリックの教義に基づくものである。ドイツ・カリタス連合は、自らの目的を、人間の尊厳の保護、多様な価値観の中における連帯的共生の追求、全世界的な自由と正義と平和の実現であるとしている。このような自己規定を通じ、カリタスは、困苦に直面する人間に手を差し伸べ、障害者の良きパートナーとして活動すること、社会政策の形成や良き教会生活の形成に共に参加することなどを自らの使命としている。

このような任務を達成するために、ドイツ・カリタス連合とその構成団体は、ドイツ国内に約25,000の社会福祉関連施設を運営している。このような施設の中には、病院、幼稚園、老人ホーム、依存症患者のための専門病院や療養所、精神病患者支援施設、女性のためのシェルターなどがある。

具体的な任務として行っているのは、非常に広範な領域にわたるが、その代表的なものをいくつか挙げると、①医療福祉（医療活動、ホスピスなどのケア活動、保健衛生活動）、②労働者福祉（労働問題や失業への対応など）、③障害者福祉（障害者教育やバリアフリーの推進など）、④家族援助（母子家庭・父子家庭のケア、女性のためのシェルターの運営など）、⑤若者援助（教育相談、保育園・幼稚園の運営など）がある。

このようなカリタスの活動は、国による政策と市場経済の間の社会的分野において重要な位置を占めており、国及び市民からの評価も高い。ドイツ・カリタス連合は、たとえば、兵役代替役務の受け皿として、あるいは多種のボランティア活動のまとめ役としても活動している。

【参考文献】

第1節

初宿正典「いわゆるブレーメン条項の適用範囲——統一ドイツにおける宗教教育の新展開」京都大学法学会『法学論叢』第144巻4・5号66頁以下、1999年。

同「ドイツの結社法における宗教・世界観団体の地位」樋口陽一ほか編『日独憲法学の創造力（上）』（信山社、2003年）401頁以下。

塩津徹「ドイツにおける公法上の宗教団体」宗教学学会『宗教法』第21号、161頁以下、2002年。

須賀博志「ドイツ憲法判例研究（115）宗教団体に公法上の社団の地位を付与するための要件——『エホバの証人』判決』第一法規『自治研究』第79巻6号、142頁以下、2003年。

渡辺康行「文化的多様性の時代における『公教育の中立性』の意味——イスラーム教徒の教師のスカーフ事件を中心として——」樋口陽一ほか編『国家と自由 憲法学の可能性』（日本評論社、2004年）79頁以下。

RE MID（宗教学的メディア・情報研究所）HP、<http://www.remid.de/>

ドイツ連邦内務省 HP、<http://www.bmi.bund.net>

Bundesministerium des Innern, Islamismus, 2004.

第2節

栗城壽夫「宗教的結社の自由と社団自治——バハイ教団事件——」栗城壽夫ほか編『ドイツの憲法判例Ⅱ』〔第2版〕（信山社、2006年）122頁以下。

清水望『国家と宗教——ドイツ国家教会法の再構成とその展開——』（早稲田大学出版部、1991年）。

Gerhard Robbers, Staat und Kirche in der Bundesrepublik Deutschland, in: Gerhard Robbers (Hrsg.), *Staat und Kirche in der Europäischen Union*, 2. Aufl., 2005, S. 83 ff.

A. v. Campenhausen, Staatskirchenrecht, 4. Aufl. 2006.

Listl/Pirson (Hrsg.), *Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. I, 2. Aufl., 1994.

第3節

石村耕治「欧米主要国の宗教団体法制と税制」石村耕治編『宗教法人法制と税制のあり方——信教の自由と法人運営の透明性の確立』（法律文化社、2006年）237～242頁。

ラインラント＝プアルツ州財務省 HP、<http://www.fm.rlp.de/>（とくに教会税については、http://www.fm.rlp.de/steuerrecht/fragen_und_antworten/kirchensteuer.asp）

Wacker/Seibold/Markus Oblau (Hrsg.), *Lexikon der Steuer*, 2. Aufl., 2005.

Jens Petersen, *Die Kirchensteuer Eine kurze Information* (Stand 2008) .
(<http://www.steuer-forum-kirche.de/>から入手可能)。

Kirchenamt der EKD, *Evangelisch in Deutschland. Zahlen, Fakten, Entwicklungen*, 2006.

Sekretariat der Deutschen Bischofskonferenz, *Katholische Kirche in Deutschland. Statistische Daten 2006* (Arbeitshilfen 221), 2008.

Ministerium der Finanzen Rheinland-Pfalz, *Steuertipp Gemein nützige Vereine*, 6. Aufl., 2004.

第4節

ローマ・カトリック教会 HP、<http://www.katholisch.de/>

ドイツ・カリタス連合 HP、<http://www.caritas.de/>

カトリック映画会社 HP、<http://www.filmwerk.de/>

福音主義教会出版局 (epd) HP、<http://www.epd.de/>

Deutscher Caritasverband, *Einblicke in die Arbeit des Deutschen Caritasverbandes*, 2006.

——, *Leitbild des Deutschen Caritasverbandes*, 1997.

フ ラ ン ス

第1節 政教関係の概要

I 宗教事情の概観

フランスは、古くから「教会の長姉」と呼ばれ、伝統的にカトリックの国として知られている。出典によって数字が少しずつ異なるので、正確な宗教人口はよく分からないが、20世紀初めにはフランス人の90%がカトリックであると言われたし、第一次世界大戦前には80%以上がそうであったようである。いわゆる世俗化と多様化によって一枚岩的な宗教構成が変化してきた近年であっても、自らをカトリックであると認めるフランス人は、60%以上を占めると言われる。

現在、日本の外務省が各国の基礎データとして表示している最近の数字によると、フランスの総人口6,310万人のうち、3,912万人はカトリックで、全体の62%を占めているが、以下、イスラム教6%（378万人）、ルター派・カルヴァン派のプロテスタント二派で2%（126万人）、ユダヤ教1%（63万人）などとなっている。このうち、フランスの伝統的な既成宗教と言えるのは、カトリック・プロテスタント・ユダヤ教であるが、このほかに、キリスト教東方正教会が20～30万人、仏教が30万人を擁すると言われる。

さらに、近年は「セクト」と通称される少数宗教集団の動きが盛んになっている。そして、時に逸脱行動と見られる活動が批判的になったり、紛争の種になったりすることもあったが、この問題についてはすでに『平成13年報告書』の中で詳しく取り上げたので（同書24頁以下参照）、ここでは触れない。

なお、イスラム教の勢力が次第に増加し、第二の宗教共同体を誇るまでになったのは、約320万人のイスラム教徒を数える隣国ドイツと同じであるが、その背景には、イスラム教国である旧植民地のマグレブ地域（モロッコ・アルジェリア・チュニジアを指す）からの移民が多いという事情が大きく関係しており、この点で多くのトルコ系移民を受け入れてきたドイツとは異なっている。

II 政教関係の歴史

近代フランスの政教関係史は、その憲法史と同様に、波乱と教訓に満ちている。そもそも「政教関係」というのは、基本的に国家と教会、政権と教権との

関係を示す観念であり、一般に、①国教制、②公認宗教制、③分離制という三つの理念型に区別されるが、絶対王政の時代から革命期を経て今日にいたるまで、これらすべてをフランスは経験してきたからである。

ここでは、紙数の関係からその詳細をたどることはできないが（なお、『平成 13 年報告書』17～18 頁に簡略な説明がある）、後に述べる宗教団体制のあり方を正確に理解するのに必要な限りで、その理念型からみた政教関係略史を記すことにしたい。

1. 旧体制と革命期

フランス革命前の旧体制（アンシャン・レジーム）の下においては、1516年に結ばれた政教条約（コンコルダ）を基礎として、国教制がとられ、カトリック教会は特権的地位を与えられていた。1598年のナントの勅令以後は「寛容」が認められ、プロテスタントにも信仰の自由は認められていたが、それが廃止された（1685年）の後は、1789年の大革命にいたるまでカトリック国教制度が存続することになる。

フランス人権宣言は、神にも王制にも国王にも言及していないという意味で「旧体制の死亡証明書」と言われるが、宗教的自由や思想・意見伝達の自由をうたい、カトリック国教制を葬り去った。しかし、聖職者世俗化法（1790年）を定める一方で、「至高尊者」などの名の下にカトリックに代わる新たな公的祭祀が行われ、革命期特有の混乱が政教関係にも及んでいた。1794年以後は分離制が採られたものの、カトリック教会と政治権力との間に宗教的平和が訪れたわけではない。

2. 公認宗教体制の成立

この宗教的平和をもたらしたのが、ナポレオンの率いるフランス政府とローマ教皇ピウス 7 世との間で 1801 年に結ばれた政教条約（コンコルダ、全 17 か条）であり、これを国内法化した翌年の政教条約公布法こそ、以後約 1 世紀にわたってフランスの政教関係、つまりカトリック中心の公認宗教制の法的基礎となったものであった。というのも、この政教条約公布法（全 138 か条）は、たんに政教条約を内容とするだけでなく、カトリックに関する 77 か条に上る附属条項と同時にプロテスタントに関する 44 か条に及ぶ附属条

項をも含んでいたからである。

コンコルダ体制と呼ばれるこの公認宗教制は、プロテスタント二派の聖職者にも給与を支払い、後にはユダヤ教にも同様の処遇を認めるようになったが(1831年)、カトリックをフランス政府の公定宗教とし、その祭祀を公役務とした点において、事実上のカトリック国教制というべきものであった。その趣旨は、カトリックが「国教」であることを明記した1814年憲章だけでなく、「法律により現に公認されている宗教又は将来公認される宗教の祭司」に対し国庫から俸給を与えることを定めた1830年憲章・1848年憲法などにも表れている。

3. 政教分離制への歩み

(1) 共和主義と反カトリック政策

このような公認宗教制は、しかし、自由思想の台頭とともに、19世紀半ばから次第に問題視されるようになった。もともと、カトリック教会は王政又は王党派との密接な関係を保ってきたという文脈をもつフランス政治史において、反教権主義を掲げる共和主義は、事実上の国教制である公認宗教制にも強く敵対する。

この共和主義者の主張は、やがて国家の宗教的中立性への要求につながっていくことになる。そして、第三共和制の発足後まもなく、議会多数派・内閣・大統領という政治機関がすべて共和派で占められるようになった1879年以後、フランス政治史は共和主義のプログラムで彩られるようになる。このプログラムとは、①カトリック勢力の拠点である修道会の廃止、②カトリシズムの浸透した教育制度の抜本的改革、③教会と国家との分離、の三点であった。

そのための政策は、20世紀初めにかけて着々と実施に移されている。とくに初等教育の無償制・義務制・非宗教性を定めるフェリー法(1881年)、聖職者を初等教育から排除するゴブレ法(1886年)などの諸法は、すべてその趣旨を具体化するものであった。これらの規定は、後に法典化されて「公教育のライシテ」と言われる教育の一般原理を形づくることになる(後掲資料「教育法典」参照)。

さらに1901年の結社法——正確には「非営利社団契約に関する法律」

という——は、一般には結社の自由を認めたりベラルな法律として知られているが、こと修道会に関する限りは、その設立を政府の許可の下に置くなど、きわめて厳しい態度で臨んだ「反修道会法」と呼ぶべき内容を含んでいたのである。

(2) ローマ教皇庁との断絶

共和主義政権が進めたこのような一連の反教権主義・反カトリック施策は、ついに 1904 年 7 月、フランスとローマ教皇庁との外交関係の事実上の断絶をもたらすまでになった。この事態をさらに決定的なものにしたのが、1905 年 12 月 9 日に制定された「教会と国家の分離に関する法律」、いわゆる政教分離法である。

というのも、この政教分離法は、19 世紀初頭以来の公認宗教体制を基礎づけていた前記のあらゆる規定、つまり 1801 年の政教条約、カトリック及びプロテスタントに関する附属条項、そしてユダヤ教に関する法令をすべて廃止してしまった（44 条）。このことは、本来、外交交渉によってのみ廃棄されるべき国際条約（政教条約）をフランス政府が一方的に破棄したことを意味するからである。

政教分離法は、フランスの政教関係をカトリック中心の公認宗教制から分離制へと大きく変革する画期的な法律であった。しかし、その内実についてしばしば「敵対的分離」という評価が下されたのは、以上のような背景が存在していたからである。

III 政教分離法とライシテの原則

1. 政教分離法の概要

(1) 信教の自由と政教分離の原則

全部で 6 章 44 か条からなる 1905 年政教分離法は、総則規定において、①良心の自由と自由な宗教活動を保障する（1 条）と同時に、②あらゆる宗教に対する国の公認、俸給の支払い及び補助金の交付を禁止し、宗教予算も原則的に廃止することを定めている（2 条）。これには注目すべき例外も認められているが（後述(3)参照）、そうした規定によって、信教の自由と政教分離の原則——これは「ライシテ（Laïcité）の原理」と呼ばれる——が明記されるとともに、国教制はもちろん、公認宗教制も原理的に排除

されることになった。

その趣旨から、政教分離法は、伝統的な大聖堂・教会などの礼拝用施設や神学校・神学部を含む宗教的な建造物の所有権が国又は公共団体に帰属するものとし（12条）、その無償使用権を新たに結成されるべき信徒会に与える、という仕組みを採用した（19条）。

カトリック教会も、他の宗派と同じように、司教協議会の任意開催や教会堂の建設などいろいろな宗教的自由が認められ、政府の司教任命権も廃止されることになったが、その半面で、聖職者はすべて公的地位を失い、財政的支援も得られなくなった。他方、宗教目的の行進など外部的な宗教活動は、市町村長の一般的な規制権限に服するものとなったが、とくに礼拝のための集会は、公開されたものであること、1881年制定の集会法所定の要件に従うことのほか、届出制とされた（25条）。

こうして教会と国家は制度上分離され、すべての宗教団体は他の私法上の団体と同様に取り扱われるようになった。したがって、従来、宗教活動の経済的・物質的基盤となっていた宗教的な公共施設法人は廃止され、その財産は、分離法公布後1年以内に結成されるべき「信徒会」に移管されることになっていた（分離法4条・18条以下）。実際、プロテスタントとユダヤ教については、そうした信徒会が所定の手続と要件の下に相次いで結成され、教会財産の受け皿となったのである。

(2) 政教分離法施行上の諸問題

ところが、カトリック教会の場合、分離法が定める信徒会は、その団体の指導者に司祭を従属させるものであるとして、その基本的な組織原理である聖職位階制との関係で問題視され、ローマ教皇もその設立を正式に禁止してしまった（1906年8月）。

この状態がそのまま続けば、国民の大部分を占めるカトリックの宗教活動の基盤となるべき信徒会は宙に浮いてしまい、全国各地の聖堂・教会・礼拝堂などはすべて閉鎖されるという最悪の事態を招くことになって、たんに政教分離法の命運を左右するだけでなく、国民生活に大混乱を引き起こすことになる。そのため、1907年に入って間もなく、事態を打開するための立法措置が採られた。

すなわち、1907年1月2日制定の「公の礼拝活動に関する法律」は、

①礼拝活動について、分離法所定の信徒会だけでなく、1901年の結社法所定の一般団体や分離法第 25 条所定の集会によっても確保することができること（4 条）、そして、②宗教活動用の建物などは、信徒会がない場合、従来通りの信者・司祭の使用に委ね、しかも、1901年の結社法所定の一般団体や分離法所定の集会の主宰者（司祭）にも無償使用権を認めること（5 条）、を定めたのである。

この法律は、要するに、政教分離法の一大眼目であった信徒会を義務化しないという意味で、実際上きわめて重要な意義を有している。しかし、カトリックにおける「信徒会」の設立問題はなお未解決のままであり、その解決には第一次世界大戦後のフランス政府とローマ教皇庁との和解を待たなければならなかった（この点については、後述の 2(1)を参照）。

また、すでに述べたように、政教分離法第 25 条は礼拝のための集会を届出制にしていたが、これも聖職者による反対と信者による抵抗により規定通りの実施はむずかしかった。そこで、「公の集会は、その目的のいかんを問わず、事前の届出なしに開催することができる」（1907 年 3 月 28 法律 1 条）として修正が施され、完全な集会の自由が認められたのである。

(3) 公金支出禁止原則に対する例外

前記のように政教分離法第 2 条は公金支出の禁止を定めているが、その但書きは一定の例外を認め、「施設付司祭の業務に関わり、かつリセ、コレージュ、小学校、救援施設、社会養護施設及び刑事施設等の公施設法人での自由な宗教活動を保障するために供される支出」は、公的予算に計上しうることを定めている。これがライセンスの原理と宗教的自由とを両立させるための措置であることは、言うまでもない。

これに関連して、この分離法第 2 条の文言上明らかな例外のほか、宗教的行為に対する公的支出は一切認められないのか。これが「補助金問題」と言われる論点で、何より、公物である聖堂・教会堂などの補修・維持のために公金を支出することが問題視された。これは、政教分離法第 13 条末項にそれを認める付加改正を行う（1908 年）というかたちで解決したが、これ以外の補助金問題については次項で述べることにしよう。

2. 政教分離原則の変容

(1) 友好的分離への変化

第一次世界大戦は、フランスの政教分離法の運用のあり方に対しても大きな影響を及ぼした。その変化は、一般に「敵対的分離・厳格な分離から友好的分離・協調の中の分離へ」という標語で表わされるが、そこには、以下に述べる幾つかの要因があった。

① 自由主義的な判例

まず、政教分離法の施行直後から生じた数多のカトリック関係の宗教紛争において、裁判所が自由主義的な判例を確立したことは、友好的分離へ大きな転機となった。

すなわち、ここに詳述する余裕はないが、行政裁判所も司法裁判所も、いわゆる教会自律権——教会は自ら設定した内部規則に従って自律的に組織・運営する権利を有すること——を尊重する裁判例を積み重ねるとともに、行政裁判所によって、教会堂内部の秩序維持について司祭の内部規律権——司祭警察権とも呼ばれる——を認めたり、初聖体拝領行列に代表される教会堂外の宗教活動に対する市町村長の規制権限を制約したりするなどの裁判例が相次いだのである。

② 補助金問題

次に、「補助金問題」をめぐる判例や学説の動向も無視することができない。すなわち、第一次大戦で戦死した兵士を市営墓地に埋葬するに際して、ある市が主催する宗教儀式の費用を市予算に計上する旨を議会が議決したが、県知事がこれを違法として取り消す事件があった。これについて最高行政裁判所であるコンセイユ・デタは、公金支出禁止原則は、永続的かつ規則的に補助金を交付する目的で経費を計上すること」をいうと判示し、県知事の決定を取り消した（1922年）。

これ以後、判例・学説上、①救護院・慈善事業団体などが行う宗教色を伴うが公益性をもつ活動に対して、国は助成することができる、②戦死した兵士の市営墓地への埋葬する際の儀式など公的に要請された役務に司祭が協力した場合、これに見合った報酬を公金から支払うことはできる、③公物である司祭館などを司祭に無償で使用させること、又は教会管理手当を公金から支出することはできる、という枠組みが定着した。

これが敵対的分離・厳格分離に対する軌道修正を意味することは言うまでもない。

③ カトリック「司教区会」の結成

前述のように、政教分離法が直面した最大の難関はカトリックに関する同法所定の「信徒会」設立問題であったが、ここでも第一次大戦後に転機が訪れた。まず、1871年以来ドイツ領となっていたアルザス＝ロレーヌ地方は、第一次大戦でのドイツ帝国の敗北により再びフランス領となったが（1919年）、そこでは政教分離法制定前の公認宗教体制が存続していたことから、フランス政府は、その取扱いを協議するためローマ教皇庁との外交関係を修復した（1921年5月）。

こうしてフランス政府は、ローマ教皇庁との和解に向けて懸案事項の解決に取り組む姿勢を明らかにし、結社法・分離法などのフランス国内法にも聖職位階制を基本とするカトリック教会法にも合致する信徒会の構想の検討を進めた。その結果得られたのが、一つの司教区に一つの団体しか結成しない——したがって、司教の権威を前提とする——「司教区会」の設立という案であり、ローマ教皇もフランス国内の司教に対してその結成を公式に認めるに及んで（1924年6月）、分離法施行後の最大の問題が解消したのである。

(2) アルザス＝ロレーヌの特例制度

さて、このカトリック「信徒会」問題の解決の契機となったアルザス＝ロレーヌの3県（低ライン、高ライン及びモーゼル）では、先ほど述べたようにドイツ領であったため、フランス領に復帰した時点では、公認宗教体制が存続していた。そのため、この地域にも結社法・政教分離法などの反教権主義立法やライシテの原理を適用すべきかどうかの問題となった。

そこで、ローマ教皇による「司教区会」結成を公認と同時期に制定されたのが、1924年6月のフランス民事法施行法である。これは、文字通り、民法典その他の諸規定を一般的に同地域に施行することを内容とするものであったが、同時に、①1901年結社法に代表される非営利社団に関する立法は施行しないこと、②当時の現行法であるドイツ民法典中の法人関係諸規定（21条～79条）は引き続き適用すること、③宗教・修道会に関する地方立法も引き続き適用することなどを定めていた。

こうして、アルザス＝ロレーヌ地方においては、フランス領でありながら、政教関係については一般的な分離原則と異なる公認宗教体制が、非営利社団法制についてはドイツ法の仕組み（1896年制定の民法典と1908年結社法）が、それぞれ特例制度として存続することになったのである。もっとも、この後者については近年の法改正によって変更が加えられたが、この点については、第2節「宗教団法制」における「アルザス＝ロレーヌの特例制度」（I「総説」2(3)参照）の項で改めて触れることにする。

3. ライシテ原則の現在

(1) 憲法化されたライシテ

これまでの議論から判るように、フランスにおける政教分離の原則、ライシテの原理は、もはや敵対的なものでないことはもちろん、完全なものでも厳格なものでもない。それは、多くの論者が指摘している通り、良心・宗教活動の自由を前提として教会に対する国家の宗教的中立性というべき要請を表すのであって、とくに「フランス型ライシテ」と呼ばれる所以である。

政教分離法は、第三共和制下の1905年12月に制定された後、十数回の改正を経ているが、総則的規定を始めとする基本部分に変更は加えられていない。その間にフランスの憲法体制は、第二次大戦後の第四共和制（1946～58年）、そして従来の議会主導型の政治制度を抜本的に改めた現行の第五共和制（1958年～現在）へと推移してきた。ここで初めて、政教分離法という法律上の原則にとどまっていたライシテの原理が憲法上の位置づけを与えられたのである。

すなわち、1946年制定の第四共和制憲法は、フランスが「不可分にしてライクな民主的かつ社会的共和国である」（1条）ことを明文化するとともに、「あらゆる段階における無償でライクな公教育を整備することは、国の義務である」（前文13項）とも謳っている。現在の第五共和制憲法第1条（旧2条）も、同様の定式を採用している。

ここで問題とされるのは、政教分離法で規定された総則的な諸原理、すなわち良心の自由と宗教活動の自由、宗教公認の禁止と公金・補助金支出の禁止が、すべて憲法上の準則として位置づけられるかどうか、である。

まず、分離法第1条所定の宗教的自由がそれにあたることは、両憲法の前文で1789年人権宣言を援用したことから明らかであるが、良心の自由についても1977年の憲法院判決がその憲法的効力を承認している。

それでは、分離法第2条所定の諸原則——宗教公認の禁止と公金・補助金支出の禁止——についてはどうであろうか。この点について、内務大臣の諮問をうけたマシュロン委員会の報告書『宗教と公権力との関係』（2006年9月）は、そのうち宗教公認の禁止は、国家の宗教的中立性を核とするライシテの原理を表す準則として憲法化されたものと考えられるが、公金・補助金支出の禁止については、その原則に対する多くの例外があることなどを考慮すると、憲法的効力を有すべき「共和国の諸法律によって認められてきた基本原理」（第五共和制前文で言及された第四共和制前文1項）に当たらない、とする注目すべき見方を打ち出している。

(2) 新たな状況と課題

政教分離法及び結社法の運用とあり方については、今日、さまざまな問題が指摘されている。ここでは、そのうち、教育のライシテや急激な都市化などをめぐって顕在化した課題と「政教分離法の現代化」（マシュロン委員会報告書の表現）の問題に絞って述べることにしよう。

① 公教育のライシテ

まず、公教育のライシテに関しては、伝統的に、私立学校に対する公的補助の是非という「学校問題」が議論されてきた。その一つの解決策が、国と私立学校との間で締結された契約の種類に応じて公的補助と公的監督の度合いを決定するという枠組みを用意した1959年の通称ダブル法——現在、教育法典に編入されている——であった（第3節IV4参照）。

これに代わって最近とくに問題視されてきたのは、公立学校における「宗教的標章の着用」の是非である。この問題は、まず1989年の秋から冬にかけて争われ、ジョスパン文部大臣の通達（同年12月）を引き出したものの、その着用を禁じた学内規則の合法性をめぐる事件は、それ以後も頻発した。そこで立法的な解決が求められ、2004年にはイスラム教徒の女子生徒にイスラム・スカーフ（ヘジャブ）の着用を禁止する法律が成立し、同年9月の新学期から適用されるにいたった。この間の経

緯はわが国でも大きく報道されていたが、この宗教スカーフ禁止法が施行された後、大半の生徒は校内に入る前に脱ぐことに同意し、大きな問題には発展していないと言われている。

② 都市化と礼拝活動の保障

次に、急激な都市化は、伝統的な礼拝用施設をもつ旧来の地域とそうした施設をもたない新興地域との間の著しい不均衡という問題を浮かび上がらせることになった。というのも、旧来の地域では、もともと国又は公共団体の公的財産である多くの教会・聖堂などが散在しているため、住民はその無償使用権を通して自由な礼拝活動を行うことができる。これに対して、新興の人口密集地域では宗教活動のための公的施設がなく、新たな教会堂の建設費用などは住民が自ら負担せざるをえないからである。

③ 政教分離法改正とライセンス原則実効化の問題

こうした状況を踏まえ、シラク大統領の下に設置された「共和国におけるライセンス原理の適用に関する考察委員会」——通称スタージ委員会——の報告書（2003年12月）のように、新たな「ライセンス憲章」の策定を求めるなどの提案もあったが、折からの政教分離法制定百周年を契機に、同法の改正問題が浮上している。2005年10月、N.サルロジ内務大臣（当時）がJ・P.マシュロン教授を委員長とする委員会に「宗教と公権力との関係に関する法的検討」を行うように指示したのも、そのためである。

同委員会の最終報告書（2006年9月）は、信徒会に対する規制を緩和すること、新たな礼拝用施設の建設を容易にすることなどを内容とする各種の改正案を提示しているが、その趣旨は、第二の宗教人口を擁するイスラム教などを含めて、宗教活動の自由をより実質的に保障する措置を講じようとする点にある（第2節Ⅲ及び第3節Ⅳ3を参照）。

他方、政教分離という憲法原理との関連では、2007年3月に「公役務におけるライセンス原則の遵守に向けた内閣の活動を助ける」ための組織として、「ライセンス観察委員会」が設置されたことが注目される。もっとも、この委員会が具体的にどのような活動を行うのか、現在のところはっきりしていない。

第2節 宗教団体制

I 総説

1. 宗教団体の法的地位と法律関係

1905年政教分離法以前の公認宗教制（コンコルダ体制）のもとでは、特定の宗教（カトリック、プロテスタント2派、ユダヤ教）には、公的な地位が与えられており、それらの宗教の儀式や祭祀は、国の公役務であった。したがって、公認宗教の団体には、その運営のために国から一定の財源（宗務予算）が確保されており、また、司祭および宗教教師は、公務員として国から俸給を受けていた。

これに対して、政教分離法は、「共和国は、いかなる宗教も公認せず、俸給を支給せず、補助金を与えない」（2条）と定めており、従来を根本から否定する立場をとっている。この公認宗教制の否認と宗教に対する公的助成の禁止は、「ライシテ」原則の中核をなすものであるが、これによると、すべての宗教は、国から同等の取扱いを受け、かつ、私的な領域に属するものとされる。したがって、宗教団体は、基本的に私法上の非営利団体としての地位が与えられ、また、その法律関係も、一般的な非営利法人制度の枠組みの中でとらえられることになる。

2. 宗教団体制の基本的な枠組み

フランスでは現在、7つの宗教制度が存在するが（このうち5つは、海外県で通用しているものである）、その中でも特に重要なのは、フランス本土における一般制度（1、2）とアルザス・モーゼル地方の特例制度（3）である。

（1）1901年結社法——非営利社団と修道会

フランスにおける宗教団体制度の法的基礎は、一般的な非営利社団を対象とした1901年の結社法——正確には「非営利社団契約に関する法律」——と特に宗教団体に対する規整を設ける1905年の政教分離法——正確には「諸教会と国家との分離に関する法律」——という2つの法律に求められる。両者の関係は、結社法が政教分離法において準用されていることからわかるように（政教分離法18条）、一般法と特別法の関係にある。

1901年の結社法は、フランス近代ではじめて、一般的に結社の自由を認めた法律である。同法は、「利益を分配すること以外の目的」をもつ団体が、事前の許可なしに自由に結成できることを認めるとともに（2条）、行政庁に所定の届出を行うだけで、一定の法律上の能力（法人格）を取得できることを定めている（5条、6条）。したがって、社会活動、文化活動、教育活動などとともに、宗教活動を行う団体も、この法律に基づいて自由に結成し、さらに、法人となることができる（詳しくは、Ⅱ1を参照）。

他方、結社法は、カトリック修道会については、その結成を許可制とし（13条）、また、運営に関して国の広範な監督権限を認めるなど、特別な規制を定めている（15条）。これは、同法が、制定当時の反教権主義あるいは反カトリックの考えに基づいているためで、この側面を強調する論者によると、同法は、「反修道会法」又は「修道会規制法」として位置づけられる（Ⅱ2を参照）。

(2) 1905年政教分離法——信徒会（司教区会）

1905年の政教分離法は、結社法が定める一般的な非営利団体の仕組みを前提として、特に宗教活動を目的とする信徒会について定めるものである。すなわち、政教分離法は、信徒会の設立および法人格の取得について、結社法の規定に従うと定めているが（18条）、その目的や法律上の能力については、一般の非営利団体とは異なる取扱いを定めている（Ⅱ3を参照）。

なお、カトリック教会に関しては、その聖職位階制に配慮した形態である司教区会が設立されるが、これは、基本的に信徒会と同じである。

(3) アルザス＝ロレーヌの特例制度

上記で見てきたのは、フランスの宗教団体に関する一般制度であるが、アルザス＝ロレーヌ地方の3県（高ライン、低ライン、モーゼル）においては、特例制度が通用している。同地方では、歴史的事情から、現在においてもカトリック、プロテスタント2派、ユダヤ教による従来の公認宗教体制が存続している。すなわち、同地方では、1901年結社法および1905年政教分離法は適用されず（1924年6月1日法律）、そこでは、ドイツの民法典および結社法に則した非営利団体制度・結社制度を基本とする特例制度が妥当している（地方民法典、旧1908年ドイツ帝国結社法）。

もっとも、近年の法改正によってドイツ結社法が廃止されたために、同

地方の非営利社団法制は、地方民法典に一本化されることになった（「文化支援、非営利社団及び財団に関する 2003 年 8 月 1 日法律」）。その際、1901 年結社法の規定が一部導入されたが、特例制度の基本的部分については、いまなお変更は加えられていないようである。

このように、現在のフランスにおける宗教団体制度には、一般制度と特例制度が存在するのであるが、以下では紙幅の関係上、専ら一般制度に焦点をあてることにする。

II 宗教団体に関する法制度

上記で見た一般制度によると、宗教活動を行う団体としては、1901 年結社法に基づく一般非営利社団(1)と修道会(2)、並びに 1905 年政教分離法に基づく信徒会(3)の 3 つがある。

1. 一般非営利社団

(1) 総説

一般非営利社団については、結社法第 1 章（第 1 条～第 9 条）と結社法施行令第 1 章第 1 節（第 1 条～第 7 条）が規律している。

この一般非営利社団は、後で見る修道会や信徒会と比べて、設立が容易であり、また、運営上の規制や国の監督も緩やかである。そのため、国家の介入を避けるために、セクト団体（新宗教運動）の多くは、あえてこの形態を選択しているようである。また、イスラム教の団体は、後述の信徒会の設立要件（特に目的要件）をみたさないために、この一般非営利社団の形態で活動している。

(2) 設立

結社法によると、「利益を分配すること以外の目的」の団体、すなわち、非営利目的の団体は、2 人以上の合意によって自由に結成することができる（1 条、2 条）。これは、「結社の自由原理」を宣告したものとして理解されている。

さらに、結社法によると、設立者は、団体本部がある県の県庁又は郡の郡庁に対して届出を行い、公告を行うことによって、法人格を取得することができる（5 条）。なお、パリに本部を置く団体については、警視庁に対

して届出を行う（施行令 4 条）。届出には、①団体の名称と目的、②団体の所在地、③管理に責任を負う者の氏名、職業、住所および国籍を記載し、これに規約 1 部を添付する必要がある（結社法 5 条 2 項）。届出の受領証は、5 日以内に交付されなければならないが、その際、行政庁は、形式の不備を理由とする以外に、この受領証の交付を拒否することはできない（コンセイユ・デタ 1930 年 10 月 24 日判決）。受領証の内容は、届出から 1 ヶ月以内に官報に登載されることによって、公示される（同条 4 項、施行令 1 条 2 項）。もちろんこのような届出を行わないことも可能であるが、その場合は、法人格のない事実上の団体として扱われる。

また、個々の非営利社団を包括する連合体を設立することもできる（施行令 7 条）。

(3) 法律上の能力

上記の届出を行った非営利社団は、以下に掲げるような法律上の能力を取得する（結社法 6 条）。すなわち、①訴訟上の当事者能力、②国および地方自治体などからの補助金の受給、③会費徴収権、④団体運営のための施設および目的遂行のために厳に必要な不動産の有償取得、⑤現実贈与の受領、⑥「専ら救済、慈善、科学・医学研究」を目的とする場合における、恵与（生前贈与又は遺贈）の受領である。

ここで注意すべきは、⑤および⑥の場合を除いて、非営利社団の受贈能力が限定されていることである。届出社団に対して認められるこの限定された法律上の能力は、一般に「小さな法人格」と呼ばれている。そして、より大きな能力を取得するには、行政の許可を得て公益認定社団になる必要がある（大きな法人格）。具体的な受贈手続については、後述の信徒会のところで詳しく述べる。

なお、宗教活動を目的とする場合には、一般非営利社団であっても公的助成を受領することはできない（コンセイユ・デタ 1992 年 10 月 9 日判決）。

(4) 運 営

非営利社団は、管理に関する変更および規約の改正があれば、3 ヶ月以内にその旨を届出なければならない（6 条 5 項）。また、それらの変更・改正は、非営利社団の本部に保管する記録簿に転記しなければならない（同条 7 項、施行令 6 条）。そして、何人も、届出のなされた行政庁において

規約および届出を閲覧する権利を有し（施行令 2 条）、また、上記の変更は、届出た日からでなければ、第三者に対抗することができない（結社法 6 条 6 項）。

他方、財政面については、一定額以上の収益活動を行う団体および一定額以上の公的助成を受ける団体は、毎年の会計帳簿の備付と監査が義務づけられる。

(5) 解散

非営利団体の解散には、自主的解散と強制的解散の 2 つがある。まず、自主的解散については、規約の定めに基づく解散と総会決議に基づく任意解散の 2 つがある（9 条）。これらの解散には、法律上、届出は要求されていないが、団体は、自主的に県庁に届出を行い、官報への掲載を求めることができるようである。

強制的解散についても、さらに、司法解散と行政解散の 2 つに分けられる。司法解散は、非営利団体が違法な目的、法律および公序良俗に反する目的、国土保全および共和政体に対する攻撃を目的とする団体として無効と判断される場合（3 条）、並びに規約変更の届出を怠った場合（5 条）に、関係者又は検察官の請求に基づいて、大審裁判所（司法裁判所）が宣告するものである（7 条）。司法解散の判決が行われたにもかかわらず、当該団体を維持し又は再結成すること、並びに解散した団体の構成員の集會に施設を使用させることは、処罰の対象となる（8 条 2 項、3 項）。

他方、行政解散は、結社法ではなく特別法である戦闘団体等禁止法（1936 年 1 月 10 日）に基づいて、閣議決定を経た大統領令によって行われる。具体的な解散事由としては、道路において武装示威行為を引き起こすこと（1 条 1 項 1 号）、国土保全・共和政体に攻撃を加えること（同 3 号）、人種差別を助長すること（同 6 号）、テロを引き起こすこと（同 7 条）などが挙げられている。なお、解散命令の取消しを求める訴えが提起されたとき、コンセイユ・デタは、緊急に裁定しなければならない（同条 2 項）。

上記の中で行政解散以外の解散の場合、非営利団体の財産は、規約の定めに従って帰属し、規約の定めがないときは総会の決定に従って帰属するものとする（9 条）。その際、出資の返還を除き、残余財産を構成員に分配することはできない（施行令 15 条）。

2. 修道会

(1) 総説

修道会については、結社法第3章（第13条～第18条）と結社法施行令第2章（第16条～第26条）が規律している。また、政教分離法においても、修道会は、結社法の規律に服すると規定されている（政教分離法38条）。このように、修道会は、基本的に一般非営利団体を規律する結社法において規定されているが、後述のように、両者の取扱いは大きく異なっている。

結社法および政教分離法は、「修道会」を定義していないが、判例・学説によって、①構成員が誓願に服しており、②共同生活を営み、③教会が認可した規則への服従が認められる団体であるとされている（1989年11月14日コンセイユ・デタ内務部意見）。

そして、このような修道会は、2005年現在、627団体ほど存在し、また、1988年以降は、カトリックの修道会のみならず、他の宗教の修道会も承認されている。たとえば、仏教には7団体、東方正教会には4団体、プロテスタントには2団体、そして、ヒンドゥー教には1団体の修道会がそれぞれ許可されている。

(2) 設立

修道会が法人格を取得するには、コンセイユ・デタの議を経たデクレに基づいて、正当に許可を得なければならない（結社法13条1項）。申請書は内務大臣に対してなされ、申請書にはすべての設立者が署名しなければならない（結社法施行令17条）。そして、申請書には、①規約2部、②修道会の設立・維持のための資金についての明細書、③修道会に属する者の氏名、年齢、出生地、国籍を記載した名簿（同18条）、④教区の司教が当該修道会および修道会構成員を自らの裁治権下に置くことを確約する旨の宣告書を添付する必要がある（同20条）。内務大臣は、修道会の本部がある市町村の意見および知事の報告書を求めた後に、コンセイユ・デタに送付する（同21条）。

このうち、④修道会およびその構成員の教区司教への服従の要件は、元来、カトリックを念頭に置いたものである。しかし、1987年の内務大臣の答弁によって、この要件は緩和され、非カトリックについては、司教に匹

敵する者への服従で足りるとされた。これによって、現在では、上にも述べたように、仏教や東方正教会など他の宗教の修道会にも許可が与えられることになった。

(3) 法律上の能力

許可を得た修道会は、法人格を取得し、あらゆる民事上の行為を行うことができる。また、修道会には、贈与・遺贈の受領および関係する不動産の取得が認められている（受領手続については、後述する）。

なお、許可を得ていない修道会又は許可を剥奪された修道会は、一般非営利社団に関する規定によって法人格を取得することができないものとされている。それらは、法人格なき社団にとどまる。

(4) 運 営

修道会は、一般非営利社団に関する結社法の規制を受けるほか、会計および財務に関して特に厳しい規制に服する。すなわち、修道会は、収入・支出に関する明細書を保持し、毎年、前年度の収支報告書、動産・不動産に関する財産目録を作成し、構成員の氏名、修道会内部での呼称、国籍、年齢、出生地、入会日を記載した名簿を本部に備え付けておかなければならない（結社法 15 条 1 項・2 項）。これらは、知事又はその代理人の要求があれば、その場で呈示しなければならず（同条 3 項）、これを拒否し又は虚偽の報告をした場合には、修道会の代表者は処罰される（同条 4 項）。

また、修道会が新たに施設を設置するには、コンセイユ・デタの許可が必要とされている（結社法 13 条 2 項、施行令 22 条以下）。

(5) 解 散

修道会の解散および施設の廃止は、コンセイユ・デタの議を経たデクレを通じてのみ行われる（結社法 13 条 3 項）。これは、司法解散を原則とする一般非営利社団とは対照的である。

残余財産の帰属方法は、規約で定められる。もっとも、修道会の解散は、通常、他の修道会との合併を意味することから、残余財産は、活動の終了に先立って合併先の修道会に移転されることが多いようである。

3. 信徒会

(1) 総説

上記の結社法に基づく一般非営利社団においても宗教活動を行うことができるが、政教分離法は、特に宗教活動を行う信徒会を対象として、さまざまな特典と規制について定めている。

信徒会については、1905年の政教分離法と1906年の政教分離法施行令が規律している。

(2) 設立

宗教礼拝の経費、維持および執行のために結成される信徒会は、結社法の一般非営利社団に関する規定に準拠して設立される(政教分離法18条)。したがって、信徒会の設立手続は、基本的に、先に見た一般非営利社団と同じである。

ただし、信徒会の設立には、一般非営利社団とは異なり、次の2つの重要な制限がある。第一は、設立の際の最低人数が法定されていることである。すなわち、信徒会は、本部所在の市町村の人口に応じて、1,000人未満では7人以上、20,000人未満では15人以上、20,000人以上では25人以上の成年者で構成されなければならない(19条2項)。この関係で、届出には、信徒会の活動区域およびその区域内に住民登録を有する又は居住している成年者の人数の一覧表を添付しなければならない(施行令31条2項・3項)。

第二は、信徒会は、専ら宗教活動を目的としなければならないことである(同19条1項)。この目的限定規定は、判例においても厳格に解釈されており、信徒会は、宗教活動以外の公益活動や宣伝活動を行うことは一切認められないとされている。このため、慈善活動や教育活動を行うために、各宗教は、信徒会とは別に一般非営利社団を設立していることが多い(この目的規定の改正問題については、後述Ⅲ1を参照)。

なお、一般非営利社団の場合と同じく、信徒会は、中央の管理又は指導がある連合体を設立することができる(政教分離法20条)。

(3) 法律上の能力

信徒会の法律上の能力は、一般非営利社団の場合とは異なっている。信徒会は、結社法第6条に定める会費のほか、宗教活動の費用のための献金

および寄附を受領することができ、また、宗教上の儀式および役務に対する報酬を受け取ることができる（政教分離法 19 条 4 項）。

従来、信徒会の収入は、基本的に上記の政教分離法第 19 条 4 項が定める事項に限定されていたのであるが（施行令 33 条）、2005 年の法改正によって、現在では、贈与および遺贈を容易に受領できることが認められている（政教分離法 19 条 5 項）。これまで信徒会が贈与・遺贈を受領するには、行政機関の事前の認可が必要であったが（受贈認可制、政教分離法旧 19 条 5 項）、恵与・届出簡略化オールドナンス（2005 年 7 月 28 日）によって、信徒会は、行政機関に事前に届出さえ行えば、原則として、贈与および遺贈を自由に受領することができるようになった（届出制。民法典 910 条 2 項）。そして、この手続の細則は、「非営利社団、財団、修道会及び宗教公施設法人について並びに民法典第 910 条の適用に関するデクレ（2007 年 5 月 11 日）によって定められ、新制度は、同デクレの施行と同時に発効した。

ただし、行政機関は、当該贈与などが規約の目的に従って使用されないと判断するとき、コンセイユ・デタの定める要件に従って、異議を申し立てることができる。そして、この異議が認められれば、贈与などの取得は、効力を失うものとされている（民法 910 条 2 項第 2 文、第 3 文）。なお、この受贈手続は、先に見た受贈能力を認められた一般非営利社団および修道会にも適用される。

他方で、信徒会は、ライセンス原則の要請から、形態のいかんを問わず、国、県および市町村からの補助金を一切受領することができない（政教分離法 2 条 1 項）。ただし、礼拝用建造物の修繕のために支給されるものは、補助金とはみなされないとされている（19 条 7 項）。

(4) 運 営

信徒会は、一般非営利社団に関する規制を受けるほか、政教分離法上の特別の規制に服する。

まず、信徒会は、規約の定めにかかわらず、理事又は管理人が行った財務管理および財産管理行為の承認のために、毎年少なくとも 1 回社員総会を開催しなければならない（政教分離法 19 条 3 項、施行令 42 条）。また、信徒会は、収支計算書を備え付けること、並びに、毎年度、会計帳簿およ

び財産目録を作成することが義務づけられている(政教分離法 21 条 1 項)。財産目録には、信徒会が取得したすべての動産および不動産が、物件ごとに記載されなければならない(施行令 43 条)。信徒会は、これらの会計帳簿・財産目録を 5 年間保管しなければならない(施行令 44 条)。

さらに、信徒会は、登録行政機関による会計監査および財務監査官による検査に服し(政教分離法 21 条 2 項、施行令 37 条)、保有する財産(現金、預金、有価証券)に関する書類および過去 5 年の財務に関する書類を呈示しなければならない(施行令 45 条)。

このほか、信徒会は、宗教活動の費用および維持の確保のために準備金を用意することができるが、その額は、5,000 フラン以上の収入がある信徒会については、過去 5 年度の間に宗教活動の費用として支出した額の 3 倍、それ以外については 6 倍を超えてはならない(政教分離法 22 条)。そして、これらの規定に違反した場合、信徒会の理事又は管理人は、処罰される(同 23 条 1 項)。

信徒会は、収入の使途が限定されており、専ら宗教活動のために用いなければならない(施行令 33 条)。また、剰余金は、他の信徒会にあててしか払い込むことができない(政教分離法 19 条 6 項。なお、これらの問題については、後述Ⅲ2 を参照)。

(5) 解散

信徒会には、一般非営利社団と同様の解散が認められるほか、政教分離法第 18 条から第 22 条に違反する場合(宗教活動以外の活動、会計帳簿・財産目録の不備など)にも、司法解散が認められている(同 23 条)。残余財産の帰属方法は、一般非営利社団の場合と同じである。もちろん、それらを構成員に分配することはできない(施行令 47 条)。

Ⅲ 政教分離法の改正問題

2006 年 6 月にサルコジ内相に提出されたマシュロン委員会報告書『宗教と公権力との関係』は、1905 年の政教分離法から百周年を機として、法的な側面からフランス宗教制度の現況と課題を検討するだけでなく、さらに踏み込んで具体的な改正案の提示までも行っている。論点は多岐にわたっているが、ここでは、宗教団体制度に関する重要な問題を取り上げる。具体的には、信徒会に

対する規制緩和に関するもの(1)、一般非営利社団と信徒会との関係に関するもの(2)である。

1. 信徒会に対する規制の緩和

同報告書は、信徒会に対する規制が過剰であるとして、その改善策を提案している。具体的には、準備金の上限の撤廃又は増額(22条の廃止又は改正)、連合体の設立の簡素化(20条の改正)、資金調達容易化(19条の改正)、および不動産の取得要件の緩和(結社法6条の信徒会への適用除外)などが挙げられている。

しかし、とりわけ重要な提案は、第19条の目的要件の緩和である。先に述べたように、信徒会は、「専ら宗教活動を目的」としなければならず、また、この要件は、判例においても厳格に解釈されている。コンセイユ・データ判例によって、信徒会が宗教活動以外に商業活動(信仰に関する書物の販売など)、政治活動、教育活動、慈善活動などを行うことは、禁止されている。したがって、「宗教」活動と「文化」活動とを区別しないイスラム教の団体は、信徒会を結成することができず、結社法に基づく一般非営利社団として活動することになる。しかし、イスラム教のみならず、一般に宗教活動は、慈善活動、教育活動および社会活動と密接に関連していることが多い。

このような問題意識から、同報告書は、まず、「専ら」宗教活動を目的とするという文言に替えて、「原則として」宗教活動を目的とするとの表現に緩和することを提案している。しかし、このような案は、1901年結社法の一般非営利社団との区別を曖昧にし、それゆえ、従来の信徒会に認められていた特典、とりわけ税制上の優遇措置を奪う結果をもたらすという点で問題があるという。

そこで、同報告書は、①密接関連性と②付随性とを要件として、信徒会に宗教活動以外の活動を認めるコンセイユ・データ意見(1997年10月24日)を踏まえて、第19条を「信徒会は、専ら宗教活動を目的としなければならない。但し、信徒会は、宗教活動を補完するための活動を付随的に行うことができる」と改正すべきことを提案している。こうした改革案が実現されるかどうかも含めて、今後の議論が注目されるところである。

2. 信徒会と一般非営利社団との関係

諸宗教は、宗教活動の一貫として慈善活動、教育活動、社会活動を行おうとするのであるが、前述のように、信徒会の目的が限定されているために、それらが病院経営、学校経営、救済活動を行うために、結社法に基づく一般非営利社団を別に設立している。ところが、財源に関する取扱いは、一般非営利社団と信徒会とで、大きく異なっている。すなわち、一般非営利社団は、国からの公的助成を受領することができるが（結社法 6 条）、ライシテの原則から、信徒会には、それは一切認められない（政教分離法 2 条、19 条 7 項）。他方で、信徒会は、第三者から幅広く寄附および贈与を受領することができるが、一般非営利社団の受贈能力は制限されている。そこで、信徒会が贈与および遺贈により獲得した財産を、社会活動を行う一般非営利社団に移転できることが望まれているが、現行法上、信徒会の収入は、専ら宗教活動にあてられなければならない（政教分離法施行令 33 条）、また、剰余金がある場合にも、他の信徒会にしか払い込むことができないことになっている（政教分離法 19 条 6 項）。

ただ、信徒会から一般非営利社団への資金の還流を無条件に認めることは、信徒会が贈与・遺贈について税制上の優遇措置を受ける趣旨を没却することになる。そこで、同報告書は、少なくとも、同じく税制上の優遇措置を受ける一般非営利社団、すなわち、「慈善活動を目的とする社団又は公益認定社団、アルザス・モーゼル地方法上の非営利社団」に対しては剰余金の払い込みが認められるように、第 19 条 6 項を改正すべきことを提案している。

第3節 宗教団体税制

I 総説

1. 概観

第2節で見たように、フランスにおいて、宗教団体は一般的な非営利社団と同じ法的地位を有し、その法律関係も非営利社団法制の枠組みに従っている。それゆえ、フランスでは宗教団体についてさまざまな税制上の優遇措置が取られているが、それらは、宗教団体であることを根拠とするのではなく、むしろ、一般的な非営利社団に認められている優遇措置の一環として認められているものである。

他方で、財務という観点からすれば、税制の問題と並んで宗教団体の運営にとって重要な意味をもつのは、国又は地方自治体が拠出する補助金である。

そこで以下では、まず、宗教団体に適用される課税制度や優遇措置について見ていくことにし（Ⅱ、Ⅲ）、その後、補助金の問題についても簡単にふれることにしよう（Ⅳ）。

2. 優遇措置の根拠に関する2つの視点

宗教団体に対する税制上の優遇措置については、あらかじめ次の2つの視点に着目するのが、後で検討する個別的措置を考える上で有益である。

第一は、優遇措置が団体の「非営利性」を根拠として認められる場合である（「非営利性」基準）。これは、団体が事業および贈与などから得た財産的利益を分配しないことに着目するものである。具体的には、すぐ後に見る商業活動に関する税制（法人税など）は、「営利性」を基準とする課税であり、それゆえ、「非営利」を目的とする団体（例えば、1901年結社法に基づく非営利社団、労働組合など）は、原則として非課税とされる。そして、宗教団体は、営利活動を目的とするものではないので、基本的に、この観点に基づく優遇措置を受けることができる。

第二は、第一の「非営利性」を前提としつつも、さらに進んで団体が行う活動の「一般利益性」又は「公益性」に着目した優遇措置である。これは、

一般利益活動又は公益活動は、本来、国の任務に属するものであることから、それを代わりに行う私的団体に対しては国がその費用を負担すべきである、と一般に説明されるものである。もっとも、ライシテ原則によると、宗教団体は、純粋な私的団体と位置づけられるため、それが「一般利益」又は「公益」を担うものとされること自体を問題とすることはできない。しかし、フランスの課税制度において、慈善団体などの公益団体に対して認められる優遇措置が、多くの場合宗教団体にも認められていることも事実である。それゆえ、宗教団体に対する税制上の優遇措置を考える上では、先の「非営利性」の基準と並んで、この「一般利益性」又は「公益性」の基準も見逃されてはならないであろう。

II 商業活動に関する課税制度

宗教団体に適用される課税制度は、商業活動に関するものとそれ以外のもの（後述Ⅲ）とに分けられる。本項では、まず前者を取り上げることにし、後者については項を改めて検討する。なお、特段に表記するもののほか、本節で引用する条文番号は、租税一般法典のものである。

1. 商業活動税に関する一般原則

商業活動に関する課税としては、法人税、付加価値税および事業税の3つがあるが、これらは、非営利を目的とする団体には適用されない。そこで、団体の目的が「非営利」にあたるか「営利」にあたるのかは、上記の課税において重要な意味をもつが、この両者の区分を明確にしたのが、非営利社団の税制に関する1998年9月15日の省令である。

同省令によると、「非営利」であると認められるには、3つの段階の審査を経る必要がある。

第一段階は、団体運営が営利目的で行われていないことである。これは、①団体運営が無償で行われていること（例えば、幹部が無報酬であること）、②団体が直接又は間接に利益配当を行っていないこと、③社員に対して団体財産への持分権を認めていないこと（ただし、出資の返還を除く）の3つの基準によって判断される。これらの基準をみたしていないとき、当該団体は、その時点で商業活動について課税義務を負う。

第二段階は、団体活動が営利企業の活動と競合していないことである。つまり、営利企業が行っているのと同じ活動をしていないことである。具体的には、当該団体活動が一般の人々を対象としているかどうかの基準によって判断される。

第三段階は、団体の経営手法が営利企業のそれと同じでないことである。そして、この点は、①商品 (**Produit**)、②顧客 (**Public**)、③価格 (**Prix**)、④広告 (**Publicité**) の4つの標識に着目して判断される(4Pのルール)。①は、当該団体が提供する製品およびサービスが市場で調達しにくい需要をみたすものかどうかであり、②は、それらが、一般人でなく特定の人を対象としているかどうかである。これらの2つの標識は、当該団体が社会的有用性を有する団体か否かを判断するものとされている。③は、①の商品などが市場価格よりも安価に提供されているかどうかであり、これは、経済的弱者を対象としているかどうかの判断である。④は、商業活動のような広告・宣伝活動を行っていないかどうかである。ただし、単なる情報提供にとどまるものは、広告活動にあたらぬとされているが、その判断は困難であるとされる。これらの4つはあくまで標識であり、すべてをみたさなければならないわけではない。また、これら相互の重要性も同じでなく、①から④へ向けて優先順位は低くなる。

これらの3つの段階をすべてクリアするとき、その団体は、「非営利」団体であるとされ、商業活動に関する課税について納税義務を負わない(図表「営利性の判断方法」を参照)。

なお、これらの基準に該当するかどうかは、団体が自ら判断することになっている。そして、自己審査の結果、当該団体が「営利」目的であることが判明したときは、自ら税務当局に申告する。

<図表> 営利性の判断方法（法人税・付加価値税・事業税）

第1段階： 団体運営が営利目的で行なわれていないか

- ① 理事又は管理人が無償で団体運営を行っていること
- ② 団体が直接又は間接に利益配当を行っていないこと
- ③ 社員に対して団体財産への持分権を認めていないこと

↓
はい

↓
いいえ → **課税**

↓ 第2段階へ

第2段階： 団体目的が営利企業と競合しないか

当該団体活動が一般の人々を対象とするものでないこと

↓
はい（競合しない）

↓
いいえ（競合する） → **課税**

↓ 第3段階へ

第3段階： 団体活動が営利企業と同じ条件で行われていないか

以下の4つの標識による総合判断（4Pのルール）

- ① 商品（Produit）：市場で調達しにくい需要をみたすものであるか
- ② 顧客（Public）：一般人ではなく、特定の人を対象とするものであるか
- ③ 価格（Prix）：通常の価格よりも安価で提供されているか
- ④ 広告（Publicité）：商業活動のような広告・宣伝活動を行っていないか
（これらすべてに該当する必要はない。また、①から④に向けて優先順位が低くなる。）

↓
はい

↓
いいえ → **課税**

↓
非課税

(Les éditions des journaux officiels, *La fiscalité des associations*, 2004, p. 46.をもとに作成)

2. 個別的検討

(1) 法人税

法人税とは、法人が享受したすべての所得と利益に対して課される税であるが、これは、さらに事業所得に対するものと資産所得に対するものの2つに分けられる。

① 事業所得

まず、事業所得についてであるが、これは、本来事業所得と収益事業所得に分けられる。

フランスにおいて「営利性を有する営業及び活動」を行うすべての団体は、法人税の納税義務を負い(206条1項)、その事業所得につき標準税率33.3%で課税される(219条)。ただし、先に見たように、「非営利」であると認められる団体はすべて、法人税の納税義務を負わない。したがって、本来事業所得に関する限り、一般非営利社団、信徒会および修道会は、原則として非課税とされる。

もともと、「非営利」の団体であっても、本来的活動とは別に、付随的活動として収益活動を行うことは禁止されていない。そして、2000年度の税制改正によって、非営利団体の行う付随的な商業活動についても、一定の条件の下で免税措置が認められることになった(2000年1月1日から適用)。すなわち、①団体運営が営利目的でないこと、②非収益活動が明らかに優位していること、そして、③一会計年度の収益が6万ユーロを超えないとき、収益活動から得られた所得について、法人税は免除される(206条1項の2)。

この免税措置の対象となる団体は、1901年結社法に基づく一般非営利社団、アルザス・モーゼルの地方法に基づく非営利社団、公益認定社団および財団、労働組合、企業財団並びに修道会と具体的に示されており、しかも、これらは限定列举であるとされている。したがって、1905年政教分離法に基づく信徒会には、この免税措置は適用されないようである。

② 資産所得

他方で、不動産所得、農地・森林経営の所得および有価証券所得等の資産所得については、原則として法人税が課されるが(206条5項)、「非営利」の団体に対しては、24%の優遇税率が適用され(219条の2第1

項本文)、さらに、一部の有価証券所得についての税率は10%である(219条の2第1項c)。また、税額が一定額(150ユーロ)以下の場合、その税額は控除される(第219条の2第2項)。なお、この資産取得の課税対象は限定列举であり、これに含まれない会費、寄附および補助金からの所得については、非課税である。

(2) 付加価値税

付加価値税は、独立した主体によって有償で行われる財産移転や役務提供を課税対象とするものである。上で述べたように、「営利性」を有しない団体に対して、付加価値税は、課税されない。さらに、特別な措置として、非営利で一定の公益目的を掲げる団体が行う役務提供については、付加価値税は、原則として免除される(261条7項1号)。また、宗教目的の団体については、会費と引き換えに構成員に対して行う役務提供および財産移転についても、付加価値税は免除される(261条4項9号)。

(3) 事業税

事業税とは、給与労働でない事業活動を業務として行っている個人又は法人に課される税である(1447条)。これについても、「非営利」目的の団体は、納税義務を負わない。

III その他の課税制度

1. 団体財産に対する課税制度

宗教団体に対するその他の優遇税制としては、以下に掲げるものがある。

(1) 無償譲渡税

無償譲渡税とは、無償で財産移転がなされたときに、その登録に対して課せられる税である。2003年の法改正によって、公益的組織に対する現実贈与は、非課税となった(757条3項。メセナ、非営利社団及び財団に関する2003年8月1日法律2条)。

また、信徒会および許可修道会になされる贈与および遺贈について、無償譲渡税は免除される(795条10号)。この免税措置は、公法人および公益団体についてもとられていることから、「公益性」に基づく課税であると考えられる。

(2) 固定資産税

非営利団体は、原則として固定資産税の納税義務を負う（1380条）。ただし、国又は地方自治体の所有する礼拝用建造物、および信徒会の所有する礼拝用建造物については、固定資産税が免除される（1382条4号、政教分離法24条3項）。この措置が適用される対象として、同条が国の施設（例えば、ブルボン宮殿・リュクサンブール宮殿）、国立図書館および国立の宮殿（1号）など、国の所有する建造物を掲げていることからすると、この免税措置は、「公益性」に基づくものであると考えられる。

なお、免税の対象となる建造物は、国又は地方自治体、あるいは、信徒会が所有するものに限られているため、修道会が所有する建造物は、固定資産税の課税対象となる。

(3) 地方設備税

これは、あらゆる種類の建物の建設、改築および増築に課される地方税である（1585条A）。一定の公益目的を掲げる団体の建造物については、原則として非課税である（1585条c第1項1号、別表2第317条の2第2号）。例えば、救済および慈善の目的で公益認定団体および一般非営利団体が建設した建造物並びにアルザス・モーゼルの公施設法人が建設した建造物などについて、地方設備税は課せられない（1585条c第1項1号、別表2第317条の2第1号、第2号）。

また、宗教団体（信徒会、修道会）が建てた建造物又は礼拝用建造物についても、非課税である（別表2第317条の2第2号、第4号）。

(4) 住居税

これは、私的団体が所有している建造物に対する課税である（1407条1項2号）。非営利団体が所有する建造物については、それが公衆に開放されている場合を除き、原則として課税される。ただし、政教分離法上、信徒会および修道会が所有する礼拝用建造物については、公衆に開かれたものとされているため（政教分離法17条6項、25条）、課税対象とはならない。

2. 宗教団体に対する寄附についての優遇税制

公益的団体に対して寄附を行う場合、寄附者には一定の要件のもとで所得

税の優遇が認められている。その優遇税制は、寄附者が個人であるか(1)、あるいは企業であるか(2)により異なっている。

(1) 寄附者が個人の場合

一定の公益目的の団体に個人が寄附をする場合、課税所得の20%を限度として、寄附額の66%が所得税の税額から控除される。また、課税所得の20%を超える分については、その後5年間、繰り越すことができる(200第1項、1項の2)。

この優遇措置が適用される団体として、財団、公益認定社団、慈善・教育事業などを行う公益組織、高等教育機関、信徒会およびアルザス・モーゼルの宗教公施設法人などが挙げられている。なお、上記の団体には、修道会が含まれていない。しかし、許可修道会について、世俗的・公益的活動に対してなされる贈与又は公衆に開放される礼拝用建造物の建築又は維持のためになされる金銭の支払いには、行政実務によって税額控除が認められているようである。

(2) 寄附者が企業の場合

寄附者が所得税又は法人税を納めることを義務づけられた企業の場合についても、個人の場合と同じである。すなわち、公益的組織に対する寄附はもちろん、信徒会およびアルザス・モーゼルの宗教公施設法人に対して企業が寄附を行う場合には、総売上高の0.5%を限度として寄附額の60%を税額から控除される(238条の2第1項1号)。限度超過分については、その後の5事業年度にわたって繰り越すことができる(同条第1項6号)。

また、修道会に対する寄附については、個人寄附の場合の措置と同じである。

IV 宗教団体に関する補助金制度

1. 総説

政教分離法第2条は、「共和国は、いかなる宗教も公認せず、俸給を支給せず、補助金を与えない」(1項)と定め、宗教団体に公的助成を与えていた以前の制度をあらためて、宗教団体への補助金の支出を原則的に禁止している。さらに、同法第19条第7項によると、信徒会は、「形態のいかに問わ

ず、国、県及び市町村から補助金を受領することはできない」とされている。しかし、この補助金禁止の原則は、すでに政教分離法そのものにおいて例外が認められているように（2条2項、19条7項但書）、制定当初から必ずしも貫徹されているわけではない。また、その後において、この原則は、むしろ緩和される方向で運用されている。

以下では、宗教団体へのさまざまな補助金についてみていくことにする。そのなかでも、聖職者に対するもの(2)、礼拝用建造物に対するもの(3)、および私立学校に対するもの(4)を対象を絞り、最後にアルザス・モーゼルの状況をごく簡単に紹介する(5)。

2. 聖職者に対する補助金

(1) 施設付司祭の報酬

政教分離法第2条第2項は、「施設付司祭の業務に関わり、かつリセ、コレージュ、小学校、救援施設、社会養護施設および刑事施設等の公施設法人での自由な宗教活動を保障するために供される支出は、予算に計上することができる」と規定する。また、軍事病院、野営施設などの軍関係施設については、すでに政教分離法以前から、施設付司祭の設置が認められている（1880年7月8日法律）。そして、この点については、2006年に、軍の施設付司祭として、従前のカトリック、プロテスタントおよびユダヤ教聖職者と並んで、イスラム教聖職者が初めて任命されたことが注目される（2006年6月8日国防大臣命令）。

(2) 住居の無償使用

政教分離法第14条は、宗教教師の住居たる公有の司祭館の無償使用権を信徒会に認めている。もっとも、カトリックの場合、信徒会を結成しなかったため、そのような無償使用権を有しなかったが、市町村が無償又は少額の賃料で司祭館を宗教教師に使用させている。

(3) 聖職者の年金など

政教分離法第11条は、聖職者の年金制度について定めている。また、1978年1月2日法により、司教の健康保険基金制度、障害者基金制度および老齢年金制度が認められた。

3. 礼拝用建造物に対する補助金

(1) 礼拝用建造物の無償使用

政教分離法第 12 条により、従来の公認宗教の礼拝用建造物の所有権は、国又は地方自治体に帰属することになったが、信徒会にはそれらの無償使用権が認められている（13 条）。

(2) 礼拝用建造物の補修に対する資金援助

政教分離法の制定当初においては、礼拝用建造物の維持や補修などに必要な費用の負担は、信徒会の責任において行うべきものとされ（13 条 6 項）、補修工事への補助金支出は禁止されていた。しかし、1908 年 4 月 13 日法により、国又は地方自治体が補修費用を支出できることが認められた（13 条 7 項）。これは、所有権が、国又は地方自治体にあるということに基づくものであり、ライシテ原則から要請される、国などの補助金支出の禁止原則には抵触しないと考えられている。

さらに、もともと政教分離法においては、私有であっても歴史的記念物について、その修繕のための費用は補助金とはみなされないと規定されていたが、1942 年 12 月 25 日法により、歴史的記念物であるかにかかわらず、公の宗教活動に充てられる建造物への修繕費の支出は補助金にあたらなるとされた（政教分離法 19 条 7 項参照）。これにより、補修費用に関しては、国又は地方自治体が所有する礼拝用建造物に限らず、宗教団体が所有する建造物についても補助金支出が認められることになった。

(3) 礼拝用建造物の建設に対する資金援助

次にみるように、公的助成の中には、新たな礼拝用建造物の建設に対する援助が存在する。

① 建設用地の長期賃貸借

地方自治体は、年間 1 フランという賃料で自らの保有する公有地を 99 年間、宗教団体に対して礼拝所建設用地として賃貸することができる。これは、1930 年代に枢機卿ヴェルディエにより推進され、新興都市における新たな教会の建設において用いられた手段であり、一般に「枢機卿の建築現場」と呼ばれている。近年では、カトリックの礼拝施設についてだけでなく、イスラム教のモスク、寺院およびユダヤ教のシナゴグについても適用されているようである。

② 建造物建設のための借入金の保証

1961年7月29日の補正予算法第112条は、人口密集地域においてその必要に応えるために建設される建造物について、宗教団体の借入金を国又は地方自治体が保証することを認めた。ところが、現在、この規定の適用範囲は、運用レベルにおいて、すべての団体にまで拡張されている。また、人口密集地域の要件についても、人口変動を勘案した広い解釈の余地を残しており、当該規定は、今日では幅広く適用されているようである。

③ 礼拝用建造物の建設に対する援助

最近よく用いられるのが、礼拝用建造物の一部に文化的、社会的機能を果たす部分が含まれている場合、その部分に補助金を支出することによって、結果的に礼拝用建造物への援助を行う、という手法である。具体的には、建物内に礼拝所と並び博物館や集会所が設置されている場合である。これは、法的には、宗教団体と併存して設立される結社法上の非営利社団に対する補助金支出として説明される。

(4) 補助金禁止原則との関係

これらの助成は、本来、政教分離法第2条が定める補助金支出の禁止の原則に反するものである。しかし、他方で、同法第1条は、「自由な宗教活動を保障する」とも定めている。宗教団体に対する補助金支出、とりわけ礼拝用建造物への補助金支出は、この第1条の宗教的自由を実質的に保障するための手段であると考えられている。したがって、従来、フランス国内に礼拝施設をもたない宗教（福音主義教会、イスラム教、ユダヤ教など）に対して、礼拝施設の建設費用を援助することは、それら信者の宗教的自由を保障するという意味をもつ。

実際、フランスにおいては、福音主義教会の礼拝堂およびイスラム教のモスク建設に対する補助金支出が懸案となっている。フランスが補助金を出さないことは、フランス社会がイスラム教などとの融合を拒否するメッセージを発することを意味するだけでなく、外国からの資金援助に名を借りた介入を招くことにもなる。この問題について、イスラムとの融合を目指すサルコジ内務大臣（当時）は、「緩和されたライセンス」という考え方を打ち出し、モスク建設を含むイスラム教支援のために政教分離法の改正

を提唱していた（ル・モンド紙 2005 年 9 月 20 日）。

また、同年 10 月に発足した内務大臣の諮問機関である「宗教と公権力との関係についての法律問題検討委員会」（座長：J.-P. マシュロン教授・パリ第 5 大学）は、2006 年 9 月の最終報告書において、それらの宗教が新たに礼拝施設を建設することを促進する方向での政教分離法の改正案を提示しており、今後の議論の行方が注目されるところである。

4. 私立学校への補助金

補助金支出の問題が最も争われたのは、私立学校への公的助成である（いわゆる「学校問題」）。フランスにおいて、私立学校の 90%は、カトリック教会が運営している。それゆえ、私立学校への公的助成は、結局のところ、宗教団体に対する助成と同じ効果をもつことになる。このことは、ライシテの原則からは、本来許されないのであるが、しかし、国家と私立学校との関係に関する 1959 年 12 月 31 日法律（いわゆるドゥブレ法）以来、国家は、一定の条件のもとで、私立学校に対して助成できることが認められている。

現在、このドゥブレ法の諸規定は教育法典に編入されているが、それによると、国と私立学校との関係は、その関わり方に応じて、次の 3 つの類型に区分されている。

第一は、私立学校が国と何らの契約も結ばず、完全に自立している場合である。この場合は、私立学校への補助金禁止の原則がそのまま妥当するが、他方で、国の監督も教員資格および公序良俗の要請など最小限度にとどまる（教育法典 L.第 442-2 条＝旧ドゥブレ法第 2 条）*。

*ここに「L.」とあるのは、フランスにおいて、法律（Loi）の部と政府の命令（Règlement）の部とから構成されている法典の場合に、「法律」の条数を示すときに用いられる略号である。

第二は、これとは逆に、私立学校が公教育への完全な統合・編入を求める場合である（同法 L.第 442-4 条＝旧ドゥブレ法第 3 条）。

第三は、国と私立学校とが一定の契約関係によって結びついている場面であるが、これはさらに、その結びつきの度合いによって次の 2 つに分けられる。一つは、緩やかな協力関係を目指す「通常契約」である。この場合、対象となる学校又は学級における教員の給与は、国が負担するが、その一方で、

国は、私立学校に対して教育上・財政上の監督を及ぼすことができる（同法 L.第 442-12 条＝旧ドゥブレ法第 5 条）。もう一つは、密接な協力関係を結ぶ「協同契約」である（同法 L.第 442-5 条＝旧ドゥブレ法第 4 条）。ここでは、契約の対象となる学校又は学級について、教員の人件費を国の負担で賄うとともに、その運営費用についても公教育と同じ条件で国が負担するが、他方で、教育内容は、公教育の諸準則および要綱に従わなければならない。この場合は、私立学校においても、ライシテの原則が妥当することになる。

このように、フランスにおいて私立学校への公的助成は、国との結びつきの有無および程度に応じて認められている。

5. アルザス・モーゼルの特例制度

現在でも公認宗教体制が通用しているアルザス地域圏の低ライン・高ラインの両県、並びにロレーヌ地域圏のモーゼル県の 3 県においては、カトリック、プロテスタント 2 派およびユダヤ教の団体の活動について、公権力は、経済的援助を行わなければならない。具体的には、地方自治体は、司教への給与の支給、住居の提供および費用負担を行わなければならない。さらに、自治体は、公認宗教公施設法人の予算の不足を補わなければならない。

また、礼拝用建造物については、公認宗教公施設法人自身でその維持費用を賄うことができない場合、市町村がその費用を負担するものとされている（地方自治一般法典 L.第 2543-3 条）。

第4節 宗教団体と教育・社会的活動

I 宗教団体の社会的活動

1. 法的枠組み

宗教団体が新聞・雑誌・放送番組などの各種メディアを通じてさまざまな宗教的活動を行うことは、わが国の場合と同様であるが、ここでは、信徒会に代表される宗教団体が宗教活動以外の社会的活動——例えば、慈善事業、書籍販売などの商業活動、教育事業や政治的活動——を行う場合の法制度上の基本的枠組みを概観し、その問題点を検討することにしよう。

これについて最も注意すべき点は、現行法である1905年政教分離法の枠組みの下では、宗教団体はそうした社会的活動を行うことができない、ということである。すなわち、政教分離法によれば、教会財産の受け皿となり、礼拝用建造物の無償使用権を与えられる信徒会は、「宗教の費用、維持及び公の宗教活動をまかなうため」に設立され、「専ら宗教活動」を目的とするものでなければならず（18条・19条1項）、この要件は実務上も厳格に解されている。

2. 現行制度の問題点

そのため、宗教団体が宗教活動以外の社会的活動を行おうとするときは、1901年結社法に基づく非営利団体・普通団体の形態を採らざるをえないことになる。この問題は、とくに宗教活動と文化活動とを厳格に区別しないイスラム教の場合に深刻であって、フランス社会で第二の宗教共同体を形成しながら、政教分離法上の信徒会として運営されているモスクの数は、1割以下にすぎないとも言われる。

そこで、信徒会の活動要件を緩やかなものにするための具体的な提案が行われることになったが、この点については「政教分離法の改正問題」としてすでに取り扱ったので（第2節Ⅲ1「信徒会に対する規制の緩和」参照）、ここでは繰り返さない。

II 施設付司祭制度

1. 概 説

宗教団体の社会的活動を語る上で、いわゆる施設付司祭の制度を欠かすことはできない。ライシテと呼ばれるフランスの政教分離制度についてとくに注意すべきことは、それが単に政教分離だけを強調するだけでなく、できるだけ個人の宗教的自由の確保との調和を図ろうとしている点である。

この意味において、政教分離法の総則的規定が、「施設付司祭の業務に関わり、かつ、リセ、コレージュ、小学校、救援施設、養護施設及び刑事施設等の公施設法人での自由な宗教活動を保障するために供される支出は、予算に計上することができる」（同法 2 条但書）として、いわゆる施設付司祭（aumônier）の制度を認めたのは、ごく自然な選択であった。

この施設付司祭の制度は、公教育施設・公立病院・刑務所・軍隊といった、いわば閉じられた施設・空間で生活せざるをえない人々の自由な礼拝・宗教活動を確保するために、聖職者が役務を提供する仕組みを指しているが、その歴史は古く、しかも、ライシテの一つの構成要素として理解されているのである。

2. 現行制度の運用

もともと、施設付司祭という制度はカトリック起源のものであって、1983年に公布された現行のカトリック教会法典にも、団体付司祭（de cappellanis）に関する詳しい規定が設けられている（第 564 条～第 572 条）。

これによれば、団体付司祭とは、「一定の共同体、又は特定のキリスト信者の集団のため、その司牧の少なくとも一部が、普遍法及び局地法の規定に従って行われるよう恒常の様式で委託されている司祭」（564 条）と位置づけられた上で、「生活の事情により、主任司祭の通常の司牧を受けることができない人びと、すなわち移住者、亡命者、難民、放浪者及び海員のために」、可能な限り任命されるべきことが定められている（568 条）。

けれども、最近では、カトリック教会の場合だけでなく、プロテスタント・ユダヤ教聖職者と並んで、イスラム教聖職者も軍の施設付司祭として任命されており（第 3 節 IV 2 参照）、施設付司祭の制度はその意味で普遍性を獲得したと評することができる。

ここで、刑事施設付祭司（刑事訴訟法典 D.433 条～D.438 条参照）について実例を紹介しておく、1996 年現在、全国の 183 施設で合計 648 人の施設付祭司が職務をおこなっており、これを宗教別に分けると、カトリック 348 人、プロテスタント 210 人、ユダヤ教 62 人、イスラム教 23 人、仏教 2 人、東方正教会 3 人となっているという（1996 年 5 月 16 日付けの司法大臣答弁書による）。

III 宗教団体と教育活動

1. 私学教育の担い手

すでに述べたように、公教育のライセンスに向けた政策プログラムは、第三共和制下の共和主義諸立法によって展開されてきた（第 1 節 II 3 参照）。このことは、初等・中等教育の宗教的中立性に対する公権力と国民の高い関心を説明してくれるが、先に紹介した 2004 年の宗教スカーフ禁止法が、「公立の学校、コレッジ及びリセにおいては、生徒が宗教上の所属を誇示する標章又は服装を着用することを禁止する」（同法 1 条。教育法典 L.141-5-1 条参照）と定めたことの意味も、その文脈で理解されよう。

このようにライセンスの原理が働く公教育の場合とは異なり、私立学校が宗教教育を任意に行うことができるのは当然である（教育法典 L.141-3 条 2 項参照）。しかも、私立学校の 9 割は、カトリック教会の運営にかかる学校で占められている。そのため、私立学校に対する公的な補助金の支出は、カトリック教会に対する補助と同じ効果をもつことになり、これが「学校問題」として議論になるのである。

これに対する一定の解決策は、先に言及したように（第 3 節 IV 4 参照）、1959 年ドゥブレ法が設けた国と私立学校との契約関係——両者の結び付きの度合いによって「協同契約」と「通常契約」に分かれる——という形で用意されている（教育法典 L.442-1 条・L.442-5 条・L.442-12 条参照）。

2. 宗教教育への寄与

(1) 公立学校と宗教教育

その一方で、第三共和制以来の教育関係法規は、公教育の場から一切の宗教教育を締め出そうとしているわけではない。このことは、教育法典に

編入された以下の諸規定をみると明らかであるが、政教分離の原則という
と、しばしばそのように誤解される傾向が見られるだけに、十分に注意を
払う必要がある。

L.第 141-2 条〔旧ダブル法 3 条 1 項・3 項〕 国は、憲法所定の諸原理に従い、
公立学校の青少年に対し、そのすべての信条を平等に尊重し、それぞれの適性に
応じた教育を受けられることを保障する。

②国は、公立学校の生徒に対し、礼拝及び宗教教育の自由を保障するために有用
なあらゆる措置を講ずる。

L.第 141-3 条〔旧 1882 年 3 月 28 日法 2 条〕 公立の初等学校は、親が望むとき
は、その子どもに学校施設外で宗教教育を施すことができるように、日曜日のほか
週 1 日を休校とする。〔第 2 項省略〕

L.第 141-4 条〔旧政教分離法 30 条〕 宗教教育は、公立学校に在籍する子供に
対しては、授業時間外にしか行うことができない。

このように、国家と教会との分離を原理とする政教分離制度といつて
も、フランスのそれは、礼拝・宗教教育の自由に対しても一定の周到な配
慮を示しているのである。そして、これと密接な関係を有しているのが先
に紹介した施設付司祭の制度であって、この制度は以下にみるように国公
立の学校でも設けられる。

(2) 公立学校付司祭

公立の中等教育学校における施設付司祭——初等学校には設置されな
い (R.141-1 条) ——については、1960 年の二つの命令、すなわち、「公
教育における宗教教育及び施設付司祭に関するデクレ」及び同名の国民教
育省令に詳しい規定が設けられていたが、現在、前者は教育法典に編入さ
れている。その概要は以下の通りであって、ここにも宗教団体の役割をみ
ることができよう。なお、学校付司祭となりうる資格は、聖職者、つまり
カトリックの司祭、プロテスタントの牧師、ユダヤ教のラビに限られるわ
けではなく、非聖職者である信徒もその職務を行うことができる、と解さ
れている。

R.第 141-2 条〔寄宿舎付公立学校〕 寄宿舎を備えた公立の教育施設においては、
施設付司祭は、生徒の親の求めに応じて設ける。

R.第 141-3 条〔宗教教育の実施者〕 R.第 141-2 条に定める宗教教育は、教育施

設内で、施設付司祭及び他の宗教教師が行う。

R.第 141-4 条〔中等学校の宗教教育〕 寄宿生を受け入れておらず、かつ施設付司祭を設けていないリセ、コレージュ及びすべての公立の中等教育施設は、生徒の親の求めに応じて、施設付司祭を設けることができる。この決定は、国民教育担当大臣のアレテで定める要件及び手続に従い、学区長が行う。

② 生徒の安全又は健康上の理由があるときは、学区長は、学校長の意見を聴いた後に、施設付司祭が教育施設内で宗教教育を行うことを認めることができる。

R.第 141-5 条〔宗教教育の実施時間〕 R.第 141-2 条、R.第 141-3 条及び R.第 141-4 条に定める場合において、宗教教育は、学校長が定める時刻表に従い、授業の時間割以外の時間に、施設付司祭が行う。

R.第 141-6 条〔施設付司祭の推薦等〕 施設付司祭は、それぞれの関係機関が提案し、学区長の同意を得るものとする。

② 学区長は、宗教教育の時間数又は時間配分上必要なときは、施設付司祭が補助者の補佐を受けることを許可することができる。

R.第 141-7 条〔経費〕 施設付司祭の経費は、教会と国家との分離に関する 1905 年 12 月 9 日法律第 2 条の諸規定が適用される場合を除き、家族の負担とする。

この最後の点に付け加えると、学校付司祭が公的報酬を受けることはほとんどなく、カトリックの司祭については「司教区会」が、カトリック以外の場合には「信徒会」がそれぞれ支払者となる。但し、この場合、実際に経費を負担する父母の団体の代表が参加するものとされている。

【参考文献】

- 池田賢市「フランスの公教育と宗教」江原武一編『世界の公教育と宗教』（東信堂、2003年）150-165頁
- 大石 眞『憲法と宗教制度』（有斐閣、1996年）
- 同「結社の自由の限界問題—立憲民主制の自己防衛か自己破壊か」『京都大学法学部百周年記念論文集 第2巻』（有斐閣、1999年）175-203頁
- 同「フランスの団体法制と結社の自由」佐藤幸治他編『現代社会における国家と法』（成文堂、2007年）505-530頁
- 小泉洋一『政教分離と宗教的自由』（法律文化社、1998年）
- 同『政教分離の法—フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』（法律文化社、2005年）
- 同「ライシテをめぐるフランスの政治と法」宗教法 26号（2007年）95-122頁
- フランシス・メスネル（井上武史訳）「フランスにおける国家と宗教」比較憲法学会編『信教の自由をめぐる国家と宗教共同体』（政光プリプラン、2006年）171-185頁
- 日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典』（有斐閣、1992年）
- 尾崎 護『G7の税制』（ダイヤモンド社、1993年）
- Brigitte Basdevant-Gaudemet, *Staat und Kirche in Frankreich* : in : G.Robbers(hrsg.), *Staat und Kirche in der Europäischen Union*, 2.Aufl., 2005（同年の英語版もある）
- X. Delsol=A. Garay=E. Tawil, *Droit des cultes*, Juris associations, 2005
- J. Dufaux et al., *Liberté religieuse et régimes des cultes en droit français*, nouv.éd., Cerf, 2005
- J.P.Machelon, *Les relations des cultes avec les pouvoirs publics*, La documentation française, 2006
- Conseil d'État, *Réflexions sur laïcité; Rapport public 2004*, La documentation française, 2004

- F. Messener (dir.), *Traité de droit français des religions*, Litec, 2003
- Journaux officiels, *Cultes et associations culturelles congrégations et collectivités religieuses*, JO, 2005
- J. Robert, *La fin de la laïcité ?*, Odile Jacob, 2004
- B. Stasi (dir.), *Laïcité et République : Rapport au Président de la République*, La documentation française, 2004
- J.-M. Swerry, *Aumôneries catholiques dans l'enseignement public*, Cerf, 1995
- Yves Charles Zarka(dir.), *Faut-il réviser la loi de 1905 ?*, PUF, 2005
- E. Alfandari (dir.), *Associations*, Dalloz Action, 2000
- Journaux officiels, *Guide des associations*, La documentation française, 2006
- Bernard Lefils, *Fiscalité des associations*, Litec, 2007
- P. Macqueron (dir.), *Associations, fondations, congrégations 2006-2007*, Francis Lefebvre, 2006
- P. Beltrame, *La fiscalité en France*, 9^e éd., Hachette, 2003
- C.-A. Colliard, *Libertés publiques*, 8^e éd., Dalloz, 2005
- H.Oberdoff=J.Robert, *Libertés fondamentales et droits de l'homme*, 7^e éd., Montchrestien, 2007
- J. Rivero=H. Moutouh, *Libertés publiques*, t. 2, 7^e éd., PUF, 2003
- D. Turpin, *Libertés publiques et droits fondamentaux*, Seuil, 2004

イ タ リ ア

第1節 政教関係の概要

I イタリアにおける政教関係の特殊性

1. 聖座

公式の統計は存在しないが、国民の圧倒的多数（憲法裁判所 1958 年判決第 79 号の表現を借用すると「国民のほとんどすべて」）がカトリックに帰依するイタリアにおける政教関係を考察するに際しては、全世界のカトリック教会の中央統治機関である聖座（La Santa Sede）が、その首都ローマに存在するという特殊性に留意しなければならない。

カトリック新教会法典第 361 条によれば、聖座又は使徒座とは、ローマ教皇のみならず、ローマ教皇の聖務を補佐する教皇庁の諸機関をも意味する。したがって、聖座なる語が使用される場合には、狭義には、教皇の聖務の場を、広義には、教皇を補佐する国務省、教会外務評議会、諸省、裁判所等の教皇庁の諸機関を指していることになる。

2. 聖座とイタリアの関係

現在、聖座とイタリア国家の関係は、1929 年のラテラノ条約により規律されている。第 2 条によれば、「聖座がその伝統と世界における使命の必要に従い、その性質上当然の属性として国際社会において主権を有することを」イタリアは承認している。そして、聖座の国際法主体性を物的に保障するために、「イタリアは、現在の形のまま、あらゆる附属設備及び資産とともに、バチカンに対する完全な所有権並びに排他的で絶対的な権限及び主権的な裁治権を聖座が有することを承認」し、「これにより、この条約に定める特別な目的のため、この条約に定める方法でバチカン市国を創設する」ことになった（第 3 条）。

II 歴史的概観

1. 「ローマ問題」

歴史的にみると、聖座とイタリア国家の関係が問題となったのは、1870 年 9 月 20 日にイタリア王国がローマを併合して以来であり、それまでは、

千年以上の歴史を誇る教皇国が存在し、教皇は靈的権力のみならず、世俗の権力をも有していた。教皇国の崩壊は、世俗の権力を喪失した教皇に靈的権力を従前と同様に行使せしめることをいかにして確保するかという困難な問題を提起することになった。これが、いわゆる「ローマ問題」というものの本質である。

イタリア王国は、教会の意向にかかわらず、一方的に特別の法律を制定することによって、この問題を解決しようとした。すなわち、1871年5月13日の「教皇と聖座の特権、及び国家と教会の関係に関する法律」（いわゆる教皇保障法）であり、教皇は特別の主権者とされ、独自の衛兵を保持する権利が承認された（第3条）。さらに、国の予算による聖座の経費の負担、宮殿・別荘の維持も確約されており（第4条、第5条）、教皇は領土特権を喪失したものの全世界のカトリック信者に対して靈権を自由に行使しうることが保障された。

しかしながら、聖座は、この法律を国家の一方的行為として受け入れず、「ローマ問題」は未だ解決されていないとして無視したのである。聖座がかかる対応をとらざるをえなかったのは、当時のイタリア国家の自由主義的教会政策への反発もあったものと思われる。すなわち、イタリア王国憲章第1条によれば、カトリック教は国の唯一の宗教とされていたにもかかわらず、政権を掌握していた自由主義的政治家は、その理念に忠実であるためにも、又近代資本主義の発展の基礎を構築するためにも教会の財産を没収するなどの反カトリック政策を遂行してきたからである。

2. ラテラノ協定 (Patti lateranensi)

「ローマ問題」が決着をみたのは、ファシズム体制下の1929年2月11日にラテラノ協定が締結されることによってであった。この協定は、「聖座とイタリアとの間の条約 (Trattato)」、「財務協定」、「聖座とイタリアとの間の協約 (Concordato)」から成っている。

条約締結の意味するところは、第26条が雄弁に物語っている。まず、①本条約の締結により、「ローマ問題」に関する最終的かつ確定的な和解と解決がなされたことが宣言され、聖座が、サヴォイア家の王朝の下にイタリア国家の首都ローマを有するイタリア王国を承認したことにある。次に、②教

皇の主権の下でのバチカン市国がイタリア側により承認された。その結果、③1871年5月13日の教皇保障法は廃止されることになった。そして、第1条は、カトリック教が国の唯一の宗教であるという原則を再確認している。

協約は、イタリアにおける教会と国家の関係を規律するものであるが、第1条で、カトリック教会による霊的権力の自由な行使、礼拝及び教会裁治権の自由かつ公の行使が保障された。さらに、第34条では、教会法上の婚姻に国法上の効力が承認され、第36条では、カトリックの伝統によるキリスト教教理の教育が公教育の基礎であり完成であるとされ、公立の初等教育でなされている宗教教育が、聖座と国家との合意に基づくカリキュラムにより、中等教育においても行われることになった。

財務協定は、過去におけるイタリア国家によるカトリック教会の財産没収に対する補償を定めたものである。

このラテラノ協定により、カトリック教会は、イタリア王国史上初めて優越的地位を公式に獲得することになった。

3. カトリック以外の宗派

カトリック以外の宗派については、王国憲章第1条が法律に従って認容されると定めていたことをうけて、1929年6月24日法律第1159号「国家において認容された宗派の活動及びその祭司が主宰する結婚式に関する規定」（いわゆる認容宗派法）が制定された。

同法により、カトリック教と異なる宗派は、公序良俗に反する教義を信奉せず、かつそのような儀式を行わない限り、王国内で認容され、その活動は、公開の場においても、自由であるとされた（第1条）。そして、この宗派の設立する団体は、司法大臣が提案し、内務大臣が同意し、國務院及び内閣の意見を聴取した勅令により、法人になることができる（第2条）。そして、その祭司の前でなされた婚姻は、挙式の日から市民権登録係員の前で举行された婚姻と同一の効力を有することになっている（第7条）。すなわち各宗派の宗教婚に国法上の効力が承認された。

このように認容宗派法は、カトリック以外の宗派に一定の宗教活動の自由を認めたが、他方では、これに国家統制を及ぼすことをも目指していた。同法第3条は、国の宗教以外の宗派の祭司の叙任は、司法大臣に通知し、承認

を受けなければならないと定めていたからである。

さらに、同法施行令（1930年2月28日勅令第289号）には、次のような規定がある。第1条によると、認容宗派が礼拝堂を開設するためには、各宗派の祭司が、礼拝堂が多数の信者の具体的な宗教上の必要を満たすために必要であり、管理費用を維持するのに十分な資力を備えているということを証明しうる文書を付して、司法大臣に申請して、許可を受けなければならないことになっている。また、第2条によると、認容宗派の信者は、宗教儀式その他の礼拝行為を行うため、公の集会を行うことができるが、その集会は、各宗派の祭司が主宰し又は許可したものでなければならないことになっている。より一層強力な規制としては、認容宗派の設立する団体を政府の監視と保護に服せしめる第13条、この政府の監視として、団体に対する立入り検査権を付与する第14条などが挙げられよう。

なお、ユダヤ教徒に対しては、その特性に鑑み、次のような特別な制度が採用された。1930年10月30日勅令第1731号によれば、律法とユダヤの伝統に則して、イスラエル人の宗教的需要を充足させることに配慮するイスラエル共同体が設立され、これには法人格が付与された（第1条）。この共同体には、当該地域に居住するすべてのイスラエル人が法上当然に帰属することになった（第4条）。共同体の運営には、選挙で選出された委員からなる評議会があたり（第6条、第7条）、構成員の義務とされた宗教税（第24条）の税率は評議会が決定することになっている（第25条）。

III イタリア共和国憲法における政教関係

1. 憲法の規定

まず、1948年に施行されたイタリア共和国憲法における政教関係に関する規定（第7条、第8条、第20条）を見ておくことにしよう。

第7条 国家とカトリック教会は、各自その固有の秩序において、独立かつ最高である。

② 両者の関係はラテラノ協定により規律される。この協定の改正が両当事者により承認される場合には、憲法改正の手續を必要としない。

第8条 すべての宗派は法律の前に等しく自由である。

② カトリック以外の宗派は、イタリアの法秩序に反しない限り、自己の規約により団体を組織する権利を有する。

③ カトリック以外の宗派と国家との関係は、双方の代表者との取極に基づき、法律により規律される。

第 20 条 社団又はその他の団体で、その性格が教会的であり、その目的が宗教的又は祭祀的であることは、その設立、権利能力、及び各行動形態に対して、特別の立法上の制限や特別の租税上の負担を課す原因となるものではない。

このように、カトリック教会との関係は第 7 条で、カトリック以外の宗派との関係は第 8 条 2 項及び 3 項で定められており、政教関係をカトリック教会とカトリック以外の宗派を区別して規律するという従前のシステムは、共和国憲法においても維持されている。ただし、第 8 条 1 項により、両者は等しく自由であるとされた。カトリック教会又はカトリック以外の宗派の設立する団体に関する規定が第 20 条である。

以下、それぞれの規定の意味をみていくことにしよう。

2. カトリック教会との関係

第 7 条 1 項は、カトリック教会が国家の法秩序とは異なる独自の始源的法秩序をなしているという原則を確認する規定であるといえよう。したがって、カトリック教会が独立かつ最高であるという文言は、カトリック教会に対する単なる「政治的美称 (un omaggio politico) ではない。国家がカトリック教会のかかる性格を憲法典において明示に承認したということは、次のような帰結をもたらす。国家が、総体としての教会を国家に服従する秩序とみなして取り扱う行為のすべては、本条項に反する。カトリック教会の頂点に位置する聖座は国際法主体性を有しているので、両者の関係は、国際法主体間関係とみなすべきである。

第 7 条 2 項においては、ファシズム体制下において成立した 1929 年のラテラノ協定が引き続き効力を有するとされているために、その成立をめぐって制憲議会において激しい議論が関わされることになったが、「宗教的平和」を維持する必要から承認されることになった。

その意味するところについては、諸説がある。まず、本条項により、ラテラノ協定は「憲法規範化」されたという説が登場した。憲法はラテラノ協定の規定を受け入れることにより、それに憲法規範と同等の効力を付与したという。しかしながら、この説は本条項の文言に適合しないので、次に、「協約原理」説が主張されることになった。これによると、国家と教会の関係は協約によって規律されなければならない、現在ではそれがラテラノ協定という国際法上の合意によっているという。これに対し、本条項は、国家と教会の関係の憲法施行時における現状（status quo）の維持を憲法次元で保障するものであるという「協定原理」説も主張されている。その狙いは、「宗教的平和」のために、協定に反対する政治勢力の動きを封じることにある。さらに、聖座との合意による協定の改正がなされた場合には、憲法改正を避けることをも目的にしている。

本条項の文言に照らし、さらに制憲議会における審議をも踏まえるとこの最後の説に分がありそうである。この説によると、ラテラノ協定の施行法律は立法府の意思のみによっては改正されないという特別の効力を有しているということになる。この点で通常法律よりは上位にあり、法源としても憲法及び憲法的法律と通常法律の中間に位置している。

3. カトリック以外の宗派

第8条2項は、カトリック以外の宗派につき、＜イタリアの法秩序に反しない限り＞、という限定を付して、自己の規約により団体を組織する権利を認めている。カトリック教会に関する第7条1項の規定とは明らかに異なっている。そうすると、まず、①カトリック以外の宗派は始源的法秩序ではなく、国家に服従し、国家から派生する法秩序なのかということが問題となる。次に、②宗派の規約がイタリアの法秩序へ適合することを求めているのは、1929年の認容宗派法第1条が、宗派の教義と儀式が公序良俗に反してはならないと定めていたのと同様の意味を有するのかが問われる。

①については、次のように解する説が有力である。カトリック教会の有する長い歴史を背景にイタリアの法秩序により承認されてきた公知の組織構造を踏まえて第7条1項が成立した。これに対し、カトリック以外の宗派は、その数が多く、既存の公知のものもあれば、そうでないものもあり、又今後

形成されるものもあるので、第8条2項は、かかる宗派の承認の要件を定めたのである。両者は、信者の数という次元では著しく異なるが、その宗派という本質においては同一である。したがって、カトリック以外の宗派も始源的法秩序であるとみなされる。

②については、その宗派の規約がイタリア国法上の組織規範に照らして変則的なもの一例えば、組織の機関及び代表権に関する規定が欠如している一である場合には、始源的法秩序として承認されないことを定めたものであり、したがって、1929年の認容宗派法第1条の規定とは意味が異なると解されている。

第8条3項によれば、カトリック以外の宗派と国家との関係は、双方の代表者との取極に基づき、法律により規律されることになっている。カトリック以外の宗派もカトリック教会と同様に始源的法秩序であるとすれば、本条項は第7条2項と類比した規定ということになるであろう。したがって、立法府が、カトリック以外の宗派との関係を法律で規律しようとする場合には、少数宗派に付与された憲法的保障を遵守して、取極の内容を法律に変形する義務を負う。

国家の側での取極締結の権限は政府に属する。内閣府に次官が主宰する委員会が設置され、ここで少数宗派の要求する取極案の実務的技術的検討がなされ、次官と当該宗派の代表との交渉が終結し、取極案の署名がなされると、これが報告とともに内閣総理大臣に送られる。そして、1988年8月23日法律第400号「政府活動と内閣府の組織に関する規律」第2条3項1号に従い閣議に付され、取極の承認法律案の議会への提出が決定されることになる。

4. 宗派の自由の平等

第8条1項は、すべての宗派は法律の前に等しく自由である、と定めている。「すべての」というのであるから、カトリック以外の宗派のみではなくカトリック教会も含むことになる。したがって、本条項はカトリック教会に関する第7条とカトリック以外の宗派に関する第8条2項と3項を連結する規定であるといえよう。ただし、注意しなければならないのは、すべての宗派の取扱いの平等ではなく、すべての宗派の自由の享受が平等であるとされていることである。いかなる宗派も、自派こそが真理を専有しているとみな

しているのであるから、他の宗派と同等であるということを承認しないであろう、という考慮に基づいて起草されたといわれている。

5. 宗教団体の差別の禁止

第 20 条は、宗教団体に対して、その設立、権利能力、及び各行動形態に対して、特別の立法上の制限や特別の租税上の負担を課してはならないと規定している。これは、いうまでもなく、宗教団体以外の団体との差別を禁ずるものである。1800 年代のイタリア王国において、カトリック教会系の法人の法人格が剥奪されたり、その財産を没収されたり、特別の高率の課税がなされたというのが、その歴史的背景をなしている。そして、すべての宗派の活動の自由を結社の側面から保障し、憲法による宗教的社会現象の保護を全うしようとするものである。

本条の主体となる宗教団体に関して、教会的性格 (*carattere ecclesiastico*) と宗教的又は祭祀的目的 (*fine di religione o di culto*) の 2 つが挙げられている。この点に関して、前者はカトリック教会系の団体を、後者はカトリック教会以外の宗派の系統の団体を指しているという理解もある。確かに、伝統的には <*ecclesiastico*> という用語はカトリック教会系の団体に使用されてきたが、今日では、非カトリックの宗派の団体にも使用されるようになっている (たとえば、1984 年 8 月 11 日法律第 449 号第 12 条ではワルド一派の団体にも使用されている) ので、この理解は支持を失っている。新しい説においては、教会的というのは、団体の性格を、宗教的又は祭祀的というのは、団体の活動目的に関わるものと理解されている。そして、当該団体が国法上の法人格を取得するに際しては、この目的を有していることが不可欠の要件となっている。

IV 協約の改正

さて、憲法規範レベルにおける政教関係は以上のとおりであるが、第 7 条 2 項が国家とカトリック教会の関係につき引き続きラテラノ協定により規律されることを承認したこともあって、共和国憲法施行後においても実際にはファシズム体制下のシステムが維持されていた。変化が生じたのは、憲法施行後 4 半世紀たって、1984 年 2 月 18 日に協約改正の合意 (ヴィッラ・マダーマ協約)

がなされてからであった。

この合意において注目されるのは、かねてから共和国憲法との整合性が問題とされていたカトリック教がイタリア国家の唯一の宗教であるという原則が追加議定書において否定されたことである。これにより、共和国憲法の諸規定に基づいて政教関係を規律する道が切り開かれることになった。同年には、ワルドー派との間で第8条3項に基づく取極が締結され、承認法律が可決された。これが最初の取極の締結例である。

現在、それ以外に5つの宗派との取極が法律により承認され、2つの宗派が取極後の法律による承認待ちの状況にあり、4つの宗派が取極締結の交渉中である。

【資料】

イタリア政府との取極が法律で承認された宗派

- 1 ワルドー派
- 2 セブンスデー・アドベンチスト教会
- 3 神の集会
- 4 ユダヤ教連合
- 5 福音主義バプチスト連合
- 6 福音主義ルター派教会

イタリア政府との取極の法律による承認待ちの宗派

- 1 イタリア仏教徒連合
- 2 エホバの証人

イタリア政府と取極締結交渉中の宗派

- 1 末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）
- 2 イタリアの使徒教会
- 3 南部ヨーロッパ管区イタリアの正教会
- 4 イタリア・ヒンズー教徒連合

第2節 宗教団体制

I 法源

1. 政教協約・取極及びその施行法令

憲法第7条は、カトリック教会と国家との関係をラテラノ協定により規律する旨を定めている。したがって、カトリックの教会法人に対する国家法上の法人格の承認の問題も、ラテラノ協定により規律されることとなり、現在では、この問題は、ラテラノ協定中のラテラノ協約を改正したヴィッラ・マダーマ協約に従って規律がなされている。もっとも、この協約自体が法人制度について定めているわけではない。しかし、その規定に基づき法人制度の詳細に関する議定書が締結され、その内容は、「イタリアにおける教会法人及び教会財産並びに教区で奉仕するカトリック聖職者の扶持に関する諸規定」（1985年5月20日法律第222号。以下、「1985年法律」と略す。）として、国家法上の効力を与えられている。1985年法律を施行するうえで必要な詳細についてはさらに、「イタリアにおける教会法人及び教会財産並びに教区で奉仕するカトリック聖職者の扶持に関する諸規定に係る1985年5月20日法律第222号の施行規則」（1987年2月13日共和国大統領令第33号で承認。以下、「1985年法律施行規則」と略す。）が制定されている。

カトリック以外の宗派のうち、憲法第8条3項により国家との間で取極を結ぶに至った宗派（以下、「取極宗派」という。）の教会法人に対する国家法上の法人格の承認の問題も、それぞれの取極の中で定められる。これらの取極の内容は、これを同一内容で繰り返す承認法律を国家が制定することにより国家法上の効力を与えられている。

2. 認容宗派法

カトリック以外の宗派のうち、国家との間で取極を結ぶに至っていない宗派については、1929年6月24日法律第1159号（認容宗派法）によって法人格を取得する方法がある。同法はファシズム時代に制定された法律であり、戦後憲法裁判所によって違憲と宣言された部分もあることから、2002年にこれに代わる法律として「宗教的自由及び認容宗派に係る立法の廃止に

関する法律案」が代議院に提出されているが、未だ新法は成立するに至っていない。そのため、認容宗派法は、違憲と宣言された部分を除き、今日なお認容宗派にとっては法人制度の法源としての意味を有する。

3. 民法典

1942年3月16日の民法典は、宗教法人制度においても、2つの意味で法源となる。第一に、民法典は、これまで掲げた法令の中で準用されることがあり、また、法人制度についての一般法として認容宗派の規律に関し補充的に適用される。

第二に、民法典は、一般的な非営利社団制度として承認社団 (*associazione riconosciuta*) と非承認社団 (*associazione non riconosciuta*) の制度を定めている。国家と取極めを結ぶに至っていない団体のうち、認容宗派法による認容宗派としても認められていないものは、これらの制度を利用するという可能性が開かれており、この意味で、民法典は、「宗教法人」制度の法源となる。

なお、民法典による承認社団制度は、近時、行政手続の簡素化を進める1997年3月15日法律第59号に基づく、「私法人の認可手続並びに設立文書及び定款の変更の承認手続の簡素化に関する規則」（2000年2月10日共和国大統領令第361号）により、大幅に改正されている。

II 法人格の承認

1. 「古来の身分占有」による承認

(1) 総説

「古来の身分占有 (*antico possesso di stato*)」による法人とは、思い出せないほど昔から法人として認められてきたことを理由として法人格を承認されている法人をいう。通常、イタリア国家の成立以前に法人格を承認され、その後もイタリア国家によって法人格を奪われなかった法人がこれに含まれるとされる。そのような法人としては、カトリック教会にかかわるものと、ワルド一派にかかわるものが存在する。

(2) カトリック教会にかかわるもの

まず、カトリック教会にかかわるものとして、聖座及び教会財産破壊法

律によって廃止されなかった教会法人は、「古来の身分占有」による法人であるとされる。

聖座は、「その性質上当然の属性として国際社会において主権を有する」（ラテラノ条約第 2 条）法主体であるが、イタリア私法上も法人として取り扱われる。聖座は、1870 年に教皇領を喪失する以前から法人格を有していたのであって、国家は、その後も聖座の法人格を否定したことはなかった（1871 年の教皇保障法第 4 条および 1929 年のラテラノ協約第 29 条 a 号参照）。ただ、聖座が私法上も法人として取り扱われるといっても、カトリックの教会法人を一般的に規律する 1985 年法律の適用は除外され（1984 年 11 月 15 日議定書第 2 条）、したがって、法人登記簿への登記も要しないものとされている。

「教会財産破壊法律によって廃止されなかった教会法人」とは、1866 年 7 月 7 日国王代行命令第 3036 号および 1867 年 8 月 15 日法律第 3848 号による廃止を免れた教会法人であり、具体的には、祭式者会や神学校などを指すが、この点、ヴィラ・マダーマ協約第 7 条 2 項は、「イタリア共和国は、…… 宗教又は礼拝を目的とする教会法人であって、イタリアに住所を有しかつ教会法に従って設立又は承認されたものの法的能力を引き続き承認する。」（傍点筆者）ものと定め、このことは、1985 年法律第 4 条でも確認されている。

(3) ワルドー派にかかわるもの

ワルドー派については、ワルドー派という宗派それ自体および「ワルドー派の谷の諸教会の 15 人の聖職者（Concistorio）」が「古来の身分占有」によって法人格を承認された法人であるとされており、このことは、「国家とワルドー派との間の関係を規律するための規範」（1984 年 8 月 11 日法律第 449 号）第 12 条でも確認されている。

2. 立法行為による法人格の承認

(1) 総説

ここで立法行為による法人格の付与とは、なんらかの行政の行為を媒介することなく、法律または独立命令それ自体によって特定の団体に法人格を付与する場合をいう。そのような宗教法人として、カトリックのイタリ

ア司教協議会、ユダヤ教の各共同体およびユダヤ教共同体連合、セブンスデー・アドベンチスト教会、福音主義ルター派の各共同体・教会がある。

(2) カトリック教会にかかわるもの

司教協議会は、各国におけるカトリック教会の組織の中で聖座に次ぐ重要性を有する機関であるが、その歴史は比較的新しい。これが一般的に各国の教会組織の中で置かれるようになったのは、1965年10月28日の「教会における司教の司牧任務に関する教令」以後のことであると言われ、さらに、教会法典で規律されるようになったのは、1983年の教会法典が定められてからのことである。

したがって、イタリア司教協議会が国家法上の法人格を取得したのも、それ以後のことであって、イタリア司教協議会は、「この法律の施行により、教会法人として国法上の法人格を取得する」と定める1985年法律第13条により、同年6月3日に法人格が承認された。

(3) カトリック以外の宗派にかかわるもの

ユダヤ教の各共同体およびユダヤ教共同体連合については、すでに戦前に「イスラエル共同体及びイスラエル共同体連合に関する規範」（1930年10月30日勅令第1731号）が制定され、同勅令第1条は、イスラエル共同体が「律法及びユダヤの伝統に従いイスラエル人の宗教上の必要を充たすのに必要な活動を行う法人である」と定め、第35条は、それらの共同体により義務的に組織されるイスラエル共同体連合が「法人である」と定めていた。

ただ、この勅令によってイスラエル共同体及びその連合に与えられた法人の地位は、公法人としての地位であった。その後、ユダヤ教は国家と取極を結んだ宗派となり、その取極の承認法律（1989年3月8日法律第101号）第34条によって1930年勅令第1731号は廃止され、イスラエル共同体及びその連合の公法人としての地位も廃止された。しかし、イタリア法上の法人格の承認の問題について、同法は、従前の各共同体および共同体連合が「現に有する法人格を維持」するものと定めている（第18条3項および第19条1項）。

このほか、セブンスデー・アドベンチスト連合との取極に係る1988年11月22日法律第516号第19条（セブンスデー・アドベンチスト・キリ

スト教会イタリア連合およびアドベンチスト聖書文化機構) および、福音主義ルター派教会との取極に係る 1995 年 11 月 29 日法律第 520 号第 17 条(各地の福音主義ルター派共同体) も、それぞれの宗派の団体について法人格を承認する旨を定めている。

3. 許可主義に基づく行政命令による法人格の承認

(1) 認容宗派法

認容宗派法第 2 条は、カトリック教会以外の宗派の団体に関し、命令によって法人格を付与することができる旨を定めている。認容宗派の承認申請は、内務大臣に宛てた申請書を県知事の下に置かれている宗務課(ufficio di culto) に提出することによって行われる(認容宗派法施行令(1930 年 2 月 28 日勅令第 289 号) 第 10 条 1 項および 2 項)。内務大臣が当該団体に対し認容宗派として法人格を承認すべきと判断した場合には、内務大臣令によって法人格が承認される。

ある団体が認容宗派として法人格を承認されるためには、①目的を達成するために十分な財産を有すること、②当該団体が公益性を有することという私法人の一般的な承認要件を充たしていることに加え、③当該団体が宗教活動を目的として設立された「宗派」であることが必要である。これらの要件を充たしているかどうかの判断には必ずしも客観的な基準が存在しないため、これを審査する内務大臣は広い裁量を有することになる。

ただ、認容宗派としての承認を受ける団体の側からすれば、これらの要件のうち、③の要件の審査は、当該団体が宗教的な性格を有することを国家によって認定されるという意味合いを有する。すでに述べたように、認容宗派法は、ファシズム時代に制定された法律であって、認容宗派を政府の監視と保護に服せしめるという統制的な色合いの強い法律であるが、それにもかかわらず、今日なお認容宗派の承認を求めようとする団体が存在するのは、税制上の優遇措置に加え、団体の宗教的性格の認定が、将来憲法第 8 条 3 項に従い国家との間で取極を締結するための事実上の前提となるからである。

(2) 民法上の承認社団

民法典旧第 12 条は、「社団、財団その他私的性格を有する団体」に対し、

共和国大統領令で法人格を付与する旨を定めていた。それゆえ、宗教活動を目的とする団体であると自認していても、これを国家によって認定されていない団体は、理論上、民法典のこの規定に従って、承認社団として法人格を取得するという方法がありえた。しかし、民法典旧第 12 条の規定は、わが国の民法旧第 34 条と同じく法人設立の許可主義によるもので、ある団体が承認社団として法人格を承認されるためには、当該団体の設立文書および定款が法律に適合しているというだけでなく、①目的を達成するために十分な財産を有すること、②当該団体が公益性を有することという要件を充たしていることが必要であった。したがって、民法典のこの規定に従って法人格を承認された「宗教団体」はほとんどなかったと言われる。

なお、今日、承認社団の設立は、2000 年 2 月 10 日共和国大統領令第 361 号により大きく改められているが、この点については、次項で述べる。

4. 認証主義に基づく行政命令による法人格の承認

(1) カトリック教会にかかわるもの

イ) 要件

カトリックの教会法人について、1985 年法律第 1 条は、国家法上法人格を承認するためには、①「教会官庁が組織し、承認した団体」であること、②「イタリアに住所を有」すること、③「宗教又は礼拝の目的を有する」ことが必要であると定めている。これらの要件のうち、①および②の要件は形式的要件であって、その判断に裁量の余地はないといえよう。③の要件の判断には裁量の余地がありうるが、少なくとも「カトリック教会の階層組織の一部をなす団体、修道会及び神学校は、宗教又は礼拝の目的を有するものとみなす」こととされている（同法第 2 条 1 項）。

さらに、一般に、私法人の承認要件として、④目的を達成するために十分な財産を有すること、⑤当該団体が公益性を有することが必要であるといわれるが、⑤の要件については、憲法第 7 条、第 8 条および第 19 条から、国家は教会法人について公益性の有無を審査することができないと理解されており、④の要件についても、国家がこれを審査すること

ができるのは、財団の法人格承認の場合に限られ、それゆえ教会堂（1985年法律第11条）および礼拝財団（第12条）の承認が問題となる場面に限られると理解されている。

ロ) 認可手続

この法人格付与の認可申請は、「教会法に従い当該団体を代表する者」が「教会官庁の事前の同意を得」て、または「教会官庁」自身が行うべきものとされる（1985年法律第3条）。この申請書には、「当該団体の名称、性質および目的、住所並びにその代表者」を記載し、「当該団体を設立又は承認する教会法上の処分」の原本又は謄本、「当該団体の目的及びその構造に関する定款規範」並びに承認要件を充たすことを示すのに有用な書類を添付しなければならない、さらに、教会官庁の同意書が添付されなければならない（1985年法律施行規則第2条）。

申請の宛先は内務大臣であるが、申請書は、直接には当該団体が存する県の県庁に提出される（同施行規則第2条1項）。申請書を受理した県知事は、必要な場合には当該団体、教会官庁または行政機関から判断資料を集めるなどして申請の予備審査を行い、自己の意見を付して一件書類を内務大臣に送付する（同施行規則第4条）。内務大臣は、所定の要件が充たされていると判断するときは、法人格を承認する内務大臣令を発し、当該団体の代表者および教会官庁に通知する（同施行規則第5条）。

(2) 取極宗派にかかわるもの

取極宗派の教会法人についても、個々の教会法人の法人格は、行政命令によって付与される。例えば、ワルド一派の場合について、1984年8月11日法律第449号第12条は、先に述べた「古来の身分占有」によって法人格を承認されるものを除き、「礼拝、教育及び慈善を目的とするワルド一派の教会法人」の法人格の承認は「当該法人をワルド一派の秩序の中で自律的な組織として設立する理由を付した宗教会議の議決」を添付したワルド一派の請求に基づき「権限ある国家機関」が要件の具備を「認証」することによって行うものと定めている。

(3) 民法上の承認社団

宗教活動を目的としていても、これを国家によって認定されていない団

体が、民法上の承認社団として法人格を取得するという方法が理論上ありうることは、すでに述べたとおりであるが、2000年2月10日共和国大統領令第361号は、許可主義による承認社団制度を大きく改めている。すなわち、この大統領令第1条1項は、「社団、財団その他私的人格を有する団体は、…… 県に具備する法人登記簿への登記により認可され、法人格を取得する。」ものとし、この認可を受けるための要件として、「法人の組織に関する法律又は規則が定める諸要件を充たしていること、目的が実現可能で合法的であること、財産が目的実現のために適切であること」という要件を定めている（第1条3項）。このように、当該団体が公益を有していることという従来の要件が、当該団体の「目的が実現可能で合法的であること」という要件に改められたことにより、法人格承認にあたっての行政庁の裁量は大幅に減少したといえることができる。

この法人認可の申請書は、法人の住所が置かれる県に提出され（第1条2項）、知事は、要件が充たされていると認めるときは、申請書の提出の日から120日以内に登記を行う（第1条5項）。知事が、登記障碍事由があると思料する場合には、申請書の提出の日から120日以内に申請者に対して通知を行い、これに対して申請者は、30日間以内に覚書又は文書を提出することができる。知事が登記を拒否する場合には、理由を付記してこれを通知すべきものとされている（第1条6項）。

5. 非承認社団

民法典第36条から第38条までに定める非承認社団は、法人ではなく、わが国の「権力能力なき社団」に類似するものといえよう。非承認社団は、設立のために許可や登記を必要とせず、その内部秩序及び管理は構成員の合意により自由に行われるにもかかわらず（第36条1項）、訴訟能力が認められ（第36条2項）、構成員の拠出金や取得した財物は「共同基金」という形で社団の責任財産を構成するものとされる（第37条および第38条）。

それゆえ、最低限の団体財産管理のため、宗教的性格を国家に認定されていない団体は、この非承認社団という形態を利用することができ、実際、いわゆる新宗教団体の多くは、この形態を採っているようである。

Ⅲ 登 記

1. 2000年2月10日共和国大統領令第361号以前の制度

1985年法律第5条は、「古来の身分占有」によるものであれ、立法行為によるものであれ、行政命令によるものであれ、法人格を承認されたカトリックの教会法人が民法典の規定に従って登記を行うよう定めている。この登記を行うべき期限は、同法以前にすでに法人格を承認されていた教会法人については同法の施行から2年以内（1987年6月3日まで）、イタリア司教協議会については1986年9月30日まで、聖職者扶持機構、教区、小教区については1989年12月31日までと定められている（同法第6条）。

1985年法律のこの規定に従って教会法人の登記が行われた当時の民法典による設立登記事項は、「設立文書の日付及び法人格を承認する命令の日付、名称、目的、財産、定めのあるときは存続期間、法人の住所並びに代表権の所在を付記した管理者の氏名」であった（民法典旧第33条）。さらに、法人登記簿には、その後の必要に応じて、「設立文書及び定款の変更、住所の移転及び支所の設置、代表権の所在の指示とともに管理者の交替、解散の決議、解散を命じ又は消滅を宣言する処分、清算人の氏名」を記載すべきものとされていた（民法典旧第34条）。

なお、「民法典の施行のための規定及び経過規定」（1942年3月30日勅令第318号。以下、「民法典施行令」と略す。）によれば、登記の申請に当たっては、法人格を承認する命令、設立文書および定款の謄本を提出しなければならないものとされていたが（旧第25条）、カトリックの教会法人に関しては、1985年法律施行規則にいくつかの例外規定が定められた。第一に、民法典施行令は「設立文書及び定款の謄本」を提出するよう求めていたが、1985年法律施行規則により、カトリック教会の階層組織の一部をなす法人については、定款の謄本は、「当該法人の名称、性格及び住所を明らかにする教会法上の設立命令」の謄本で代えることができ、とりわけ1985年以前に設立されたものについては「教会官庁が教会法上の設立命令を補完的に証明すること」もできるものとされた（第15条2項および3項）。

第二に、民法典施行令は法人格を承認する行政命令の謄本を提出するよう求めていたが、「古来の身分占有」による教会法人にこれを求めることは不可能なので、そのような場合には、当該法人が法人格を有することを証する

証明書を内務大臣が発行することとし、この証明書の添付によって行政命令の謄本の提出に代えることができるものとされた（1985年法律施行規則第15条4項および5項）。

なお、取極宗派および認容宗派についても、民法典第33条および第34条所定の事項を登記しなければならないものとされていた点は、カトリックの教会法人の場合と同じである（例えば、セブンスデー・アドベンチスト連合に係る1988年11月22日法律第516号第26条）。

2. 2000年2月10日共和国大統領令第361号以後の制度

民法典が定める法人登記制度もまた、2000年2月10日共和国大統領令第361号で大きく改められることとなった。現在、設立の際に登記すべきとされている事項は、「設立文書の日付、名称、目的、財産、定めのあるときは存続期間、法人の住所、代表権の所在を付記して理事の氏名及び納税者番号」であり、さらに、その後の必要に応じて「設立文書及び定款の変更、住所の移転及び支所の設置、代表権の所在を付記して理事の交替、解散の決議、解散を命じ又は消滅を確認する処分、清算人の氏名並びに法律又は規則が登記を明示的に定めているその他の行為及び事実を登記しなければならない」ものとされている（同大統領令第4条）。

IV 法人の管理・運営と所轄庁の権限

1. 民法上の承認社団

非承認社団の管理・運営が構成員の合意によって自由に行われる（民法典第36条）ことはすでに触れたが、承認社団の管理・運営は、総会の招集（第20条）、総会の議決手続（第21条）、構成員の除名（第24条）などにつき、民法典の定める規律に服する。また、民法典は、裁判所に対し、設立文書又は定款に反する総会の議決の効力を審査する権限を認めており、総会の議決が公の秩序又は善良の風俗に反する場合には、主務官庁がこれを停止する権限を認めている（第23条）。

承認社団は、別段の定めのない限り、構成員の少なくとも4分の3が出席した総会においてその過半数の賛成を得ることによって、定款を変更することができる（民法典第21条2項）。この定款の変更は、法人格取得の場合と

同様に、県知事の認証に服する（2000年2月10日共和国大統領令第361号第2条）。この申請には、定款の変更が民法典の規定に従って決定されたことを証明する文書が添付されなければならない。

承認社团は、設立文書及び定款で定める事由によるほか、その目的が達成されたとき又は目的の達成が不可能となったときは、消滅する（民法典第27条1項）。法人の消滅事由の存否の判断は、県知事が行うものとされ、利害関係人の請求によるほか、県知事が職権によってこれを確認することが認められている（2000年共和国大統領令第361号第6条）。

2. カトリック教・取極宗派の教会法人

カトリック教および取極宗派の教会法人は、その管理・運営について、民法典の規律に服しない。したがって、これらの教会法人は、民法典が定めている裁判所の権限にも、主務官庁の権限にも服することなく、自律的に運営を行うことができる。

しかし、カトリックの教会法人も、その「目的、財産の使途及び定款の重大な変更」をしようとする場合には、内務大臣令による認証に服する（1985年法律第19条1項）。

また、政府は、「国法上の認可の要件のいずれかを失わせる変更が教会法人にあったとき」には、当該教会法人に対する法人格の承認を取り消すことができる（1985年法律第19条2項）。この法人格剥奪処分は、内務大臣令で行われるが、そもそも法人格の承認において内務大臣が裁量を有しない以上、「要件のいずれかを失わせる変更」があったか否かの判断も、内務大臣の自由な裁量に委ねられるわけではない。また、手続上も、この処分を行うためには、必ず事前に教会官庁の意見を聴取しなければならないものとされている。

3. 認容宗派

認容宗派は、民法典による規律に加えて、国家による特別な監視と統制に服する。すなわち、認容宗派法上、国家は、法人格を付与する内務大臣令で「監視及び統制に関する特別規範」を定めることが認められており（第2条3項）、認容宗派法施行令は、これに加えて、認容宗派に対する包括的な内務

大臣の監視と統制の権限を認めている（第 13 条 1 項）。内務大臣は、認容宗派の団体に対し立入り調査の権限をも有し（第 14 条 1 項）、当該団体の管理が「著しく適正でなく又は管理が行われていないことが明らかとなったとき」には、「当該団体の管理機関を解散させ」、これに代わって一時的に当該団体を管理する政府委員を任命する権限さえ有している（第 14 条 2 項）。さらに、内務大臣は、認容宗派の「行為又は決定が法律又は規則に対する違反を含んでいるときは」、命令によって当該行為又は決定の無効を宣言することができる（第 15 条）。

第3節 宗教団体税制

I 法人税制上の優遇措置

1. 非営利法人に対する課税制度

非営利法人（ente non commerciale）とは、利益の分配を目的としない法人をいい、非営利法人も営利活動をすることがまったく禁止されているわけではない。しかし、非営利法人が営利活動をする場合、所得税統一法典（1986年12月22日共和国大統領令第917号で承認）により、別個の帳簿を備えるべきものとされている（第144条2項）。

イタリアでは、所得税統一法典により、法人に対しては、その所得に対し33パーセントの会社所得税（imposta sul reddito delle società、一般に「IRES」^{イールレス}）と略される。）（*）が課され（第77条）、非営利法人もまた、その納税義務を負う（第73条1項c号）。

* 2003年改正以前は、「法人所得税」（imposta sul reddito delle persone giuridiche）と呼ばれていた。現在でも、「法人所得税」の語が残ったままの法令がある。

しかしながら、非営利法人の所得の計算に際しては、次のような特別な取扱いが規定されている。第一に、非営利法人が募金活動によって得た寄附金や公行政機関から交付された補助金は、総所得から除外される（第143条3項）。それゆえ、宗教法人が募金活動を通じて寄附金を集めたり、慈善団体（たとえば、カリタス）が国等の施設で一定の役務を提供する対価として補助金の交付を受けたとしても、それらの金銭は課税所得を構成しない。

第二に、社団型の非営利法人の場合、構成員が会費又は分担金として支払う金銭も、総所得には算入されない（第148条1項）。したがって、宗教法人がその信者から会費を徴収しても、それは課税所得を構成しないことになる。

非営利法人は、課税期間のすべてにわたって主として営利活動を行っているときは、非営利法人の資格を喪失する（第149条1項）。しかしながら、そもそも、「国家法上法人と承認された教会法人」は、この規定の適用を受

けないものとされているほか（同条 3 項）、宗教団体が同一宗派の他の団体の構成員に対し役務を提供して対価の支払いを受ける行為または機関紙等の出版物を第三者に譲渡する行為（第 148 条 3 項）、カトリック教会及び取極宗派が承認する社団が巡礼旅行等の企画をして同一宗派の他の団体の構成員から対価を受ける行為（同条 6 項）は、営利活動とはみなさないこととされている。

2. 公益非営利組織に対する優遇措置

「公益非営利組織」（Organizzazione non lucrativa di utilità sociale. 一般に「ONLUS^{オニルス}」と略される。）というのは、租税法上の概念であって、その定義は、1997 年 12 月 4 日委任立法第 460 号第 10 条によって与えられている。それによれば、公益非営利組織とは、法人格の有無を問わず、定款又は設立行為において、①社会扶助、医療扶助、慈善、教育その他の活動の一つ以上遂行し、②専ら社会連帯目的を追求し、③解散時を含めて、運営上の利益や剰余金を分配することの禁止といった事項を明文で定める私的団体である。

公益非営利組織としての税制上の特典を享受しようとする団体は、財務省に備えられた登録簿に登録しなければならない。この登録は、住所地の財務省州歳入局に対し、所定の様式に従って通知するという方法で行われる（1997 年委任立法第 460 号第 11 条）。なお、財務省州歳入局は、ある団体が 1997 年委任立法第 460 号第 10 条所定の要件を欠くことを確認したときは、当該団体を登録簿から抹消する権限を有する（2003 年 7 月 18 日財務大臣令第 266 号第 5 条）。

公益非営利組織は、会社所得税に関し、非営利法人の場合と同様の取扱いをうけることができるほか、設立目的に直接関連する活動の遂行に由来する利益を課税所得から除外することができる（所得税統一法典第 150 条 2 項）。

カトリック教会及び取極宗派の法人は、1997 年委任立法第 460 号第 10 条 1 項 a 号に列挙された活動に関しては公益非営利組織とみなされることから（1997 年委任立法第 460 号第 10 条 9 項）、その限りで、公益非営利組織としての優遇規定を享受することができる（その意味で、そのような宗教法人は、「部分的公益非営利組織（ONLUS parziale）」といわれることがある。）。実際、90 パーセント以上の宗教法人が公益非営利組織としての優遇措置を享受

しているといわれる。

3. 宗教法人に対する優遇措置

ヴィッラ・マデーマ協約第7条3項は、「宗教、礼拝又はこれに関する活動を目的とする教会法人は、租税の目的では、慈善又は教育を目的とする法人と同様に扱う。」と定めており、同様の規定は、国家といくつかの宗派との間の取極や1930年2月28日勅令第289号（認容宗派法施行令）第12条にもおかれている。

そして、1973年9月29日共和国大統領令第601号第6条1項は、慈善事業等を行う法人及び教育施設等と並んで、「法律により慈善目的又は教育目的と等しく取り扱われる目的を有する法人」に対しては、「法人所得税を半分に軽減する」ものと定めている。したがって、宗教又は礼拝を目的とする教会法人に課税所得が存在し、会社所得税が課されるとしても、その税額は半額に軽減されることになる。

なお、1973年共和国大統領令第601号は、聖座の所有に属する建物であって、ラテラノ条約第13条、第14条、第15条及び第16条に掲げるものからの所得について地方所得税及び法人所得税を免除し（第1条）、聖座に属する者の給与等について個人所得税及び地方所得税を免除する（第2条）旨を定めている。

II その他の税制上の優遇措置

1. 相続税及び贈与税

上記のような法人税制上の優遇措置のほか、宗教法人は多くの優遇措置を享受しているが、ここではその主だったものを紹介するにとどめる。

相続税および贈与税に関しては、イタリアでは、遺贈、贈与または生前恵与される財産の価値が18万759.91ユーロを超える場合には、7ないし8パーセントの相続税または贈与税が課される（相続税及び贈与税に関する統一法典（1990年10月31日委任立法第346号で承認）第1条、第7条、第56条及び第56条の2）。しかしながら、同法第3条1項は、公益非営利組織のためになされる財物・権利の移転には、相続税及び贈与税を課さない旨を定めている。

2. 地方不動産税

1992年12月30日委任立法第504号は、利用目的を問わず建物及びその用地並びに農地に対し市町村が0.4パーセントから0.7パーセントの地方不動産税 (*imposta comunale sugli immobili*. 一般に「ICI」^{イーチ}と略される。)を課すことを認めているが(第1条、第4条及び第5条)、「専ら宗教活動に充てられる建物」(第7条1項d号)、「聖座の所有に属する建物であって、[.....]ラテラノ条約第13条、第14条、第15条及び第16条に掲げるもの」(同条同項e号)、並びに、「1985年5月20日法律第222号第16条a号に定める活動」(=礼拝の実践、魂の配慮、聖職者の養成等の活動)の遂行のために充てられる不動産(同条同項i号)は、これが免除されている。

3. 付加価値税

付加価値税統一法典(1972年10月26日共和国大統領令第633号により承認)は、あらゆる財物の譲渡及び役務の提供に対し、4パーセントから20パーセントの付加価値税 (*imposta sul valore aggiunto*. 一般に「IVA」^{イーヴァ}と略される。)を課すものと定めている(第1条及び第16条)。しかしながら、宗教団体が設立目的に従って役務を提供する場合(第3条3項)、同一宗派の他の団体の構成員に対し設立目的に従って財物を譲渡し若しくは役務を提供する場合(第4条4項)及び機関紙等の出版物を譲渡する場合(同条5項)は、課税の対象となる財物の譲渡及び役務の提供には当たらないものとされる。

さらに、公益非営利組織については、その設立目的の促進のための広告活動は課税の対象となる役務の提供に当たらないものとされ(第3条2項)、公益非営利組織が行う、病人又は怪我人等の輸送の提供(第10条15号)、医薬品、食事及び看護の提供を含む医療及び保護の提供(同条19号)、青少年に対する教育その他の教育の提供(同条第20号)、社会的弱者に対する扶助の提供(同条27号の3)には、付加価値税を課さないものとされている。

また、付加価値税は単価が25.82ユーロを超える場合には財物の無償譲渡にも適用されるが(第2条2項4号)、公益非営利組織に対する財物の無償譲渡は、非課税とされる(第10条12号)。

最後に、付加価値税の申告等に関して、公益非営利組織は、その設立目的

と関連する取引に限ってではあるが、領収書等によって対価を確認する義務を免除されている（1997年12月4日委任立法第460号第15条）。

Ⅲ 公益非営利組織監督機構

公益非営利組織監督機構（Agenzia per le ONLUS）は、1996年法律第662号に基づく2000年9月26日内閣総理大臣令第229号により設立された。その住所、内部組織、構成員数、権限及び財政については、2001年内閣総理大臣令第329号によって定められている。

公益非営利組織監督機構は、ミラノに存する（2000年内閣総理大臣令第2条）。事務所所在地として首都ローマではなく、ミラノが選ばれたのは、ミラノがイタリアの「経済上・金融上の首都」であり、ロムバルディア州には第3セクターが多く存在し根付いているからである。

この機構は、長官と10人の委員からなる合議制機関である。委員は、財務大臣、社会保険大臣、社会連帯大臣及び国地方常設協議会の提案に従い、内閣総理大臣が任命する。委員の任期は5年で、再任されない。

機構は、内閣総理大臣の所轄の下にあり、国会とは直接の関係を有しないが、内閣府に送付される年次報告は、内閣府から国会に通知される。

機構の内部組織は、上部組織（局及び各部）と下部組織（事務局）で構成される。このうち、上部組織が機構の本来的権能に関して指揮する任務並びに機構委員会及び局長を支える任務を有しており、法制部、推進活動部並びに行政・財務活動部といった部が置かれている。

機構は、指示活動、推進活動、監視及び監督活動を行う権限を有している（2001年内閣総理大臣令第329号第3条）。

指示活動とは、具体的には、第3セクターに係る法令に関する所見と提言の作成、国内及び国外における研究と調査活動、国内における第3セクターの組織の発達と認知のためのキャンペーンの推進、人材育成及び技術革新に係る基準の作成、行政機関と第3セクターとの協力、相互補完及び対話の促進といった活動を指す。同様に重要なものとして、租税法規の正確かつ均等な適用のための財務省との協力があり、具体的な提言を行うことがある。また、「聴聞」という形で行われる第3セクターの利益代表組織との定期協議は、利害関係者又は監督機構が自ら要請して行われるものであり、指示権の直接の行使ではな

いが、その行使の前提ともなるもので有益である。

推進活動に関しては、第3セクターの認知と自覚を一層高めることを目的として、イタリアの非営利組織の特色及び諸外国の経験との比較のための調査・研究奨励金の公募・配分が行われている。

監視及び監督活動に関しては、1997年12月4日委任立法第460号は公益非営利組織を登録簿から抹消する法的権限を財務省に与えており、公益非営利組織監督機構自身が直接に公益非営利組織に対する監視・監督権限を有しているわけではない。しかし、この機構は、財務省歳入局及び各州歳入局との緊密な協力を行っており、監視に関してこれまでに、「拘束的意見」及び「勧告的意見」を3000件ほど提出している。こうした伝統的な形での監督活動と並んで、機構は、第3セクター内の自律規範の成文化を推進する作業を通じた「推進的監視」も行っている。

IV 宗教法人に対する助成制度

1. 寄附控除制度

本節の最後に、税制を通じた宗教法人への助成制度についても言及しておきたい。

まず、個人所得税上、寄附控除の制度が設けられている。この制度は、他の国における類似の制度と同様、各納税者に対し、宗教法人への寄附の誘因を与えるという意味で、宗教法人にとっては助成制度としての意味を有する。

具体的には、現行法上、カトリック聖職者の扶持のためにイタリア司教協議会により設立された中央聖職者扶持機構に対して納税者が寄附を行った場合、その寄附金は1032.91ユーロまで控除することができるものとされている（所得税統一法典第10条1項i号、1985年5月20日法律第222号第46条）。

この寄附控除の制度は、カトリック教会だけが享受しうるものではなく、国家と取極を結んだカトリック以外の宗派（たとえば、ワルドー派）に対して納税者が寄附を行った場合にも、同様の控除をすることができるものとされている（所得税統一法典第10条1項1号、1993年10月5日法律第409号第3条2項）。

2. 用途指定制度

「1000分の8 (otto per mille)」の制度と呼ばれる用途指定制度は、イタリア独特の制度であって、納税者が個人所得税の申告の際に、その0.8パーセントに当たる額について、「国家が直接に行う社会的利益又は人道的性格を有する目的」のため、または「カトリック教会が直接に行う宗教的性格を有する目的」のために用いるべきことを選択することができるという制度である(1985年5月20日法律第222号第47条2項及び3項)。納税者が「カトリック教会が直接に行う宗教的性格を有する目的」を選択した場合、その個人所得税の0.8パーセントに当たる金額は、イタリア司教協議会に支払われ、司教協議会は、その金銭を、「国民の礼拝の必要、聖職者の扶持又は国民共同体若しくは第三世界諸国のための慈善措置のため」に用いることができる(同法第48条)。

実際に、納税申告において、この用途指定制度を利用した納税者の約80パーセントがカトリック教会を選択しているようである(ただし、そもそも用途指定制度を利用する納税者の割合が年々低下しているようであり、その結果、全納税者に占める割合は減少傾向にある。)

この制度によってイタリア司教協議会に支払われた金銭の具体的な用途は、毎年5月に開催される司教協議会総会で決定される。2006年を例にとれば、司教協議会は、この制度によって9億3000万ユーロを受け取り、「国民の礼拝の必要」のため(文化財の保護・修繕費用を含む。)に3億9900万ユーロ、「聖職者の扶持」のために3億3600万ユーロ、「国民共同体若しくは第三世界諸国のための慈善措置」のために1億9500万ユーロを支出している。

用途指定制度についても、その利益を受けることができるのはカトリック教会だけではない。国家と取極を結んだ8つの宗派のうち、福音主義バプチスト連合を除いた7つの宗派との取極には、カトリック教会の場合と同様の用途指定制度が定められており、それぞれの宗派の信者は、個人所得税の申告の際、自らが属する宗派を選択することができる。ワルド一派を例にとれば、取極承認法律である1993年10月5日法律第409号第4条は、ワルド一派もまた用途指定制度による分配に与ることができ、これによって得られた金銭は「イタリア及び外国における社会協力事業、福祉協力事業、人道協

力事業及び文化協力事業のために」用いられるべきことを定めている。

以上のような用途指定制度は、各宗派がこれによって経済的な恩恵を受けるとしても、それは各宗派の信者である納税者が選択した結果であって、その意味で信者による寄附に近いものと理解され、制度自体が非宗教性原理に反するとは考えられていないようである。

ただ、そうは言っても、そもそも国家と取極を結んでいない宗派にはこの用途指定制度の利益を享受することが認められておらず、宗派の平等の観点から批判が存在するほか、選択を明らかにしなかった納税者に係る用途指定分が選択を明示した納税者の割合に応じて分配すべきものとされている点（1985年法律第222号第47条3項）に対しては、厳しい批判がなされている。

第4節 宗教団体と教育・社会的活動

I カトリック教会と教育

1. 国立学校における宗教教育

(1) 法令上の根拠

イタリアでは、カトリック教の宗教教育は、国立学校制度を組織的に整備した1859年11月13日法律第3725号（カザーティ法）で必修教科であると定められ（第193条及び第315条）、その後紆余曲折はあったものの、1923年10月1日勅令第2185号第3条および1929年のラテラノ協約第36条1項によって、1980年代に至るまで国立初等・中等学校の必修教科として実施されてきた。

現在のヴィッラ・マダーマ協約第9条2項も、「イタリア共和国は、宗教文化の価値を承認し及びカトリックの教義の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部となっていることを考慮して、大学以外の各種類と各段階の国立学校において、カトリック教の教育を学校目的の枠内で引き続き保障する。」と、引き続き国立学校でカトリック教の宗教教育を行う旨を定めている。

しかしながら、ヴィッラ・マダーマ協約の下での宗教教育は、カトリック国教制を定めたラテラノ協約の下でのそれとは、大きく異なる。第一に、かつて、カトリック宗教教育を行う根拠は、「キリスト教教義の教育は公教育の基礎及び完成である」点（ラテラノ協約第36条）に求められていたが、今日では、その根拠は、「宗教文化の価値」の承認と「カトリックの教義の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部となっていること」に求められている。第二に、ラテラノ協約の下では、宗教教育は原則として必修教科であり、その免除は例外的なものとされていたが、今日では、そもそも宗教教育を履修するかどうかが生徒または両親の選択に委ねられている（ヴィッラ・マダーマ協約第9条2項2段）。

(2) 宗教教育の実際

宗教教育の実施に係る詳細について、ヴィッラ・マダーマ協約附属議定書第5項b号は、①各種類及び各段階の国立学校におけるカトリック教の

教育の計画、②授業時間割に配置する方法を含めて、カトリック教の教育を組織する方法、③教科用図書の選定の基準、④教員の職務上の資格といった事項の決定を、公教育大臣とイタリア司教協議会との取極めに委ねている。この取極めは、1985年12月16日共和国大統領令第751号として公布され、施行された。

この取極めによれば、カトリック教の教育の計画は、「イタリア司教協議会との合意を得て、公教育大臣の提案に基づく共和国大統領令により、各種類及び各段階の学校について採択する」ものとされ、小学校を例にとれば、1987年5月4日にさらなる取極めがなされている。実際に行われている具体的な教育内容は、必ずしも明らかではないが、ある報告によれば、低学年の児童に対しては、「基本的小お祈り、キリスト教の基本的な教義、福音書および旧約聖書からの簡潔なお話、主の祈りの説明など」、高学年の児童に対しては、「学校の所在地にちなんだ聖人の伝説に重点をおいた宗教の歴史、十戒や福音書の寓話にもとづいたカトリック道徳や教義、秘蹟やカトリックの儀式のいくつかの細部」が教えられているようである。

学校の授業時間割における宗教教育の配置については、小学校では週に2時間、中学校では週に1時間が割り当てられる。

カトリック教の教育に用いられる教科用図書については、「宗教教員の提案に基づき、他の教科の教科用図書の選定について定めるのと同ーの方法で、権限ある学校機関が決定する」が、その教科書を学校で採用するためには、「イタリア司教協議会の支障なき旨の確認及び権限ある裁判権者の承認を受けなければならない」ものとされている。

宗教担当教員の資格については、ヴィッラ・マダレーマ協約附属議定書第5項a号は、国公立学校におけるカトリック教の教育は、原則として、「教会機関が適性を認め、その合意の下に学校教育機関が任命する教員」が行うものと定めている。これに従い、各学区又は各教育機関において宗教教員を必要とするときは、学校官庁は、これを教区司教に通知し、教区司教は、一定の学位等の教職資格を有する者であって、適性を有すると思料する者の氏名を提案する。この教員は、「他の教員と同一の権利及び義務をもって学校機関における教員のー員とな」り、経済上の取扱いについても

他の教員と同様に国から給与の支給を受ける。

ところで、ヴィッラ・マダーマ協約第9条2項2段は、カトリックの宗教教育を受けるかどうかを選択する権利を保障している。この権利を行使することができるのは、幼稚園、小学校および中学校の児童・生徒の場合、「両親又は民法典第147条に定める教育上の責任の履行について権限を有する者」である。これに対し、高等学校の生徒については、自身でこの権利を行使することが認められる（1986年6月18日法律第281号第1条1項）。生徒またはその両親等は、この権利を毎年、学籍簿登録の時点で、宗教の授業を選択するかどうか、選択しない場合、その時間になにをするか（他の科目の勉強をするか、学校の外に出るか）を選択肢から選ぶ書式に記入するという方法で行使する（1984年協約第9条2項3段）。

(3) 国立学校の宗教教育に対する社会的評価

国立学校において、カトリックの宗教教育を受けることを選択する児童・生徒の割合は、非常に高い。小学校レベルでは90パーセント以上、中学校レベルで85パーセント程度、高校レベルでもそれを少し下回る程度である。

ただ、このことは、イタリア社会が学校においてカトリックの教義が教えられることを支持しているということを意味しない。現在行われている宗教教育は、宗教文化の価値やイタリアの歴史的背景の教育なのであって、そのことが上記の高い選択割合をもたらしていることは、カトリック教会自身によっても認識されている。

この点、興味深いのは、カトリックの宗教教育を選択する児童・生徒の中には、無宗教者や、イスラム教徒を含む50パーセント以上の外国人も含まれていると言われることである。このことから、現在の宗教教育が無宗教者や異教徒にも受け入れることのできるものとなっていることが理解されよう。

このように、一般的には国立学校における宗教教育はイタリア社会に受け入れられているといえようが、しかしながら、現在はまだ少数派にとどまるものの、国立学校の正課内でカトリック教を教えることに対する批判が存在するほか、また、カトリック教の宗教教員についてのみ、その給与を国が負担することに対しても批判が存在する。

2. カトリック系私立学校

(1) 私学教育の自由と私立学校の現状

かつて、イタリアでは、一般に、学校教育は教区や修道会が運営する学校によって占められていた。しかし、19世紀半ば以降、国立学校が整備されていく中で、学校を設置・運営する権限が国家と教会とのどちらにあるのかが激しく争われた。

この問題について、イタリア共和国憲法第33条2項は、「共和国は、教育に関する一般的規範を定め、すべての種類と段階の国の学校を設置する。」と、国家に対し、就学年齢にあるすべての国民を受け入れることのできる組織を準備する権限と義務とを認めつつも、同条第3項では、「法人及び私人は、国の負担を伴うことなしに、学校及び教育施設を設立する権利を有する。」と、学校制度は決して国立学校のみによって成り立つわけではなく、私立学校設立の自由が保障されることを明記している。そして、私立学校の地位については、同条第4項で、「国の学校との同等取扱いを求める私立学校の権利と義務を法律に定めるにあたり、私立学校には完全な自由を保障し、その生徒に対しては国の学校の生徒と等しい修学上の取扱いを保障しなければならない。」と、国の学校と私立学校との同等取扱い（*parità*）を保障している。

この私学教育の自由は、カトリック系私立学校についても、同様に当てはまるのであって、ヴィッラ・マダーマ協約第9条1項は、次のように定めている。すなわち、「イタリア共和国は、学校設立の自由及び教育の自由の原理に従い、その憲法に定める条件のもとで、カトリック教会に対し、各種類と各段階の学校及び教育施設を自由に設立する権利を保障する。それらの学校は、同等の権利を有し、完全な自由を保障される。その生徒は、国家試験においても、国立及び公立の学校の生徒と等しい修学上の取扱いを保障される。」と。

ただ、このように、長年の論争を経て、私立学校設立の自由と、国立の学校との同等取扱いの原則が確立されたにもかかわらず、現実には、少なくとも数のうえでは、私立学校は国立学校に圧倒されている。したがって、宗教系私立学校も、私立学校の中では最大の割合を占めているが、国立学校を含む学校全体の中でみるときは、たとえば児童・生徒数でいえば、

2006-2007 学校年度において、幼稚園レベルで 17.4 パーセント、小学校レベルで 5.1 パーセント、中学校レベルで 3.0 パーセント、高校レベルで 2.4 パーセントを占めるにすぎない。

(2) 宗教系私立学校における宗教教育

もちろん、私学教育の自由が保障されるといっても、私立学校の設立者・運営者は、「教育に関する一般的規範」を定める国の権限に服する（憲法第 33 条 2 項）。とりわけ、国の学校と同等に取り扱われる私立学校は「公的な役務を遂行」しているのであって、「学校の同等取扱いに関する規範並びに学習及び教育に対する権利に関する諸規定」（2000 年 3 月 10 日法律第 67 号）の定める要件に服しなければならない。

同法は、国の学校と同等に取り扱われる私立学校に対し、第 1 条 3 項において、その教育が憲法の定める諸自由の原理に合致し、「その教育計画を受け入れて登録を求める者」を誰でも受け入れることを求めているが、同時に、これらの私立学校がその教育計画に「文化的又は宗教的な性格を有する傾向」を盛り込むことを認めている。その結果、これらの私立学校は、生徒に対し出席義務を課すことはできないものの、祈祷やミサなどの「特定のイデオロギーまたは宗派への所属を前提とし又は必要とする活動」を正課外の活動として実施することができる。実際、ある調査によれば、カトリック系私立学校の 87.2 パーセントで人格形成活動・宗教活動が行われているようである。

(3) 宗教系私立学校に対する社会的評価

宗教系私立学校に通う児童・生徒が少ないということは、学費が高いという理由によるものであって、宗教系私立学校に対する社会的評価が低いということを意味しない。むしろ、宗教系私立学校は高い評価を受けていると言われている。ただ、これがそれらの学校で行われる人格形成活動・宗教活動に対する評価によるものなのか、一般的な教育の質の高さに対する評価によるものなのかは、必ずしも明らかではない。

II カトリック教会と社会的活動

1. カリタスについて

カトリックの慈善活動組織であるカリタス・イタリアーナ（Caritas とは

ラテン語で慈善又は慈愛を意味し、英語では Charity という) は、1971 年に時の教皇パウロ 6 世の発意により設立された。

イタリア司教協議会傘下の司牧組織 (organismo pastorale) であるが、教会法上の公法人であり (カトリック新教会法典第 116 条参照)、国家法上は教会法人として承認されている (1985 年 5 月 20 日法律第 222 号第 12 条参照)。その目的は、イタリアの教会共同体の慈愛の徴しを時宜に適したかたちで具現し、他の組織とも協力しながら、特に困窮者に眼を向け、主に教育的機能を発揮して、人間性の十全な発達・社会正義・平和を目指すことにある (定款第 1 条)。そのために、以下の 4 つを自己の任務としている (定款第 3 条)。

- ① 司教の協力の下に困難な状況にある人々や団体に慈愛を示し、具体的な援助を行うこと。
- ② キリスト教的慈善・援助活動を調整すること。
- ③ 国の内外の自然災害に際して緊急支援活動を指示し、組織し、調整すること。
- ④ 他のキリスト教的組織と協力して次の活動を行うこと。
 - (a) 社会問題についての調査活動を行い、その解決策を提案するとともに世俗の組織の活動を推進させ、適切な立法を求めること。
 - (b) 慈善のための司牧活動家並びに社会サービスに奉仕する職業人及びボランティアを育成すること。
 - (c) 世論に訴え、役務を提供し、経済援助を行うことにより第 3 世界の人々と社会の発達に貢献すること。

なお、③及び④(c)の活動にみられるように国際的な災害支援を行っているので、カリタス・イタリアーナは NGO としての資格をも有しており、イタリア NGO 協会の一員である。また、世界の 200 余の国と地域を代表する 162 のカリタスから構成されるカリタス国際ネットワーク (バチカンのサン・カリスト宮殿に本部がある) があり、大規模災害の際に支援活動を展開している (近年ではスリランカ、インド、タイ、モルジブ等の津波被害の際に人員を派遣するなどの活動を行った)。欧州レベルではカリタス・ヨーロッパがある (2007 年から 2011 年までの理事国はイタリアである)。48 のカリタスが加盟しており、移民問題担当、貧困問題担当、国際協力担当の委員会が設

けられている。

2. カリタスの組織

カリタス・イタリアーナの機関としては、理事部 (la Presidenza)、議長 (il Presidente)、総裁 (il Direttore)、会計 (il Tesoriere)、全国評議会 (il Consiglio Nazionale)、会計監査人 (il Collegio dei Revisori dei Conti) がある。

- (1) 理事部は、議長たる司教、2 人の司教 (カリタス活動担当司教委員会の委員の中から司教協議会常任司教評議会が選出する)、総裁、会計、3 人の州代表 (全国評議会が選出する) により構成される。会議は、通常、2 か月に 1 回開催され、議決権のない副総裁が出席し、そのうちの 1 人が書記を務めることになっている。
- (2) 議長には、司教協議会の機関であるカリタス活動担当司教委員会を主宰する司教が充てられる。議長は、カリタス・イタリアーナを代表し、全国評議会と理事部の会議を招集・主宰し、通常業務を執行し、司教協議会理事部と連携してカリタス・イタリアーナの活動につき常任司教評議会及び司教協議会総会に報告する。

なお、理事部は議長の職務を補佐するとともに、活動計画を作成して、これを毎年、全国評議会の承認に付し、予算・決算を承認する (この予算・決算の承認は、最終的には司教協議会理事部が裁可することになっている)。

- (3) 総裁は、カリタス・イタリアーナ理事部の意見を聴取して司教協議会常任司教評議会が任命する。総裁は、理事部の決議と全国評議会の指針に基づいて、カリタス・イタリアーナの通常活動を指揮する。なお、理事部の任命する 1 人又は複数の副総裁が総裁を補佐することになっている。
- (4) 会計は、理事部の提案に基づき全国評議会が指名する。会計は、理事部の指揮の下で、カリタス・イタリアーナの財産及び寄付金を管理する。又、予算・決算を作成し、会計帳簿を備え置く。
- (5) 全国評議会は、次の者により構成される。
 - ① 理事部の 3 人の司教
 - ② 総裁及び会計

③ 16州（＊）の各代表1人（長老司祭又は助祭又は奉獻生活の会若しくは使徒的生活の会の成員又は俗人で各州司教協議会が任命した者）

＊ 国制上のイタリアの州は20あるが、教会組織としては16州に編成されている。

④ 俗人全国協議会の選出した4人の俗人

全国評議会は年2回開催され、主な任務は年間活動計画を承認することである。

(6) 会計監査人は、司教協議会常任司教評議会により3人が任命される。

その任務は、管理運営の適性さを確保し、会計帳簿の正規の保管及び予算と計算書類の照応を監査する。又、資金活動を監督するとともに、年次報告書を作成して、これを理事部に提出する。この年次報告書は決算に添付され、司教協議会理事部の裁可に付される。

なお、カリタス・イタリアーナには常勤職員が40人、非常勤職員が12人いる。

3. カリタスの活動

カリタス・イタリアーナの2006年度の報告書によれば、イタリアにおいては中間階層の貧困化が顕著で、イタリアの全世帯の11.1%にあたる258万5千世帯、人口にして約757万5700人が貧困状態にある。かかる状況においてカリタスは、ボランティアをも組織しながら種々の活動を展開している。

(1) 啓発・社会連帯

精神衛生と児童保護活動が中心であるが、貧困層の社会への受け入れ、労働復帰の活動も行われている。また家族間の緊密な連帯を推進するために家族連帯プランも実施されている。

(2) 移民

移民、難民問題に対処するために教区、小教区における相談活動とともに、中央においては当局に対する請願及び実状報告がなされ、政府が適切な措置をとるよう促している。また国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携のためにリーガル・ネットワークが設立されている。さらに人身売買問題に対しては他のNGOと協力して避難所を提供する活動を行うとともに、当該国の領事に対してしかるべき措置をとるよう促すことも行っ

ている。

(3) ボランティア活動

イタリア政府は青少年（18—28 歳）が社会・連帯活動に 1 年間従事することに財政支援を行っているが、カリタス・イタリアーナもこれに協力している。2006 年には 1143 人の青少年を組織して社会サービス、犯罪予防、社会復帰、ヘルス・サポート、教育、連帯推進及び平和志向の文化の助長のための活動に従事させた。もちろんこの活動に従事する前にオリエンテーションと訓練のコースも提供している。

(4) 環境問題と災害支援

カリタス・イタリアーナは近年、環境問題に注意を払い、「創造のための責任」計画を推進している。これは、最低生活手段を奪われた人々に援助の手を差し伸べるとともに、創造の賜である地球、水、環境を保護することをも意味している。

2006 年度の災害支援においては、洪水（サルデーニャ州、カラブリア州）、土砂崩れ（カラブリア州）、地震（プーリャ州、モリーゼ州）の際に救済活動を行った。

なお、司牧・教育に重点を置くカリタスの活動には独特なものがある。それは「聴いて、見て、判断する（ascoltare-osservare-descernere）」というもので、例えば、ミラノ教区には 854 の小教区があるが、その小教区のカリタスの活動は、まず 240 の相談窓口（Centri di Ascolto）を通して行われる。そこでは問題を抱えた人々が担当者と面接し苦情を聴いてもらい解決策を探してもらえることになっている。そして教区にはデータを集計・考察し、状況にみあった対策を探求する研究センター（Osservatori Diocesani delle Risorse e Povertà）がある。

ローマ教区カリタスの場合は、移民・難民を対象に相談窓口を設け、医療サービスを提供している。また、ローマ市内に 4 か所の食事提供施設があり、1 日に 1000 食以上を提供している。さらに簡易宿泊所、受刑者・出所者への支援、高利の庶民金融で苦しむ人への支援等を行っている。

以上のカリタスの活動は、イタリア社会から高い評価をうけている。その理由としては、教会の連帯主義に基づく活動で可視的で分かりやすいこと、青少年のボランティア活動に重点をおいていること、財政の透明性等

が挙げられよう。

4. カリタスの財政

カリタス・イタリアーナの 2006 年度の国内支出の内訳は次のとおりである（単位はユーロ）。

(1) 活動分野別

活動分野	額	率
啓発・訓練	260,488.76	1.05
災害・保健	1,656,834.33	6.73
社会経済援助	609,520.00	2.48
社会計画	20,887,998.79	84.88
平和・人権	708,682.00	2.88
管理費	486,746.00	1.98
総計	24,610,269.88	100.00

(2) 事業別

事業	額	率
訓練・会議費	126,088.14	0.51
使途指定制度基金事業	20,768,788.84	84.39
その他の事業	3,715,392.90	15.10
総計	24,610,269.88	100.00

なお、収入は、使途指定制度基金が約 85%、寄付金、EU 基金が各々 7.5% となっている。

【参考文献】

全体について

- FERRARI, Silvio, Church and State in Italy, in Gerhard Robbers (ed.), Church and State in the European Union (2nd ed.), Baden-Baden, Nomos.
 FINOCCHIARO, Francesco 2003 Diritto ecclesiastico (nona edizione), Bologna, Zanichelli.

第1節

- 井口文男 1998 『イタリア憲法史』 有信堂。
 井口文男 2005 「近代イタリアにおける政教関係」『岡山大学法学会雑誌』54巻4号、岡山大学法学会、350-378。
 田近 肇 2005 「イタリアにおけるカトリック教会の法的地位 — その原理的側面 —」『岡山大学法学会雑誌』54巻4号、岡山大学法学会、83-111。
 BOTTA, Raffaele 2002 Tutela del sentimento religioso ed appartenenza confessionale nella società globale, Torino, Giappichelli.
 CARDIA, Carlo, 2002 Principi di diritto ecclesiastico, Torino, Giappichelli.

第3節

- 田近 肇 2006 「イタリアにおける国家とカトリック教会」『宗教法』25号、宗教法学会、69-97。
 RIVETTI, Giuseppe 2002 La Disciplina Tributaria degli Enti Ecclesiastici, Minano, Giuffrè.
 RONZANI, Pirluigi 2000 Il Regime. Tributario degli Enti Ecclesiastici, Padova, CEDAM.

第4節

- 小谷眞男 1999 「カトリック教会による福祉—伝統と変容」仲村優一＝一番ヶ瀬康子『世界の社会福祉5 フランス・イタリア』旬報社、420-437。
 小林虎五郎 1977 「イタリア教育史」梅根悟監修＝世界教育史研究会編『世界教育史大系13 イタリア・スイス教育史』講談社、9-296。

- 田近 肇 2007 「イタリアにおける私学教育の自由 — イタリア政教関係の側面 —」『岡山大学法学会雑誌』56 卷 3=4 号、岡山大学法学会、249-271。
- 辻 昌宏 1999 「イタリアの初等教育 —— 歴史と現状 ——」『人文科学論集』46=47 号、明治大学経営学部人文科学研究室、23-38。

ア メ リ カ

第1節 政教関係の概要

I アメリカの宗教事情

1. 宗教意識に関する統計

アメリカでは、1800以上の異なる宗教が存在するといわれるが、そのうちの半数が「ユダヤ・キリスト教的伝統」を持つ宗教だと見られている〔『平成13年報告書』、257頁〕。合衆国統計局のデータ（2000年調査）によると、アメリカの総人口の47.2%にあたる1億3337万7000人がキリスト教を信仰しており（ちなみにユダヤ教信仰者は、総人口の2.2%の645万2000人）、総人口の半分近くがキリスト教徒で占められていることがわかる（なお、統計局は連邦法により直接宗教に関する調査を行うことが禁止されるため、統計局のデータのうち、宗教に関する項目の箇所については、民間が行った調査のデータが利用されている）。

また、ニューヨーク市立大学 Graduate Center が2001年に行った調査『アメリカ人の宗教意識調査』では、合衆国に居住するおよそ5万人に対して行ったランダムな電話調査を実施したところ、「信仰する宗教は何か？」という質問に対して、キリスト教諸宗派を答えた割合が76.5%（カトリックが最大で24.5%。以下、バプティスト16.3%、メソジスト6.8%と続く）であったのに対し、その他の宗教を答えた割合がわずか3.7%（ユダヤ教が最も多く1.3%、以下、イスラム教0.5%、仏教0.5%と続く）であった（その他、無宗教の割合が14.1%、回答拒否が5.4%）。この統計からすれば、アメリカの実に4分の3がキリスト教諸宗派を信仰していることになる。なお、同じく Graduate Center が実施した1990年の調査では、キリスト教諸宗派と答えたのが86.2%であったのに対し、その他の宗教と答えたのが3.3%、無宗教が8.2%であった。これを2001年の調査と比較すると、無宗教者が6%近く増加したのに対して、キリスト教宗派が10%近く減少している。しかし、依然として、アメリカはキリスト教徒が多数を占める国家であることがわかる。

2. 宗教団体に関する統計

上記の合衆国統計局のデータでは、アメリカの宗教団体（教会数）を、組織、構成員数で比較すると、最大の単独教派はローマ・カトリック教会で、1万 8992 教会、会員数 6913 万 5000 人（2005 年）である。その他、南部バプティスト教会が 4 万 3669 教会、会員数 1627 万人（2005 年）、合同メソジスト教会が、3 万 4660 教会、会員数 807 万 5000 人（2004 年）、全米バプティスト協議会 9000 教会、会員数 500 万人（不明）などとなっている。

宗教団体の信徒数の推移をみると、アメリカのローマ・カトリック教会は、19 世紀のヨーロッパからの移民の増加に伴い信徒数を増やしているのに対し、メソジスト、ルター派、長老派などの伝統的なプロテスタントは教会員を減少させ、モルモン教、エホバの証人など小分派プロテスタントは着実に教勢を拡大しているという。また、かつては会衆派、聖公会、北部メソジスト教会、北部バプティスト教会、長老派教会、ディサイプル教会がプロテスタント教派の主流派であったが、現在は南部バプティスト教会が最大のプロテスタント教派となっている。この原因として、リベラルな主流派教会から人々が離れ、「福音派 (evangelical)」という保守的な信仰理解にたつ教派が教勢を伸ばしていると指摘されている [『平成 13 年報告書』、258 頁]。

以上のように、キリスト教を中心として、何らかの宗教を信仰する者が人口のほとんどを占めるアメリカにおいて、宗教と国家はいかなる関係に立っているのだろうか。

II 政教分離と信教の自由

1. 憲法上の規定

もともとアメリカ連邦憲法における宗教に関する規定は、公職に就く資格として宗教上の審査を禁止する憲法 6 条 3 節のみであった。これは、連邦憲法制定に重要な寄与を果たしたフェデラリストたちが、連邦は、憲法典に規定された権限のみを有するにすぎないのだから、権利章典は不要であると考えていたためである。しかし、連邦の権限拡大を恐れた諸州と人民の支持を得るために、権利章典が制定されることとなる。こうして制定された連邦憲法修正 1 条（1791 年成立）が、宗教について規定している。修正 1 条は、「国教樹立禁止条項 (establishment clause)」と、「宗教活動の自由条項 (free

exercise clause)」から構成されており、前者は政教分離を、後者は信教の自由を保障するものとして理解されている。

2. 政教分離

政教分離原則は、広く教会と国家（宗教と政治）との関わりを問題とするものであるが、教会と国家との関係は、現代の諸憲法をみても唯一の類型に絞られるわけではなく、㉔国教制、㉕公認宗教制、㉖分離制とに分けることができる。イギリスのように国教制をとる㉔型を採用する国もあれば、イタリア・ドイツのように主要な教会と国家の独立を認め、両者の間で政教条約を締結するというかたちで、㉕型を採用する国もある。アメリカは、フランスや日本とともに、国家と宗教の関係について、㉖型の分離制を採用している。

なお、ここで注意が必要なのは、修正1条が連邦を名宛人としている点である。政教分離に関して言えば、建国初期の各州はそれぞれ独自に宗教と政治のあり方を採用していたのであり（図式的に言えば、㉔を採用した南部、㉕を採用した北部、㉖を採用した中部）、国教樹立禁止条項は、あくまで「連邦レベル」の公認宗教制の禁止のみを意味するにとどまり、基本的に宗教の問題は各州に委ねられていたのである。

しかし、1946年の *Everson v. Board of Education* 連邦最高裁判決（330 U.S. 1 (1946)）により、国教樹立禁止条項が、修正14条に「編入」されることを通じて、各州に対しても適用されることとなった。これにより、アメリカ合衆国は、連邦のみならず州レベルにおいても政治と宗教との関係について、㉖分離制を採用することになったのである。したがって、州憲法における政教分離は、連邦憲法により求められる政教分離よりも分離を緩やかにすることはできず、政教分離を厳しくすることのみが認められることになる。また、州憲法により、連邦に比べて政教の分離を厳しくする場合でも、それが他の人権規定（とりわけ信教の自由）と抵触する場合には、連邦憲法違反となる。州は、この枠内で、州独自の政教分離のあり方を考えなければならぬのである。

(1) 政治と宗教との分離制を採用する理由

それでは政治と宗教との関わり方について分離制を採用するのはなぜだろうか。この点については、上述した **Everson** 連邦最高裁判決におけるブラック判事の法廷意見が参考になる。それは以下のような言明であった。

初期の植民者の多くは、ヨーロッパでの政府の好む教会への支援と参加を強制する法の束縛から逃れるためにアメリカに渡ってきた。……旧世界の慣行は新大陸の土壌にも移植され育ちはじめていた。……しかし、自由を愛する人々は、こうした慣行が行き渡ったことに次第に嫌悪感を抱くようになった。……修正 1 条の表現に表れているのはこうした感情である。……ジェファーソンの言葉によれば、修正 1 条の国教樹立禁止条項は、「教会と政府との間の分離の壁」を立てることを意図したものである。(9-16)

弾圧の経験から政治と宗教との結び付きを禁じ、両者の間に「分離の壁」を設立することが政教分離の目的であるとしても、社会生活のすべての局面においても両者の関わりを許さないとするのは非現実的である。そこで、どの程度の関わりあいであれば、憲法上認められるのが問題となってくる。

この点については、上述した **Everson** 判決でのブラック判事のように、いわゆる分離派 (**separationist**) の立場をとり、国家と宗教との間の厳格な「分離の壁」を強調する立場と、宗教も非宗教も平等に扱おうとする、いわゆる便益供与派 (**accommodationist**) の立場が対立している。判例もこれら 2 つの立場の間を揺れ動いてきたが、両者を妥協させる理論、あるいは両者を「統合」する方法として、1971 年の **Lemon v. Kurtzman** 連邦最高裁判決 (403 U.S. 602 (1971)) で提唱されたレモン・テストと呼ばれる判断基準が重要である。レモン・テストとは、問題となる政府の行為が、①世俗的な目的を有すること、②その第 1 次的な効果が宗教を助長・抑圧するものではないこと、③政府と宗教とを過度に関わらせるものでないこと、という 3 つの基準すべてを満たす場合にのみ、政府の行為を政教分離原則に違反しないと認めるものである。

(2) 政教分離の現在

このレモン・テストについては次の2点に注意が必要である。まず第1に、レモン・テストの判断要素は、具体的事件への適用段階においてさまざまな解釈を許容するという点である。そして、この基準に関する最近の有力な再解釈が、いわゆるエンドースメント・テスト (endorsement test) である [『平成13年報告書』、303頁]。エンドースメント・テストとは、政府の行為が特定の宗教を是認 (endorse) あるいは否認するというメッセージを送るものであると受け取られる場合に、政教分離原則に違反すると捉える立場である (例えば、市有地におけるキリスト生誕のクレッシエの設置が問題となった *Lynch v. Donnelly* 連邦最高裁判決 (465 U.S. 668 (1984))におけるオコナー判事同意意見)。これはいわば、レモン・テストの目的及び効果の部分を「再構成」[安西 (2006)、345頁] するものといえ、具体的な便宜供与や圧迫行為がなくとも、国家と特定宗教との象徴的結合そのものを政教分離違反にできるという側面を有するアプローチである。

関連して第2点目は、レモン・テストの現在の判例上の位置づけについてである。確かに今日までレモン・テストは覆されておらず、判例においても依然言及がみられるところである。しかし、レモン・テストが厳格な分離主義派の裁判官によって分離主義的に用いられてきたこともあり、便宜供与派に立つ裁判官が主導権を握った1990年代以降は、レモン・テストとは異なる方法を用いているとも指摘されており [FABER, (2003), 280-286]、現在のレモン・テストをどう位置づけるかは難しい問題となっている。国教樹立禁止条項を巡る分離主義派と便宜供与派の対立は、公立学校における宗教の扱い、宗教学校や団体に対する財政援助、バウチャー制度等を巡って、今もなお継続中である。なお、以上のアメリカ判例法理はわが国の判例形成にも大きな影響を与えており、レモン・テストについては、これを参照した「目的効果基準」が、津地鎮祭事件最高裁判決 (最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁) において定式化され、エンドースメント・テストについては、愛媛県玉串訴訟最高裁判決 (最大判平成9年4月1日民集51巻4号1673頁) において同様の考え方が示されている。

3. 信教の自由

信教の自由を規定する修正1条の「宗教活動の自由」条項も、もともとは連邦を対象にした規定であったが、現在では、国教樹立禁止条項と同じく、修正14条を通じて、各州に適用されることとなった（*Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296 (1940)）。信教の自由が特に問題となるのは、宗教的行為に対して不利益が課された場合である。課される不利益が宗教を狙い撃ちにした法令に基づく場合には、それが信教の自由違反とされる点については争いがないが、その不利益が一般的に適用される法令の適用の結果である場合、信教の自由に配慮して、当該法令の適用の免除まで要求されるのか否かを巡っては激しい対立がある。そこで以下では、この問題についてみていくことにしたい。

(1) シャーバート・テストとスミス・テスト

宗教的行為を理由とした不利益が問題となった事例において最高裁は、宗教活動の自由条項は、一般的に適用される法令の適用を免除するものではないとしてきた。しかし、1963年の *Sherbert v. Verner* 連邦最高裁判決（374 U.S. 398 (1963)）でこの立場を変更し、宗教に対して実質的負担（substantial burden）を課す場合には、厳格な審査によりその合憲性を判断すべきとした。この立場は、判決の名前から「シャーバート・テスト」といわれたり、「やむにやまれぬ利益のテスト（compelling interest test）」といわれたりする。

このシャーバート・テストは、批判を受けながらも採用され続けてきたのであるが、1990年、最高裁は判例を変更してシャーバート・テストを放棄した。すなわち、*Employment Division v. Smith* 連邦最高裁判決（494 U.S. 872 (1990)）は、宗教を狙い撃ちにしているわけではない一般的に適用される法令の付加的効果である場合は、それが宗教に対して実質的負担を課すものであったとしても、信教の自由を侵害するものではないとしたのである。この立場は、判例の名前をとって「スミス・テスト」といわれたりする。

要するに、シャーバート・テストを用いた場合、法令が宗教を狙い撃ちにしているわけではなく、一般的に適用されるものであっても、それが適用段階で、宗教に対して実質的な負担を課するのであれば、信教の自由を侵

害するものとされるのに対し、スミス・テストを用いた場合、法令が宗教を狙い撃ちにしたものでなければ、仮にその法律を適用することで宗教に対して実質的負担が生じるとしても、信教の自由を侵害するものではないとされるのである。

(2) 宗教の自由回復法

スミス判決での判例変更に抵抗する議会は、1993年に「宗教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act: RFRA)」を制定する。RFRAとは、信教の自由を制約するかどうかは、法律が宗教に対して実質的負担を課すかどうかにより判断すべきとしてシャーバート・テストを復活させ、その基本構造を明文化することによって、法令上の義務の免除や便宜供与を広く認めさせようとする法律である。

しかし、RFRAの合憲性が争われた1997年のCity of Boerne v. Flores連邦最高裁判決(521 U.S. 507 (1997))は次の理由により違憲判決を下した。すなわち、修正1条の規定は、修正14条に「編入」されることにより、州に対しても適用されることになるが、修正14条5節(連邦憲法の保障する自由や平等を州にも適用する修正14条を「実施(enforce)」するための法律を定める権限を連邦議会に認めた規定)の定めからして、連邦に認められているのはあくまでも「実施」のみであって、それは「救済法」的なものに限られる。修正14条の権利の「実体的内容」が何であるかを判断するのは司法の役割であって、議会の役割ではないからである。この点、RFRAは、何が信教の自由を侵害するかという実体的内容を定めるものであるから、「実施」の範囲を超えている。それゆえ、RFRAの州に適用される部分については違憲であると判断したのである。

(3) 宗教的土地使用及び被収容者法

しかし、連邦議会は、これであきらめたわけではなかった。2000年、連邦議会は「宗教的土地使用及び被収容者法 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act: RLUIPA)」を制定した。RLUIPAは、修正14条5項と支出権限条項、州際通商条項を根拠に、適用範囲を土地使用規制と収容施設(精神病院や刑務所など)の被収容者に限定して、シャーバート・テストの復活を意図した法律である。そして2005年、Cutter v. Wilkinson連邦最高裁判決(544 U.S. 709 (2005))においてRLUIPAの合

憲性が判断されることとなった。

最高裁は、問題となった RLUIPA の規定（一般的に適用されるルールの結果として生じた場合であるか否かを問わず、やむにやまれぬ利益があり、より制限的でない他の手段が存在していない場合を除いて、被收容者の宗教活動に対して実質的な負担を課してはならないとする RLUIPA2000cc 条(1)–(2)項)は、①私的な宗教活動に対して政府から課された特別な負担を軽減するものであるから政教分離に違反しないこと、②宗教行為を行うには政府の許可と配慮に頼らざるを得ない収容施設の人々を保護するものであること、③他の重要な利益を否定するものではなく、収容施設内における安全と均衡のとれたかたちで適用されうること、④宗派間での差別がないこと、等を理由に、RLUIPA は、信教の自由に関連せず、かつ政教分離に抵触しない領域における立法であるとして、合憲判決を下した。

(4) 信教の自由の現在

以上を整理すれば、連邦レベルでは、憲法上の信教の自由について連邦最高裁はスミス・テストを採用しているといえるが、RFRA は連邦に適用される限りでは依然として効果を持つものであるから (Gonzales v. O Centro Esperita Beneficente Uniao do Vegetal, 126 S. Ct. 1221 (2006))、連邦法律上はシャバート・テストが採用されているといえることができる。

州レベルに目を向けてみると、多くの州が RFRA と類似した独自の州法 (little RFRA と呼ばれる) を定めていること、そして州最高裁も州憲法上の信教の自由条項を解釈するにあたり、スミス・テストの適用を否定する傾向にある点が重要である。また、土地法制や収容施設では RLUIPA が適用される領域があることも踏まえる必要がある。

このように、「一般的に適用される法令が宗教に対して負担や不利益を課す場合」を「宗教活動の自由」条項のもとでいかに評価するかという問題は、憲法上の保障と法律上の保障そして州法上の保障で異なった傾向にあり、さらには連邦主義の問題や政教分離の問題とも絡みあい、錯綜している状況にあるといえるだろう。

Ⅲ 神と国家の不可分性？

以上のような政教分離原則のもとにおいても、信仰が色濃く反映したアメリカの文化・風土が政府の活動の中に見出されることがある。アメリカの歴史上、政府が宗教的伝統を取り入れたり、公的な場で宗教上の信念が表明されたりする事例（感謝祭やクリスマスを手休日にすること、通貨に”In God We Trust”と表記することなど）は枚挙に暇がないが、それらは「現実に宗教や宗教的教義を確立したり、それを意図するものでないかぎり」は、政教分離原則に違反するものではないとされる（前出 *Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668 (1984)）。例えば、郡裁判所の中で、クリスマスにおいてサンタクロースやトナカイなどの非宗教的な飾りなしに、「至高の神に栄光あれ」とのみ掲示することは、政府が宗教を是認し援助することを意味するとして違憲とされるが、クリスマスツリーやユダヤ教の儀式で用いられる燭台を含む飾りをして、市が「自由に敬礼」とのメッセージを表明することは、宗教を援助する効果がないとして政教分離原則に違反しないとす連邦最高裁判例などが挙げられる（*County of Allegheny v. American Civil Liberties Union Greater Pittsburgh Chapter*, 492 U.S. 573 (1989)）。

議会における「祈祷 (prayer)」と「聖職者 (chaplain)」の存在も宗教的特徴のある一例である。連邦・州議会ともに、会期の初めや日々の本会議の開議に際して、議会に聖職者が呼ばれ、聖職者の主宰の下、祈祷が行われる。*Marsh v. Chambers* 連邦最高裁判決 (463 U.S. 783 (1983)) によれば、これは、アメリカの歴史と伝統に深く根ざしたもので、憲法の政教分離原則には反しないものとされる。

連邦議会には、上下両院それぞれに議会の常勤の役員 (officer) として、議会付聖職者 (議会チャプレン) が置かれている。この役職は、アメリカ合衆国建国以前の大陸会議に由来し、1798年の第1期連邦議会から続くものである。規則上は会期ごとに選出する決まりであるが、慣例として一度選出された者が、議会の構成の変化にかかわらず長期間その職に就くことになっている。下院では平均して約 20 年同一人がその職を務めている。人選は、議長が選考委員会を設置し、そこで数名の候補者に絞り、最終的に議長が候補者を指名する形式によるのが通例である。議会チャプレンは、開会・開議の際の祈祷を自ら行うだけでなく、議員が推薦する聖職者を招聘し、その聖職者に祈祷を行わせ

る場合がある。議会チャプレンは、プロテスタントがほとんどであるが、招聘聖職者は宗派・教派とも様々であり、ユダヤ教のラビが祈祷を行うこともある。祈祷の際の言葉は議会の会議録に掲載される。この他、議会チャプレンは、議員やその家族・スタッフ、議会職員に対する宗教的カウンセリング（一定の精神的ケアも行っているようである）や聖書講読会、宗教的調査などを請け負っている。歴代大統領が死去した場合、埋葬前に連邦議会議事堂に遺体が安置されるが、その際に行われるセレモニーの開会・閉会において、下院・上院の議会チャプレンがそれぞれ功績や人柄を称える言葉を述べる。

上院第 62 代議会チャプレンであるバリー・ブラック博士（2003 年着任、宗派はプロテスタントの一派であるセブンスデイ・アドヴェンティスト（安息日再臨派））は、上院は、永年にわたり、政教分離を尊重してきたが、それは神と国家の分離ではないとし、合衆国の超越的支配者である神に対する上院の信仰を強く確認するよう、本会議はいつも祈りから始められるのであると述べる〔2007 年 3 月に行った聞き取り調査〕。

また、下院第 59 代議会チャプレンであるダニエル・コグリン師（2000 年着任、宗派はローマ・カトリック）によると、議会における祈りは、原理原則（principle）の確認行為であるという。それは宗派が様々だった建国者たちが、神を信じるといふ点において共通するという点で、その違いを乗り越え、大陸会議において聖職者による祈祷を実現させた歴史と伝統に依拠するものであり、議会チャプレンはそうした伝統を、現代の議会においても錯綜する利害の対立を乗り越え得る契機として、今でも引き継いでいるのだという〔2007 年 3 月に行った聞き取り調査〕。

国民一般が祖国の歴史と運命を認識・受容することで、自らの共同体を特別な存在と見ることを可能とし、国家を一つの統一体として結束させる。そこにおいて、「神」の存在は不可分のものとされる。こうした宗教観はアメリカの様々な領域で見られる特徴的なものであり、一般に「市民宗教」・「世俗化したピューリタニズム」などと呼ばれている〔ピラード&リンダー（2003）〕。アメリカの政教関係を理解するにあたって、こうした視点を欠かすことはできない。

第2節 宗教団体制

I 法人制度の概観

アメリカにおいて、宗教法人を含む法人制度の規律は、各州に専属する権限となっている。これは、アメリカの各州が主権を有する政治単位であり、連邦政府はそれらが憲法に規定して委譲した権限を行使できるに過ぎないためである（合衆国憲法修正 10 条）。議会の立法事項には法人制度は規定されておらず（1 条 8 節参照）、そのため、連邦レベルでは、我が国における「宗教法人法」のような統一的な法典が存在しないのである。

しかも、各州の法人制度は地域の歴史や特殊事情などを反映して多様なものとなっており、一概にアメリカの法人制度として論じることは難しい。多くの州では、州憲法に法人制度に関する規定が存在するが、その規定の仕方はごく簡潔にとどまる州から、詳細な規定を置く州まで多彩である。1776 年に制定されたヴァージニア州憲法のように宗教団体に対する法人格付与を禁止する規定（旧 4 章 14 条）を置いていた州も存在する。ヴァージニア州が独立前に直接イギリス王領とされた植民地で、現状維持的な保守派が多く、英国国教会が唯一の公認教会とされていたことから、この規定は英国国教会以外の宗派に法人格を与えないようにしたものと考えられる。公認教会は、独立革命後も、1786 年にジェファーソンが信教自由法（Virginia Statute for Religious Freedom）を同州で成立させるまで存続したが、この憲法の規定自体は残った〔大宮（2006）、16-17 頁・森本（2006）、62-66 頁、Merriman（2007）、68-70〕。2002 年に連邦地裁が連邦憲法違反と判断し（Falwell v. Miller, 203 F. Supp. 2d. 624 (W. D. Va. 2002))、2006 年 10 月にようやく廃止されるに至っている。

法律レベルで見ると、特別に宗教法人を対象とする制定法を持つ州が約 3 分の 1、非営利法人の一類型として宗教法人を規律する制定法を持つ州が約 3 分の 2 であるとされる〔『平成 13 年報告書』261、267 頁〕。

宗教法人法制について各州の法人制度を概観すると、宗教団体がそれ自体として独立した法人格を取得できるかどうかを基準に、次のような類型化をすることができる〔石村編（2006）、148-50 頁〕。第 1 が、宗教団体自体は、法人格を取得できないとする考え方に従う州である。この場合、宗教団体の財産に

については、選任された受託者が「信託」法理に基づき宗教団体から独立して事務を行うことになる(アラスカ州、ユタ州など)。受託者は「受託者法人 (trustee or trustees)」または「一人法人 (corporation sole)」を設立し、法人格を取得した上で事務を行うことになるが、その運営については当該州の規定する非営利法人法や独立した受託者法人法などに準拠するのが一般的である。受託者法人はアメリカで最も古い宗教法人の形態であり、約3分の1の州で認められている。選任された受託者又は同様の権限と責任を有するその他の管理者らで構成される法人であり、受託者が法人を代表し、法人の財産管理や運営の権限と責務を負う。一方、一人法人は、すべての法人の権限と義務を一人の個人、通常は伝統的な教会組織内の聖職者に委ねる形態であり、受託者が死亡した場合の不都合などを回避できるメリットがあるとされ、これも約3分の1の州で認められている。ただし、それらの州においても、一人法人になじまない宗派については、一般の非営利法人法の下で宗教活動を本来の事業とする法人を設立することも可能とされている [『平成13年報告書』、260頁]。

第2が、財産の所有・管理などの俗事処理 (secular or temporal matters) 目的に限って法人格が取得できるよう宗教法人のカテゴリーを設ける州である。カリフォルニア州やニューヨーク州をはじめとした多くの州が、一般の非営利法人から特化した形での宗教法人の設立を認める。例えば、イリノイ州では固有の宗教法人法を有し、宗教団体に対し一般の非営利法人法の下での法人格の取得を認めないとしている。この場合、受託者が法人格を取得することは認められず、宗教集団の構成員たる教信徒が設立発起人 (incorporators) となり、受託者は執行役員 (officers) となる。

第3が、特に宗教法人というカテゴリーを設けず、一般の非営利宗教法人と同じように宗教団体に法人格を付与する州である。テキサス州やペンシルヴェニア州などがこうした州の例として挙げられる。テキサス州では、「非営利法人」として収益を社員、役員及び理事に配分できない法人と定義しているが(テキサス州法人法 22.001 条(5))、宗教法人の定義規定はない。テキサス州の場合は、法人の類型を細かく分けるよりも、むしろ営利・非営利の別を問わず法人として統一的に扱い、法人の目的に応じて適宜、個別の規定が置かれる構造になっている。

なお、いずれの州でも、法人格なき教会 (unincorporated church) の財産

管理は、委託者たる教信徒が、当該教会を受託者として選任する信託制度を利用するのが一般的とされる。

公益信託は財団法人と同じ機能を有するとされており、法人格を与えられないことによる実質的差異はさほどないと思われるが、法人格があった方が法律関係も簡潔で済むのは確かである。ただ、いずれの制度を採用するかは、各州が英米法と大陸法のいずれの法系の影響を強く受けているかという事情や、受託者に財産を譲渡する形式よりも、独立した法人格を創造する方を好むかどうかという州民意識にかかってくるといえよう〔森泉（1986）、151頁〕。

また、宗教法人についての権限を有する行政機関が分散されており、例えば、登録事務は州務長官、違法な財産管理の取締りは司法長官、免税審査は課税庁などといったかたちで分散型の宗務行政が行われているのもアメリカの特徴である。行政も聖俗分離の原則に立ち、宗教団体の固有の宗教的側面や霊的存在に対する介入は行わず、法人の財産管理といった世俗的側面に最低限の法規制を行うが、州によって規制の度合は異なっている〔『平成13年報告書』、287-89頁〕。

II カリフォルニア州における宗教団体制

1. 非営利法人法

カリフォルニア州は独自の法人法典（California Corporations Code）を制定しているが、その中に非営利法人を対象とした規定が置かれており（5000条～10841条）、当該部分を「非営利法人法（Nonprofit Corporation Law）」と呼んでいる。

非営利法人法は、1978年に制定され、1980年1月1日より施行されている。同法は、非営利法人を非営利公益法人（nonprofit public benefit corporations）、非営利共益法人（nonprofit mutual benefit corporations）、非営利宗教法人（nonprofit religious corporations）、その他の非営利法人に分類する。非営利公益法人は、一定の公益目的のために設立されるもの（5111条）で、資産を社員に分配することが認められない性質の法人である（5410条）。非営利共益法人は、社員相互の親睦などの公益または宗教以外の適法な目的のために設立されるもの（7111条）で、法人の資産を解散時に社員に分配することが認められるといった特徴を持つ法人である（7410条～7414

条)。

2. 非営利宗教法人法の概要

非営利法人法は、第 1 部 (5002~5080 条) が総則規定、第 4 部 (9110~9690 条) が非営利宗教法人を対象にした規定となっており、第 4 部をとくに「非営利宗教法人法」(Nonprofit Religious Corporation Law) と呼んでいる (9110 条)。基本的に非営利公益法人に関する規定と類似するが、宗教法人独自の特徴的な規定も多い。ここで非営利宗教法人とは、「主として又は専ら宗教目的をもって (primarily or exclusively for any religious purposes) 設立される法人」をいう (9111 条)。非営利公益法人では、理事の過半数を近親者で占めてはならないとされているが (5227 条)、非営利宗教法人にはそうした制限規定は存在しない。また、理事に課せられる注意義務は、通常の管理者の義務で足りるとされ、非営利公益法人に比べ軽減されており、宗教法人特有の免責事由も規定されている (9241 条)。なお、法人の資産を社員に分配することは認められない (9610 条)。

非営利宗教法人の設立は準則主義であり、法定の手続に従って州務長官事務局 (Office of the Secretary of State) に書類を提出し、所定の費用を支払えば、法人格を取得できる。その際、一人以上の者が定款を届け出ることによって法人を設立することができ (9120 条 a)、州務長官は法人名に他と紛らわしい名称が用いられていないか確認する (9122 条) といった必要最小限の権限が与えられるのみである。州務長官は、法人の設立及び解散の公的記録を保管することが専らの役割であって、法人の活動内容などに踏み込んだ調査を行う権限は有しない。また、後述の模範法典にあるような行政的解散の権限も持たない。9121 条では、定款について州務長官の「認証」(certified) を要する場合を規定しているが、これは資産に関して第三者に対抗するため郡の登記所に登記するために必要とされるに過ぎず、一種の「公証」と呼んでよい。

なお、直近の非営利宗教法人の登録数の推移を見ると、2004 年 12 月段階で 31337 件、2005 年 12 月段階で 31476 件、2006 年 12 月段階で 32683 件、そして、2007 年 9 月 1 日現在で 33524 件となっている。

登録に必要な書類は 1 枚だけの簡単なもので、州務長官事務局の Web サ

イトで入手できる (http://www.sos.ca.gov/business/bpd_forms.htm)。これに法人設立の定款と 30 ドルの登録手数料をあわせて提出する。州務長官事務局の本部がある州都サクラメントに郵送で申請する場合のほかは、15 ドルの特別手数料 (special handling fee) が必要である。ちなみに、解散の際の登録手数料は不要である。なお、FTB や IRS といった課税当局からの免税を受けるためには、定款に法で定める最低要件を入れる必要があるが、それについても例文を含めた記入方法が明示されている。

審査はきわめて迅速で、サクラメントで申請すれば、約 1 時間で終了する。カリフォルニア州内各地域の事務所でも数日間で済むが、郵便での申請の場合は若干時間がかかる。なお、350 ドルの追加費用で、24 時間処理を行う特別サービスというものもあるが、宗教団体はあまり使わないという。また、申請代行業者がおり、それに依頼すると郵送でのやり取りで、5~7 日で手続が完了する。一般の NPO や宗教団体が代行業者を利用して申請する事例もある。なお、審査は 9 名の弁護士資格者と 17 名の調査官が行っているが、非営利宗教法人専属の担当者は置いていない。

定款には、法人の名称、非営利宗教法人の目的で設立されたことの声明文および主たる事務所を記載しなければならない (9130 条) ほか、法人の目的を制限する規定 (9131 条) や定款に記載しなければ効力を生じない事項 (9132 条) を記載することができる。

社員には、定款又は付属定款に別段の定めがない限り、社員の氏名・住所および投票権に関する記録の閲覧・謄写を請求でき (9511 条)、社員としての利益に関係する目的のために、会計帳簿・構成員・理事会および理事会の小委員会の手続の議事録の閲覧請求権が認められている (9512 条)。

法人の理事の責任も、非営利公益法人では善良なる管理者 (prudent man) としての注意義務が求められる (5231 条) のに対して、非営利宗教法人の場合は、適切な (as is appropriate) 注意義務にとどまる (9241 条)。また、社員による理事解任権の行使については、定款又は付属定款により制限することができるになっている (9222 条)。ただし、不正を犯した (in case of fraudulent acts) 理事の解任については、理事・一定数以上の社員又は司法長官が裁判所に理事の解任を提起でき、司法長官は他の者が提起した訴訟に参加することができる (9223 条)。

3. 非営利宗教法人に対する司法長官の権限

司法長官は、公益の代表者として、非営利公益法人の活動を調査し（5250条）、法人の理事に詐欺的不正、不実行為、法人に対しての権限・裁量権濫用その他の義務違反行為があった場合、司法長官は理事の解任を裁判所に求める訴訟を提起できる（5223条）。また、不適切な法人について解散を裁判所に求める権限がある（6510条）。理事などの役員が法人の金を着服したことを理由とするものが多く、司法省によれば年に3件程度の強制解散があるという。そして、任意の解散が行われた場合でも、法人の資産が分散して、個人の懐に入らないように監督する権限がある（6716条・6719条など）。そうした司法長官の権限は、1600年代のイギリスに由来するといわれる。

しかしながら、他の非営利法人と異なり、非営利宗教法人には、司法長官への年次会計報告義務（6324条）がなく、行政による指導・監督の機会はきわめて少ない。理事の解任請求権についても、詐欺的不正のほか不実行為や権限濫用なども解任事由とされる非営利公益法人（5223条）と異なり、詐欺的不正（fraudulent acts）を行った場合に解任事由が限定されている（9223条）。

また、司法長官には非営利宗教法人の強制解散を求める権限は認められていないし、非営利宗教法人に実体がないとする判決を裁判所に求める場合や特定の目的で集められた財産を法人の日常の運営に充てる際の是正措置など法令に明示された権限を除き、犯罪行為がなければ調査や命令をすることはできない（9230条）[『平成13年報告書』、272頁]。資産の売却や任意解散の際の監督権限は他の非営利法人と同じように認められているものの（9680条）、法人が解散手続もとらずに消滅してしまう場合などはそれを知るすべがない。

これは、現行の非営利法人法が1978年に制定された際に改められたものであり、それ以前は、他の法人と同様に公益の代表者としての司法長官に強い調査権限が認められていた。

司法省によれば、司法長官の権限を制限する9230条は、「ペトリス法」とも呼ばれ、ロサンゼルスに本部を置く“Worldwide Church of God”のテレビ伝道師（televangelist）がペトリス上院議員に働き掛けて導入した規定である。当時、同教団の幹部が、教団から90万ドルを私的に流用した嫌疑を

かけられており、カリフォルニア州司法省もロサンゼルス市警察とともにタスクフォースを作り捜査にあたっていたが、そうした動きを封じるために、憲法が保障する信教の自由を強調し、「他州で積極的に宗教団体を規制するところはない」としてロビー活動が展開された（もちろん、宗教団体自身がロビー活動をしたのではなく、関係者がロビー活動を行ったものである。）。信教の自由を前面に掲げたことで、他の宗教関係者もこれに同調し、法律制定が行われてしまったとされる。もちろん従来の司法長官の権限は、教会の経営などに干渉するものではなかったが、公益に資する財産に対する権限をも制限されてしまったのである。

これにより、非営利宗教法人の理事会はシープレー原則 (cy-pres doctrine)¹ により、自由な判断において、裁判所の許可を得ずとも公益に資する財産を事実上いかなる教会の目的にも流用することができるようになった。すなわち、司法長官には法人財産の不正な流用を是正する権限が与えられているものの (9230 条)、ここでいう「教会の目的」の範囲があまりにも広範なため、その宗教法人が詐欺団体 (sham) であることを証明した場合のみ流用の適法性を訴訟で争うことができるのであって、それは極めて困難なことなのである。

- 1 英米法におけるエクイティ上の原則で、一般に「可及的近似の原則」と呼ばれる。設定当時以降の社会的事情や法制度の変化によって、設定者の意図した目的が消滅したり、その目的の達成が不可能・不適法となったり、信託終了後に剰余財産があったりした場合、その信託財産はできるだけ設定者の意図に近い目的に使用されるべきであるとされる。

Ⅲ 1987 年改訂模範非営利法人法典

1. 模範法典の意義

州ごとに法律の規定が異なることは、連邦制を採用することからくる当然の帰結であるが、統一的な法典がないことによる不都合や支障も不可避免的に生じる。こうした事態に対し、諸州での統一的な法の制定を期待して、全米統一州法委員会 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws : NCCUSL) やアメリカ法律協会 (American Law Institute : ALI)、アメリカ法曹協会 (American Bar Association : ABA) などが提案す

る法律案として、統一法典（uniform act）および模範法典（model act）が作られる場合がある。NCCUSL は、弁護士資格者の中から各州で任命された統一州法委員などによって構成され、統一が望ましくかつ実行可能である事項について法律案を作成して、各州における立法を通して州法の統一を促進するための機関である。NCCUSL が作成する法律案には統一法と模範法があるが、統一法という名称が使用されるのは、多数の州における立法が予想されかつ、統一が主たる目的である場合であり、模範法という名称が使用されるのは、統一は望まれる目的であるが主たる目的でない場合、または、相当数の州が法律案をそのまま採用しない可能性があっても法律案は統一を促進しかつ相違点を最小限にするか、あらゆる州が法律案をそのまま採用しないとしても法律案の目的が相当程度達成される場合である。統一法典または模範法典が NCCUSL で作成されたとしても、それを実際に採用するかどうかは各州の判断による〔木南（1999）、129-31 頁〕。

2. 模範法人法典の概要

1987 年に制定された改訂模範非営利法人法典（Revised Model Nonprofit Corporation Act（1987）以下、「模範法人法典」）も模範法典の一つである。カリフォルニア州非営利法人法（以下、「加州法」）の影響を強く受けているといわれ、非営利法人の 3 類型（公益・共益・宗教）を基本にした制度となっている。模範法人法典を、全部又は一部採用したことが明らかな州として、アーカンソー、インディアナ、ミシシッピ、モンタナ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テネシー、ワシントン及びワイオミングの各州が挙げられるが〔Brody（1996）、477〕、この他にもかなり多くの州が模範法典を参考にして非営利法人法を制定していると考えられる（ユタ州、アイオワ州、ハワイ州、アイダホ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ワイオミング州、コロンビア特別区などで模範法典と法構造や文言を同じくする法律を見出すことができる）。ちなみに、ニューヨーク州の法人類型は 4 つであり、独自の法体系を築いている。

(1) 法人形態

模範法人法典は、営利法人を範とする唯一の法人形態である会員制モデル法人（membership model corporation）を採用している。そのため、会

衆派型の宗教法人には適しているが、カルヴァン系の長老派やアングリカン教会などの監督派にはそぐわないとする指摘もある。すなわち、会員制モデルとは、対等な地位を持つ会員で構成される法人形態であり、教会員によって選ばれた役員による管理と、各個教会の独立を強調してきた会衆派の法人運営に適している。これに対して、聖職上の地位にある者が世俗的財産管理人（法人の役員）の地位に当然就くことを望む長老派や監督派には、上意下達の要素があるので、会員制モデルは取りにくいということである〔『平成13年報告書』263-64頁〕。ただ、加州法と同様に、社員を置かないとすること（6.03条）や定款又は附属定款で適用除外事項を定められること（8.08条など）などによって、宗教法人の運営実態に合わせた柔軟な対応ができると思われる。

(2) 信教の自由への配慮

模範法典は、宗教法人を他の非営利法人と同様に規定することを原則としながらも、個別の条文に適用除外の規定を置くなど、公益・共益・宗教法人それぞれの性質に応じた規定をしている点が、加州法とは異なる特徴である。

特に宗教法人については相当の配慮を明文でしており、起草者によれば、「宗教法人にルール of 適用を比較的少なくし、司法長官の権限を限定することによって、模範法人法典は、宗教法人の活動に対する憲法の介入を避ける必要性を承認した」と説明している〔Hone (1988)〕。また、同法典は「国教樹立禁止条項と信教の自由行使条項との薄い境界線を歩こうとしている」との起草者の考えを反映し、「宗教法人の事務に関する宗教上の教義が同一事項に関する同法の規定に抵触する場合は、合衆国憲法若しくは州憲法又は双方によって要請されるかぎりにおいて、宗教上の教義が優先するものとする」（1.80条）との規定が置かれている。

ただ、こうした規定により、社員（member）や司法長官が理事（director）や執行役員（officer）の責任を追及しようとしても、宗教上の教義を逸脱行為の抗弁に使い、責任逃れを引き起こす危険をはらんでいるとも指摘されている〔『平成13年報告書』、264, 266頁〕。また、加州法9241条と同じく、宗教的権威の意見などに従って理事の職責を果たした場合の免責規定も置かれている（8.30条）。

司法長官の監督権限で、他の非営利法人に対して認められているものが、宗教法人には除外される例もある。例えば、他の非営利法人は、法人の社員または執行役員が法人を代表して代位訴訟を提起した場合、司法長官への通知が求められているのに対し、宗教法人には要求されない（6.30条(f)）。また、8.10条(a)で(1)詐欺的行為、不誠実な行為、権限や地位の大幅な逸脱などに理事が関わった場合、(2)当該理事の解任が法人にとって最も利益になる場合が、司法長官の解任請求事由となっており、加州よりも解任事由が広く認められているが、宗教法人に関しては、定款（article）又は附属定款（bylaw）で制限・禁止をすることができるので、加州法と同じ状況にすることも可能になる。ちなみに、理事会が役員を選任するが、役員の解任については理事会の決定事項であり、司法手続はない（8.43条(b)）。

加州法と異なり、司法長官による法人の解散請求事由が規定されており、14.30条(a)(1)で次の4項目が挙げられている。①詐欺によって法人格が取得された場合、②法によって与えられた権限の踰越・濫用を続けている場合、③公益法人において、法人資産が誤用・浪費されている場合、または、④公益法人において、その目的を達成し得ない場合、である。

(3) 法人の設立

模範法典によれば、非営利法人の設立には、法人の名称、法人の種類（公益法人・共益法人・宗教法人）などの必要的記載事項および法人の設立目的、原始的理事の氏名・住所などの任意的記載事項を規定した定款を州務長官に提出して登録を受ける必要があるが（1.20条・2.01条・2.02条）、州務長官は原則として書類を受理しなければならないが、これを拒否する場合には、書類を受け取った後5日以内に書面による理由を付して書類を返還しなければならない（1.25条(c)(d)）。返還処分不服がある場合、法人の主たる事務所がある郡の裁判所に訴えることができる（1.26条）。書類が登録されれば団体は法人格を取得し、州による法人格取消または任意解散の訴訟が起こさなければ、正式な法人として第三者に対抗しうる（2.03条）。このように、模範法人法典に基づく法人設立も、カリフォルニア州法と同じく登録（file）だけで済むので、準則主義といえる。ただし、他州の法律に基づいて設立された州外法人については、州内で活動するため

に、州務長官から認証状 (certificate of authority) を得なければならず (15.01 条(a))、州務長官の認証取消権が認められている (15.30 条(a))。

なお、州務長官に対しては、毎年 1 月 1 日から 4 月 1 日までの間に、法人の名称、主たる事務所などについての年次報告書を提出しなければならないとされている (16.22 条)。

(4) 法人の運営

法人には、定款または附属定款に別段の定めがない場合、理事会が選任する会長 (president)、事務局長 (secretary)、財務担当役員 (treasurer) などの執行役員を置くこととされている (8.40 条(a)) など、理事会や執行役員会に関する規定は他の非営利法人と同様に宗教法人にも適用される。

(5) 社員の位置づけ

模範法典において、社員とは理事を選任する権利を持つ者と定義されている (1.40 条(21))。もともと、社員は法人にとって必須の要素ではない (6.03 条)。社員を置かない場合は、定款または附属定款によって理事の選任方法を決めることができる (8.04 条)。宗教法人の理事や役員は、他の非営利法人と同様に、様々な責務や注意義務を負うが (8.30・8.31・8.41・8.42 条)、他の非営利法人の場合と異なり、その責任追及が難しい。例えば、宗教法人は、定款または附属定款により、法人の管理者による違法行為や財産流用などが行われた際に、社員の申立てに基づき裁判所が出す解散命令の規定の適用を排除することができる (14.30 条(a)(2))。このほか、定款または附属定款によって適用除外とできる規定として、社員による社員名簿閲覧権 (7.20 条(f)) や社員による理事の解任権 (8.08 条(j))、社員や司法長官による理事解任の司法手続 (8.10 条(e))、社員による会議録や財務諸表の閲覧権 (16.20 条(a)) がある。

(6) 州務長官による行政的解散手続

州務長官には、行政的解散 (administrative dissolution) の権限が認められているが、これは加州法にない制度である。行政的解散は、裁判所の手続によらず行政庁の処分により法人格を剥奪する制度であり、我が国の認証取消に近い [『平成 13 年報告書』、279 頁]。最低限度の義務を果たさない法人への措置であるが、多分に休眠法人の排除の意味合いがあると思われる。宗教法人にも例外なく適用され、定款等で回避することができな

い。解散事由としては、①60日以内に本法その他の法律に基づく税金または罰金を納付しないこと、②提出期限を過ぎて60日以上、年次報告書を提出しないこと、③60日以上、州内における登録された代理人（agent）および事務所を欠くこと、④120日以内に、登録された代理人および事務所の変更を州務長官に届け出ないこと、⑤定款に記載された存続期間が満了することがある（14.20条）。州務長官は、解散処分にあたり書面による通知をし、通知されてから60日以内に解散事由の不存在またはその解消の証明が法人からなされなければ、解散処分をすることができる（14.21条）。これに対して、法人は解散の日から2年以内に法人格の再取得を申し立てることができる（14.22条）。

(7) 司法手続による強制解散

司法長官は、詐欺による法人設立手続、権限の逸脱・濫用、理事による法人管理の行き詰まり、法人財産の不正流用および浪費、宗教法人としての目的の逸脱、目的の達成が不能といった事由がある場合、裁判所に解散命令を求めることができる（14.30条）。この場合、法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に裁判管轄権があり、原則として、理事や社員個人を被告とする必要はない。また、公益法人および宗教法人について、強制解散の申立てを司法長官以外の者が行った場合、その者は司法長官に対し書面による通知をしなければならない（14.31条）。なお、公益法人及び共益法人については、裁判所が、本案の審理がされるまで、財産保全管理人の選任、資産の名義替え・処分等を差し止める保全措置を講ずることができるとする規定がある（14.32条）。宗教法人の場合、一定数の社員による解散請求は定款又は附属定款の規定で回避できるが（14.30条(a)(2)）、司法長官による解散請求は回避できない（同条(a)(1)）。この点が、司法長官の権限がかなり制約される加州法（9230条参照）と対照的である。なお、司法長官が解散請求をするためには、「詐欺的な法人格取得」や「権限の踰越・濫用」という事由が必要である。

(8) 任意解散

法人が任意に解散するためには、社員がいない法人の場合、設立者または理事の過半数の決議により、社員がいる法人の場合、理事会または社員の3分の2以上の多数決で、財産の処分や残余財産の分配などの計画書を

採択し、州務長官に解散の届出をする必要がある（14.01条・14.02条）。
なお、公益法人および宗教法人には、事前に計画書の写しまたは概要を司法長官に提出することが求められる（14.03条）。

第3節 宗教団体税制

I 総説

連邦議会は、合衆国憲法により認められた課税権限（憲法1条8節1項、修正16条）に基づき、憲法の一般的禁止規定や権利章典に違反しないかぎり、広く課税を行うことが認められている。連邦による課税は、すべて合衆国法典第26編「内国歳入法典（Internal Revenue Code: IRC）」で規定されている。また各州も独自の課税権を有しているため、宗教団体は連邦税に加え、各州で賦課徴収される州税、さらには地方税も課されることになる。もともと、IRCそして各州は、それぞれ独自に宗教団体に対してさまざまな税制上の優遇措置を講じている。そこで本節では、連邦レベルにおける宗教団体に対する課税制度、州レベルではカリフォルニア州における宗教団体に対する課税制度を、優遇税制を中心に見ていくことにしたい。

II 連邦レベルにおける宗教団体に対する優遇税制

1. IRC上の宗教団体の位置づけ

(1) 免税団体としての宗教団体

IRC上、宗教団体は法人所得税についての免税団体（*exempt organization*）の1つとして取り扱われる。2007年3月に内国歳入庁（Internal Revenue Service: IRS）に対して行った聞き取り調査によれば、免税団体が免税される理由は、それら団体が公益を促進するという、本来的には公的機関が行うべき役割を公的機関の代わりとなって担っているといえるからであるという。

免税団体としての資格を規定するIRC501条(c)項(3)号によれば、宗教団体が免税団体となるためには、①もっぱら「宗教」目的で組織され運営されている、②その団体の純益のいかなる部分も私的出資者又は個人の利益のために流用されていない、③その団体の活動の実質的部分が立法活動に影響を及ぼすものでない、④その団体の活動の実質的部分が公職への候補者の当落のための参加・介入に該当しない、⑤法人及び共同基金、基金又は財団でなければならない。なお、IRCで直接規定されていないが、IRS

発行のガイドラインによれば、以上の要件に加え、⑥団体の活動が基本的な公序良俗に反しないという要件も課されている（この要件の合憲性は、1983年の *Bob Jones University v. United States* 判決（461 U.S. 574（1983））で確認されている）。

(2) 「宗教団体」の意味

IRC では、「宗教 (religion)」という語の明確な定義を行っていない。これは、公権力が「宗教」という語を明確に定義するとすれば修正1条上の問題を提起するとの認識に基づくものである。それゆえ、基本的に宗教団体に該当するか否かの判断は、後述するように、団体の定款や活動内容（宗教活動を行っているかではなく、免税団体が行うことを禁止されている行為を行っているか否か）によって判断されることになる。

(3) 「教会」と「宗教団体」

IRC では、「宗教団体」のなかでも「教会 (church)」に対しては、随所において様々な優遇措置を講じていることから、「宗教団体」と「教会」との区別が重要となってくる。しかし、「宗教」の定義の場合と同様、「教会」を定義することも修正1条上の問題が生じかねないという問題がある。この点について内国歳入庁のマニュアルは、教義の内容自体には踏み込まずに、外形的な基準、すなわち、

- ① 独立した法的実在があること、
- ② 認識された教義や礼拝の形式、
- ③ 確立され明確である教会統治機構、
- ④ 正式な教義や戒律の存在、
- ⑤ 明確な宗教的な歴史、
- ⑥ 他の教会や宗派に属していない信徒の存在、
- ⑦ 集会を取り仕切るために任命された聖職者による確固たる組織、
- ⑧ 規定された修得過程を修了した後に任命された聖職者の存在、
- ⑨ 教会独自の教典、
- ⑩ 確立された礼拝施設、
- ⑪ 定期的な集会の開催、
- ⑫ 定期的な宗教的活動の実践、
- ⑬ 青少年の宗教的指導のための日曜学校の開催、

⑭ 聖職者育成のための学校の存在

という14点を総合的にみて、「教会」に該当するか否かを判断するとしており（Internal Revenue Manual, 7.26.2.2.4(5)）、また、裁判所もこの判断基準を参考にしているようである。（例えば、IRCによる「教会」性を否定する判断の是非が争われた *Spiritual Outreach Society, v. Commissioner of Internal Revenue*, 927 F.2d 335 (8th Cir. 1991)等）。

(4) 宗教団体免税の憲法上の正当性

それでは宗教団体に対する免税措置は憲法上どのように正当化されるのだろうか。この点、連邦レベルでの宗教団体への免税措置が直接に争われた事例は存在しないが、州レベルでの宗教団体への免税措置の合憲性を確認した事例として、*Walz v. Tax Commission of the City of New York* 連邦最高裁判決（397 U.S. 664 (1970)）がある。この事件は、ニューヨーク州憲法及び州法が、専ら宗教的礼拝のために用いられる財産に対する財産税（property tax）を免除していることが、修正1条が禁止する国教樹立に該当するかが争われた事例である。判決は、当該免税措置は、①宗教ないし特定の宗派を選び出して優遇しているわけではなく、共同体の生活の向上に仕える団体すべてに適用されるものであって、公益目的に資するものであること、②課税の免除は、歴史的に課税の賦課により生じる公権力による宗教への圧迫を阻止するための方策であること、③課税を賦課することも免除することも政治と宗教との関わり合いを生じさせるが、課税を賦課するほうが「過度の関わり合い」になることなどを理由に、本件財産税の免除は修正1条に違反しない、と判断している。

2. 宗教団体の免税資格審査と申請手続

一定規模以上の宗教団体が IRC503 条(c)項(3)号の免税団体資格を得るためには、IRS に申請し、認可を得なければならない（IRC508 条(a)）。もっとも「教会」については自動的に免税資格が与えられるため、IRC に申請、認可を行う必要がない（IRC508 条(c)(1)(A)）。この意味では、実質的にみると、「教会」は免税団体というよりもむしろ、非課税団体に近いといえることができるように思われる（ただし、後述(3)参照）。

(1) 「専ら宗教目的」

宗教団体が免税資格を得ようとする場合、まず、IRC501 条(c)項(3)号が規定するように、「専ら」宗教目的の団体でなければならないが、宗教目的以外にも IRC501 条(c)項(3)号に列挙された諸目的も同時に追求することができるし、経済活動についても、団体活動の「実質的」部分とされない限り許される（ただし後述するように、非関連事業所得として、課税対象となる。）。

「宗教目的」の意味については、上述したように IRC では「宗教」の定義はなされていないが、IRS 発行のガイドラインによると、①団体の宗教的信仰が偽りなく誠実なものである、②団体の宗教的信仰や信念に基づく礼拝や儀式が、違法あるいは明確に公序良俗に反するものではない、という 2 つを満たす場合、当該団体は宗教目的の団体に該当するとされている。

(2) 「組織され運営される」

IRC501 条(c)項(3)号の「組織され運営される」という文言から、免税資格を申請する宗教団体には、「組織審査 (organizational test)」と「運営審査 (operational test)」という審査が行われる。

まず、「組織審査」であるが、この審査は団体の「組織定款 (article of organization)」の内容から、当該団体が宗教目的で「組織」されたか否かを形式的に審査するものである。これに対し「運営審査」は、宗教団体の活動が IRC501 条(c)項(3)号により禁止された活動を行っているか否かという側面から、宗教団体の運営状況を審査するものである。

(3) 申請の流れ

免税団体資格の申請には、「組織定款」と関連書類を、「書式 1023 号」に添えて IRS に提出する必要がある。それら書類を元に IRS は、組織審査と運営審査によって免税資格を検討し、それが認められる場合には、「免税資格承認決定通知書 (determination letter)」を発行する。そして IRS は、免税団体名を記載した「免税団体リスト (Cumulative List of Organizations)」を公表する。後述するように (7 の慈善寄付を参照)、免税団体に対する寄付は税控除の対象となるため、この免税団体リストを参考に寄付の判断を行う者が多い。「免税団体リスト」には、「免税資格承認決定通知書」を得た免税団体が記載されるため、寄付をより多く集めよう

として、本来であれば自動的に免税資格が認められる「教会」も、積極的に免税資格申請手続を行っている。

(4) 年次申告義務

IRC501条(c)項(3)号の免税資格を獲得した団体は、「年次申告書(Annual information return)」を提出することが求められる(IRC6033条(a)項(1)号)。宗教団体は原則として、「書式990号」と「別表A」を提出することで年次報告を行う必要があるが、「教会」については、年次報告の提出義務はない(IRC6033条(a)項(2)号(i))。年次申告書の期限までの報告を怠ったり、合理的な理由なく必要な事項を記載しなかったりした場合には罰則規定も用意されている(IRC6652条(c)項)。また、免税資格が剥奪される場合もある。

3. 免税資格を喪失する行為

(1) 団体の利益の私的流用

教会や宗教団体は、団体と密接な関係を有する者(典型的には「内部者(insider)」)の利益のために、不当に団体の収入や資産を流用すること(これを「過剰利得取引(excess benefit transaction)」という。)が禁止される。ここでいう「利益」とは、配当金の支払い、内部者に対する不合理な報酬の支払い、適正な市場価格を下回る額で団体財産を内部者に譲渡することなどがこれに該当する。教会及び宗教団体が「過剰利得取引」をおこなった場合には、加算税が課されることになる(IRC4958条)。

(2) 「実質的な」立法活動への従事

教会や宗教団体の「実質的(substantial)な」活動内容が立法に影響を及ぼそうとするもの(ロビー活動)である場合、免税資格喪失の対象となる。これは、税制上優遇される地位を利用して立法に影響を及ぼすことに対する反感に基づくものだと説明される。ガイドラインによると、教会や宗教団体が、立法を支持又は不支持目的で、立法府の議員や被用者に対して接触したり、コンタクトを取るよう公衆を駆り立てる場合、あるいは団体が立法の賛成あるいは反対を唱道する場合に、団体の当該活動は立法に影響を及ぼそうとするものと見なされる。

宗教団体の活動の「実質的部分」がロビー活動に該当するか否かは、「支

出審査 (expenditure test)」と「実質的部分審査 (substantial part test)」のいずれかの審査により判断される。宗教団体はどちらの審査を受けるかを選択することができるが (IRC501 条(h)項(3)号)、教会は支出審査を選ぶことができず (IRC501 条(h)項(5)号(A)-(B))、必ず実質的部分審査に服することになる。この審査により、実質的に立法活動を行っていると判断されれば、教会といえども、免税団体としての資格を喪失することになる。

まず「支出審査」から見てみよう。IRC は、免税団体がロビー支出として支出可能な額を定めており (IRC4911 条(c)項(2)号)、その支出可能額の 150%を超えた場合に、ロビー活動を「実質的に」行ったと判断される (IRC501 条(h)項(1)-(2)号)。その場合、団体は、免税資格を喪失しかねないことに加え、免税対象となる支出額を超過した支出額の 25%相当額が税として課されることになる (IRC4911 条(a)項(1)号)。

次に「実質的部分審査」であるが、この審査は、具体的な関連事実や状況をもとに、団体の活動が「実質的に」ロビー活動であるかを (例えば、有償無償を問わず活動に費やした時間、活動に支出した費用などを参考にして) 総合的に判断する審査である。これに該当するとされた場合、免税資格を失う可能性があることに加え、免税資格を喪失した課税年度になされたロビー支出額の 5%の税 (excise tax) が課される (IRC4912 条(a)項)。さらに、事情を知りながら当該支出に同意した「団体の管理者」に対しても、同額の税が課されることになる (IRC4912 条(b)項)。

(3) 政治活動への従事

教会や宗教団体は、直接間接を問わず、公職への候補者の当落のための「政治活動 (political campaign activities)」に参加・介入することが「絶対的に (absolutely)」禁止されている。しかしながら、いかなる行為が「政治活動」に該当するかは判断が難しい問題である。そこで IRS のガイドラインは、「政治活動」を行ったと判断されないためには、宗教的指導者が「教会や宗教団体として」ではなく、「個人」として自由に政治活動を行う場合には、発言は個人的なものであり団体の見解を表明したものではない旨を明示すべきであるとか、公職候補者を団体の会合にて演説させる場合には、他の候補者にも演説の機会を与えるとともに、当該会合が特定の候補者に対する支持や不支持を示すものでないことを明確に表明すべき

であるなど、具体例を挙げつつ、いかなる場合が「政治活動」に該当するのかを明確にしようと試みている。

「政治活動」を行っているとして認定された場合、IRC501 条(c)項(3)号上の免税資格を失う可能性があることに加えて、政治活動に関連した支出に税が課される。(2007年3月に行った聞き取り調査によれば、免税資格を喪失する行為を行った団体に対しては、まず改善の指導を行い、それに従うようであれば、原則として免税資格の取り消しは行なわないようである)。

政治活動支出に課される税であるが、これは「基本課税 (initial tax)」と「付加税 (additional tax)」に区別される。まず政治活動を行った団体には、選挙活動支出の10%相当額が「基本課税」として賦課されるとともに、当該支出が選挙活動支出と知りながらこれを容認した団体管理者にも、選挙活動支出の2.5%相当額の「基本課税」が課される (IRC4955 条(a)項(1)-(2)号)。次に「付加税」であるが、「基本課税」を課された団体が、当該課税年度内において改善措置を取らなかった場合に、政治活動支出と同額の「付加税」が課される (IRC4955 条(b)項(1)号)。また、改善措置に同意することを拒んだ団体管理者には、政治活動支出の50%相当額の「付加税」が課される (IRC4955 条(b)項(2)号)。

4. 非関連事業所得税

教会や宗教団体は、団体活動の「実質的部分」を占めない限り、設立目的とは関係のない収益事業を行うことができるが、その収益事業による収入に対しては、「非関連事業所得税 (Unrelated Business Income Tax)」が課されることになる。非関連事業所得税は、税制面で有利な立場にある免税団体の収益活動が、免税資格を有しない事業者による収益活動と競合する場合に生じる不公平な競争を阻止することを目的としたものである。

非関連事業所得税は、教会や宗教団体の収益活動が、次の3つの基準を満たす場合に課されることになる。すなわち、当該収益活動が①取引又は事業を構成し、②その取引又は事業が継続的に営まれており、③その取引又は事業が団体設立目的と実質的に関連していない場合である。この基準のもと、非関連事業による総所得が1000ドルを超える教会や宗教団体は、「書式990-T号」を用いてIRSに申告し納税しなければならない。

(1) 取引又は事業

IRC は、収入を得る目的で営まれる商品の販売やサービスの提供をする活動一般が「取引又は事業」であるとしている（IRC513条(c)項）。すなわち、広く所得を得るための活動が「取引又は事業」に該当することになる。

(2) 継続性

次に、教会や宗教団体の取引又は事業が「継続的に営まれている」か否かは、それが免税を受けない営利団体によって行われる同様の取引又は事業に類似しているか否かを活動の「頻度（frequency）」や「継続性（continuity）」などによって判断される。こうした観点から判断されるのは、免税団体の収益活動と免税を受けない団体の収益活動を同じ条件で競争させようという「非関連事業所得税」の趣旨によるものである。

(3) 実質的関連性

教会や宗教団体の取引又は事業が、団体設立目的と「実質的に関連」しているというためには、収益活動である取引又は事業が、団体設立目的達成に「重要な点で寄与する（contribute importantly）」ものでなければならない。収益活動が団体設立目的に「重要な点で寄与する」ものであるか否かは、具体的な事実や状況に即して判断される。IRS のガイドラインの例を挙げれば、教会や宗教団体の宗教目的と実質的に関連しない出版物の販売、定期刊行物やホームページの広告スペースの売却などによる収益などが非関連事業所得として扱われるようである。

(4) 例 外

もっとも、次のいずれかに該当する場合には、「非関連事業所得税」を課されない。すなわち、①当該収益事業が、実質的にすべて無償のボランティアによって営まれている場合、②当該収益事業が、主として会員や信者の利便のためのものである場合、③当該収益事業が、実質的にすべて寄付として受け取った商品の販売である場合である（IRC513条(a)項）。

5. 「教会」に対する税務調査

IRS は、免税団体の活動や記録が IRC に適合しているかを調査する権限を有しているが、「教会」に対する税務調査については、連邦憲法修正 1 条に

より教会に保障される権利に対する配慮から、特別の規定が置かれている (IRC7611 条)。前述したように、教会には自動的に免税資格が付与されるが、税務調査により、教会が免税団体の資格を喪失する可能性のある行為を行っていると判断された場合には、教会といえども、免税資格を喪失することになる。

「教会」に対する税務調査手続は、まず「質問 (inquiry)」から始まり、質問だけでは不十分であると判断された場合に初めて「検査 (examination)」が行われるという 2 段階の手続がとられている。

(1) 税務上の「質問」

IRS が「教会」に対して税務上の「質問」をおこなうことが許されるのは、①合理的確信要件 (reasonable belief requirements) と②質問通知要件 (inquiry notice requirements) という 2 つの要件を充足した場合に限られる (IRC7611 条(a)項(1)号)。

まず「合理的確信要件」であるが、これは IRS が、教会の発行する文書記録や状況から判断して、①教会として IRC501 条(a)項(3)号の免税資格を満たさない、②課税対象となる活動に税を支払っていないと「合理的に」確信することができる場合に充足される要件である (IRC7611 条(a)項(2)号)。

次に「質問通知要件」である。これは、質問に先立ち、教会に対して「書面」によって質問を開始する旨の通知を行うことを要求するものである (IRC7611 条(a)項(3)号(A))。質問通知には、①当該質問を行うに至った事情、②当該質問の一般的な対象事項、③当該質問に関する行政上及び憲法上の規定、④当該質問に関連する合衆国法典第 26 編上の規定を記載しなければならない (IRC7611 条(a)項(3)号(B))。

質問を受けた教会には、IRS の懸念を軽減・払拭させるための弁明を行うために必要となる合理的な期間が与えられ、それが成功した場合には「検査」に進むことなしに税務調査は終了となるが、懸念を払拭できなかった場合に初めて、次の「検査」段階に進むことになる。

(2) 税務上の「検査」

まず「検査」を行うためには、検査の 15 日前までに、①「質問通知」のコピー、②検査対象となる教会の記録や活動の記述、③検査に関連した

教会と長官との協議の申し出、④IRS が調査のために用意した全資料のコピーを「検査通知 (examination notice)」として教会に送付しなければならない (IRC7611 条(b)項(3)号)。検査の許される範囲は、①連邦税法上の課税義務や額を決定するために必要な範囲、②当該団体が教会であるか否かを決定するために必要な範囲のみである (IRC7611 条(b)項(1)号)。そして、検査は 2 年以内に終了ないし最終決定をしなければならない (IRC7611 条(c)項(1)号(A))。

(3) 検査の結果

検査の結果、当該団体が IRC501 条(c)項(3)号の免税資格を満たさないと判断された場合には、IRS はさらに検査通知日から遡って 6 年分の記録についても税務調査を行い、追徴課税額を決定することができる。また、検査の結果、教会に対して非関連収益事業税が課されると判断された場合も、検査通知日から遡って 6 年分の税額を追徴できる (IRC7611 条(d)項(2)号(A)(i)-(ii))。

6. 慈善寄付

IRC 上、教会や宗教団体等の免税団体に対して行う慈善寄付は税控除の対象となる (IRC170 条(a)-(c)項)。「寄付」とは一般に対価を期待しない支出をいう。また、一部は寄付として、一部は寄付を受けた団体から提供される商品やサービスの対価として支出するような寄付を「対価的寄付 (quid pro quo contribution)」という (IRC6155 条(b)項)。なお、対価的寄付といえるためには、その一部が純然たる寄付であることを要する。つまり、寄付の全体が商品の対価であるような場合は対価的「寄付」とならない (Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue, 490 U.S. 680 (1989))。

この慈善寄付に関する IRC 上の重要な原則が、「実証要求 (substantiation requirement)」と「情報提供要求 (disclosure requirement)」である。

(1) 実証要求 ——書面による受取証明書——

「実証要求」とは、寄付者が納税申告の際に慈善寄付に対する税控除を主張するためには、寄付を受けた宗教団体発行の「書面による受取証明書 (written acknowledgment)」が必要となるという要求である。また、250 ドルを超える対価的寄付の場合、その対価の市場価値を記載することも求

められる。寄付の額と対価の市場価値の差額が税控除の対象となるからである。

ただし、寄付の対価が「実質的でない」場合には、受取証明書に記載する必要はない。また、宗教団体が、寄付の対価として「無形の宗教的利益 (intangible religious benefits)」を提供する場合は、単に、「無形の宗教的利益」を提供したと申告するだけで十分である。「無形の宗教的利益」とは、専ら宗教目的で運営される免税団体が提供する利益で、通常、寄付の文脈以外で売買されない利益をいう (IRC170 条(f)項(8)号(B)(iii))。

(2) 情報提供要求

「情報提供要求」とは、75 ドルを超える対価的寄付を受けた団体が、寄付者に対して、次の情報を提供するように要求するものである。すなわち、①税控除を受けることができるのは、寄付の総額から、対価として団体から提供された商品やサービスの価値を差し引いた額であること、②寄付の対価として団体から提供された商品やサービスの適正な市場価値 (IRC6155 条(a)項) である。この要求を果たさなかった団体に対しては寄付 1 回につき 10 ドル、組織的な慈善イベントや郵便の場合、5000 ドルを超えない額が罰則として課される (IRC6714 条(a)項)。

7. その他

その他 IRC は、聖職者に対する個人所得税上の優遇措置も講じている。例えば、通常、企業が従業員の住居費用や光熱費を負担した場合、その家賃や光熱費に相当する額もまた個人の総所得に算入されるが、聖職者としての職務の対価として提供された牧師館 (parsonage) に関しては、その家賃相当額は、聖職者の総所得に算入されない (IRC107 条)。

III 州レベルの宗教団体税制ーカリフォルニア州の場合ー

1. 財産税についての州憲法の規定

カリフォルニア州憲法 13 条 3 節(f)項は、「専ら礼拝のために用いられる建物、建物が存する土地及びその附属設備」は財産税の免除を受けると規定する。この規定は、公共団体による宗教団体や教会に対する支出や援助を禁止する州憲法 16 条 5 項の例外規定と位置づけられている。

また、州憲法 13 条 4 節(b)項は、専ら宗教、又は慈善目的で利用される財産であって、①これら目的のために組織及び運営され、②営利を目的とせず、③その純益のいかなる部分も私的利益のために供されない、法人その他の団体が信託所有する財産については、議会がその全部又は一部につき、財産税を免除することができる旨を規定している（2007 年 9 月にカリフォルニア州税査定平準委員会（California State Board of Equalization: BOE）にて行った聞き取り調査によれば、州憲法が宗教団体に対する財産税の免税を規定するのは、宗教団体はコミュニティに利益をもたらし、安定させるものであるから、宗教団体の所有する財産を免除することが公益に仕えることになるからだという）。

2. 州憲法規定の州法による具体化 —財産税に対する免税措置—

これらの州憲法の諸規定を受け、「カリフォルニア州歳入租税法典（California Revenue and Taxation Code: CRTC）」は、宗教団体に対する財産税の免除を規定しているが、当該免税措置は、免税の根拠と範囲の違いに基づき、「教会目的財産に対する免税措置（church exemption）」（CRTC206 条）、「宗教目的財産に対する免税措置（religious exemption）」（CRTC207 条）、「福祉目的財産に対する免税措置（welfare exemption）」（CRTC214 条）の 3 つに区別される。

まず免税の根拠であるが、前者は州憲法 13 条 3 節(f)項を根拠としているのに対し、後 2 者は州憲法 13 条 4 節(b)項を根拠としている点で違いがある。

次に免税の範囲であるが、まず「教会目的財産に対する免税措置」は、宗教団体が所有、賃借され、専ら礼拝（religious worship）のために使用される財産に適用されるもので、3 つのカテゴリーの中で一番狭い。

次に「宗教目的財産に対する免税措置」は、礼拝のため及び宗教団体が経営する宗教教育を目的とした学校のために用いられる財産に適用される（BOE にて行った聞き取り調査によると、「宗教目的財産に対する免税措置」を規定する CRTC207 条は、宗教団体の運営する学校に対しても免税措置を与えるために規定された条項であるという）。最後に「福祉目的財産に対する免税措置」であるが、宗教団体により所有され、もっぱら「宗教目的（religious purposes）」（これは礼拝よりも広い概念である）で使用される財

産に対する免税措置であり、宗教団体以外の NPO 等の財産にも広く適用される。

なお、財産税の免税を主張する宗教団体は、これらの免税措置のうち、いずれか一つのみを選択しなければならないわけではなく、いずれの免税措置についても申請することができる点に注意が必要である。

3. 財産税の免税措置を受けるための手続

「教会目的財産に対する免税措置」を受けようとする団体は、期日までに書式 BOE-262-AH を使用して申請しなければならない。申請書類は、カウンティの課税査定者 (assessor) が管理する。そして、①当該建物及び施設が礼拝のみに用いられていること、②免税財産が当該建物及び施設利用の便宜のために利用されていることを示した「宣誓供述書」を、毎年提出しなければならない。

次に、「宗教目的財産に対する免税措置」を受けようとする団体は、期日までに、書式 BOE-267-S を使用して、カウンティの課税査定者に、①建物、施設、土地が専ら宗教目的で利用されていること、②免税を主張する土地が建物の利便のために用いられていること、③当該財産が、専ら宗教目的で運営され組織される団体により所有されていること、④当該団体が非営利であること、⑤その純益のいかなる部分も私的個人の利益のために供されていないことが記載された宣誓供述書を提出しなければならない。申請は 1 度のみでよく、宗教目的財産としての使用が終了するまで免税の効果は継続する (CRTC257 条(a)-(c)項)。それを確認するため課税査定者は毎年、宗教目的財産として使用されているか否かを問う通知書を送付する。

最後に、「福祉目的財産に対する免税措置」を受けようとする団体は、まず BOE に書式 BOE-277 を用いて申請を行い、「免税団体認可証書 (organizational clearance certificate)」を得る必要がある。

免税団体認可証書を得た団体は、期限内に課税査定者に書式 BOE-267 を使用して財産税免除申請を行い、申請を受けた課税査定者は、当該財産が CRTC214 条の要求を満たすものかを確認する。BOE への申請は 1 度でよいが、課税査定者に対しては、必要な情報を記載した「宣誓供述書」を毎年提出しなければならない。

4. 免税を受ける財産を用いた非関連事業

連邦の場合と同じく、カリフォルニア州においても、免税団体が免税目的とは関連しない収益事業を行うことも認められているが、そこから得た収益に対しては法人所得税が課される（カリフォルニア州の非関連事業所得については、連邦と同じ定義が用いられている（214.05条(b)項(1)-(2)号））。そのため宗教団体は、「福祉目的財産に対する免税措置」を用いて、免税目的以外の収益活動を行うことができるのであるが、そのための用に供された財産も、その割合に応じて財産税の課税対象となる。

財産税の免税を受ける財産を用いて収益事業を行う場合、当該団体は次の内容を記載した文書を課税査定者に提出することが求められる。すなわち、①前会計年度に IRS に提出した団体情報及び課税申告の情報、②財産が収益事業に供された時間と非収益事業に供された時間、そして可能である場合にはそれら活動に充てられた財産の割合を示した情報、③課税対象となる非関連事業の詳細、④その他 BOE により要求される情報を提出しなければならない。

5. 宗教団体に対する州法人所得税の免税措置

カリフォルニア州においても、一定の場合に州レベルの法人所得税の免税を受けることができる。州レベルの法人所得税免除の団体資格を規定した CRTc23701d 条は、連邦所得税免除を受ける団体を定義する IRC501 条(c)項(3)号とほぼ同一の定義を採用している。

州法人所得税の免除を受けようとする団体は、州フランチャイズ税委員会 (California Franchise Tax Board: FTB) に、書式 FTB3500 を提出しなければならない。書式を提出し、FTB より免税資格承認決定通知書を受けた団体が、州法人所得税の免税資格を認められた団体となる。なお、カリフォルニア州では、書式 FTB3500 を提出しなければ、教会といえども免税資格を得ることができない点で、申請をしなくとも、教会に自動的に免税資格が与えられる連邦の場合とは異なる点に注意が必要である。

6. 州法人所得税についての年次報告書提出義務

免税資格を得た団体は、年次報告書を期日までに FTB に対して書式 199

を用いて提出しなければならない（CRTC23771 条）。教会及び修道会（religious order）は、この年次報告書を提出する必要がないが、年次報告書の代わりに、団体の名前、所在地、主要な活動、収入源、IRC のもとでの地位についての公証された（notarized）情報を提出することが求められている（CRTC23772 条(a)項(2)号(A)(i), (iii)）。なお、免税目的と関連しない事業による所得が 1000 ドルを超える場合、免税団体は書式 109 を提出しなければならない。

7. 州法人所得税の免税資格を喪失する可能性のある行為

カリフォルニア州における法人所得税の免税資格の要件は、IRC の連邦法人所得税の免税資格の要件とほぼ同様である。そのため、カリフォルニア州でも免税団体は、連邦の場合と同様に、政治活動やロビー活動を行うことが禁止される（CRTC23777 条）。免税目的以外の活動に従事したことを理由に免税資格が取り消された団体は、①取消理由となった活動の改善、②将来免税目的外の活動をしないうこと、③免税資格が取り消されている間の税を支払うという 3 つを満たせば、再び免税団体資格を申請し、得ることができる（CRTC23778 条）。ただし、2007 年 9 月に行った FTB に対する聞き取り調査によると、免税資格取り消しはほとんど行なっておらず、その実数も把握していないとのことであった。担当者は、その理由として、組織と運営を審査する申請の段階でチェックをしっかりとしており、組織と運営に変化が生じた場合には、FTB に通告するよう要請を徹底している点を強調していた。

8. 慈善寄付に対する税控除

CRTC17201 条は、IRC 上の慈善寄付に対する税控除の規定は、特に規定がないかぎり、CRTC においても適用されると規定している。

9. その他の優遇規定

その他の宗教団体に対する税制上の優遇措置として、地方税に対する制限が挙げられる。CRTC は、カウンティの管理委員会（board of supervisors）が免許税（license tax）を賦課することができる旨を規定しているが（CRTC7284 条）、いかなる地方自治体も、IRC501 条(c)項により免税資格が

与えられている宗教団体に対して免許税を課すことができないとしている（CRTC7284.1条(a)項）。また、営業免許税（business license tax）についても、CRTC23701d条により課税を免除される非営利団体でIRC501条(c)項に該当する団体に対して課すことができないとされている（CRTC7284.1条(b)項）。

またCRTCは、カリフォルニア州憲法13条3節(f)項が規定する財産税の免除を受ける財産を有する宗教団体が、団体の活動資金を得るために飲食物を販売する場合、「販売税（sale and use taxes）」が免除される旨を規定している（CRTC6363.5条）。さらに、聖職者の住居に関しても、IRC107条の規定が州所得税上も適用される旨を規定している（CRTC17131条）。

第4節 宗教団体と教育・社会的活動

I 概観

アメリカは、民間セクターである結社の活動が盛んであり、教育、福祉などの社会活動が地域・社会の発展を支えているといわれる。トクヴィルは、『アメリカの民主主義』において、「世界のどの国でも、アメリカにおけるほど結社の原理が多くの目的のために巧みに使われ、適用された国はない」とし、「新しい事業の先頭にフランスでは政府が見られ、イギリスでは上流階級の者が見られるのに対し、合衆国では結社が見られる」と述べる。

ところが近年、ロバート・パットナムが指摘するように、アメリカが持っていた近隣社会での助け合いの活動や精神が損なわれつつあるという認識が広まっている。パットナムは、『孤独なボーリング』において、様々なデータを示しながら、1960年代以降アメリカにおいて社会的信頼の低下や人間関係の希薄化を指摘し、社会関係資本（social capital）構築の重要性を指摘しており、これをめぐる議論が活発になっている。その政治的要因のひとつとして挙げられるのが、1960年代のジョンソン政権に見られるリベラル派が政府の積極的支援により貧困や社会問題を解決しようとしたアプローチであるとされる。この政策は、政府コストを増大させ、なおかつ問題を解決しなかったばかりか、政府依存の姿勢を根付かせ、福祉等義務的経費の運営に携わる人々の利益を先行させ、アメリカを支えてきた地域の助け合いの活動や精神を損ねたと批判される〔新田（2003）、71-72頁〕。

そうした認識から、クリントン政権は、チャリタブル・チョイス政策の一環として、1996年に福祉制度改革法（1996年）を制定し、貧困などの社会問題の解決策として、草の根の活動を再評価し、これを活用する方針を打ち出した。しかしながら、これはある種「パンドラの箱」を開けた政策と言ってもよい。つまり、草の根団体の中において宗教団体が大きな位置を占めていることが再認識され、それに対して政府が支援をすれば、必然的に憲法の政教分離原則との問題が生じるからである。

II G.W.ブッシュ政権における信仰団体支援政策

1. 思いやりのある保守主義

2001年に登場したブッシュ政権は、主要なスローガンとして「思いやりのある保守主義（compassionate conservatism）」を掲げた。これは、概して言えば、道徳や信仰を重視する従来の保守主義的アプローチだけでなく、民主党中道によるシヴィル・ソサエティの役割を重視するアプローチ、コミュニティの役割を重視するアプローチを取り入れ、福祉・教育・社会政策を進めていこうとする考え方である。

ブッシュ政権の思いやりのある保守主義は、ある意味でクリントン政権と連続性・整合性を持つ政策と見ることもできる。しかし、2000年の大統領選挙で、ブッシュ大統領の当選を支えた宗教保守層の影響力が注目されたことや、ブッシュ大統領自身も宗教的価値を擁護する発言をしたり、宗教関係の会合で「神に選ばれた大統領であると認識している」と発言するなど、当初から宗教色をにじませていたため、憲法の信教の自由や政教分離原則を重視する団体などから強い警戒の目で見られていた。

そうした中、ブッシュ大統領は、テキサス州知事時代に行っていた政策を範として、地域社会での助け合いの精神に基づいて様々な社会問題を解決しようとする地域団体の活動を促進すべく、特に宗教団体が公的助成を受けるにあたっての障害を除去するための政策を打ち出した。それが次にみる「信仰・地域団体支援政策」であるが、これによって、政教分離原則との緊張関係がますます高まることとなる。

2. 信仰・地域団体支援政策

(1) 政策の概要

2001年1月、ブッシュ大統領は思いやりのある保守主義を具体化する政策の一環として、信仰・地域団体支援政策（Faith-Based and Community Initiatives）を明らかにした。これは、団体の性質を問わず、貧困対策や麻薬撲滅、犯罪抑止をはじめとする様々な福祉・教育などの地域に根ざした小規模な団体の活動を促進することを目的とするが、実際は、信仰団体を対象として、公的な補助金等の受給にかかる障害を除去しようとすることを主眼としている。一般の団体と同様に信仰団体が行っている地域活動

に対し、連邦政府の各種補助金が公平に交付されるように、すなわち、政教分離原則を理由に、行政機関が申請受理を拒否したり、支援をためらったりといった障壁を取り除こうというのである。

これを実施するため、大統領命令によってホワイトハウス内に信仰・地域団体支援室（White House Office of Faith-Based and Community Initiatives : WHOFBCI）が設置された。政治任用の職員と各省庁からの出向者による7名のスタッフで構成され（2007年3月現在）、予算は各省庁から持ちよるかたちで運営されている。また、農務省、商務省、教育省、保健福祉省、国土安全保障省、住宅都市開発省、司法省、労働省、退役軍人省、小企業省及び国際開発庁の各省庁にもそれぞれ2～7名のスタッフのWHOFBCIに対応する組織が置かれている。これらの組織が、直接補助金配分に関わることはなく、連邦政府の補助金に関する情報提供や申請手続きに関する助言、規則の改正や手続の簡略化、シンポジウムの開催、議会への働きかけなどといった活動を行っている。

WHOFBCIの資料によれば、この政策実施により、信仰・地域団体に対する採択件数が、7省庁の合計で2258件（2004年度）から2760件（2005年度）と22%上昇、交付金額で約1億5000万ドルの増加（前年度比7%増）となるなど、着実に成果を挙げており、補助金を受ける団体のうち、約10%が信仰・地域団体となってきたという。

(2) 信教の自由・政教分離との関係

WHOFBCIは、憲法の政教分離原則との関係について、宗教団体の宗教活動に対して連邦資金を提供すれば、政教分離原則違反になるが、これは宗教団体の社会活動に対して提供されるものであって、政教分離原則違反とはならないと説明する。ホワイトハウスの担当者によれば、そのために重要なのは、宗教団体が宗教活動と社会活動の「時」と「場所」を明確に分けることであるという〔2007年3月に行った聞き取り調査〕。こうした方針は、各省庁の施策にも反映されており、FBCIに基づく新ルールを示した住宅都市開発省（HUD）長官通達にも明記されている。

一方で、こうした要請が宗教団体の信教の自由を損ねるおそれもあるので、そのバランスも求められる。例えば、差別的雇用を行う団体に対しては、連邦資金を提供してはならないのが原則であるが、宗教団体が同じ宗

教を信じる者のみを雇用する自由を奪うことは信教の自由の侵害にあたるとして、信仰による雇用差別は行ってもよいとされている。しかしながら、例えば、貧困者への食事の提供を同じ信仰のある者に限定したり、祈りを強制したりすることは認められない。これについては、各省庁において具体的なガイドラインが策定されている。

(3) FBCI に対する批判と訴訟

FBCI に対しては、市民団体等が設立当初から政教分離原則違反を理由として、批判をしており、WHOFBCI を「宗教省」と揶揄する者もあった。WHOFBCI が政教分離原則に違反するとして訴訟が提起され、連邦最高裁判まで争われたが、2007 年の判決は政教分離原則についての判断をせず、ホワイトハウスを被告にした実質的な納税者訴訟であることを理由に原告には当事者資格がないとして、上告をしりぞけている (*Hein v. Freedom from Religion Foundation*, 127 S.Ct. 2553 (2007))。

FBCI と直接は関連しないが、州政府から資金を受け受刑者の矯正にあたる宗教的プログラムの合憲性が争われた下級裁判所の判決が注目される。2006 年 6 月 2 日アイオワ州南地区の連邦地方裁判所は、刑務所の服役者の更正を請け負っていた宗教団体の“InnerChange”と呼ばれるプログラムが、当該宗教団体の信仰を強制するものであるとして、これに対する州の助成を政教分離原則違反とし、2000 年から 2006 年までに宗教団体に支払われた 150 万ドルの返還を命ずる判決を下している (*Americans United for Separation of Church and State v. Prison Fellowship Ministries*, 432 F. Supp. 2d 862 (S.D. Iowa 2006))。当該プログラムでは、信仰を受け入れた者とそうでないものを差別的に扱っており、その点が問題とされた。これに対して、連邦第 8 控訴裁判所は、2007 年 12 月 3 日に、政教分離原則違反との判断は維持したが、支払われた費用の返還を命ずる部分については破棄・差し戻しを命ずる判決を下している (509 F.3d 406 (8th Cir. 2007))。

Ⅲ サンフランシスコ市における実例

1. 非営利団体と行政

サンフランシスコ市は、アメリカの中でもっとも非営利団体 (NPO) の活

動が盛んな都市の一つであるといわれる。これは、1900年代初頭の中国系をはじめとする移民が自助的なグループを形成してきた歴史に由来する。多くの場合、移民の中で活動的な人物が中心となって、地域内の住民がスタッフとなる NPO を作ると、市当局に要望して助成などを受け、コミュニティの結びつきを作ってきたのである。市当局は、それら NPO の機能をすべて担うことができないので、国籍や出身国での差別をすることなく、NPO への支援を行っているという。

今日では、日本人、フィリピン人、ヴェトナム人、アフリカ系アメリカ人、アラブ人など多様な人種が、言語や出身国を同じくする者で特定の地域に住居・生活しており、移民の増加が都市の発展につながっている面もある。ただ、90年代になって多くなったロシア系移民は、ロシア語しか話せない者もいるなど、サンフランシスコ市の発展には様々な問題もある。そこでも NPO の役割が期待される。

2. 市長室地域開発部による NPO 支援

以下では、2007年9月に現地で市当局者から行った聞き取り調査をもとに、サンフランシスコ市の市長室地域開発部の取組みを紹介し、政府と NPO、宗教団体との関係について述べていきたい。

(1) 市長室地域開発部の概要

サンフランシスコ市には、連邦政府の住宅都市開発省 (HUD) から配分される補助金を NPO に交付する事務を行う市長室地域開発部が置かれ、NPO を活用した地域開発政策が実施されている。他の自治体では、HUD の補助金を自治体自らが主体となって事業を行う例が多いが、サンフランシスコ市では、市当局は年間約 4000 万ドルの補助金交付だけを担い、すべてを NPO の活動にまわしているのが特徴である。そのうち主なもの、低所得者の住宅獲得の支援 (2000~2500 万ドル) に使われるが、その他にも福祉・教育・医療など共同体の形成や住民の啓蒙など地域社会の発展に携わる NPO の活動を広く支援している。

地域開発部には、35名の職員がおり、3つの部門を有している。第1が社会福祉 (Public Service) であり、ホームレス対策、職業訓練、家庭内暴力 (DV)、放課後保育、移民対策、高齢者対策、障害者対策、HIV 患者

対策などにあたる NPO を所管している。第 2 が経済開発 (Economic Development) で、第 3 が主要施設建設助成 (Capital Construction Grant) である。

例えば、教育関係では、17 歳以下の子どもを対象とした学校教育サポートプログラムが 30 プログラムある。また、18~21 歳向けのプログラムとして、高校卒業後、親から独立していけるように高校内にサテライトオフィスを設置するプログラムがある。「ビーコンプログラム」という、10 か所の学校内の空きスペースを NPO に開放して、午後 3 時半以降活用するものもある。いずれにしても、教育委員会との連携が欠かせないという。

(2) 補助金交付手続

補助金の交付手続には透明性と公平性が要求される。まず、年間 100~180 件の事業提案が地域の NPO や市役所の他部局から提出される。これを市から委嘱された委員で構成される地域開発委員会 (Citizens Committee on Community Development : CCCD) が審査する。この委員の職務は無償であり、地域の有力者などが市民の推薦を受けて就任する。利益配分に不公平が出ないよう、人種的構成には配慮しているとされる。彼らには、交付決定を受けた事業が着実に実施され、地域に根付くかどうか見守る役割も期待されている。審査は、事業の概要書と 2 回の公聴会によって行われ、CCCD を通過した事業提案は、市長を通じて市議会に提出され、承認を得なければならない。

HUD からは、毎年アクション・プログラムを作成すること、データベースを整備すること、連邦政府のガイドラインに従うこと、及び、決算報告をすることが求められている。決算報告は 1 ペニーに至るまで報告しなければならず、CCCD の会議の水すら買うことが認められないという。

(3) 信教の自由・政教分離原則との関係

地域における NPO 活動において、宗教的背景を有する NPO の存在意義は大きい。例えば、2005 年 8 月のハリケーン「カトリーナ」の救援の際、迅速に対応したのがそれらの団体だった。概して、信仰に基礎を置く団体は経済的に見ても規模が大きく活動的であり、長年の活動実績を持ち、サービス提供の基盤がしっかりしているところが多いといえる。ただ、そうした団体に対して公的機関が支援・助成をする場合、当然、信教

の自由や政教分離原則との関係で問題が生じてくる。これは地域開発部の補助金交付事務にもあてはまる。

ひとえに宗教的背景を有する団体と言っても、主に3つのパターンが存在する。第1は、昔は宗教的色彩が強かったが、今日では世俗的なものである。第2は、教会から数百年以上前に独立した団体で、教会とは別に活動しているものである。第3は、まさに「教会」として申請してくるもので、これが信教の自由との関係でグレーゾーンに当たる。

HUDの通達によると、助成対象となるNPOが、宗教を理由に差別的なサービス提供をしてはならないとしている（もちろん、所得や人種、性別なども同様である）。市当局としては、信教の自由や政教分離原則に抵触しないよう、HUDの通達に従っているという。ただし、実際に宗教活動と非宗教活動を区別することは難しく、微妙なものであるというのが現場の認識である。概して言えば、時と場所を区別することが必要といえる。例えば、サービスを提供する際に祈りを捧げるとしても、宗教活動と異なることを伝え、自発的な参加を呼びかけるならば許容されるという。なお、HUDの通達はよく変更されるので、注意が必要であるという。

(4) FBCIのインパクト

ブッシュ政権のFBCIによる現場の事務への影響についてたずねたところ、サンフランシスコ市当局としての変化はないという。地震などの災害や低所得者層対策など、危機や困難においてサンフランシスコ市民は地域ごとに組織立てられた自発的な活動を行い、協力し合ってきた伝統があり、市当局は、それらを宗教的・非宗教的NPOの区別することなく支援するよう努めているからであるという。

ただ、これは、伝統と実績を有するサンフランシスコ市に特有のものであって、他の市町村では、「ユダヤ」とか「カトリック」といった名称が付いているというだけで行政が補助金を提供しない例もみられるという。そうした地域では、NPO活動をする組織がサンフランシスコ市ほど多極化していないのである。コミュニティに根ざした団体は、独自の資金やインフラをもって、公的な福祉サービス・援助を超えた支援（アウトリーチ）を行っており、コミュニティへのインパクトは大きい。これに着目した点で、連邦政府の政策は良いと思うというのが市当局者の感想であっ

た。

なお、こうした前向きの評価がある一方で、カリフォルニア州司法省の担当者のように、司法長官の権限が制限されたままで、より多くの補助金が宗教団体に与えられるようにする政策を推進することが、不透明な資金流用を増やすことにつながらないかと危惧する立場があることも付言しておきたい〔2007年9月の聞き取り調査〕。

【参考文献】

全般

- 蓮見博昭『宗教に揺れるアメリカ—民主政治の背後にあるもの』（日本評論社、2002年）
- 堀内一史『分裂するアメリカ—その宗教と国民的統合をめぐる』（麗澤大学出版会、2005年）
- 森本あんり『アメリカ・キリスト教史—理念によって建てられた国の軌跡』（新教出版社、2006年）
- 大宮有博『アメリカのキリスト教がわかる—ピューリタンからブッシュまで』（キリスト新聞社、2006年）
- 石村耕治編『宗教法人法制と税制のあり方—信教の自由と法人運営の透明性の確立』（法律文化社、2006年）
- エドウィン・S・ガウスタッド（大西直樹訳）『アメリカの政教分離—植民地時代から今日まで』（みすず書房、2007年）

第1節

- 大石真『憲法と宗教制度』（有斐閣、1996年）
- 森孝一編『アメリカと宗教』（日本国際問題研究所、1997年）
- 芦部信喜『宗教・人権・憲法学』（有斐閣、1999年）
- 佐々木弘道「合衆国憲法の政教分離条項」成城法学 64号（2001年）
- リチャード・ピラード&ロバート・リンダー（堀内一史ほか訳）『アメリカの市民宗教と大統領』（麗澤大学出版会、2003年）
- 千葉真・大西直樹編『歴史のなかの政教分離—英米におけるその起源と展開』（彩流社、2006年）
- 安西文雄「信教の自由の展開」安西文雄他著『憲法学の現代的論点』（有斐閣、2006年）。
- DANIEL A. FARBER, THE FIRST AMENDMENT (2th ed. 2003).
- CHRISTOPHER L. EISGRUBER, LAWRENCE G. SAGER, RELIGIOUS FREEDOM AND THE CONSTITUTION (2007).
- U.S. CENSUS BUREAU, STATISTICAL ABSTRACT OF THE UNITED STATES (2008).

第2節

森泉章『法人法入門』（有斐閣、1986年）

木南敦「統一州法運動と立法権」京都大学法学部創立百周年記念論文集第1巻
（有斐閣、1999年）113-42頁

石村耕治編『カリフォルニア非営利公益法人法』（信山社、2000年）

MICHAEL C. HONE, REVISED MODEL NONPROFIT CORPORATION ACT: OFFICIAL TEXT
WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES (1988)

Evelyn Brody, Institutional Dissonance in the Nonprofit Sector, 41
Villanova Law Review 433 (1996)

ARETHA J. OLIVAREZ, THE BEST GUIDE FOR NONPROFIT CORPORATIONS (2004)

GARY M. GROBMAN, THE NONPROFIT HANDBOOK (4th ed. 2005)

ROBERT L. MADDEX, STATE CONSTITUTIONS OF THE UNITED STATES, (2nd ed. 2006)

SCOTT A. MERRIMAN, RELIGION AND THE LAW IN AMERICA, AN ENCYCLOPEDIA OF
PERSONAL BELIEF AND PUBLIC POLICY (2007)

第3節

石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』（成文堂、1992年）

石村耕治『アメリカ連邦税財政法の構造』（法律文化社、1995年）

田近肇「アメリカの宗教法人税制の検討——憲法の視点から——」宗教法 21
号 231頁（2002年）

JOSEPH R. GRODIN, CALVIN R. ASSEY, RICHARD B. CUNNINGHAM, THE CALIFORNIA
STATE CONSTITUTION: A REFERENCE GUIDE (1993)

IRS, *Tax Guide for Churches and Religions Organizations* (Publication 1828,
Rev. 2003).

IRS, *Tax-Exempt Status for Your Organization* (Publication 557 Rev. 2005).

IRS, *Applying for 501(c)(3) Tax-Exempt Status* (Publication 4220, 2003)

IRC, *Tax on Unrelated Business Income of Exempt Organization* (Pub. 598,
Rev. 2005).

BOE, *Property Tax Exemptions for Religious Organizations* (Pub.48, April
2007).

FTB, *Exempt Organizations "Nonprofit doesn't mean tax exempt"* (FTB Pub

927, Rev. 7-2003).

FTB, *Exempt Organizations – Requirements for Filing Returns and Filing Fees* (FTB Pub. 1068, 06-2006)

BRUCE R. HOPKINS, *THE LAW OF TAX-EXEMPT ORGANIZATION*, (9th ed. 2007)

第4節

川合正兼『コミュニティの再生とNPO』（学芸出版社、1998年）

レスター・サラモン（山内直人訳）『NPO 最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』（岩波書店、1999年）

ジョン・R・ヒネルズ（佐藤正英監訳）『世界宗教事典』（青土社、1999年）

新田紀子「思いやりのある保守主義—その政治的・政策的意味」久保文明編『G・W・ブッシュ政権とアメリカの保守勢力—共和党の分析』（国際問題研究所、2003年）68-100頁

近藤健『アメリカの内なる文化戦争—なぜブッシュは再選されたか』（日本評論社、2005年）

栗林輝夫『キリスト教帝国アメリカ—ブッシュの神学とネオコン、宗教右派』（キリスト新聞社、2005年）

ロバート・D・パットナム（柴内康文訳）『孤独なボーリング—米国コミュニティの崩壊と再生』（柏書房、2006年）

ESTER KAPLAN, *WITH GOD ON THEIR SIDE, GEORGE W. BUSH AND THE CHRISTIAN RIGHT* (2004)

AMY E. BLACK, DOUGLAS L. KOOPMAN & DAVID K. RYDEN, *OF LITTLE FAITH, THE POLITICS OF GEORGE W. BUSH'S FAITH-BASED INITIATIVES* (2004)

JOHN C. MCCOLLISTER, *GOD AND THE OVAL OFFICE* (2005)

PAUL KENGOR, *GOD AND GEORGE W. BUSH, A SPIRITUAL LIFE* (2005)

DAVID L. HOLMES, *FAITHS OF THE FOUNDING FATHERS* (2006)

DAVID QUO, *TEMPTING FAITH, AN INSIDE STORY OF POLITICAL SEDUCTION* (2006)

MICHELLE GOLDBERG, *KINGDOM COMING, THE RISE OF CHRISTIAN NATIONALISM* (2007)

海外の宗教事情に関する調査報告書 平成 20 年 3 月

編集/発行 文 化 庁

(〒100-8959) 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話 03 (5253) 4111 (代表)

無断転載を禁ず。